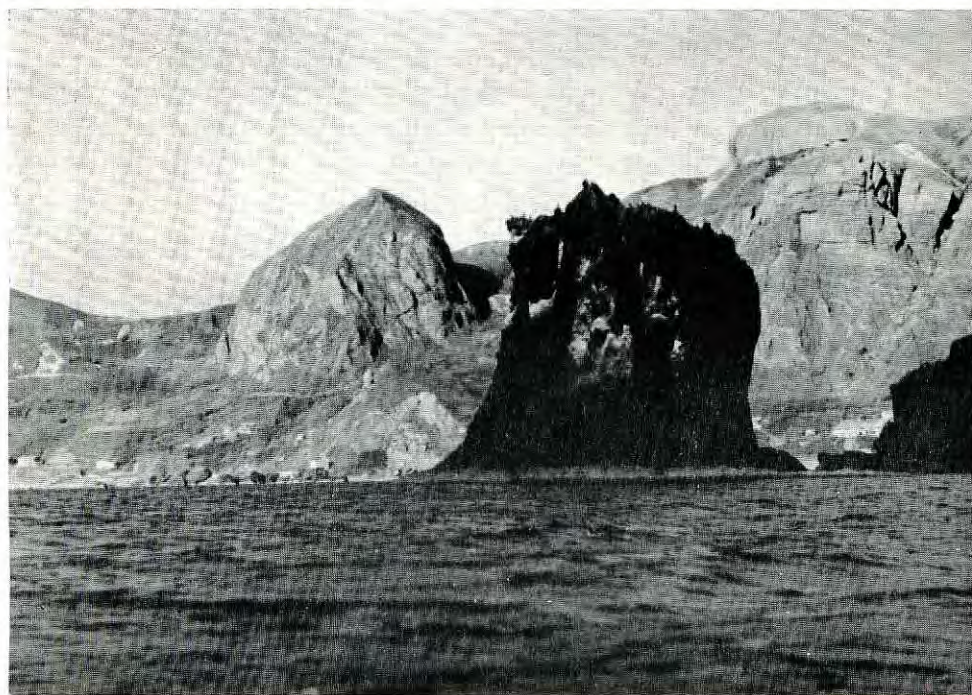


# 北海道議會時報

特集 第2回定例道議會

第 19 卷 第 7・8 号

昭 和 42 年 7・8 月



北 海 道 議 会 事 務 局

----- 第7・8号目次 -----

議会の動き

第2回定例道議会	1
本 会 議	2
決議・意見書	22
議会運営委員会	30
常任委員会	33
特別委員会	42
総合開発調査特別委員会	
石炭対策特別委員会	
北海道百年記念事業特別委員会	
予算特別委員会	

会 合

全国都道府県議会議長会	54
全国都道府県議会離島振興促進協議会	54
新産業都市建設促進道県議会協議会	54
都道府県議会議員共済会	54
全国都道府県議会豪雪災害対策協議会	54
全国都道府県議会畜産振興対策協議会	54
渉外関係都道府県議会議長会	55
全国道県議会国有林野開放対策協議会	55
北海道東北6県議会議長会	55

資 料

昭和42年度全国都道府県当初予算と昭和40年度全国都道府県 決算の概要	57
--	----

6・7月のメモ

表紙写真

—— 礼文島猫岩 ——

猫岩はその形状が猫のたたずむの  
に似て前面の海原背面の絶壁と調  
和し一幅の絵をなしている。

礼文町提供



## 石坂議員逝去

議員石坂幸次君（社会）は、病気のため、6月25日正午急逝され、6月27日砂川市信光寺において日本社会党砂川支部葬により告別式が執行された。なお、6月28日、開会中の第2回定例道議会において神部議員（自民）により追悼演説が行なわれた。

### 追 悼 演 説

私は、石坂幸次君の御逝去につきまして、つつしんで哀悼の辞を申し述べたいと存じます。

石坂幸次君におかれましては、去る6月15日、突然、クモ膜下出血を起こし、専心治療につとめられたのでありますが、病にわかにはあらたまり、手厚い看護もそのかいなく、25日正午ついに長逝せられたのであります。まことに痛恨哀惜の念にたえない次第であります。

石坂幸次君は、性まことに温厚にして誠実、かつ、情義に厚く、大正8年富山県上中島小学校を卒業し、昭和16年東洋高圧工業株式会社北海道工業所に入社、昭和22年には、同工業所労働組合執行委員長に選ばれ、4期勤められたほか、全道労協議長、北海道地方労働委員会委員として働く者の社会的、経済的地位向上のため、身を挺して活躍されたのであります。

石坂幸次君が本道政界に入られましたのは、昭和22年でありまして、まず、砂川町議会議員に当選、爾來4期16年の長きにわたり、かつ、その間しばしば推されて副議長、議長となり、砂川市の発展のため尽力されたのであります。

次いで、昭和38年地域住民の絶大なる期待を担って道議会議員に当選、道政に参画されて以来、現在まで2期5年にわたり道政進展のため努力を重ねられたのでありまして、温厚な風格の中にき然たる政治信念を凝め、道政各般についての豊富な識見と非凡なる政治手腕を買われ、建設委員、予算特別委員、決算特別委員、議会運営委員等に選任されたほか、今期は農務副委員長となり、本議場におきましては、しばしば地方財政、農業、公害対策等の諸問題をとり上げ、その所信を強く道政に反映させて参つたのであります。さらに、昭和38年には、北海道都市計画審議会委員に就任、また、日本社会党にありましては、砂川支部長、空知協議会議長、北海道本部副執行委員長等を歴任し、本道政界及び労働界に尽くされた功績はきわめて大きいものがあつたのであります。御承知のとおり、石坂幸次君は、先般招集されました臨時会に出席され、次いで6月初めに上京して農家負債整理対策について中央折衝を行ない、引き続き10日の農務委員会において特に鶏のニューカッスル病対策をとり上げ質問され、そのときは、お元氣の様子と拝しておりましたが、思えばこの日が同君の議会活動の最後の日となつたのであります。

本道は、今、第2期総合開発計画、冷害恒久対策、石炭対策の推進等重大な時機に際会しており、特に石坂幸次君の農務副委員長としての活躍に期待するところまことに多いとき、不幸にも病魔のおかすところとなり、遂に60歳を一期に長逝されましたことは、まことに痛惜にたえないところでありまして、衷心から哀悼の至情を捧げるものであります。

ここに謹しんで、石坂幸次君の御冥福を祈り一言もつて追悼の辞といたします。



## 樋口議員逝去

議員樋口哲男君（自民）は、病気のため、7月13日午後11時逝去され、7月18日八雲小学校体育館において町民葬により告別式が執行された。なお、7月21日開会中の第2回定例道議会において岡田（義）議員（社会）により、追悼演説が行われた。

### 追 悼 演 説

私は、樋口哲男君の御逝去につきまして、謹んで哀悼の辞を申し述べたいと存じます。

議員各位と共に、同僚として、道民の幸福と道政進展のために尽すいせられた樋口哲男君は、去る4月の地方選挙において、当選直後、ただちに札幌医科大学附属病院に入院、胃病の治療につとめられましたが、その後不幸にして、胃ガンと診断され、御家族の手厚い看護と、近代医学を持つてする治療も空しく、病にわかにあらず、去る13日午後11時ついに長逝されたのであります。まことに痛恨の極みであり、哀惜の念にたえません。

樋口哲男君は、性まことに温厚篤実、情誼に厚く、かつ、清廉潔白、党内外においても語るに足る良識の政治家として誰しもが認めたところであり、稀に見る実行の人でありました。昭和11年北海道大学農学部林学実科を卒業後、直ちに樺太庁に勤務し、林業の指導と、開発振興に努力されたのであります。昭和20年、樺太引揚者を統率して、函館市に引き揚げ、樺太庁函館出張所において、樺太島民疎開援護業務に従事、昭和23年樺太庁退官後、引揚者援護のため、函館市鶴岡町において、鶴岡市場商業協同組合を設立し、26年から現在まで、同組合理事長として、一貫して組合業務の安定と引揚者の生活向上に、一身の努力を傾けてこられたのであります。また、昭和30年に、八雲町道南木材工業株式会社社長に就任、多くの困難を克服しながら、その経営の安定を図つてこられたことは、御承知の通りであります。樋口哲男君は、本道政界に入られましたのは、昭和26年であります。終戦の激しい荒波と斗い、社会の為に直接身をもつて努力されたことが、函館市民多数の支持に結びつき、若くして函館市議会議員に当選、同市発展のため尽力されたのであります。次いで昭和34年、衆望になつて、渡島支庁管内より、道議会議員に立候補し、見事栄冠をかちえられ、以来、3期にわたり、道政に参画、地方自治の確立、本道総合開発の促進に大きく貢献し、この間、推されて、文教林務副委員長、水産委員長の重責を果たし、農務、農地開拓、厚生各常任委員、予算、決算、総合開発調査、石炭対策、水害対策各特別委員、議会運営委員等に連任され、また、自由民主党にありましては、北海道連合会政務調査会副会長、選挙対策委員会副委員長、広報委員長、道民運動本部副部長等、党の要職につき、議会にあつても、更に又、党においても、中核的立場にあつて活躍してきました。一方、道南木材社長をはじめ、函館商工会議所議員、北海道治山協会会長、北海道水産加工協会会長をつとめられた外、数多くの木材関係団体、或は、引揚者、傷兵軍人関係団体等の役員を歴任、本道経済の発展はもとより、社会福祉の向上に邁進されたことは、樋口君の活動的性格と相俟つて、その功績は、極めて大きいものがあつたのであります。

思うに、樋口哲男君は、学生時代の大病が原因であつたのか、日頃身体の不調を訴えておりました。このような、条件を背負い、よく今日まで、公共の福祉のため、社会のため、一身を捧げることが出来ましたゆえんのもの、性来の強い責任感、加えて、若くして増かつた敢闘精神のたまものであると存するのであります。しかし、議員の職責は激職であり、東奔西走の日が続き、とみに健康を害しておられたようであります。今次の地方選挙には、病と斗いながら15日間、走り続け、見事当選されたのであります。遂に樋口君は、今期において、1日も本議場に姿を見ることが出来ず、我々も、彼の温顔に接することが出来ませんでした。今、樋口君の中心を思うとき、同じく道政に参画する者として、その心情察するに余りあります。まことに御同僚にたえません。

本道は今、総合開発計画推進の重要な時に当たり、幾多の困難な問題が解決されなければならないとき、樋口君の大胆な判断力と強い実践力に期待するところ、まことに大きいものがあつたのであります。不幸にして、病魔の犯すところとなり、ついに51歳を一期に長逝されたことは、まことに痛惜に絶えず、衷心から哀悼の至情をささげるものであります。

ここに、つつしんで樋口哲男君の生前の業績をたたえ、その遺徳をしのび、心から御冥福をお祈りして追悼のことばといたします。

# 議会の動き

## 第2回定例道議会

- ① 知事、道議改選後初の政策予算を審議する第2回定例道議会は、6月28日招集され、同日開会、会期を7月22日まで25日間に決定、ついで42年度補正予算をはじめ、これに関連する議案等33件が上程され、知事から道政執行方針および提案説明、教育長から教育行政執行方針について説明の後、議案調査のため6月29日から7月3日まで5日間休会した。
- ② 休会明け7月4日から代表質問、5日から一般質問が行なわれ、8日質疑を終結し、同日21人からなる予算特別委員会を設置のうえ、議案の各委員会付託を行なった。
- ③ 代表質問および一般質問において論議の中心となった問題は、第3期総合開発計画策定、新産業都市建設、明年度開発予算要求等総合開発の諸問題、道政執行方針、

教育行政執行方針、選挙公約実現問題、社会福祉、社会開発、無医無水無電灯解消問題、資本自由化対策、中小企業対策、労働力流出防止、電力問題、貿易振興および鉱業振興問題、物備問題、石炭産業問題、道路整備、河川改修、空港整備、治水問題、住宅建設問題、農家負債整理、寒地農業確立、酪農振興、開拓営農振興問題、サケ、マス漁業および沿岸漁業振興問題、交通事故防止および公害問題、青少年健全育成、道徳教育、高校再編成、教員待遇改善問題、自衛隊基地問題、開道百年記念事業、冬季オリンピック、地方自治振興、道財政、人事異動、綱紀肅正等の諸問題が主に取り上げられた。

- ④ 予算特別委員会は、8日に正、副委員長の互選を行ない、10日から42年度補正予算等に対する各部所管の審議に入り、議会効率化の関連から、一部、一問一答方式の採用を試みるなど、連日活発な質疑が行なわれ、21日質疑を終結し、意見の調整に入り、22日付託案件を可決して審査を終了した。
- ⑤ 再開明けの21日は、副知事、教育委員、人事委員、監査委員等一連の人事案件が上程され、知事提案説明後、起立採決により原案のとおり同意議決した。
- ⑥ 会期末の22日は、42年度補正予算等が上程され、予算特別委員長報告後、少数意見留保者の報告が行なわれ、起立採決により原案可決、ついで北海道百年記念事業の推進に関し、必要な調査を行なうため、17人からなる北

### 第2回定例道議会に知事から提出のあつた案件

提出月日	番号	件名	議事経過
6.28	1	昭和42年度北海道一般会計補正予算	7. 22 原案可決
同	2	昭和42年度北海道立病院特別会計補正予算	同
同	3	昭和42年度北海道真駒内大麻団地開発事業特別会計補正予算	同
同	4	昭和42年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算	同
同	5	昭和42年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算	同
同	6	昭和42年度北海道地方競馬特別会計補正予算	同
同	7	昭和42年度北海道有林野事業会計補正予算	同
同	8	昭和42年度北海道電気事業会計補正予算	同

同	9	昭和42年度北海道工業用水道事業会計補正予算	同
同	10	昭和42年度北海道有料道路事業会計予算	同
同	11	北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案	同
同	12	北海道職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案	同
同	13	北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	同
同	14	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行条例の一部を改正する条例案	同
同	15	北海道税条例の一部を改正する条例案	同
同	16	保健所設置条例の一部を改正する条例案	同
同	17	北海道工業開発促進条例の一部を改正する条例案	同
同	18	北海道立学校設置条例の一部を改正する条例案	同
同	19	北海道営有料道路事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例案	同
同	20	北海道管工業用水道料金及び分担金徴収条例案	同

北海道百年記念事業特別委員会を設置、このあと、社会、公明、共産3党共同提出の健康保険に関する要望意見書を問題とし、趣旨弁明、討論が行なわれ、起立採決の結果、起立少数にてこれを否決していつさいの案件を議了、開会以来25日目の7月22日夜閉会した。なお、今定例会において、先に逝去された大島議員(自民)、石坂議員(社会)、樋口議員(自民)の欠員に伴い、あらたに五十嵐議員(公正ク)、石村議員(自民)、遠藤議員(社会)がそれぞれ繰上補充当選した。

## 本 会 議

⑦ 提出案件の処理状況はつぎのとおり。

提出者	提出件数	議 決 の 状 況					計
		原案可決	否決	同意議決	承認議決	報告のみ	
知事	48	34	—	5	2	7	48
議員	15	14	1	—	—	—	15
合計	63	48	1	5	2	7	63

○6月28日 午後1時5分開議、岩本議長、昭和42年第2回定例会の開会を宣し、引き続き開議、議長から去る5月24日、繰上補充当選した五十嵐長寿議員(公正ク)を紹介、日程第1補充議員の議席の指定ならびに議席の一部変更の件を議題とし、書記朗読のとおり議席の指定ならびに議席の一部変更を決定、つぎに日程第2会議録署名議員の指定を行ない、諸般の報告の後、議長から、元道議会議員横路節雄君(6月14日)、同香川兼吉君(6月17日)の逝去について弔辞を贈り哀悼の意を表した旨、ならびに6月25日、同僚議員石坂幸次君が病気のため逝去された旨の報告があり、ついで神部議員(自民)から追悼演説の後、石坂議員の逝去を悼み、弔意を表するため、全員起立の上、1分間の黙禱を行なった。ついで日程第3会期決定の件を議題とし、今会期を6月28日から7月22日まで25日間に決定、つぎに日程第4補充議員の常任委員選任の件を議題とし、委員会条例第6条第1項の規定により、五十嵐議員を水産委員に指名選任、つぎに日程第5議案第1号ないし第31号、報告第7号および第8号を議題とし、知事から道政執行方針および提案説明、教育長から教育行政執行方針にあわせ去る6月9日

同	21	北海道公営企業条例の一部を改正する条例案	同
同	22	北海道立登別労働者保養所条例を廃止する条例案	同
同	23	北海道開拓融資保証協会に対する出資の件	同
同	24	北海道農業信用基金に対する出資の件	同
同	25	林業信用基金に対する出資の件	同
同	26	社会福祉法人北海道社会復帰事業協会(仮称)に対する出資の件	同
同	27	工事請負契約締結議決変更の件	同
同	28	工事請負契約締結議決変更の件	同
同	29	工事請負契約締結議決変更の件	同
同	30	工事請負契約締結議決変更の件	同
同	31	財産の処分に関する件	同
7. 8	32	北海道空港条例の一部を改正する条例案	同

7.21	33	北海道副知事選任につき同意を求める件	7. 21 同意議決
同	34	北海道教育委員会委員選任につき同意を求める件	同
同	35	北海道人事委員会委員選任につき同意を求める件	同
同	36	北海道監査委員選任につき同意を求める件	同
同	37	北海道建築審査会委員選任につき同意を求める件	同
同	38	特別職職員の退職手当の額を定める件	7. 21 原案可決
同	39	上磯郡知内村を知内町とするの件	7. 22 原案可決

### 報 告

提出月日	番号	件 名	議事経過
6.28	1	財団法人北海道新聞社会福祉振興基金の経営状況に関する件	6. 報 告
同	2	北海道住宅供給公社の経営状況に関する件	同
同	3	財団法人北海道開発用地公社の経営状況に関する件	同

焼失の道立岩内高等学校の火災報告と遺憾の意思表示があり、つぎに日程第6陳情第11号および第12号を議題とし、異議なく石炭対策特別委員会に付託することを決定、終わって議案調査のための休会についてはかり、6月29日から7月3日まで5日間休会、4日再開することに決定して、午後2時25分散会。

## 知事道政執行方針

本日ここに、昭和42年第2回北海道議会定例会の開会にあたり、私の道政執行についての基本的方針を明らかにいたしたいと存じます。

私は、北海道百年を迎えようとするこの意義あるときにあたり、三たび道民の御支持を得て、道政を担当することになりました。私は、その重責を銘記し、心を新たに、さきの選挙において公約した諸施策の実現につとめ、道民各位の信頼に応えてまいる決意であります。

道政究極の日標が道民生活の安定向上にあることは申すまでもありません。私は、本道産業の発展を積極的に助長するとともに、これを豊かな生活に結びつけるよう、人間尊重の理念を基調とし、時代の進展に即応する施策の展開をはかつてまいる所存であります。

このため、過去の道政に謙虚な反省を加え、本道の進むべき方向を見極めるとともに、常に道民の心を心とし、道民が真に求めるところを断行するよう、とくに意を用いてまいりたいと存じます。

しかしながら、本道発展の原動力をなすものは、あくまでも地域住民の旺盛な意欲と自主的な努力にはかならないのでありまして、私は、道民の間に、深い郷土愛と伝統ある開拓者精神が振起されるよう、一層配慮してまいる所存であります。

本道の総合開発は、国の開発投資に支えられて、逐年進展をつづけておりますが、私は、今後も第2期北海道総合開発計画を、経済諸情勢の変動に即応し、道内各地域の均衡ある発展に配慮しながら、さらに強力に推進してまいる所存であります。

開発の根幹ともいうべき道路・鉄道・港湾などの運輸交通施設、住宅・上下水道などの生活環境施設については、産業活動の活発化と道民生活の向上に資するよう、その整備につとめてまいりますとともに、治山・治水事業を充実して、災害の未然防止をはかつてまいりたいと存じます。

本道の産業経済は着実な成長をとげ、さらに大きな発展がみこまれるのでありますが、その前途は必ずしも平坦であるとはいえません。

したがって、私は、産業人の一層の努力と奮起を期待するとともに、各地域の実情に即し、四季を通ずる活気

同	4	昭和41年度北海道継続費繰越計算書報告の件	同
同	5	昭和41年度北海道繰越明許費繰越計算書報告の件	同
同	6	昭和41年度北海道事故繰越し繰越計算書報告の件	同
同	7	専決処分報告につき承認を求める件（北海道税条例等の一部を改正する条例42.5.31専決処分）	7. 22 承認議決
同	8	専決処分報告につき承認を求める件（昭和42年度北海道補正予算42.6.14専決処分）	同
同	9	専決処分報告の件（損害賠償額の決定42.6.16専決処分）	6. 28 報 告

## 議員から提出のあつた案件

### 決 議 案

提出月日	番号	件 名	議事経過
7.22	1	北海道百年記念事業特別委員会設置に関する決議	7. 22 原案可決

同	2	公害防止条例制定促進に関する決議	同
同	3	労働力の確保と高齢者の安定職場開拓に関する決議	同
同	4	交通事故防止対策確立に関する決議	同

### 意 見 案

提出月日	番号	件 名	議事経過
7.22	1	北海道における道路整備促進に関する要望意見書	7. 22 原案可決
同	2	北海道における治水事業促進に関する要望意見書	同
同	3	北海道における住宅建設促進に関する要望意見書	同
同	4	漁船海難防止に関する要望意見書	同
同	5	寒冷地手当増額に関する要望意見書	同
同	6	国立大学設置に関する要望意見書	同
同	7	職業訓練の拡充強化に関する要望意見書	同

にみちた産業活動が行なわれるよう、積極的な施策を講じ、道民所得の向上をはかつてまいり所存であります。

本道産業の大宗をなす農林漁業は、国内における農林水産物の主要な供給基地として重要な地位を占めているばかりでなく、豊かな将来性を有しておりますので、生産基盤の充実、技術の高度化、金融の拡充はもとより、優秀な後継者の養成確保に一層つとめ、生産性の高い近代的な農林漁業を育成してまいりたいと存じます。とくに、農業については、適地適作を根底とする寒地農業の確立に全幅の努力を傾けてまいり所存であります。

本道経済の発展に大きな役割を果たす資源利用工業、機械工業などの地場産業については、とくに積極的な育成につとめるとともに、長期的視点にたつて、立地条件の整備をはかり、企業の誘致を促進してまいりたいと存じます。

また、中小企業については、経営者自らの体質改善への意欲を振起し、金融の円滑化、事業の協業化などにより、その近代化を促進してまいりますとともに、貿易・観光の振興をはかり、さらに、石炭鉱業の安定、産炭地域の振興、地下資源の開発などに一層の配慮をいたしてまいり所存であります。

近年、労働力、とくに若年労働力がひつ迫のすう勢にありますことは、本道の産業経済の発展のためにゆるがせにできない重要問題であります。

私は、労働福祉の向上、職業訓練の充実などに一段と努

力し、若年労働力の道内定着と技能労働力の確保をはかつてまいりたいと存じます。

また、産業平和のうちに、企業の繁栄と産業従事者の生活の向上をはかるため相互の信頼と協力の精神にもとづく健全な労使関係が確立されるよう、心から期待するものであります。

近時、社会の急激な進展に伴い、道民生活はいよいよ複雑化し、常に新たな課題に当面しております。

私は、道民の生命、財産を脅かす障害の除去に万全を期するとともに、すべての道民が明るく健全な生活を営むことができるよう、最善の努力をいたす所存であります。

とくに、激増する交通事故、海難、頻発する各種の災害の防止につとめ、ひろく道民の間に人命尊重と適法の精神が醸成されるよう格段の配慮をいたすとともに、安全施設の整備などをすすめて事故の根絶をはかつてまいりたいと存じます。

また、消費者物価上昇の傾向に対処し、価格安定のための努力を傾注する所存であります。とくに、生鮮食料品の生産と流通の円滑化につとめるとともに、消費生活の改善を積極的に推進してまいりたいと存じます。

最近、本道においても、都市への人口集中が顕著となり、都市機能の低下と生活環境の悪化が憂慮されております。私は、無秩序な膨脹を防ぎ、住みよい都市づくりをすすめるため、広域的な都市計画を促進するとともに、公共

同	8	港湾労働福祉センターの設置に関する要望意見書	同
同	9	北海道農家負債整理促進に関する要望意見書	同
同	10	交通安全対策推進に関する要望意見書	同
同	11	健康保険に関する要望意見書	7. 22 否 決

### 請 願・陳 情

第2回定例道議会において常任委員会および特別委員会に付託された請願、陳情はつぎのとおりである。

#### 請 願

文書 表番 号	件 名	請 願 者	付託 委員 会	審 査 の 結 果
1	室蘭市と登別町との境界変更の件	境界変更期成会 会長 安田 正雄	総務	継続 審査
2	医療保険抜本改悪反対の件	日本患者同盟北 海道連合会 阿部 良雄	厚生	議決 不要

3	札幌市北の沢落岩観光道路より真駒内に連絡する道路建設の件	落岩地区連合会 長 安斎 幸作	建設	継続 審査
4	札幌市南15条西1丁目に交通信号機設置の件	札幌市南15条西 1丁目 小野寺軍治	総務	同
5	交通安全対策予算増額等の件	新日本婦人の会 札幌支部会長 船山 しん	同	同
6	政和犬牛別線を道道に認定の件	幌加内町長 堀 喜代松	建設	同
7	道道添牛内風連線の一部区域変更の件	同	同	同
8	道道美馬牛神楽線旭橋の移設反対の件	神楽町聖和5区 開発期成会会長 岸田 義海	同	同
9	公務員の寒冷地手当増額の件	全北海道労働組 合協議会議長 星野 健三	総務	採択
10	北洋はえなわ刺網漁業着業船の増枠分の漁場を在根室に解放の件	国後島引揚者会 代表 内野 輝雄	水産	継続 審査
11	尻別川災害復旧工事施行の件	俱知安町長 吉田富美雄	建設	同
12	道道俱知安京極線の路面改良及び冬期除雪実施の件	俱知安町地内高 砂、富士見、鶯、 豊岡各部落代表 西 春雄	同	同
13	一般国道函館、松前、江差線の整備促進の件	一般国道函館、 松前、江差線整 備促進期成会会 長 小松 太郎	同	同



施設の適正配置、交通輸送の円滑化、緑の保護と造成、公害の防除などにつとめてまいりたいと存じます。

さらに、都市周辺における優良かつ低廉な宅地の供給につとめるとともに、住宅の質的改善と持ち家建設の促進をはかつてまいる所存であります。

今なお、社会の進展からとりのこされている恵まれない児童、老人、母子世帯、心身障害者などに対しては、より手厚い援護の手をさしのべてまいる所存であります。とくに、心身障害者の療育、訓練につとめ、その社会復帰を促進してまいりたいと存じます。

また、へき地・離島における生活環境の改善、産業の助長に特段の配慮を加え、住民の生活水準の向上に最善を尽くす所存であります。

さらに、私は、健康の増進と体力の向上をはかるため、保健・医療施設の充実、医療従事者の確保などにつとめ、とくに成人病・精神衛生の対策を強化するとともに、スポーツの振興、体力づくりの推進に積極的にとりくんでまいりたいと存じます。

本道の開発はもとより、国家、民族の将来を決するものは、次代を担うべき青少年であります。

すべての青少年が、祖国愛と開拓者精神にあふれて、本道の開発に挺身し、公共の福祉に貢献せんとする気概にもえた道民として、健やかに成長することを心から念願するものであります。

私は、青少年健全育成の重要性に鑑み、各家庭がこどものしつけに真剣にとりくむことを期待するとともに、学校教育の充実、社会教育の振興に一段と意を用い、青少年の研修機会の増大と余暇の善用をすすめ、高い知性、広い視野、豊かな人間性をそなえた青少年の育成を積極的にはかつてまいる所存であります。

青少年自らも、その使命と責任を自覚して、心身の鍛錬につとめ、高き理想をかかげてたくましく前進することを熱望してやみません。

地方自治は民主政治の基盤であります。

私は、この信念のもとに、今日まで地方自治の振興に意を用いてきたところでありますが、今後もその方針を堅持し、地方自治の本旨がいよいよ発揚されるよう一層の努力をいたす所存であります。

とくに、市町村の堅実な発展は、地方自治振興の基本でありますので、私は、道と市町村との連携を一段と深めてまいる所存であります。市町村自らも、将来の方向を洞察しつつ行政水準を高め、住民福祉の増進をはかることを期待するものであります。

われわれの先人は、わずか百年の間に、未開の大地に繁栄への基礎を築きました。

いまや、この偉業のうえにたつて、新たな光輝ある歴史の創造にとりくむ時期を迎えようとしております。

現代に生きるわれわれは、あとにつづく世代とともに、

14	下水道単独事業費に対する道費補助実現の件	日本下水道協会北海道地方支部長 原田 与作	同	同
15	終末処理施設事業費に対する道費補助実現の件	同	厚生	同
16	道道美馬牛神楽線旭橋架換施行と架換位置変更の件	美咲町長 安藤友之輔	建設	同
17	健康保険法臨時特別法案撤回要請措置等に関する件	札幌医師会会長 日良 亮三	厚生	議決不要
18	北洋たらいはいさし漁業許可要望の件	根室市花咲港、色丹島民漁業生産組合長 高本 栄一	水産	継続審査
19	航空路線の確保並びに運航に伴う財政援助等の件	紋別市長 官尾 貫市	商工労働	同
20	道道昭和、石狩沼田停車場線道路改良及び除雪対策の件	沼田町長 西森 巽	建設	同
21	倶知安町地内北六線橋の架換の件	倶知安町長 吉田富美雄	同	同

2	旭川市に国立大学設置の件	旭川大学設立期成会会長、旭川市長 五十嵐広三	同	採択
3	北海道旭川養護学校の専用校舎新築の件	旭川整肢愛児の会会長 新田 勉	文教	同
4	空知教育研修センター設立に対し道費助成の件	空知教育研修センター設立期成会会長、岩見沢市長 川村芳次	同	同
5	対がん協会会館(集団検診センター)建設に対し道費助成の件	財団法人北海道対がん協会会長 広瀬 経一	厚生	取り下げ
6	村道知来別～猿払線を道道に認定の件	猿払村長 朝日 春吉	建設	継続審査
7	知内村に町制施行の件	知内村長 大野 重樹	総務	採択
8	釧路市に国立総合大学設置の件	釧路総合大学誘致準備委員会会長 栗林定四朗	同	同
9	天塩川公害対策の件	中川町長 岡田 周一	同	継続審査
10	旧旭川警察署跡地地下げの件	旭川市長 五十嵐広三	同	同
11	天塩炭鉱鉄道株式会社住吉炭鉱及び日新炭鉱閉山対策の件	小平町長 五十嵐庄治	石炭対策	同
12	産炭地市町村財政対策の件	北海道産炭市町村会会長、夕張市長 橋内 末吉	同	同

陳 情				
文書 表番 号	件 名	陳 情 者	付託 委員 会	審 査 結 果
1	浜益村と増毛町との境界変更の件	浜益郡浜益村大字群別村字大冬冬 吉田 光春	総務	継続 審査

豊かな創造力とたくましい活動力を結集して、きびしい風雪を克服し、真に北海道らしい特色ある産業、生活、文化を育てあげるべく、決意を新たにすべきであると存じます。

私は、道民の限りない発展力を確信し、ひろく各界各層の意見を積極的にとり入れ、長期的展望にたつて次の総合開発計画の策定にのぞんでまいる所存であります。

以上、私は、今後4年間にわたる道政執行の方針について述べたのでありますが、道民と心の通った清潔にして公正、能率的にして愛情豊かな道政の確立につとめ、もつて道民の負託に応えたいと存じます。

なにとぞよろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

### 知事説明要旨

つぎに、ただいま議題となりました昭和42年度補正予算案並びにその他の案件について、その大要をご説明申し上げます。

まず、予算案についてであります。本年度当初予算はいわゆる骨格予算をもつて措置いたしておりますので、今次補正予算は社会経済の動向、同の予算並びに地方財政計画等を勘案しながら、先程申述べました道政執行方針に

基づき、道民生活の安定向上を目標として編成いたしました次第であります。

この結果、補正予算の総額は

一般会計	271億4,246万円
特別会計	13億7,782万円
合計	285億2,028万円

となり、これを既定予算に累計いたしますと、予算規模は

一般会計	1,992億4,995万円
特別会計	159億9,874万円
合計	2,152億4,869万円

となる次第であります。

以下、一般会計の歳出のうち、主なるものについて順次ご説明申し上げます。

まず、第一に産業基盤等の整備について申し上げます。

産業経済活動の基盤となる道路整備事業については、公共事業費の配分枠の確定に伴い、道路関係経費として22億1,220万円を計上し、また、併せて道道、市町村道の整備を一層強化するとともに、新たに、排雪、融雪のための試験道路を建設するための経費を含め

道路維持補修費	8億6,100万円
市町村道改修費補助金	3億5,000万円
永久橋架換費	2億7,200万円
道路除雪事業費	1億5,000万円

を主な内容とする

13	旭川警察署愛山巡査駐在所新築の件	愛別町長 中山 松雄	総務	同
14	北海道岩内高等学校の火災復旧の件	岩内町長 長浜金太郎	文教 林務	採択
15	北松山町に気象測候所設置の件	北松山町長 塚越 武雄	農務	継続 審査
16	長期療養患者に対する夏期救護の件	国立北海道第1療養所内患者自治会療友会会長 石山 徳松	厚生	同
17	帯広盲人ホーム運営費に対する道費助成増額の件	社会福祉法人北海道盲点字図書館理事長 後藤 寅市	同	同
18	盲老人ホーム設置の件	北海道盲人福祉連合会会長 後藤 寅市	同	同
19	ニューカッスル病の防疫対策の件	北海道養鶏協会会長 天谷 平信	農務	同
20	北海道室蘭商業高等学校校舎の早期改築の件	室蘭市長 高薄豊次郎	文教 林務	採択
21	元道立身体障害者更生指導所、同職業訓練所の跡地利用の件	札幌市山の手町内連合会会長 小林 作治	総務	継続 審査
22	小型さけ・ます流網漁船の協業化による船型大型化実現の件	根室漁業協同組合組合長 川端 元治	水産	同
23	道道大沼公園線の一部路線変更の件	七飯町長 川尻 俊祝	建設	同

24	七飯町道仁山2号線を道道に認定の件	同	同	同
25	北海道恵庭南高等学校の学級増設の件	恵庭町長 田中 菊治	文教 林務	同
26	北海道留辺蘂高等学校の学級編制現状維持の件	留辺蘂町連合PT会長 阿部 満継	同	同
27	北海道室蘭商業高等学校の校舎改築の件	室蘭商業高等学校校舎改築期成会会長 瀬戸川省二	同	採択
28	道道小樽定山浜線の改良整備の件	小樽市長 稲垣 祐	建設	継続 審査
29	国有墓地の地すべり対策の件	函館市長 矢野 康	同	同
30	道立旭川児童相談所跡施設を旭川市に移管の件	旭川市長 五十嵐広三	総務	同
31	海岸保全区域内海岸浸食防止護岸工事施行の件	白老町長 浅利 義市	建設	同
32	国道五号線小樽市内横断歩道橋設置の件	小樽市議会議長 東 策	同	同
33	元樺太漁民の北方公海漁業進出の件	三鱗日本海水産加工業協同組合組合長 理事 福原 章成	水産	同
34	茨戸川に調節水門と滞水排泄用放水路新設の件	札幌市議会議長 松宮 利市	建設	同

道路単独事業費 17億6,000万円  
を計上いたしました。

次に、治山、治水等の国土保全関係経費といたしましては、まず、公共及び補助事業の決定に伴い、河川関係では有明ダム建設調査を、また、砂防関係では急傾斜地帯の崩壊防止事業を新たに実施することとし、これらの経費を含め

河川関係経費	11億3,817万円
砂防関係経費	2億7,500万円
海岸保全関係経費	1億2,646万円
治山事業費	3億 989万円
造林事業費	2億6,035万円

をそれぞれ計上いたしました。

また、単独事業としては、河川関係では

河川維持補修費	2,100万円
河川改修費	5,400万円
河川計画調査費	3,770万円
普通河川改修事業費	1,200万円

を、また、砂防、海岸及び治山事業については

海岸維持補修費	1,050万円
小規模治山事業費	3,700万円

を計上しますとともに、本年度より新たに砂防ダム建設事業を実施することといたしました。

次に、漁港及び大型魚礁関係事業といたしましては、公共事業の決定により

漁港修築及び局部改良事業費	3億 995万円
漁港関連道整備事業費	1,989万円
大型魚礁設置事業費	7,560万円
漁港海岸保全事業費	6,014万円

を、また、単独事業を増額し漁港等の整備を行なうこととし

漁港整備事業費	4,000万円
船揚場整備事業費	1,000万円

を計上いたしました次第であります。

次に、第二点といたしましては、本道寒冷地農業の確立について申し上げます。

過去における冷害の経緯にかんがみ、寒冷な気象条件に適応した農業経営の確立を期するため、各般の施策を樹立推進中ではありますが、今回当面実施を必要とするものについて所要の措置を講ずることとした次第でありまして、まず、生産性向上のための経費として

土地基盤整備事業費	24億6,179万円
農地防災事業費	1億5,371万円
農道等整備事業費	10億2,602万円
農用地造成事業費	6億5,765万円
小規模草地改良事業費	3億5,284万円
道営土地改良事業計画樹立費	7,072万円

を計上いたしました。

次に、農業構造改善事業につきましては、新規40地域を含めて実施することとし

農業構造改善事業費	6億1,341万円
-----------	-----------

を計上いたしましたほか、米麦の生産性向上を図るため

高度集団栽培促進事業費	2,948万円
-------------	---------

を、また、新たに地力の維持増進をはかるため、堆肥場設置について補助することとし

地力維持増進対策費	690万円
-----------	-------

を計上いたしました。

次に、本道畑作農業の安定を期するため、引き続きてん菜栽培の機械化、移植及び土地改良等の事業を実施するための経費として

てん菜移植栽培推進事業費	7,719万円
--------------	---------

てん菜合理化推進事業費	5億8,510万円
-------------	-----------

てん菜栽培改善促進事業費	336万円
--------------	-------

てん菜輪作畑改良事業費	7,741万円
-------------	---------

を計上いたしますとともに、馬鈴薯、はつか等の本道農業特産物に対し、生産近代化施設及び出荷合理化施設等を導入するための経費として

地域特産農業推進事業費	1億2,867万円
-------------	-----------

を計上し、また、馬鈴薯原種農場の整備を行なうため

原種農場整備費	700万円
---------	-------

を計上いたしましたほか、りんご果樹園の経営改善を促進するため

りんご経営改善モデル集落設置費	315万円
-----------------	-------

を計上いたしました。

次に、農業金融対策といたしましては、昨年度に引き続き

開拓融資保証協会出資金	850万円
-------------	-------

開拓地生産物金融対策資金貸付金	4,000万円
-----------------	---------

農業近代化資金融通対策費	3,134万円
--------------	---------

を、畑作地帯の土地改良事業を推進するため

畑作小規模土地改良事業費	2,730万円
--------------	---------

増反開墾促進奨励費	3,230万円
-----------	---------

土地改良事業推進資金貸付金	1,000万円
---------------	---------

畑地土地改良事業機械化施工推進費	2,320万円
------------------	---------

をそれぞれ計上いたしました。

また、沿岸漁家の実施する土地改良事業に対し補助する経費として

沿岸漁家対策事業費	4,470万円
-----------	---------

を計上いたしますとともに、山村における生産基盤の特別開発を行ない経済力の培養を図るため

振興山村対策事業費	5,552万円
-----------	---------

を計上いたしました。

次に、有畜農業振興のための経費として

寒冷地畜産振興費	3億 557万円
----------	----------

原々種畜導入事業費	1,329万円
-----------	---------

肉牛振興事業費	2,903万円
---------	---------

乳牛経済検定事業費補助金 1,009万円  
を、また、家畜の特殊疾病の予防措置と防疫に要する経費として

家畜共済損害防止事業費 5,244万円  
豚コレラ予防費 1,946万円  
家畜保健衛生所費 2,395万円

を計上いたしました。

次に、農業後継者養成等の経費として

農山漁家生活近代化センター設置費 775万円  
農村青少年研修施設設置費 1,399万円  
農業講習所施設整備費 3,000万円  
農村青少年国外派遣強化対策費 478万円

を計上いたしますとともに、寒冷地における農業技術確立のため、試験研究機関等の整備強化を図ることとし

中央農業試験場整備費 1億2,429万円  
畜産試験場整備費 4,338万円

を計上いたしました。

次に、第三点といたしまして、産業の振興対策について申し上げます。

まず、林業関係といたしましては、林道事業について、本年度より国の補助制度が改訂され、新たに道の特例補助率が認められたのでありますが、これによる補助金の増額相当分を地元負担の軽減に充てることとしたほか、大幹線林道及び峠越連絡林道事業については、道営施行として実施することとし

林道事業費 2億4,069万円

を計上したほか、道単独林道開設事業としては、従来に引き続き

経営林道事業費 2,500万円

を計上するとともに、さらに、支派線的林道網の整備を行ない、森林施業の合理化を図るため、新たに

生産林道整備事業費 3,250万円

を計上いたしました。

次に、道内におけるからまつ幼苗の供給力を高めるための措置として

からまつ幼苗生産振興費 424万円

を、林産業者の保証付融資の円滑化を図るため、林業信用基金に対し追加出資を行なうこととして

林業信用基金出資金 1,300万円

を、また、製材業者の経営安定化を図るため

製材業構造改善事業促進費補助金 300万円

を計上いたしましたほか

林業構造改善対策事業費 1億5,313万円

林業機械導入促進費 3,010万円

を計上いたしました。

なお、道東地方の林木育成試験を実施するため新たに試験地を設置することとし

林業試験場道東試験地設置費 1,175万円

を計上いたしますとともに

林産試験場開発試験室建設費 1,178万円

を計上いたしました。

次に、水産関係といたしましては

まず、沿岸漁業構造改善事業については、従来実施の3地域に合わせて本年度より道東地域を加え、これに要する経費として

沿岸漁業構造改善対策事業費 1億1,308万円

を計上するとともに

漁場改良造成事業費 2,810万円

を計上いたしました。

また、水産資源確保のため、主として北洋漁場における資源調査に当たらしめるため

試験調査船建造費 1億4,100万円

を計上いたしますとともに、基幹漁業者及び漁業後継者の養成確保のため、沿岸漁業者及びその子弟を対象とする研修施設を設置することとし

漁業研修所建設費 2,122万円

を計上いたしましたほか、漁業者の生活安定を図る漁業共済への加入促進を図るため

漁業共済加入促進奨励金 2,000万円

を、また、冷蔵、冷凍施設等水産加工施設の整備に對し助成する経費として

水産加工施設整備費 2,975万円

を計上いたしました。

次に、工鉱業関係といたしましては

産炭地域の中小企業の振興に要する経費として

産炭地特別融資資金貸付金 8,000万円

産炭地中小企業機械等購入資金貸付金 3,000万円

を計上いたしましたほか、新たに、石炭の消費拡大等を図るため

石炭燃焼機器研究開発費 800万円

北海道暖房炭サービスセンター補助金 500万円

を、また、中小鉱業の振興を図るための経費として

中小鉱山開発促進費 3,030万円

を計上いたしました。

次に、地場産業の育成のため

工業新製品開発事業費補助金 500万円

工業試験場野幌分場改築費 1,716万円

を計上いたしますとともに、工業誘致を推進するための経費として

苫小牧地区工業用水道事業調査費 500万円

工鉱業誘致助成費 1,530万円

を計上いたしました。

次に、第四点といたしまして中小企業の振興並びに労働対策について申し上げます。

中小企業振興のため、本年度も引き続き、その経営の合理化、設備の近代化等を推進することとし、中小企業向け

の貸し出し資金源の増大、制度金融の拡大、保証融資の強化等をはかる経費として

中小企業維持振興資金貸付金	4億5,400万円
中小企業設備合理化資金貸付金	5,000万円
北海道中小企業団体中央会貸付金	1億円
北海道信用協同組合連合会貸付金	1億円
北海道信用保証協会損失補償金	1億2,687万円
北海道信用保証協会保証料補給金	1,710万円

をそれぞれ計上いたしますとともに

中小企業近代化資金貸付事業特別会計において3億9,962万円を措置いたしました。

また、中小企業者に対する保証融資の損失補償につきましては、新たに13億円の債務負担行為の措置を講じたほか、中小企業の指導を充実するため、経営指導員を増強して、小規模企業の経営改善を図ることとし、これに要する経費として

小規模事業指導費	6,663万円
北海道商工指導センター負担金	1,833万円

を計上いたしますとともに、商工会館等の設置を促進するため

商工（産業）会館建設費補助金	3,304万円
----------------	---------

を、中小企業輸出産業の育成、海外市場調査等を行なうための経費として

貿易物産振興費	1,877万円
---------	---------

をそれぞれ計上いたしました。

次に、観光事業の振興を図るため観光施設整備のための経費として

健全観光宿泊施設整備費	527万円
観光公共施設整備促進費	1,450万円
道立自然公園施設整備費	1,500万円

を計上いたしますとともに、観光宣伝を強化するため、観光宣伝強化助成費を含め

北海道観光連盟補助金	1,457万円
------------	---------

を計上いたしました。

次に、労働対策といたしましては、技能労働者の養成訓練を促進するため、職業訓練所を充実強化することとし、職種の増設、寄宿舎の整備及び庁舎の移改築等を行なう経費として

職業訓練所職種増設費	5,969万円
職業訓練所寄宿舎施設整備費	3,515万円
職業訓練所庁舎移改築費	1億1,103万円
身体障害者職業訓練所費	983万円

を計上いたしましたほか、中小企業における事業内訓練の強化を図るため

事業内職業訓練費	2,544万円
----------	---------

を計上いたしました。

次に、第五点といたしまして、社会福祉の充実とへん地対策の強化について申し上げます。

精神薄弱者の援護の徹底を図りますことは当面の急務でありますので、本年度より、新たに、社会復帰を前提とした道立の総合援護施設を建設することとし

精神薄弱者総合援護施設設置費 2億3,983万円  
を計上いたしますとともに、新たに設立予定の北海道社会復帰事業協会（仮称）に対する出資金を含め

北海道社会復帰事業協会助成費	1,220万円
精神薄弱者盲ろうあ者収容授産施設設置費補助金	1,093万円

を計上いたしました。

また、民間等の社会福祉施設の整備に対し補助する経費として

身体障害者福祉施設整備費	3,765万円
精神薄弱者福祉施設整備費	2,970万円
老人福祉施設整備費	5,292万円
盲ろうあ児施設整備費	1,918万円
肢体不自由児施設整備費	1,139万円
養護児童福祉施設整備費	2,935万円
精神薄弱者通勤センター設置費	500万円

を計上いたしましたほか

生活改善整備対策費	3,693万円
収容児童処遇改善費	974万円
世帯更生資金貸付事業費補助金	6,287万円

をそれぞれ計上いたしました。

また、母子福祉を充実強化するため

母と子の家設置費	2,265万円
母子健康センター設置費	2,051万円
母子金庫事業費	500万円

を計上するとともに、母子世帯を対象とした保育所併設の道営公営住宅を建設することとし

道営社会福祉住宅建設費	6,854万円
母子アパート附設保育所設置費補助金	337万円

を計上いたしました。

次は、へん地振興対策についてであります。

へん地における公共施設の整備を促進し、国の施策と相まつて行政水準の向上を図り、地域格差の解消につとめずため

へん地等公共的施設整備資金貸付金	4億円
------------------	-----

を、また、沿岸低位生産地帯の産業を積極的に振興するため

離島及び沿岸低位経済町村振興対策費	1億3,243万円
-------------------	-----------

を計上いたしました。

次に、共同自家用電気施設を北電に移管して受益者の負担軽減を図りますことは、道政上の課題でありますことにかんがみ、今回、国の助成措置に対応して、道費による諸措置を講じますとともに、併せて無電灯農漁家の解消を図

るための経費として

へき地農山漁村電気事業費 2億4,250万円  
を計上いたしましたほか、共同自家用電気施設の末端老朽施設について単独助成を行なうこととし

農山漁村電気老朽施設改修事業費 1,830万円  
を計上いたしました。

また、豪雪地帯の山間へき地における冬期交通確保のため雪上車を購入することとし

積雪寒冷地域機械整備費 2,110万円  
を計上いたしますとともに、へき地対策諸経費として  
へき地保健福祉館整備費 1,797万円  
へき地保育所設置費 1,416万円  
開拓地婦人ホーム愛の鐘設置費 351万円  
診療所費 995万円  
定期航路運航費補助金 1,265万円  
離島会館整備費補助金 600万円  
稚内保健所支所建設費 2,048万円

をそれぞれ計上いたしました。

次に、第六点といたしまして、保健衛生の充実と人命の尊重について申し上げます。

まず、保健衛生の充実についてであります。精神衛生に関する調査研究と指導普及を図るため

精神衛生センター設置費 3,966万円  
を、また、がん対策は焦眉の急務でありますので、これに寄与いたしますため

がんセンター設備費補助金 6,000万円  
を計上いたしました。

さらに、医療従事者の充実を図りますため、歯科衛生士、看護婦等の養成施設に対し助成することとし

医療技術者養成所等整備費補助金 400万円  
保健婦、助産婦、看護婦修学資金貸付金 1,477万円

看護婦等養成所整備事業費 3,140万円  
を計上いたしました。

また、老朽保健所の改築、公衆衛生現任職員教育施設を設置いたしますため

保健所整備費 3,542万円  
を計上いたしましたほか

保存血液需給対策費 794万円  
伝染病隔離病舎整備費 2,198万円

をそれぞれ計上いたしました。

次に、人命の尊重についてであります。最近の交通事故増加の状況にかんがみ、交通安全対策の総合調整を行なうことといたしますとともに、交通事故に関する諸般の相談に当たらしめすため

交通事故相談所費 359万円  
を計上いたしましたほか、交通安全の万全を期しますため

交通安全道民運動推進委員会補助金 2,300万円

交通安全指導員設置費 500万円  
交通安全モニター設置費 171万円  
交通安全セツトカー購入費 418万円  
交通事故多発市町村対策費 120万円

を計上いたしました。

また、道路関係におきましても、歩道造成を積極的に行ない、歩行者の安全を図るとともに、歩道橋の増設、防護柵の設置等を整備するため

道路交通安全施設費 3億3,600万円  
を計上いたしました。

このほか

交通指導取り締り費 1,442万円  
交通規制整備費 7,267万円

を計上し、指導取り締り及び施設の整備充実を図ることといたしました次第であります。

次に、本道周辺海域における漁船の海難事故の現況に鑑み、海難防止連絡協議会の育成指導をはかり、事故防止に当たらしめすため

海難防止対策費 344万円  
を計上いたしました。

次に、公害対策についてであります。

公害問題の重要性にかんがみ、水質、大気及び騒音等の公害全般について、原因の究明、実態調査、発生監視及び防止研究等を行なうための経費として

公害対策費 2,681万円  
を計上いたしますとともに、国の全国的大気汚染の実態調査等に対応するため、衛生研究所及び室蘭保健所の施設を整備するための経費として

衛生研究所整備費 1,394万円  
保健所整備費 241万円

を計上し、更に住宅供給公社実施の地域暖房について調査するための経費として、地域暖房調査費を計上いたしました。

次に、第七点といたしまして、住宅及び生活環境の整備と物価の安定対策について申し上げます。

住宅需要の増加に対処するため、公営住宅の建設を促進することとして

公営住宅建設費 2億1,426万円  
を計上するとともに、多家族向の住宅をモデル的に建築するため

多家族向公営住宅建設費 1,748万円  
を、さらに勤労者の持家制度を促進するため

勤労者分譲住宅建設資金貸付金 1,995万円  
を計上いたしますとともに、併せて債務負担に関する措置を講じようとするものであります。

また、低廉な宅地確保のため

宅地取得資金貸付金 1億円  
市町村宅地取得造成事業資金貸付金 1,900万円

を計上いたしますとともに、さらに新団地の適地調査費を計上しましたほか、都市における街路樹の維持保全のため

街路樹植栽促進対策費補助金 500万円

を計上いたしました。

次に、物価の安定対策についてであります。消費者価格に直接影響する生鮮食料品及び食品関係企業の経営合理化、設備近代化等を促進し、さらに公営卸売市場の整備を強化するため

物価安定資金貸付金 1億9,000万円

公営卸売市場整備資金貸付金 900万円

を計上するとともに、端境期における地場野菜の円滑な流通を図るための経費として

端境期野菜確保対策奨励費補助金 204万円

貯蔵野菜確保対策奨励費補助金 100万円

をそれぞれ計上いたしましたほか、野菜の生産、保管出荷を安定させるため

野菜共同集出荷促進事業費 2,367万円

を計上いたしました。

また、消費生活の改善、合理化等、消費者行政の適正を期するための経費として

北海道消費者協会補助金 770万円

消費生活向上促進連絡員設置費 384万円

を計上いたしました。

次に、第八点といたしまして、教育文化の振興と青少年の健全育成について申し上げます。

まず、高等学校の施設設備を整備充実するため

産業教育施設設備費 1億8,504万円

校舎改築費 2,285万円

屋内運動場改築費 1億 796万円

寄宿舎改築費 2,201万円

格技場整備費 3,120万円

を計上するとともに、教職員の資質を向上するため

教職員研修センター設置費補助金 1,200万円

英語教員海外派遣費 1,450万円

学校教育指導費 1,270万円

を計上し、併せて

高等学校運営費 2,490万円

を計上いたしました。

また、特殊学校教育の充実を図りますため

北海道高等部ろう学校建設費 9,500万円

盲学校校舎整備費 1,989万円

旭川養護学校校舎整備費 1,512万円

ろう学校幼稚部整備費 102万円

特殊学校設備充実費 782万円

を計上いたしますとともに、寄宿舎に収容する児童生徒を援助する経費として

寄宿舎児童補食費 239万円

を計上いたしました。

次に、社会教育及び社会体育の振興並びに文化財関係の経費として

公民館、郷土館設置費補助金 650万円

図書館及び美術館費 1,284万円

社会体育振興費 2,389万円

文化財諸費 399万円

を計上し、さらに夜間定時制高等学校の生徒及びへき地学校職員の保健対策に要する経費として

学校給食費 814万円

へき地学校巡回検診車整備費 655万円

を計上いたしました。

次に、私学経営の安定と教育水準の向上を図るため

北海道私学振興基金協会貸付金 1億円

私立高等学校高利債務対策貸付金 1億9,000万円

私立大学設備費補助金 5,100万円

私立高等学校教育振興費補助金 1億2,200万円

私立幼稚園教育振興費補助金 1,170万円

を計上いたしました。

次に、青少年の健全育成を図りますため新たに、地域の青少年のつどいの場を建設し、また、学校施設の開放に伴う経費を市町村に助成することとし

地域青少年会館設置促進費 3,015万円

青少年健全育成学校開放促進費 435万円

を計上するとともに、引き続き

勤労青少年ホーム設置促進費 2,056万円

青少年広場設置費 1,197万円

を計上いたしましたほか、青年研修の充実を図るため

青年の家施設整備費 2,078万円

を計上いたしました。

次に、地域住民の意識を高揚し、実践活動を積極的に展開するための経費として

青少年育成推進協議会補助金 622万円

家庭教育振興費 374万円

を計上いたしますとともに、児童の健全育成、非行の防止、地域組織の活動を促進するための経費として

児童厚生施設設置費 2,051万円

優良映画普及費 203万円

補導指導促進費 1,673万円

家庭児童対策指導者養成費 100万円

を計上いたしましたほか、勤労青少年の保護と福祉の増進を図るための経費として

商工青年学園開設費 412万円

農山漁村青少年対策費 1,006万円

を計上いたしました。

また、冬季オリンピックに関連し、当面必要とする経費として

札幌オリンピック冬季大会組織委員会補助金

2,550万円

札幌オリンピック冬季大会施設費補助金

6,000万円

を計上いたしました。

次に、北海道百年記念事業関係経費といたしましては

北海道百年記念事業推進費	995万円
開拓記念館建設準備費	3,765万円
記念公園造成計画策定費	680万円
本館庁舎改修設計委託料	662万円

を計上いたしました。

以上のほか、一般行政関係経費についてであります、市町村行財政の総合的な調査を行ない、その運営の合理化を図るための経費として

市町村総合計画指導費	258万円
------------	-------

を、また、市町村における消防力の充実強化を図るため

消防施設整備事業貸付金	5,000万円
-------------	---------

を計上いたしました。

本庁庁舎建設事業につきましては、間仕切り等に関連して一部の事業を変更するため、継続費について昭和42年度963万円、昭和43年度1,425万円を追加いたしましたほか、職員福利施設工事、救命設備及び調度備品の整備等に要する経費として

本庁庁舎施設費	1億3,092万円
---------	-----------

を計上いたしました。

また、道職員の資質の向上を図るため

職員研修所建築費	5,504万円
----------	---------

を計上したほか

警察庁舎建築費	7,506万円
派出所駐在所整備費	2,746万円
警察学校建築費	3,653万円
警察官待遇改善費	5,543万円

をそれぞれ計上いたしました。

以上申し述べました歳出に見合う歳入といたしましては

道 税	28億2,382万円
地方譲与税	5億3,900万円
地方交付税	41億2,800万円
分担金及び負担金	10億6,045万円
使用料及び手数料	2,859万円
国庫支出金	102億1,924万円
財産収入	6億 879万円
寄 附 金	2,172万円
繰 入 金	15億8,353万円
繰 越 金	28億7,800万円
諸 収 入	20億7,157万円
道 債	11億7,975万円
合 計	271億4,246万円

をもって収支の均衡をはかつた次第であります、歳入のうち道税につきましては、昭和42年度地方財政計画における税収入の算定基準並びに本道の課税実績等を勘案してこ

れを積算し、また、地方交付税につきましては、昭和42年度に見込まれる地方交付税制度の改正等を勘案して計上いたしました次第であります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

まず、道立病院特別会計におきまして 9,179万円を計上いたしましたのは、病院運営上必要とする経費並びに江差病院の改築工事費及び網走向陽ヶ丘病院の改築設計費について、道債及び一般会計からの繰入金をもつて措置いたしました。

このほか

真駒内大麻団地開発事業特別会計において	6,762万円
農業改良資金貸付事業特別会計において	1億1,609万円
中小企業近代化資金貸付事業特別会計において	4億 122万円
地方競馬特別会計において	3,221万円
道有林野事業会計において	5億7,981万円
電気事業会計において	400万円
工業用水道事業会計において	450万円

をそれぞれ計上いたしておりますが、これらは、いずれも主として特定収入を見合いに計上し、各会計の運営に遺憾のないようにいたそうとするものであります。

次に、有料道路事業会計についてであります、道路整備特別措置法に基づき、昭和38年度より着工し、昭和42年9月に完成する「支笏湖畔有料道路」に公営企業法を適用して営業開始することに伴う経費として

有料道路事業会計	8,055万円
----------	---------

を計上いたしました。

以上は、予算案の概要について申し上げたのでありますが、次に付属案件の主なものについて順次御説明申し上げます。

まず、議案第11号北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案は、北海道立図書館の拡充及び北海道立美術館の新設に伴い所要の職員の定数を定めようとするものであり、

議案第12号北海道職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案は、主として外国旅行の場合における旅費額を国家公務員に準じて引き上げようとするものであります。

また、議案第13号北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、警察職員の特殊業務に従事する勤務の実態に照らし、新たに手当を支給する等、所要の改正を行なおうとするものであり、

議案第14号警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行条例の一部を改正する条例案は、法律施行令の一部改正に伴い、道が行なう災害給付について所要の改正を図ろうとするものであります。



次に、議案第15号北海道税条例の一部を改正する条例案は、地方税法の一部改正に伴い個人の道民税及び事業税について所要の改正を行なうとともに、娯楽施設利用税及び自動車税について課税方法等の合理化を図ろうとするものであり、

議案第16号保健所設置条例の一部を改正する条例案は、その支所を設けることができることとしようとするものであり、

議案第17号北海道工鉱業開発促進条例の一部を改正する条例案は、本年3月31日をもって助成の指定期間が満了いたしましたでしたが、本道における工鉱業の開発の現状にかんがみ、これをさらに昭和46年3月31日まで延期しようとするものであります。

次に、議案第18号北海道立学校設置条例の一部を改正する条例案は、新たに札幌市に通信制の課程のみを置く高等学校を設置しようとするものであり、

議案第19号北海道営有料道路事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例案は、有料道路事業に地方公営企業法の規定の全部を適用しようとするものであります。

議案第20号北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例案は、室蘭地区工業用水道の給水開始に伴い、その料金及び分担金の徴収に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第23号ないし議案第26号の北海道開拓融資保証協会に対する出資の件外3件は、いずれも、所要の出資を行なうことによつて、施策の推進をはかろうとするものであります。

以上は、今回提案いたしました議案の主なものについてその大要を御説明申し上げた次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

## 教育行政執行方針

昭和42年第2回北海道議会定例会の開会にあたりまして、道教育委員会の教育行政執行について基本的な方針を申し述べます。

道教育委員会は、本道の限りない前進を託すに足る心身ともに頑健な青少年の育成を念願し、努力を重ねてまいつたところであります。

本年度もさらに道民の負託にこたえるべく諸施策の遂行に意を用いてまいりますので、関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。

第一に、本道教育水準の向上をはかるため、学校教育の質的向上に一層の努力を傾注いたします。

学校教育において何よりも大切なことは、直接児童生徒の教育にたずさわる教職員の教育に対する情熱、積極的な創意工夫、自主的な研修意欲であろうと思ひます。

したがつて、道教育委員会は、教育現場で教育実践に身を挺している教職員諸君の自己研修が実りあるものとするために、指導体制の整備を図ります。

また、各般の研修事業についてもその内容の精選充実に努めます。

なお、長期的な研修の場の拡大と、専門的教養を高めるために、総合的な教職員研修センターの設置について積極的な検討努力をいたします。

さらに、教職員ひとりひとりが、与えられた職務に専念できるよう、教職員の福利厚生、健康管理の増進についてより一層の配慮をいたします。このため、教職員共済会館を設置し、巡回検診車を設けます。

なお、公立学校共済組合北海道中央病院の建設が早急に実現できるよう努力をいたします。

次に、児童生徒により良い教育環境を提供するため、小・中学校においては、昭和39年度からはじまつた国の5カ年計画と相まつて学校の施設設備の整備充実に、小規模学校の統合による学校規模の適正化を推進いたします。

また、高等学校教育については、本道の産業構造の進展に対応し、真に本道産業界のにない手となり得る人材を育成するため、農、工、商、水産等の職業教育の充実強化を図ります。

さらに、働きつつ学ぶ青少年に勉学の機会を拡大するため、通信制高等学校を独立させ、その内容の充実強化を図り、一方、定時制教育についても質的な向上について格段の努力をいたします。

第二に、教育の機会均等の精神にのつとり、へき地教育及び特殊教育の振興に努めます。

へき地教育の振興については、本年度も引き続き教職員定数配置の改善並びに全道的な交流によりへき地学校に中堅教職員を確保するよう配意し、教職員住宅の整備充実にしても努力をいたします。

また、へき地学校パンミルク無償給食については、国の施策と相まつて、引き続き内容の充実を図りつつ実施することによつて児童生徒の体位を向上させ、さらに保健管理の充実を図ります。

次に、特殊教育の振興については、特に特殊教育諸学校における職業教育の充実に努めます。

なお、聾学校高等部の独立校舎の建設に着手するとともに、特殊教育諸学校全般にわたる校舎、寄宿舎等の整備を推進いたします。

さらに、特殊教育諸学校及び小・中学校特殊学級において日夜をわかつたず、身体的に恵まれない児童生徒のために献身している教職員、寮母諸君の労苦については深い敬意を表するものであり、その優遇措置について配意いたします。

第三に、青少年の健全育成を期するため、一層の努力を傾注いたします。

このため、まず学校教育の果たす役割の重要なことを深く認識し、関係機関との連携を深めつつ、社会教育との関連をも考慮し、総合的、かつ、効果的に推進してまいりたいと存じます。

学校教育の面におきましては、家庭と学校とが一体となつて相互の意思の疎通を図り、協力体制を確立することによつて生徒指導の実を挙げることができると存じ、その指導体制を強化し、学校における進路指導についてさらに検討を加え、生徒ひとりひとりに対する個別指導を徹底して、適性の発見、個性の伸長に努める等の指導を実施いたします。

社会教育の分野におきましては、都市勤労青少年に対する教育の拡充、健全な青少年活動の促進、地域住民による社会教育活動推進のための拠点として公民館、図書館、青年の家をはじめとする社会教育施設の整備拡充等に意を用います。

なお、次代にならぬ青少年が明るくのびのびとその持てる能力を発揮することができるためには、頑健な身体及び強靱な精神力の涵養が基本となるものと存じます。特に、冬季オリンピックが本道において開催されることが確定した今日、これを契機として、青少年のスポーツ活動を一層助長し、体力、気力ともに充実した生気あふれる本道開発のにない手の育成に努力してまいります。

これらの諸施策を推進し、成果を期するためには、教育関係者のすべてがその持てる力を結集し、一致団結して事に当たらなければならないものと存じます。

道教育委員会といたしましては、さらに自らの姿勢を正し、特に市町村教育委員会、各学校、現場教職員との相互信頼を深め、相ともにたずさえて教育の振興に努力いたす所存であります。

なにとぞよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

○7月4日 午前10時37分開議、議長から、7月1日付け線上補充当選した石村丈夫議員(自民)を紹介の後、日程第1補充議員の議席の指定ならびに議席の一部変更の件を議題とし、書記朗読のとおり議席の指定ならびに議席の一部変更を決定、諸般の報告の後、日程第2議案第1号ないし第31号、報告第7号および第8号を議題とし、代表質問に入り、

天谷議員(自民)から、①北海道自治振興の諸問題に關し、本道の市町村財政は本州に比し格差が大きい、これが克服のため知事は先頭に立つて政策実施を働きかけることの見解、国と地方との行財政再配分に対する所信、道の財政力指数が全国のDグループに属していることに対し、これが体質改善方策および見解、②総合開発問題に關し、全国総合開発計画の策定、地域開発関連法の改定、検討が企図されている情勢の中で、本道開発の特殊性および地財法による特例措置を守り切るかどうか

か知事の所信、第3期道総合開発計画策定の前提となる長期ビジョン、基本的構想、スケジュールの明示、道開発片のまとめた20年後の道開発のビジョンに対する見解、冬を克服する対策、冷害を根絶する施策、大都市対策等に重点をおくべきと考えるが、知事はその位置付けをどのように考えているか、地域開発と拠点開発推進に対する考え方および将来の見通し、先手行政の必要性および方針、道路問題に關し、国土縦貫高速自動車道建設の見通しおよび対策、観光地における有料道路建設拡大に対する見解および今後の構想、電力問題に關し、電力需要の把握と見通し、電力需要の伸び停滞に対する電気料金引き上げ要因の懸念性、北電が重油専焼を打ち出し、また国内では原子力発電が現実のものとなつてきているが、石炭との調整および対処方策、冷害のない寒地農業推進の具体策、土地基盤整備、経営農用地の拡大、自立農家の育成施策の明示、酪農近代化計画の具体策、肥料需給度向上対策、酪農とビートとの結合対策、外国種肉用牛の導入現状および対策、特産地域助長対策、農家負債整理対策の現状および見通し、中小漁業振興特別措置法制定に關し、底曳およびサンマ漁業等を法の対象とすべきことの見解、これが問題の把握と今後の見通し、資本の自由化に伴う中小企業対策、流通機構改善の一途としてボランティアチェーン、コールドチェーンなどを取り入れることの見解、公害対策に關し、指導基準設定のスケジュールおよび所信、③開道百年記念事業に關し、次代を担う青少年に夢を抱かせるなど実効ある計画の樹立、本事業を活用し、観光、企業誘致に役立てる考え方、知事の積極的対策の明示、④教育問題に關し、岡村新教育長は、就任後「教育の中央直結に反対」さらに「本道の教育水準は全国平均の中位に達すればよい」旨の考え方を示したと伝えられているが、その真意、道教育大学の実態把握とあり方、教職員の勤務評定に対する見解、道徳教育に対する所信と対策、高校再編成に關し、普通科と職業科の比率を本道の開発と関連させ再検討すべき段階にきていると思うが、その方針と対策、単独女子高校の設置に対する見解等について質問、知事、教育長から答弁、議事進行の都合により、午後零時47分休憩、午後2時10分再開、

高田議員(社会)から、①選挙公約と道政執行方針に關し、生鮮食料品の需要供給実態調査をすることの見解、流通情報センターの設置を見送つた理由、北海道価格解消の具体策、消費生活改善の具体的内容、住宅不足事情に対する解消方策、宅地価格の高騰に対する防止策および都市公害対策、冬を克服する対策に關し、着手作業の内容および北海道特別大減税実現の見通し、自創資金による農家固定化負債整理対策の見通し、系統資金の借り替えに伴う利子補給に対する見解、本年農作物の作況、沿岸漁業振興の具体策、農業学園専修科開設の延び

た理由および今後の方策、農業、水産高校生徒は、農漁業に従事しない傾向にあるが、これが定着性に対する見解、中小企業近代化のための「無利子資金の貸付」「無担保金融の充実」の公約が何んら具体化されていないことに対する知事の所信、②総合開発計画と新産業都市問題に関し、2期計画実施の過程で、産業間、地域間などの格差が益々拡大し、労働力も道外に流出しているが、2期計画を切り上げて、第3期計画を策定することの見解、これが策定の時期と構想の明示、民間投資の不足に対する見解、苫小牧に石油、鉄鉱コンビナートを建設する計画は実現不可能に思うが知事の固執する考え方および計画変更の意思、札幌、苫蘭等との有機的機能の発揮の有無、③人事異動問題に関し、人事異動の基本的考え方および事務の渋滞に対する見解、④道の執行態度に関し、冬季オリンピック、開道百年記念事業、道旗、道章制定の進め方等を議会にはからないで行なうのは、議会を軽視し、道民を無視するものでないか、これに対する知事の所信、⑤綱紀肅正に関し、公務員の地位利用による選挙運動に対する見解、道が先に勧告を行ない、道議会からも指摘をうけていた中富良野町長に対し、今回の町長選挙に当たり、知事の推選テープを送つたことに対する考え方、胆振教育局における不正事件および道警職員による交通不祥事件に対する知事の所信、⑥教育問題に関し、教育行政に対する知事の指揮、監督権の有無、教育予算に対する知事を選択権限の有無、地方教育局長、次長の人事異動に関し、教育に経験のないものを任命している理由、教員の自主的研修意欲を高める方策を打ち立てたことの有無、教職員研修センターの運営方針、職員団体の自主的活動に対する考え方、高校入試科目を5教科に削減したことに対する影響および教育長の所見等について質問、知事、教育長から答弁、高田議員から再質問、知事、教育長から答弁があつて、午後4時54分延会。

○7月5日 午前10時35分開議、諸般の報告の後、日程第1議案第1号ないし第31号、報告第7号および第8号を議題とし、代表質問を続行、

倉増議員(公正ク)から、①総合開発計画の推進に関し、明年度開発予算要求にのぞむ知事の基本的態度および社会開発環境整備の重視に対する見解、②交通問題に関し、積雪寒冷に見合った道路構造の検討および冬期交通確保対策、道警の大巾な交通規制に関し、地域の発展を阻害する傾向が出るなど地域における交通規制に格差が生じているが、交通規制の基準および考え方の明示、交通量の少ない中通りを規制している理由、交通警察の不足を規制強化で補おうとしているのではないかどうか、③中小企業対策に関し、中小企業の近代化および中小企業構造の高度化に対処する方策、資本の自由化に伴

う中小企業の協業化、集団化推進に対する見解、中小企業経営診断後の事後指導充実対策、④当面する農政問題に関し、寒地農業確立のための各種試験研究体制の整備強化に対する考え方、稲作不安定地帯における試験場設置要望に対する知事の考え方、土地基盤整備に対する基本的見解および体制の整備、畑地および土地改良推進方策、営農指導体制の整備強化および推進方針、専門技術員を部内におかないで農試に配置することの見解、⑤治水問題に関し、普通河川を含めた中小河川の改修に対する積極的推進方策等について質問、知事、道警察本部長から答弁、議事進行の都合により、午前11時52分休憩、午後1時18分再開、つぎに質疑および一般質問に入り、

伊藤(弘)議員(自民)から、空港整備問題に関し、冬季オリンピック開催時に国際機の臨時便発着受け入れのための空港整備、幹線空港の設置に対する見解、第15回道経済懇談会の席上における北海道クラブ理事長の発言に対する知事の受けとめ方、国際空港の設置要請に対する所信等について質問、知事から答弁、つぎに、

武藤議員(社会)から、①無医地区の解消問題に関し、具体的解決策の明示および医師不足に対する関係機関との協力体制、②無水地区の解消に対する施策等の明示、③無電灯地帯の解消に関し、完全解消に努力することの見解、農電の北電移管計画を短縮し、地元負担を軽減することの見解、④釧路西港建設問題に関し、建設の隘路となつている漁業補償問題の解決に対し、道が積極的役割りを果たすことの見解、道の傍観態度、⑤中型サケ、マスはえなわ漁業に関し、指定港である釧路港の水揚げ、陸揚船が年々減少している理由およびこれが打開策等について質問、知事から答弁、武藤議員から再質問2回、知事から答弁、つぎに、

西尾議員(自民)から、①寒地農業確立に関し、本道独自の農業金融制度設定に対する見解および抜本的金融制度の改正に対する考え方、酪農近代化計画の推進、特に酪農経営施設整備のための長期低利資金の確保対策、草地資源確保と活用対策、公共草地取得資金対策、大規模草地の維持管理に対する配慮、乳製品の輸入差益金の活用方針、②市町村道路整備問題に関し、市町村道路整備の推進内容、市町村の除雪機械購入に対する増額助成および格差是正対策に対する見解、③市町村公営企業の運営に関し、財政再建企業の進捗状況および財政再建の適用をうけなかつた企業に対する方策ならびに赤字解消対策等について質問、知事から答弁があつて、午後3時25分延会。

○7月6日 午前10時39分開議、諸般の報告の後、日程第1議案第1号ないし第31号、報告第7号および第8号を議題とし、質疑および一般質問を続行、

村本(三)議員(社会)から、①自衛隊基地周辺における

公害問題等に関し、F104 ジェット機による騒音対策、滑走路付近の危険区域強制立ち退き措置に対する対処方策、危険区域内にある小学校安全対策の明示、全道自衛隊適格者名簿作成調査の考え方および思想調査の有無、国土開発幹線自動車道の建設に関し、恵庭市街地の真中を通過し、町民の憩い場である恵庭公園を横断することについて反対の立場をとることの見解、国鉄新路線建設に関し、追分～千歳間は自衛隊演習場があるため迂回するが、直線コースをとらなかつた理由および考え方、矢臼別演習場におけるR30ロケットの試験は、日ソ関係に悪影響をおよぼすと考えるが、これを中止または変更させる考え方の有無、襟裳百人浜におけるミサイル射撃演習計画に対する処置対策、札幌市厚別地区における自衛隊弾薬庫移転問題に関し、これが移転時期の明示および基地と産業のいずれを優先させるか知事の政治的姿勢、②砂利および採石による公害問題に関し、民有地の砂利採取に対する道の指導方針、札幌市川沿町における採石事故に関し、悪質業者に対する取り締り対策と今後の方針ならびに道条例制定に対する見解等について質問、知事、教育長から答弁、村本(三)議員から再質問、知事、教育長から答弁、つぎに、

阿部(文)議員(自民)から、①貿易振興問題に関し、長期的貿易振興施策の明示、45年の輸出入目標、道貿易振興審議会の中間答申に対する具体化方策、道立貿易館の整備充実に対する見解、貿易専門を担当する独立課の設置に対する見解、対外出先機関を効果的に配置することの検討方、②資本の自由化に伴う中小企業対策に関し、道内への外資進出の見通しおよび中小企業におよぼす影響等について質問、知事から答弁、議事進行の都合により、午前11時59分休憩、午後1時12分再開、つぎに、

青木議員(社会)から、①住民税の減税問題に関し、所得税減税の陰に住民税が過重となっているが、住民税の減税に対する見解、課税最低限を所得税と同様引き上げをすることに対する考え方、税制調査会などで「住民税の軽減措置」がまとまった場合、知事のこれに対する考え方および施策の明示、②国民生活白書と道民生活に関し、物価対策特に流通機構の改革をはかることの見解、地域格差特に道民所得、生活水準格差解消に対する見解、道内大学の窓口が狭いが、国立大学を本道に誘致することの見解、内職相談所の窓口を週2回から1回に減らした理由、母子家庭住宅建設長期計画の明示、③自由経済下における本道産業経済の施策、企業倒産の増加に対する知事の認識、地場産業の育成に対する所信および事業税の減免措置に対する見解、今後の企業誘致に対する見解、第2次産業の高度化をはかることの方策、④知事の道政執行態度に関し、職員の綱紀弛緩、幹部職員の議会軽視に対する知事の処置等について質問、知事から答弁、青木議員から再質問、知事から答弁、つぎに、

西村議員(自民)から、①中小企業対策に関し、道外誘致企業と道内既存の中小企業とを均衡ある育成を進めることの方針、中小企業融資制度は多種多様になっているが、これが制度の簡素化と同制度の周知徹底に対する見解、小規模零細企業に対する考慮はどのように払われているかその内容、②沿岸貿易に関し、対ソ貿易拡大のため、市場調査員をおくことの見解および貿易推進方策の明示、③港湾整備問題に関し、日本海側の港湾施設の整備および近代化に対する見解、港湾事業の地元負担について道も一部負担することの見解、④観光問題に関し、観光施設の整備、充実、国立公園地内の観光道路の整備に対する考え方、⑤過密化都市対策に関し、公共施設等の地方分散に対する見解、⑥札幌新港建設の構想と既存小樽港との関連に対する知事の考え方、⑦青少年問題に関し、学校教育において精神面を充実、重視することの見解および体育館の設置促進対策、⑧妊産婦、乳幼児に対し、無料ミルクの提供および入院費の無料を制度化するため、知事会に提案し、政府に働きかける知事の意味等について質問、知事、教育長から答弁、議事進行の都合により、午後3時9分休憩、午後3時24分再開、つぎに、

影山議員(社会)から、開拓問題に関し、開拓営農振興対策の手直しに対する見解、固定化負債整理を一般農家の場合と同一に扱い、自創資金の活用で解決しようとしているが、特別立法による措置をはかることの見解、開拓地における基盤整備事業の抜本的推進および整備事業全体の点検等再検討に対する見解、開拓政策を打ち切る話があるが、知事の考え方、不振開拓農家の自立をはかるため、長期経営計画の設定を国に要請することの見解等について質問、知事から答弁、影山議員から再質問、知事から答弁があつて、午後4時27分延会。

○7月7日 午前10時43分開議、諸般の報告の後、日程に追加し、補充議員の常任委員選任の件を議題とし、石村議員(自民)を総務委員に指名選任、つぎに日程に追加し、常任委員の委員会所属変更の件を議題とし、総務委員の亀井議員(社会)を農務委員に所属変更することに決定、つぎに日程第1議案第1号ないし第31号、報告第7号および第8号を議題とし、質疑および一般質問を続行、

佐藤(八)議員(自民)から、①青少年の健全育成に関し、最近、離婚がめだつて増加しており、健全な家庭づくりには、結婚前の青少年の指導、教育が必要であるが、民間の手で行なうには限界がある、これら婚前教育、指導に対する知事の所見および社会教育の場を拡充することの見解、勤労青少年の職場スポーツ、余暇善用の積極的振興対策の明示、②消費者保護行政に関し、商品の安全性を守るための対処方策、商品のテストを行な

う機関の設置要請に対する見解、③社会福祉行政の推進に関し、民間社会福祉事業の推進に対する見解、老人と子供と一緒に住める公営住宅の建設、家屋構造に対する所信等について質問、知事から答弁、つぎに、

改発議員(社会)から、交通事故の防止対策に関連して、交通安全施設整備3カ年計画の終了時期における歩道延長、歩道橋等の改善の見通し、自動車1,000台当たりの事故発生率の見通し、計画完了後の対策および方向、通学路に係る交通安全施設等の整備および踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案の成立による施設整備等の期待と見通し、一般市街地における歩道の造成および冬期歩道除雪対策に対する見解、札幌市の都市改造、交通網に対する見解、交通安全運動を市町村にまで広げ助成措置を講ずることの考え方、運転者の労働管理改善の把握状況と対策、脳外科を備えた道立外傷センター設置に対する見解、千歳空港の軍民共用廃止を運動することの見解、営業車による事故発生が多いが、安全指導の不徹底が原因でないかどうか、職域における安全指導に力をいれることの見解、違反者の再教育に関し、委託講習を廃止し、直接公安委で行なうことの見解、安全協会に対する41年度委託費の使途等について質問、知事、道警察本部長から答弁、改発議員から再質問、知事、土木部長、労働部長から答弁、改発議員から発言があつて、議事進行の都合により、午後1時休憩、午後2時20分再開、つぎに、

松浦議員(自民)から、①北海道近海におけるサンマ漁業問題に関し、漁業生産の拡大をはかるため、現行解禁日を繰り上げるよう国に働きかけることの見解、沿岸漁業経営の安定と漁業生産拡大に対する施策の明示、スケソ、イカ、サンマ等の価格安定と流通機構改善対策の明示、②サケ、スマ資源の維持増大とふ化事業に関し、道サケ、マス増殖協会に対する指導監督、ふ化事業を阻害する要因を除去する対策、マスの人工ふ化増進に対する見解等について質問、知事から答弁、つぎに、

川合議員(社会)から、石炭産業問題に関し、国の石炭政策の現状に対する知事の認識と考え方、エネルギー政策に対する知事の見解、札幌通産局の推計による30炭鉱の閉山(その規模300万トン)に対する知事の対処方策および決意、炭鉱閉山による事後対策および離職者対策の推進方策の明示、石炭需要の確保に関し、暖房用炭の需要確保対策、北電の重油専焼発電計画に対する悪影響と反対の態度を打ち出すことの見解、鉱山学校の高体連行事への参加および私立学校に準ずる援助措置に対する見解および道立鉱山高等学校の設置意思の有無、天北炭田の長期開発構想および日曹炭鉱の再建救済策等について質問、知事、教育長から答弁、川合議員から意見があり、議事進行の都合により、あらかじめ会議時間を延長し、午後3時33分休憩、午後4時7分再開、つぎに、

田谷議員(公正ク)から、①消防の充実問題に関し、消防組織常備化の進捗状況、消防団員の確保および教養訓練対策、道内消防力の現況および今後の方針、②水産加工振興対策に関し、情勢の変化に対応した水産加工振興対策等について質問、知事から答弁、つぎに、

亀井議員(社会)から、道内鉱業振興対策に関し、第2期計画における基本的構想にかわりはないかどうか、若年労働力の導入による雇用安定対策、職業訓練科日の増設、退職年金制度の確立、生活環境の整備、鉱山道路の開発助成等雇用確保対策に対する見解、探鉱促進に対する道の助成方策、現行制度の活用方策、金の買い上げ価格引き上げを要請することの見解、水銀、石灰等の鉱区調整、資金対策、水銀従業員の災害防止対策、道鉱業振興委員会の活動促進に対する見解、道地下資源開発株式会社に対する見解、道地下資源調査所の活用、効果状況等について質問、知事から答弁、亀井議員から再質問、知事から答弁があつて、午後5時29分延会。

○7月8日 午前11時5分開議、諸般の報告の後、日程第1議案第32号を議題とし、知事から提案説明を聴取、つぎに日程第1の議事にあわせ日程第2議案第1号ないし第31号、報告第7号および第8号を議題とし、質疑および一般質問を続行、

新村議員(社会)から、①農業基本対策に関し、2期計画における農業就業人口、生産所得の目標達成の見通しおよび改定に対する見解、農用地拡大のため抜本的な土地利用計画を作成し、ヨーロッパの水準に近づけることの見解および前進的拡大をはかることの方針、農業近代化のための資金対策の明示、貸付限度額の拡大およびセツト融資として金利3分以下とする総合施策を推進する考えの有無、農産物価格対策に対する見解、②酪農振興対策に関し、酪農草地造成改良計画の具体的年次、資金計画の明示、国有地、私有地等の開放および利用調整に対する考え方、土地利用計画の具体策、原料乳不足払い制度に対するメーカー対生産者団体の形成上の問題、本制度の公正な乳価形成ルールの指導および円滑化をはかることの見解、③営農用水の確保対策等について質問、知事から答弁、新村議員から再質問、知事から答弁、つぎに、

渡辺(浩)議員(社会)から、道財政運営上の諸問題に関し、今回の予算は、公約の実現を急ぐあまり、財源の見通しについて十分な配慮が払われていないのではないか、本年度の財政運営の基本的態度が経済開発から社会開発に転換したような構えをとっているが、社会福祉関係予算の伸長率が低くなっている理由、道財政の過去の分析による特徴についての知事の考え方、今回の予算は強気の編成をとっているが、財源の長期的対処方向の明示、国立青年の家、警察学校、団体補助金など財政秩序

の乱立、国と道との負担区分があいまいとなっているが、知事の所信、国が作るガンセンターに道費を逆につきこもうとしているが、これが地財法違反に対する見解および団体補助金の整備に対する見解、41年度決算および42年度財政収支の見通し、一般所要財源を求める費目、財政調整基金の運用に関し、今回これを取りくずした考え方、根拠、取りくずす場合の限度額および積立適当額の明示、道財政の長期的展望に対する所信等について質問、知事から答弁、渡辺(浩)議員から、意見および要望があり、議事進行の都合により、午後1時13分休憩、午後3時46分再開、つぎに、

野村議員(公明)から、①道政執行方針に関し、道民生活の向上と安定に対する実現方策の明示、人間尊重の施策、交通、災害、海難事故の具体的根絶施策と確信、円満な労使間の話し合いによる解決策の明示、②千歳市マチ川改修問題に関し、旧海軍が投棄した砲弾の実態調査の有無、爆発のおそれおよび今後の処理方法、マチ川河川改修の見通しと着工の時期、砂利採取の跡始末が悪く危険な状態のままに放置されているが、これが責任の所在、今日まで放置していた理由、採掘後埋立を行なう者は誰か、農地転用の申請が行なわれた場合の規制内容、採掘後の埋立を協同組合を作つて処理した埼玉県の事例に対する見解、③防災対策に関し、重要水防地域の現状把握内容、危険河川カ所の補強工事完了の有無、警備体制の状況、水防体制の指揮系統および避難訓練の現状ならびに援助物資等の確保対策、④教育問題に関し、教師の資質向上をはかるための基本的な考え方および具体策、教員の待遇改善に対する見解と方針、P.T.Aの体質改善に関し、活動内容の充実に対する見解および公立幼稚園の設置に対する所見等について質問、知事、教育長から答弁、あらかじめ会議時間を延長、野村議員から再質問、知事から答弁、つぎに、

木南議員(共産)から、①失対労働者雇用促進奨励金の効果に関し、条例に基づく調査の有無、失対労働者で他に転職した者が再登録を求めた場合これが再登録のための条例改正に対する考え方、全日自労の夏期手当増額要求に対し、知事の話し合う意思の有無、②自衛隊適格者名簿作成に関し、自衛隊組織募集に協力した知事の態度表明、自衛官募集の重点市町村設定の提示、自衛官合格者に記念品を贈呈した事実の有無および費用出所先、③農家負債整理問題に関し、土地基盤整備に対する農民負担の軽減および開拓者の負債を棒引きしてやることの見解、農家の生活資金も負債の対象とすることの考え方、生活保護法を下層農民に適用することの所信、零細農民を救済するため、道独自の条例を制定し、制度化することの見解、④開拓パイロット事業に関し、後志管内赤井川村開拓地のアメマス団地は、国が膨大な投資をしたにもかかわらず、入植者は離農し、現地では、ゆうれい団

地と呼ばれているが、これが事実の有無および調査方、ならびに対処方策、監査委員の調査の有無および今後の監査方針の明示等について質問、知事、代表監査委員から答弁、木南議員から再質問、知事から答弁があつて、通告の質疑および質問を終結、ついで亀井議員(社会)から、日程第1および日程第2のうち、予算に関連する議案第1号ないし第11号、第23号ないし第26号および報告第8号については、なお慎重審査の必要があると認められるので、21人からなる予算特別委員会を設置してこれらの案件を付託されたいとの動議提出があり、賛成あつて動議成立、これをはかつて異議なくそのことに決定、直ちにつきの委員を議長指名により選任し、関係議案を付託した。

木南貫一(共産)	武藤正春(社会)
高橋 敏(公明)	松浦 義信(自民)
大方春一(社会)	阿部文男(自民)
阿部 恵三男(自民)	佐々木 豊(自民)
佐藤 八重子(自民)	佐藤 幹夫(自民)
田中正苗(自民)	倉増 新八郎(公正ク)
西尾六七(自民)	桶谷利男(自民)
西村 慎一(自民)	黒松 秀夫(自民)
影山 豊(社会)	渡辺 浩(社会)
川合正男(社会)	大石利雄(社会)
村本三郎(社会)	

つぎに残余の議案第12号ないし第15号、第27号ないし第30号および報告第7号は総務委員会に、議案第16号は厚生委員会に、議案第17号、第19号ないし第22号および第31号は商工労働委員会に、議案第18号は文教林務委員会に、議案第32号は建設委員会にそれぞれ付託することに決定、つぎに各委員会議案審査のための休会については、7月10日から20日まで11日間休会、21日再開することに決定して、午後5時42分散会。

## 知事説明要旨

ただいま議題となりました議案第32号北海道空港条例の一部を改正する条例案は、女満別空港を使用できる航空機の範囲を拡大することとするため、この条例を制定しようとするものであります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○7月21日 午後4時55分開議、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長し、午後4時56分休憩、午後6時38分再開、議長から、7月19日付線上補充当選した遠藤英吉議員(社会)を紹介、つぎに日程第1補充議員の議席の指定ならびに議席の一部変更の件を議題とし、書記朗読のとおり議席の指定ならびに議席の一部変更を決定、諸

般の報告の後、議長から、元道会議員楠木熊太郎君（7月11日）、同高瀬 恰君（7月15日）の逝去に対し、弔辞を贈り哀悼の意を表した旨、また、7月13日逝去の同僚議員樋口哲男君については別に弔辞を贈呈した旨の報告があり、ついで岡田(義)議員(社会)から、追悼演説があり、終わつて、同君の逝去を悼み、弔意を表するため1分間の黙禱を行なつた。ついで、日程第2補充議員の常任委員選任の件を議題とし、遠藤議員を厚生委員に指名選任、つぎに日程第3議案第33号ないし第39号を議題とし、知事から提案説明を聴取の後、議案第33号ないし第38号は委員会付託を省略して直ちに問題とし、起立による採決の結果、起立者多数にて議案第33号ないし第37号は原案のとおり同意議決、第38号は原案可決、ついで議案第39号を総務委員会に付託することに決定して、午後6時53分散会。

## 知事説明要旨

ただいま議題となりました議案第33号その他について概要をご説明申し上げます。

まず、議案第33号ないし議案第37号の人事案件につきましては、7月22日をもつて任期満了となる

北海道副知事 那 須 正 信 君  
を再任いたしますとともに、かねて欠員中の北海道教育委員会委員に

関 文 子 君  
を適任と認め、新たに選任しようとするものであります。

また、8月28日をもつて任期満了となる  
北海道人事委員会委員 浅 井 好 二 君  
につきましてはこれを再任いたしますとともに、北海道監査委員徳永俊夫君から辞任の申し出がありましたので、後任として

前 野 稷 君  
を適任と認め新たに選任しようとするものであります。更に7月31日をもつて任期満了となる北海道建築審査会委員につきましては

池 田 金 助 君  
高 松 高 男 君  
を適任と認め、新たに選任いたしますほか、西野陸夫君、大野和男君、関 義雄君、太田正之君、橋本理助君につきましてはいずれも再任しようとするものであります。

次に、議案第38号の特別職職員の退職手当の額を定める件につきましては、条例に基づき北海道知事等の退職手当の額を定めようとするものであります。

また、議案第39号の上磯郡知内村を町とすることについては、地方自治法第8条第3項の規定により議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○7月22日 午後4時36分開議、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長し、午後4時37分休憩、午後8時26分再開、諸般の報告の後、日程第1議案第1号ないし第11号、第23号ないし第26号および報告第8号を議題とし、大石予算特別委員長(社会)から、委員会における審査の経過および結果について報告、ついで木南議員(共産)から、少数意見の報告の後、起立による採決の結果、起立者多数にて議案は原案可決、報告は承認議決、つぎに日程第2案第12号ないし第22号、第27号ないし第32号、第39号および報告第7号を議題とし、神部総務委員長(自民)から、議案第12号ないし第15号、第27号ないし第30号、第39号および報告第7号について、岩田厚生委員長(自民)から、議案第16号について、湯田商工労働委員長(社会)から、議案第17号、第19号ないし第22号および第31号について、渡部(勇)文教林務委員長(社会)から、議案第18号について、池田建設委員長(自民)から、議案第32号についてそれぞれ委員会における審査の経過および結果について報告があり、ついで日程第2のうち、議案第14号、第17号、第19号ないし第22号および第31号を問題とし、起立による採決の結果、起立者多数にて原案可決、つぎに残余の議案第12号、第13号、第15号、第16号、第18号、第27号ないし第30号、第32号、第39号および報告第7号を問題とし、異議なく議案は原案可決、報告は承認議決、つぎに、日程第3決議案第1号(北海道百年記念事業特別委員会設置に関する決議)ないし第4号を議題とし、説明および委員会付託を省略し、異議なく原案のとおり可決、北海道百年記念事業特別委員を議長指名により選任した。

田 莉 子 政 太 郎 (公 正 克)	道 下 美 作 (社 会)
水 島 ヒ サ (社 会)	松 尾 三 良 (自 民)
高 橋 賢 一 (自 民)	朝 日 昇 (自 民)
杉 本 栄 一 (自 民)	天 谷 平 信 (自 民)
高 橋 源 次 郎 (自 民)	伊 藤 弘 (自 民)
岡 田 義 雄 (社 会)	川 口 常 一 (自 民)
笠 井 幸 衛 (社 会)	佐 々 木 利 雄 (自 民)
遠 藤 英 吉 (社 会)	林 謙 二 (自 民)
高 田 治 郎 (社 会)	

つぎに日程第4意見案第1号ないし第10号を議題とし、説明および委員会付託を省略し、異議なく原案のとおり可決、つぎに日程第5意見案第11号を議題とし、池島議員(社会)から提案説明、ついで委員会付託を省略し、直ちに討論に入り、滝沢議員(自民)から反対、改発議員(社会)から賛成の討論があり、起立による採決の結果、起立者少数にてこれを否決、つぎに日程第6請願、陳情審査の件を議題とし、委員長報告を省略し、異議なく委員会決定のとおり決定、つぎに閉会中請願、陳情審

査の件および閉会中事務継続調査の件を議題とし、本件は各委員長申し出のとおり、閉会中継続審査または調査に付することに決定、以上をもつて今期定例会に付議された案件のすべてを議了、岩本議長から閉会のあいさつがあつて、午後9時24分閉会。

## 予算特別委員長報告

私は、予算特別委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、去る8日に設置され、昭和42年度各会計補正予算案件並びに、これに関連する議案5件、報告1件が付託されたのでありますが、委員会といたしましては、すみやかに審査を行なうことを日途に、同日正副委員長の互選を行ないますとともに、審査の方法等を決定し、10日より各部所管ごとの質疑に入り、21日をもつて、付託案件に対する一切の質疑を終結いたし、質疑終結後、各派代表者により意見の調整をはかりました上、先程の委員会におきまして、お手元に配付の報告書のとおり結論を得た次第であります。この間、委員各位におかれましては、暑さの折にもかかわらず、連日、慎重、かつ、御熱心に審議を尽くされた次第でありまして、その御労苦に対しましては、衷心より敬意を表する次第であります。なお今回の予算審議に際しましては、多数の傍聴者があつたのでありますが、このことは、道民各位の道政に対する関心の深さを示すものでありまして、私共も改めて、その責任の重大さを痛感した次第であります。

御承知のとおり今回は改選後初の定例会でありまして、本年度の当初予算は、義務的経費を中心とする、いわゆる骨格予算をたてまゑとしたものであり、従いまして、今回付託されました案件は、社会経済の動向、国の予算等を勘案した、いわゆる政策的なものを折込んだところの、昭和42年度各会計補正予算案並びに、これに関連する出資案件等でありまして、補正予算の総額は、一般会計、特別会計を合わせて、285億2,028万3,000円と相なつており、委員会におきまして、これらの予算案を中心に道政各般にわたり、熱心な質疑応答が、かわされた次第であります。

以下各部所管毎の質疑を通じて論議の対象となりました、おもなる点を申し上げますと、

民生部所管におきましては

社会福祉施設の充実強化、心身障害者対策、生活保護の問題、保険行政に対する基本方針など社会福祉に関する諸問題。

衛生部所管におきましては

医師、看護婦等の充足対策、医療機関の整備充実計画、保健衛生並びに環境衛生の強化、薬品の使用基準など衛生行政に関する諸問題。

土木部所管におきましては

道路整備の基本方針、交通安全施設の整備、北海道建設審議会の間答申に対する問題点、港湾及び離島航路の整備強化、中小建設業者の育成、中小河川改修事業の促進、災害復旧事業の推進、市町村都市計画事業の指導方針など土木行政推進の基本に関する諸問題。

建築部所管におきましては

宅地造成、公営住宅の建設とその運営、持家制度、住宅建設5カ年計画など建築行政に関する諸問題。

労働部所管におきましては

道外流出若年労働者対策、職業訓練の拡充強化、労働災害対策、炭鉱離職者対策などに関する諸問題。

水産部所管におきましては

漁業労働力の需給調整、漁業後継者の確保、漁民低所得者救援対策、大衆魚の価格安定、海難対策、漁船だ捕事件に関する問題、漁業共済制度の改善、漁業協同組合合併促進など水産行政に関する諸問題につきまして質疑応答がなされた次第であります。なお、この審議の際、外国抑留漁船員の早期釈放について論議がかわされたのでありますが、抑留者並びに留守家族の心情は察するに余りあるものがあり、人道上からも一日もゆるがせにできないとのことから、本委員会の総意により、議長に対し、その釈放実現方を促進するよう申し入れを行なつた次第であります。

つぎに、企業局所管におきましては

室蘭工業用水道事業の需給計画及び支笏湖畔の有料道路に関する諸問題。

商工部所管におきましては

中小企業の育成と金融問題、物価安定対策、地場産業の育成、農電の北電移管の進め方、石炭産業の安定対策、観光施設の拡充、沿岸貿易の振興、苫小牧地区工業用水道事業計画などに関する諸問題。

公安委員会所管におきましては

交通安全対策、組織暴力団の取り締り、警察官の資質向上、都市周辺地域の防犯強化などに関する諸問題。

林務部所管におきましては

林道の整備、林業の構造改善、国有林野の活用など林業振興に関する諸問題。

農地開拓部所管におきましては

開拓営農振興、農家負債整理問題、開拓農協の整備計画、開拓営農指導体制、開拓パイロット事業の推進、土地基盤整備事業の推進、内水排除事業の促進、農地の拡大、いなせ農園問題など農地開拓事業推進に関する諸問題。

農務部所管におきましては

酪農の振興、てん菜の生産振興、営農指導体制の強化、家畜の防疫体制、農協の指導方針、農家負債整理対策、道営競馬のあり方、畑作共済制度の確立、冷害恒久対策、いなせ農園問題など農業振興に関する諸問題。

教育委員会所管におきましては



高等学校教育の充実、教職員研修のあり方、学校規模の適正化、勤労青少年の健全育成、社会教育活動の推進、父兄負担の軽減、育英制度の拡充、特殊教育の振興、学校給食の完全実施、教育局における行政執行のあり方など教育行政に関する諸問題。

北海道百年記念事業事務局所管におきましては

百年記念事業の構想及び今後の実施運営についての諸問題。

企画部所管におきましては

札幌新港の建設、青函トンネル建設の促進、自衛隊基地問題、治水計画、本道の人口動向、開発予算の推移、公害対策、国鉄電化問題、資本自由化など総合開発に関する諸問題。

総務部所管におきましては

道財政秩序の確立、財政運営の基本的態度、道有財産の処分問題、地方自治の振興、道費節減に関する諸問題、人事管理の適正化、外事行政の改善、市町村行財政の指導対策、自衛官の募集など行財政全般にわたる諸問題。

総括質疑におきましては

農家負債整理対策推進に関する道の姿勢、労働災害及び職業病対策、道有財産の処分問題、外国領海付近における漁業問題等につきまして、知事との間で、さらに質疑応答がかわされた次第であります。

この過程におきまして、次に申し上げますような意見、すなわち、

- 1 あらたに設置される精神薄弱者総合援護施設の管理運営は、道が直接これを行なうべきである。
- 2 労働災害の防止について「労働災害対策協議会」を設ける等、積極的な施策を講ずべきである。
- 3 道営競馬は、道民の射幸心をそそり、社会悪助長の一因となり、道民生活に幾多の悪影響をもたらしているのので、将来廃止するよう検討すべきである。
- 4 住宅建設5カ年計画の完全実施にあつては、自力建設に依存せず公営による住宅建設の促進に積極的な施策を講ずべきである。

との強い意見があり、これらにつきましては、理事者においても配慮されたいとのことでありますので、特に申し添えます。

しかし、前にも申し上げましたとおり、質疑終結後、各派代表者間におきまして、各案件について意見の調整を図つてまいりましたが、ついに意見の一致を見るに至らず、先程の委員会におきまして採決の結果、賛成者多数をもつて議案第1号ないし第11号、議案第23号ないし第26号は原案可決、報告第8号は承認議決と決定いたしました次第であります。

なお、本件については、木南貫一君の少数意見が留保されておりますことを申し添えます。

また、議案第1号につきましては、審査の経緯にかんが

み、次の意見、すなわち、

- 1 無医地区の解消には、なお一層の努力が必要であり、特に医師の確保については、特別の措置を講ずべきである。
- 2 補助金の支出に当たつては、直接道民生活と密着し、かつ、効果的なものに限るべきである。
- 3 道有財産の売払いに際しては、その用途の検討及び払下方法の適正化等慎重に配慮すべきである。
- 4 農家負債整理対策については、積極的施策を講ずべきである。
- 5 出漁漁民の安全操業については、海難防止対策を含めて積極的に指導すべきである。
- 6 本道畑作農家経営の確立を図るため、速かに価格安定並びに共済制度の実現を図るよう努力すべきである。
- 7 重要水防地区の防災対策にあつては、特に河川の改修、改良並びに築堤、補強等の工事を速かに実施すべきである。
- 8 陸砂利採取の許可にあつては、農林地の保全、災害防止並びに砂利業者の健全育成の見地から適切な規制措置を講ずべきである。

以上8項目の付帯意見を付されたいとの動議が提出せられ、賛成者多数でこれを決定した次第であります。

以上、本委員会に付託されました議案審査の経過と結果を申し上げます、私の報告を終わります。

# 決議・意見書

## 決議案第1号 (42.7.22原案可決)

北海道百年記念事業特別委員会設置に関する決議  
右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和42年7月22日

提出者	北海道議会議員	伊藤 作 一
同		竹内 重 雄
同		阿部 恵三男
同		西尾 六 七
同		亀井 忠 衛
同		倉増 新八郎
同		渡辺 省 一
同		高橋 賢 一
同		森 春 一
同		渡辺 浩
同		松尾 三 良

北海道議会議長 岩本 政 一殿

## 決議案第1号

北海道百年記念事業特別委員会設置に関する決議

- 1 本議会に17人の委員をもつて構成する北海道百年記念事業特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、北海道百年記念事業の推進に関し、必要な調査を行なう。
- 3 本委員会は、閉会中も調査を行なうことができるとし、議会において調査終了を議決するまで継続存置する。
- 4 本委員会に要する経費は、昭和42年度中200万円以内とする。

## 決議案第2号 (42.7.22原案可決)

公害防止条例制定促進に関する決議

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和42年7月22日

提出者	北海道議会議員	伊藤 作 一
同		竹内 重 雄
同		阿部 恵三男
同		西尾 六 七
同		亀井 忠 衛
同		倉増 新八郎
同		渡辺 省 一
同		高橋 賢 一
同		森 春 一
同		渡辺 浩
同		松尾 三 良

北海道議会議長 岩本 政 一殿

## 決議案第2号

公害防止条例制定促進に関する決議

道は、公害防止条例を可及的速やかに制定すべきである。  
(理由)

道は、さきに北海道公害対策審議会を設置し、その答申に基づいて公害対策を進めているが、現状においては、法的規制がほとんどなく、その多くが単なる行政指導にとどまっております、実効を期し難い現況にある。

たまたま、今国会において、公害対策基本法が成立している。

道は、この際公害の早急なる排除と、未然防止のため公害対策基本法等関係法をかん案し、北海道公害対策審議会の意見を聞き速やかに公害防止条例の制定をはかるべきである。

右決議する。

昭和42年7月22日

北海道議会議長 岩本 政 一

北海道知事 町村 金 五殿

## 決議案第3号 (42.7.22原案可決)

労働力の確保と高齢者の

安定職場開拓に関する決議

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和42年7月22日

提出者	北海道議会議員	伊藤 作 一
同		竹内 重 雄
同		阿部 恵三男
同		西尾 六 七
同		亀井 忠 衛
同		倉増 新八郎
同		渡辺 省 一
同		高橋 賢 一
同		森 春 一
同		渡辺 浩
同		松尾 三 良

北海道議会議長 岩本 政 一殿

## 決議案第3号

労働力の確保と高齢者の

安定職場開拓に関する決議

本道の開発に欠くことのできない若年労働力を確保し、かつ、将来の労働力の年齢的推移の展望に立つて、炭鉱離職者、停年退職者等高齢層労働力の再開発を行ない、その安定した職場と労働条件の維持について、道は適切な施策を講ずべきである。

(理由)

本道の新規学卒者を含む若年労働力の道外流出は、逐年著しいものがあり、更に昭和43年度以降新規学卒者の減少に伴う労働力不足が予測せられるが、これに対処し、

長期的展望に立つ労働力確保のための施策を講ずる必要がある。

更に年々増加する炭鉱離職者並びに中・高齢者の安定した新規職場を開拓し、労働力不足解消と民生安定に資する必要がある。

右決議する。

昭和42年7月22日

北海道議会議長 岩本政一

北海道知事 町村金五殿

決議案第4号 (42.7.22原案可決)

交通事故防止対策確立に関する決議

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和42年7月22日

提出者	北海道議会議員	伊藤作一
	同	竹内重雄
	同	阿部恵三男
	同	西尾六七
	同	亀井忠衛
	同	倉増新八郎
	同	渡辺省一
	同	高橋賢一
	同	森春一
	同	渡辺浩
	同	松尾三良

北海道議会議長 岩本政一殿

決議案第4号

交通事故防止対策確立に関する決議

近年、自動車による交通事故は増加の一途をたどり、本道においても昭和41年、ついに事故発生は、1万5,102件の多きに達し、863名(後遺症によるものを含む)の尊い人命を失うに至った。ようやく軌道にのりつつある各種の事故防止対策も、車輛の激増によって、その効果が相殺され、実効をあげるに至っていないのが現状である。この事態にかんがみ、道はすみやかに次の諸施策を講じ交通事故の絶滅を期すべきである。

- 1 安全施設のすみやかな整備拡充をはかるため整備計画を作成し、年次計画をもつて直ちに着手すること。
- 2 交通道徳を高揚するための道民運動を一層活発にするとともに、行政機構を強化して、市町村に対する行政指導と援助対策を強化すること。
- 3 職域における安全教育の徹底をはかること。
- 4 運転者の過労疲労等による事故の発生を防止するため関係機関等と緊密な連携をとりその効果をあげるよう配慮すること。

昭和42年7月22日

北海道議会議長 岩本政一

北海道知事 町村金五殿

意見案第1号 (42.7.22原案可決)

北海道における道路整備促進に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和42年7月22日

提出者	北海道議会議員	池田金助
	同	石畑久成
	同	野中富雄
	同	山口政一
	同	津川直一
	同	宮本義勝
	同	渡辺省一
	同	森春一
	同	黒松秀夫
	同	渡辺浩
	同	村本政信
	同	井口ゑみ
	同	時田政次郎

北海道議会議長 岩本政一殿

意見案第1号

北海道における道路整備促進に関する要望意見書

国においては、昭和42年度を初年度とする新道路整備5ヵ年計画を策定されたが、これが実施にあたっては、本道の特殊事情を勘案の上、次の諸点について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

記

- 1 左記の区間を一般国道に追加指定すること。  
札幌～帯広間 札幌～稚内間 帯広～紋別間  
釧路～羅臼間 函館～森間 江差～長万部間  
網走～旭川間 倶知安～苫小牧間
- 2 地方道の整備促進をはかること。
- 3 凍雪害防止事業並びに除雪事業(除雪機械を含む。)等の促進をはかること。
- 4 国土開発幹線自動車道を早期に建設すること。
- 5 冬季オリンピック関連道路については、特段に配慮されたいこと。
- 6 交通安全施設の整備、拡充をはかること。

(理由)

北海道における幹線道路網の整備、拡充は、総合開発の根幹をなすものである。しかして、道内の一般国道については着々整備が進められているが、地方道の整備については、本道の地域広大、積雪寒冷等の特殊事情からきわめて立ちおけている実情であり、このため道及び市町村においても、道路整備については鋭意努力しているところであるが、その進行が遅々としてはかどらない現状にある。

よつて、新道路整備5ヵ年計画の実施にあたっては、本道の特殊事情並びに1972年冬季オリンピックの札幌開催決定等を特別に配慮し、頭書の措置を講ぜられるよう

強く要望するものである。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 岩 本 政 一

内閣総理大臣  
建設大臣  
大蔵大臣  
内閣官房長官  
北海道開発庁長官  
衆議院議長  
参議院議長

各通 (国会に対しては請願書として提出する。)

るため、融雪または集中豪雨等により甚大な洪水被害を受けている実情にあるので、本道開発の進展に即応する治水事業の促進は急を要するものがある現状にかんがみ、現行治水事業5カ年計画を抜本的に改訂し、本道治水事業の飛躍的な拡大をはかる必要がある。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 岩 本 政 一

内閣総理大臣  
建設大臣  
大蔵大臣  
内閣官房長官  
北海道開発庁長官  
衆議院議長  
参議院議長

各通 (国会に対しては請願書として提出する。)

意見案第2号

(42.7.22原案可決)

北海道における治水事業促進に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和42年7月22日

提出者 北海道議会議員 池 田 金 助  
同 石 畑 久 成  
同 野 中 富 雄  
同 山 口 政 一  
同 津 川 直 一  
同 宮 本 義 勝  
同 渡 辺 省 一  
同 森 春 一  
同 黒 松 秀 夫  
同 渡 辺 浩  
同 村 本 政 信  
同 井 口 彥 み  
同 時 田 政治郎

北海道議会議長 岩 本 政 一 殿

意見案第2号

北海道における治水事業促進に関する要望意見書

北海道における治水事業は、きわめて立ちおくれており、このため、連年激甚な災害を受けている実情にあるので、次の措置を講じ、これが促進をはかれるよう要望する。

記

1 北海道の特殊事情を考慮し、左記主要河川を1級河川に昇格すること。

留萌川 湊滑川 湧別川 網走川 沙流川  
阿寒川 後志利別川

2 治水5カ年計画を改訂し、その拡大をはかり、治水事業の大巾な促進をはかること。

(理由)

- 1 現在、北海道における1級河川は、石狩川水系外6水系であるが、このほか、道内主要7河川についても国土保全並びに国民経済上きわめて主要な意義を有しているため、これを1級河川に指定する必要がある。
- 2 本道における河川は、そのほとんどが原始河川であ

意見案第3号

(42.7.22原案可決)

北海道における住宅建設促進に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和42年7月22日

提出者 北海道議会議員 池 田 金 助  
同 石 畑 久 成  
同 野 中 富 雄  
同 山 口 政 一  
同 津 川 直 一  
同 宮 本 義 勝  
同 渡 辺 省 一  
同 森 春 一  
同 黒 松 秀 夫  
同 渡 辺 浩  
同 村 本 政 信  
同 井 口 彥 み  
同 時 田 政次郎

北海道議会議長 岩 本 政 一 殿

意見案第3号

北海道における住宅建設促進に関する要望意見書

北海道における住宅の建設に関し、左記の諸点について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

記

1 公営及び改良住宅について

- (1) 建設事業量の増加
- (2) 規模の拡大
- (3) 標準建設費の適正化
- (4) 起債充当率の引き上げ

2 住宅金融公庫融資住宅について

- (1) 標準建設費の適正化
- (2) 融資対象面積の増加
- (3) 融資率の引き上げ

(理由)

岡田 義 雄

北海道議会議長 岩 本 政 一 殿

1 北海道における住宅事情は好転しているとはいえ、低所得階層の住宅難は依然として深刻であり、その解消のため、公営住宅及び改良住宅の建設に期待するところがきわめて大きいものがある。

また、本道における公営住宅、改良住宅の規模は、昭和40年度において0.5坪の増加をみたところであるが、近年の生活水準の向上と暖房設備及び燃料収納の空間確保の必要性から、まだ狭小であり、標準建設費についても毎年度若干の向上をみているが、本道の実態に即していないため、事業主体の超過負担は依然として多額であり、市町村財政の圧迫となっている。

2 融資住宅の現行の標準建設費は、実際の建設費より低く、融資希望者の負担が多いため、住宅の建設がいちじるしく困難な状態になっており、また、本道では、積雪寒冷の気象条件に即する暖房設備及び屋内物置設置のための規模の増加が必要である等の実情にかんがみ、融資諸条件の緩和が強く要請されているところである。

よつて、国においては、本道の実情を勘案の上頭書の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 岩 本 政 一

内閣総理大臣  
建設大臣  
大蔵大臣  
内閣官房長官  
北海道開発庁長官  
衆議院議長  
参議院議長  
各通（国会に対しては請願書として提出する。）

意見案第4号

漁船海難防止に関する要望意見書

北海道周辺海域及び北方海域における漁船海難事故の頻発により多数の貴重な人命、財産が失なわれている現況にかんがみ、これが未然防止と、救助活動の促進のため必要な左記の事項について、特段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

- 1 気象予報の正確を期し、漁船操業の安全性を高めるため、気象観測用レーダー網の整備と北方海上定点観測の早期実施をはかること。
- 2 漁船の利用漁場の広域化に伴い、漁船海難救助の迅速化を期するため、高速、大型巡視船の配置と航空機の増強をはかること。
- 3 民間における漁船海難救助活動を促進するため、海難救助に要した経費の補てん並びに救助活動に従事したものの災害補償等を一元化した漁船海難救助法（仮称）の制定をはかること。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 岩 本 政 一

内閣総理大臣  
農 林 大 臣  
運 輸 大 臣  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
各通（国会には請願書として提出する。）

意見案第5号

(42.7.22原案可決)

寒冷地手当増額に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和42年7月22日

提出者	北海道議會議員	神 部 俊 郎
	同	青 木 力
	同	野 村 光 雄
	同	池 島 信 吉
	同	石 村 丈 夫
	同	徳 中 康 満
	同	村 本 三 郎
	同	竹 内 重 雄
	同	島 田 薫
	同	杉 本 栄 一
	同	山 元 ミヨ
	同	佐々木 利 雄
	同	中 山 信 一 郎

北海道議会議長 岩 本 政 一 殿

意見案第4号

(42.7.22原案可決)

漁船海難防止に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和42年7月22日

提出者	北海道議會議員	中 松 英 二
	同	松 浦 義 信
	同	阿 部 恵三男
	同	武 藤 正 春
	同	五十嵐 長 寿
	同	田 谷 克 三
	同	奈 良 敬 藏
	同	原 清 重
	同	畑 野 スミ
	同	大 内 三 治
	同	滝 沢 勉
	同	奥 野 一 雄

意見案第5号

寒冷地手当増額支給に関する要望意見書

本道の積雪寒冷の実情にかんがみ、公務員の寒冷地手当を左記のとおり増額支給することができるようすみやかに関係法律の改正措置を講ぜられたい。

記

- 1 寒冷地手当の定率額について  
寒冷地手当の定率額については、現行の100分の85を100分の100まで引き上げること。
- 2 寒冷地手当の加算額について  
寒冷地手当の加算額（石炭手当分）については、現行の加算額を熱量7,200カロリーの中塊炭1トン当たり9,449円（運搬費809円を含む。）の炭価をもつて換算した額まで増額すること。また、離島及び僻地勤務者に対して特別運搬費の実費を加算できるようにすること。
- 3 寒冷地手当の支給調整について
  - (1) 9月1日以降の新規採用者に対して寒冷地手当を支給できるようにすること。
  - (2) 9月1日以降において世帯主となつた者に対して寒冷地手当の加算額を増額支給できるようにすること。
  - (3) 9月1日以降の勤務地の異動者に対しては、追給期間を3月末日まで延長し、支給できるようにすること。
  - (4) 寒冷地手当の加算額の世帯主の区分は、扶養手当支給の有無にかかわらず、事実上扶養する民法上の扶養親族を有する世帯主とすること。

(理由)

- 1 寒冷地手当の定率額について  
本道における冬の生活実態等を考慮すれば、現行の支給額では積雪寒冷に伴う諸経費をとうていまかなうことができない実情にあるので、これを引き上げる必要がある。
- 2 寒冷地手当の加算額について  
従来、最低必要量の支給を受けていた石炭手当は、昭和39年寒冷地手当の加算額として定額にされたが、その後、諸物価の高騰に伴い、石炭価格はもちろん運搬賃かつぎ込み料、持ち込み料等も大幅に値上りしている現況であり、現行の加算額では最低必要量の石炭を購入することができない実情にあるので、これを増額する必要がある。
- 3 寒冷地手当の支給調整について  
本道における採暖期間（寒冷の期間）が長期間であるため、現行制度では実情に即さないものがあるので、その不合理を是正する措置を講ずる必要がある。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 岩本政一

内閣総理大臣  
大蔵大臣

自治大臣  
人事院総裁  
衆議院議長  
参議院議長 } 各通（国会には請願書として提出する。）

意見案第6号

(42.7.22原案可決)

国立大学設置に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和42年7月22日

提出者	北海道議会議員	神部俊郎
	同	青木力
	同	野村光雄
	同	池島信吉
	同	石村丈夫
	同	徳中康満
	同	村本三郎
	同	竹内重雄
	同	島田薫
	同	杉本栄一
	同	山元ミヨ
	同	佐々木利雄
	同	中山信一郎

北海道議会議長 岩本政一殿

意見案第6号

国立大学設置に関する要望意見書

北海道の総合開発を推進する人材を養成するため、本道に国立大学を設置されるよう要望する。

(理由)

本道は開道以来100年を迎えようとしているが、今後更に北海道開発を強力に推進するため、この開発の担い手となる人材の養成が急務とされている。

しかしながら、本道における高等教育機関の不足から東京その他の本州の大学に進学するものが極めて多く、しかも、それらの卒業生の大部分が道外に残留する傾向を示している。

このような実情から本道に更に高等教育機関を設置することについても道内各層からその実現が強く望まれているところである。

よつて、国においては、本道の実情を認識され、国立大学を設置されるよう強く要望するものである。右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 岩本政一

内閣総理大臣  
大蔵大臣  
文部大臣  
北海道開発庁長官  
衆議院議長  
参議院議長 } 各通（国会には請願書として提出する。）

意見案第7号

(42.7.22原案可決)

職業訓練の拡充強化に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和42年7月22日

提出者	北海道議会議員	湯田倉治
	同	阿部文男
	同	佐藤幹夫
	同	小川謙二郎
	同	石林清
	同	西村慎一
	同	川合正男
	同	高橋俊郎
	同	浜村仙三郎
	同	高橋源次郎

北海道議会議長 岩本政一殿

意見案第7号

職業訓練の拡充強化に関する要望意見書

本道における技能労働力の不足に対処し、公共及び事業内職業訓練の拡充強化をはかるため、左記事項の実現について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

記

1 公共職業訓練の拡充強化について

- (1) 庁舎の新築並びに移改築に際し、管理棟も補助対象とすること。
- (2) 訓練定員40人の場合における施設の補助基準を設定すること。

2 事業内職業訓練に対する助成強化について

- (1) 事業内職業訓練所の運営費補助金を増額すること。
- (2) 共同職業訓練施設設置費の補助限度額を引き上げること。

(理由)

技能労働者養成のため、公共及び事業内職業訓練が推進されているが、本道における技能労働力なかんずく若年技能労働者不足の実態にかんがみ、これに対処し、若年労働者の確保と技能水準の向上をはかるため、政府においては頭書の措置を講じ、公共及び事業内職業訓練の拡充強化を促進されるよう強く要望するものである。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 岩本政一

内閣総理大臣 労働大臣 大蔵大臣 北海道開発庁長官 衆議院議長 参議院議長	} 各通 (国会には請願書として提出する。)
--	------------------------

意見案第8号

(42.7.22原案可決)

港湾労働福祉センターの設置に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和42年7月22日

提出者	北海道議会議員	湯田倉治
	同	阿部文男
	同	佐藤幹夫
	同	小川謙二郎
	同	石林清
	同	西村慎一
	同	川合正男
	同	高橋俊郎
	同	浜村仙三郎
	同	高橋源次郎

北海道議会議長 岩本政一殿

意見案第8号

港湾労働福祉センターの設置に関する要望意見書

本道の重要港湾における労働力の確保と港湾労働者の福祉の向上をはかるため、本道に港湾労働福祉センターを設置されるよう特段の配慮を要望する。

(理由)

本道の開発進展と経済規模の拡大に伴い、港湾の荷役量の増高は著しく、また本道の地域性からくる秋冬期荷役量の増量と波動性によつて、港湾における労働力の確保は逐年困難となつてきているので、労働力の確保と港湾労働者の福祉の向上をはかるため公共的施設である港湾労働福祉センターを早急に本道に設置されるよう強く要望するものである。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 岩本政一

内閣総理大臣	} 各通 (国会には請願書、行政庁以外には陳情書として提出する。)
大蔵大臣	
労働大臣	
北海道開発庁長官	
衆議院議長	
参議院議長	
雇用促進事業団理事長	

意見案第9号

(42.7.22原案可決)

北海道農家負債整理促進に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和42年7月22日

提出者	北海道議会議員	堀田毅
	同	亀井忠衛
	同	大方春一
	同	作田政次
	同	田莉子 政太郎

同 高 橋 正四郎  
 同 小 堀 秀 次  
 同 新 村 源 雄  
 同 三 上 勇  
 同 山 崎 藤 作  
 同 奥 野 善 造  
 同 笠 井 幸 衛  
 同 朝 日 昇

北海道議会議長 岩 本 政 一 殿

意見案第9号

北海道農家負債整理促進に関する要望意見書

本道農業経営の安定と生産力拡大を阻害している農家固定化負債の整理をはかるため、速やかに自作農維持資金の貸付条件につき、改善措置を行なうよう強く要望する。

(理由)

最近における引き続き冷災害により著しい打撃をうけた本道農家の固定化負債を解消するため、さきに道議会より寒地農業確立に関する要望意見書として、自作農維持資金の貸付条件の緩和について(利率年3分以内、償還期間30年以上、据置期間7年以上、貸付限度額100万円以上)要望をしたが、未だその実現をみていないので、速やかに自作農維持資金融通法の改正措置を促進する必要がある。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 岩 本 政 一

内閣総理大臣 }  
 大 蔵 大 臣 }  
 農 林 大 臣 } 各通 (国会には請願書と)  
 北海道開発庁長官 } して提出する。  
 総 務 長 官 }  
 衆 議 院 議 長 }  
 参 議 院 議 長 }

意見案第10号

(42.7.22原案可決)

交通安全対策推進に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和42年7月22日

提出者 北海道議会議員 伊 藤 作 一  
 同 竹 内 重 雄  
 同 阿 部 恵三男  
 同 西 尾 六 七  
 同 亀 井 忠 衛  
 同 倉 増 新八郎  
 同 渡 辺 省 一  
 同 高 橋 賢 一  
 同 森 春 一  
 同 渡 辺 浩

同 松 尾 三 良

北海道議会議長 岩 本 政 一 殿

意見案第10号

交通安全対策推進に関する要望意見書

近年、自動車の激増に伴い、自動車による交通事故は年々増加の一途をたどり、多数の死傷者を生じている。

この交通事故の防止については現在「交通安全施設整備事業に関する緊急措置法」及び今国会で成立した「通学路にかかる交通安全施設等の整備及び踏切道構造改良等に関する緊急措置法」等があるが、更に抜本的な施策を講ずる必要がある。

よつて、政府並びに国会は、次の措置をとられるよう強く要望する。

記

- 1 交通安全基本法を制定して、交通行政の一元化をはかること。
- 2 交通安全施設の整備を強化すること。
- 3 車両などの安全構造を改善すること。
- 4 事故の原因を科学的に究明すること。
- 5 事故防止に関する技術開発を進めること。
- 6 地方公共団体に対し交通安全施策の援助を強化すること。
- 7 北海道等積雪寒冷地域における道路構造について、特別の基準を設け、国庫補助の対象とすること。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 岩 本 政 一

内閣総理大臣 }  
 自 治 大 臣 }  
 運 輸 大 臣 } 各通 (国会に対しては請願  
 国家公安委員長 } 書として提出する。)  
 大 蔵 大 臣 }  
 通 商 産 業 大 臣 }  
 建 設 大 臣 }  
 北海道開発庁長官 }  
 衆 議 院 議 長 }  
 参 議 院 議 長 }

意見案第11号

(42.7.22否決)

健康保険に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和42年7月22日

提出者 北海道議会議員 池 島 信 吉  
 同 野 村 光 雄  
 同 高 橋 敏 一  
 同 木 南 貫 一  
 同 野 中 富 雄  
 同 青 木 力



同 時 田 政次郎  
 同 合 坪 正 三  
 同 高 橋 俊 郎  
 同 遠 藤 英 吉  
 同 井 口 多 み  
 同 改 発 治 幸  
 同 水 島 ヒ サ  
 同 新 川 輝 隆  
 同 川 合 正 男  
 同 奥 野 一 雄  
 同 原 清 重  
 同 影 山 豊  
 同 渡 部 勇 雄  
 同 小 堀 秀 次  
 同 佐 野 法 幸  
 同 渡 辺 浩  
 同 笠 井 幸 衛  
 同 山 田 勲  
 同 杉 本 省 吾  
 同 湯 田 倉 治  
 同 村 本 政 信  
 同 高 田 治 郎  
 同 山 下 策 雄  
 同 岡 田 義 雄  
 同 竹 内 重 雄  
 同 亀 井 忠 衛  
 同 村 本 三 郎  
 同 武 藤 正 春  
 同 浜 村 仙三郎  
 同 大 石 利 雄

よつて、政府並びに国会は、速かに次の措置をとられるよう要望する。

記

- 1 臨時国会に上程されようとしている健康保険法臨時特例法案を直ちに撤回すること。
- 2 政管健保の赤字に対し、大幅な国庫負担によつて、これを解消すること。
- 3 国の責任において真の医療保障確立のための抜本的対策を樹立し、医学及び関連諸科学の進歩と直結した医療制度を早急に実現すること。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 岩 本 政 一

内閣総理大臣  
 大蔵大臣  
 自治大臣  
 厚生大臣  
 衆議院議長  
 参議院議長

各通（国会には請願書として提出する。）

北海道議会議長 岩 本 政 一殿

意見案第11号

健康保険に関する要望意見書

現在、政府が、臨時国会で再提案しようとしている政府管掌健康保険財政の赤字対策としての健康保険法臨時特例法案は、(1)保険料の引き上げ、(2)初診時、入院時の自己負担の倍額引き上げ、(3)薬代の一部自己負担の新設を内容とするものであり、これはひとり政管保険にとどまらず、他の健康保険制度、共済組合の医療給付に対しても直接、間接に適用されるもので、被保険者にとつては重大な負担となり、低所得階層をまともな医療から締め出すものである。

また一方、診療担当者にとつても良心的な診療活動の妨げになるばかりでなく、事務の一層の繁雑化と経営の悪化を招くものである。

このように同法案は、本来政府の責任である保険財政の赤字を被保険者と診療担当者双方の犠牲において解決しようとするもので、医療の本質を著しくゆがめ、国民医療の崩壊を来す結果となることは明白である。

## 議会運営委員会

- 6月7日 午後零時13分、議長室において小委員会を開議、午後3時27分散会、小委員長 高橋 賢一（自民）

議会運営の効率化問題について協議、各小委員から、それぞれ意見の交換が行なわれ、一応現行制度を基礎として、本会議、予算特別委員会における持ち時間制を中心に具体的に検討することに決定し、各会派から、基本的考え方および試案等について説明および発言があつた。

- 6月8日 午後1時45分、議長室において小委員会を開議、午後3時22分散会、小委員長 高橋 賢一（自民）

- ① 昨日に引き続き、持ち時間制を中心に検討が行なわれ、自民、社会両党から示された試案について各小委員から意見等がのべられた。
- ② 小会派の議運委オブザーバーとして出席を許可することについては、条件として議運の決定を遵守してもらうことを、小委員会の一致した意見であることを確認し、異議なくそのことに決定。

- 6月16日 午後1時45分、議長室において小委員会を開議、午後2時35分散会、小委員長 高橋 賢一（自民）

持ち時間制、小会派の取り扱い等を中心に、それぞれ各小委員間で意見の交換が行なわれ、さらに検討することとした。

- 6月17日 午後零時40分、議長室において小委員会を開議、午後1時52分散会、小委員長 高橋 賢一（自民）

小委員長から、持ち時間制に関する参考資料の提示があり、これを中心に意見の交換等が行なわれ、さらに検討を加えることとした。

- 6月23日 午後2時8分、議長室において小委員会を開議、午後3時47分散会、小委員長 高橋 賢一（自民）

予算特別委員会における所要日数の社会党試案、持ち時間、会派の認定基準と代表質問、小会派の取り扱い、諸派の議運委オブザーバー参加の問題を中心に、各小委員から、それぞれ意見の交換が行なわれた。

- 6月24日 午後零時、議長室において小委員会を開議、午後3時30分散会、小委員長 高橋 賢一（自

民）

- ① 本会議および予算特別委員会における持ち時間、代表質問の取り扱い等について意見の交換が行なわれたのち、小会派の議運委オブザーバー参加については、議会運営委員会の決定事項を遵守することを条件に出席を求める、オブザーバーに対しては、委員長が特に必要と認めるときは、その意見を求めるものとし、またオブザーバーから発言の申し出があつたときは、委員長は、会議にはかり、その決定により許可することを確認。

- ② 本委員会に対する中間報告については、現在なお意見の一致をみるに至らないが、各会派から意見のあつた効率化促進の精神を後退させることなく、一応今後の検討にまつこととし、今後も引き続き必要に応じ小委員会を開き、6月定例会中に結論を得ることを目途に検討を重ねる旨を報告することとした。

- 6月26日 午後3時40分、議会運営委員会室において開議、午後4時23分散会、委員長 伊藤 作一（自民）

- ① 高橋(賢)小委員長(自民)から、効率化小委員会の現在までの経過について中間報告があり、異議なくこれを了承。

- ② 小会派の議会運営委員会出席については、議会運営委員会決定事項を遵守することを条件にオブザーバーとして出席を認める、オブザーバーに対しては、委員長が特に必要と認めるときは、その意見を求めるものとし、また、オブザーバーより発言申し出があつたときは、委員長は会議にはかりその決定により許可することに決定、暫時休憩（休憩中オブザーバー出席）午後3時47分再開。

- ③ 事務局長から、大島議員の逝去に伴い、5月24日付補充議員五十嵐長寿氏が当選し、同日付で公正クラブに加入届があつた旨、ならびに石坂議員(社会)が6月25日病気のため逝去された旨の報告があり、補充議員の当選に伴う議席の変更を行なうことに決定。

- ④ 総務部長から、第2回定例会提出議案について説明。

- ⑤ 中元、暑中見舞いの虚礼廃止については、理事会でその取り扱いを検討することに決定。

- 6月27日 午後1時45分、議会運営委員会室において開議、午後1時52分散会、委員長 伊藤 作一（自民）

- ① 第2回定例会の日程については、日程案のとおりとすることに決定。

- ② 明28日の議事は、まず線上補充議員を議長から紹介したあと、日程に入り、日程第1補充議員の議席の指定並びに議席の一部変更を書記朗読のとおり決定、日程第2会議録署名議員を指定の後、議長から、元議員

横路節雄、香川兼吉両君の逝去報告を行ない、つづいて石坂議員の逝去報告後、神部議員(自民)から追悼演説、終わって全員起立の上黙禱を行なう、日程第3会期決定の件は、6月28日から7月22日まで25日間を決定する、日程第4補充議員の常任委員選任の件は五十嵐議員を水産委員に指名、次いで日程第5議案第1号ないし第31号、報告第7号及び第8号を議題とし、知事から、道政執行方針および提案説明、教育長から、教育行政執行方針について説明、次の日程第6陳情第11号および第12号は、石炭対策特別委員会に付託、終わって議案調査のため、6月29日から7月3日まで5日間休会、4日再開することを決定する。

- ③ 会派に属しない議員の発言の取り扱いについて、本会議における1議員の発言時間割り振りは20分を基準とし、公明党は年2回、共産党は年1回の発言機会を与え、発言の機会は、任意の定例会とすることに決定。
- ④ 代表質問の通告期限は7月3日午前中、一般質問は4日午前中と決定。

○6月28日 午前10時47分、議会運営委員会室において開議、午前10時49分散会、委員長 伊藤 作一(自民)

- ① 本日の本会議の開議時刻は、都合により午後1時から開くことに決定。
- ② 本会議の議事は、配付の日程のとおりとすることに決定。
- ③ 代表質問の順位は、自民、社会、公正クの順とすることに決定。

○7月3日 午後4時37分、議会運営委員会室において開議、午後4時49分散会、委員長 伊藤 作一(自民)

- ① 岡田(千)委員(公正ク)の辞任に伴い、倉増委員(公正ク)の選任指名を明日の本会議で議長から報告することに決定。
- ② 7月1日付で補充議員に当選した石村丈夫君から、同日付をもって自民党に入会の届けがあり、これに伴う議席の指定および議席の一部変更を行なうことに決定。
- ③ 一般質問の順位については、理事会において協議決定することとした。
- ④ 予算特別委員会の構成数、選任方法および諸派の予算委員選任を申し入れ等については、さらに協議することに決定。
- ⑤ 明日の本会議の議事は、まず、補充議員で当選した石村丈夫君を議長から紹介したのち、日程に入り、日程第1補充議員の議席の指定ならびに議席の一部変更を書記朗読のとおり決定、ついで日程第2議案第1号

ないし第31号、報告第7号および第8号を議題とし、代表質問に入ることを決定。

○7月5日 午前10時10分、議会運営委員会室において開議、午前10時14分散会、委員長 伊藤 作一(自民)

- ① 一般質問の順位を、配付の順位表のとおり了承。
- ② 本日の本会議は、代表質問の続行、終わって一般質問3人を行なうことに決定。

○7月7日 午前10時25分、議会運営委員会室において開議、午前10時35分散会、委員長 伊藤 作一(自民)

- ① 諸派の予算特別委員会参加については、比例配分の考慮の上に立つて、公明党年2回、共産党年1回参加を認めることとし、その時期は諸派の選択する任意の定例会とすること、今回の予算特別委員会については、その性格と諸派の希望を考慮し、構成21人とし、自民11人、社会7人、公正ク1人計19人の比例配分に、公明、共産各1人を加える、予算特別委員会における持ち時間は、効率化小委員会で検討中であり、10日から20日までの間でこれを終了するよう各党で配慮することを申し合せた、また、予算委員会における一問一答方式は委員長の裁量で一部モデルケースとして採用する、以上のとおり取り扱うことに決定。
- ② 本日の本会議の議事は、日程に追加し、補充議員の石村議員を総務委員に指名選任し、また、亀井議員から、申し出の総務委員から農務委員への所属変更を行ない、ついで一般質問を続行することに決定。
- ③ 予算特別委員会設置の動議提出については、従来の方式のとおり、自民、社会、公正クの順で行なうことを了承。
- ④ 元議員で構成する道友クラブ総会(10日)場所に、特に議場の使用を許可した旨を報告。
- ⑤ 総務部長から、追加提出議案について説明。

○7月8日 午後3時33分、議会運営委員会室において開議、午後3時40分散会、委員長 伊藤 作一(自民)

- ① 委員長から、昨日の改発議員(社会)の一般質問に対する知事答弁中「関係部長からお答えできるようでございますれば…」と「私の想像では…」という点が問題となつたが、議長において知事の真意を質した結果、いずれも知事の本意でないことが明らかになり、なお、議長から今後答弁にあたっては誤解を招くことのないよう申し入れた旨の報告があり、異議なくこれを了承。
- ② 議案の委員会付託については付託一覧表のとおり付託することに決定。

③ 再開後の本会議は、一般質問2人を行ない、質疑終結後、予算特別委員会設置の動議を亀井議員から提出、議決後、議長から予算委員21人の指名を行ない、議案を関係委員会に付託、終わって、議案審査のための休会（7月10日から20日まで）11日間、21日再開することを決定する。

○7月17日 午後2時37分、議会運営委員会室において小委員会を開議、午後2時58分散会、小委員長 高橋 賢一(自民)

予算特別委員会の進捗状況を参考に、持ち時間のあり方等について各小委員から意見の交換が行なわれ、なお、予算委員会の動向、過去の実績等を分析の上、検討することとした。

○7月21日 午後6時12分、議会運営委員会室において開議、午後6時20分散会、委員長 伊藤 作一(自民)

- ① 総務部長から、追加提出議案について説明。
- ② 大石予算特別委員長(社会)から、付託議案の審査状況、局長から、各常任委員会付託議案審査状況について説明。
- ③ 本日の本会議の議事は、まず、7月19日付をもって繰上補充当選した遠藤英吉議員(社会)を議長から紹介の後、日程に入り、日程第1補充議員の議席の指定並びに議席の一部変更を書記朗読のとおり決定し、ついで諸般の報告の後、議長から元道会議員楠木熊太郎君(7月11日)、同高瀬恰君(7月15日)の逝去報告を行ない、つぎに去る7月13日逝去の樋口議員に対する追悼演説を岡田(義)議員(社会)が行ない、終わって同君の逝去を悼み、弔意を表するため起立の上黙禱を捧げ、終わって日程第2補充議員の常任委員選任の件に入り、補充議員の遠藤議員を厚生常任委員に指名選任、つぎに、日程第3議案第33号ないし第39号を議題とし、知事から提案説明の後、人事案件の議案第33号ないし第37号と退職手当の額決定の議案第38号は、委員会付託を省略して、直ちに問題とし、起立採決を行ない、終わって議案第39号を総務委員会に付託することに決定して散会する、以上の順序にて取り運ぶことを決定。

○7月22日 午後6時22分、議会運営委員会室において小委員会を開議、午後6時25分散会、小委員長 高橋 賢一(自民)

小委員長から、第2回定例会における代表質問、一般質問および予算特別委員会の質問所要時間の実績を資料として配付、委員の発言の回数その他の取り扱いについて検討を願うこととし、次回委員会を8月10日開

会することとした。

○7月22日 午後7時32分、議会運営委員会室において開議、午後8時13分散会、委員長 伊藤 作一(自民)

- ① 委員長から、予算特別委員会に付託の各案件は、付帯意見を付し、多数決で原案のとおり可決したが、木南議員(共産)から、少数意見が留保されており、その報告書が提出された旨をのべ、ついでこの取り扱いについては、少数意見留保者の発言については5分以内とすることを決定。
- ② 各常任委員会付託の案件はいずれも全会一致可決されているが、木南議員から、予算案および付属案件23件について反対の意思表示があり、この取り扱いについて協議の結果、これらの案件は一括問題とし、起立採決を行なうこととした。
- ③ 本日の本会議の議事は、日程第1議案第1号ないし第11号、第23号ないし第26号および報告第8号で、予算特別委員長報告後、少数意見留保者の発言があり、起立採決を行なう、日程第2議案第12号ないし第22号、第27号ないし第32号、第39号および報告第7号は、各常任委員長報告後、まず反対意思表示の議案を問題とし、起立採決を行ない、残余の議案については簡易採決を行なう、日程第3議案第1号ないし第4号は、説明および委員会付託を省略し即決、ついで決議案第1号の北海道百年記念事業特別委員会(17人構成、経費200万円以内)委員を議長から指名選任、日程第4意見案第1号ないし第10号は、説明および委員会付託を省略し即決、日程第5意見案第11号健康保険に関する要望意見書は、提案説明を池島議員(社会)が行ない、委員会付託省略後、反対討論を滝沢議員(自民)、賛成討論を改発議員(社会)が行ない、終結後、起立採決を行なう、日程第6請願、陳情審査の件は各委員長報告を省略し、委員会決定のとおり決定、ついで閉会申請願、陳情審査の件および閉会中事務継続調査の件を決定し、議長から閉会のあいさつがあつて閉会する、以上の順序にて議事を進めることに決定。

# 常任委員会

## 総務委員会

○6月6日 午前11時45分、第1委員会室において開議、午後1時44分散会、委員長 神部 俊郎(自民)

### 一般議事

① 島田委員(自民)から、地方行財政制度の改善策要望に関する中央折衝の経過について報告があり、異議なくこれを了承。

② 総務部長から、昭和42年度機構組織等の改正概要について説明を聴取の後、

杉本(栄)委員(自民)から、水産部の海外漁業系の業務内容および課員増員の有無、年功者のために新ポストを作ったのではないか、公害対策の推進に対する公害課と各部との関連、

中山委員(自民)から、本庁と出先機関別の職員数および交通安全対策課の所管事務に関し、示談もやるのかどうか、

竹内委員(社会)から、交通安全対策課の所掌業務内容、開発課に都市計画を主とする課長補佐を設置することに関連し、現在の都市計画課を強化することの見解、

佐々木(利)委員(自民)から、競馬関係について改革する考えの有無、

亀井委員(社会)から、交通安全対策課に道警、教育庁から職員が出向した理由、局・室・課の明確な区分の有無、社会課から保護課を区分した内容、

野村委員(公明)から、交通相談所の構想、

山元委員(自民)から、冬季オリンピックの関係についてはどうなっているか、

村本(三)委員(社会)から、交通対策について関係団体の協調と意見調整を十分に行なわれたい、

池島委員(社会)から、機構改革について、職員団体と話し合ったかどうか、

青木副委員長(社会)から、人員配置等基本原則について、

徳中委員(自民)から、公害対策審議会と常任委員会との関連

等について質疑、意見および要求があり、総務部長、同次長(森)から答弁。

③ 道警警務部長から、元興部署員の飲酒による交通事故について説明を聴取の後、

野村委員(公明)から、被害者の補償と病気の経過、警察官の自家用車所有割り合い、公用車の管理状況、交通安全週間の効果、取り締り対象車両は日別に区分

しているか、交通規制について関係住民の声を聞いているかどうか、交通取り締りに対する警察官の応待、言動等の基本的指導方針と方法、違反者の処理方法、

青木副委員長(社会)から、警察官のこの種事件件数の推移、今後の具体的事故防止策と総合計画の有無、

山元委員(自民)から、本事件の精神的背景と事故を惹起する警察官の年齢層、

竹内委員(社会)から、取り締りに当たり、道路脇等に警察官が隠れているというが、その様な方針かどうか、

島田委員(自民)から、解決のため厳重な取り締りをするということだけでなく、良識ある判断で措置されたい等質疑、意見および要望があり、道警警務部長、交通部長から答弁。

④ 委員長から、警察施設整備状況ならびに交通安全対策等視察のため、道内視察調査を実施することをほかり、異議なくそのことに決定、現地調査の派遣日程および派遣委員については、委員長に一任することとした。

○6月27日 午後2時36分、第1委員会室において開議、午後4時30分散会、委員長 神部 俊郎(自民)

### 一般議事

① 道内警察施設整備状況および交通安全対策について第1班池島委員(社会)、第2班青木副委員長(社会)から、それぞれ報告があり、異議なくこれを了承。

② 総務部長および財政課長から、第2回定例会提出予定案件について説明。

③ 知内村町制施行に関する実態調査を実施することをほかり、異議なくそのことに決定、派遣時期および派遣委員については委員長に一任することとした。

④ 委員会終了後、ボーリング場課現状実態調査を行なうことに決定。

本日聴取した陳情

知内村町制施行について

知内村長

○7月8日 午前10時38分、第4委員会室において開議、午前10時46分散会、委員長 神部 俊郎(自民)

### 一般議事

① 常任委員の委員会所属変更に伴う委員席の一部を変更することに決定。

② 総務部長から、追加提出議案について説明の後、杉本(栄)委員(自民)から、道空港条例の一部改正提案に至るまでの関係機関との打ち合せの有無、

野村委員(公明)から、滑走路距離、着陸の範囲拡大の理由

について質疑、総務部長から答弁。

○7月21日 午後1時48分、第3委員会室において開議、午後3時50分散会、委員長 神部 俊郎(自民)

#### 付託案件の審査

① 議案第12号(北海道職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案)を議題とし、総務部長から説明を聴取の後、異議なく原案のとおり可決することに決定。

② 議案第13号(北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案)を議題とし、道警総務部長から説明を聴取の後、

村本(三)委員(社会)から、警察職員の勤務の不規則等に対する給食の考え方、身辺警護手当の増額意思、超勤手当の完全支給状況および定員が少ないための健康管理状況、

野村委員(公明)から、定員は名目で、実際は学校入学とかで現員の負担が大きいのではないか、欠員の状況、

青木副委員長(社会)から、本俸の是正に対する見解等について質疑および意見があり、道警総務部長から答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することに決定。

③ 議案第14号(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行条例の一部を改正する条例案)、議案第15号(北海道税条例の一部を改正する条例案)、議案第27号(工事請負契約締結議決変更の件)ないし第30号および報告第7号(専決処分報告につき承認を求める件)を順次議題とし、総務部長から説明を聴取の後、異議なく議案については原案可決、報告については承認議決とするに決定。

#### 請願、陳情の審査

##### 請願

第9号 公務員の寒冷地手当増額の件 (採択)

##### 陳情

第2号 旭川市に国立大学設置の件 (採択)

第7号 知内村に町制施行の件 (採択)

第8号 釧路市に国立総合大学設置の件 (採択)

なお、陳情第7号については、村本(三)委員(社会)から、現地調査経過について報告、ついで総務部長から意見があつた。

#### 一般議事

① 総務部長から、追加提出議案について説明を聴取、午後1時55分休憩、午後3時24分再開。(付託議案等の審査に入る。)

② 公務員の寒冷地手当増額ならびに国立大学の設置要望について意見書を発議することに決定。

○7月22日 午前11時54分、第4委員会室において開議、午前11時56分散会、委員長 神部 俊郎(自民)

#### 付託案件の審査

議案第39号(上磯郡知内村を知内町とするの件)を議題とし、異議なく原案のとおり可決することに決定、付託議案に対する委員長報告については、委員長に一任することとした。

#### 一般議事

① 地方行財政制度に対する対策の件ほか2件について閉会中継統調査とすることに決定。

② 付託の請願、陳情については、閉会中継統審査とすることに決定。

○7月24日 午後零時19分、第2委員会室において開議、午後零時57分散会、委員長 神部 俊郎(自民)

#### 一般議事

① 道民課長から、道章、道旗制定に関する経過について説明を聴取の後、

野村委員(公明)から、道旗の制定が時期的に遅れた理由および掲揚の時期、場所、ならびに普及の取り扱い、他旗との関連

について質疑、道民課長から答弁。

② 本庁庁舎建設課長から、本庁庁舎建設に関する経過について説明を聴取の後、

池島委員(社会)から、電子計算組織導入準備室移転後の機能発揮、ビルの掃除および管理計画、公務補の取り扱い、職員の福利厚生施設利用に対する職員団体との交渉の有無、

竹内委員(社会)から、部局の転出は部分的に実施するのかどうか、

村本(三)委員(社会)から、部局の改善策およびおさまる場所の決定

等について質疑、意見および要望があり、総務部次長(浅井)、建設課長から答弁。ついで委員会終了後、本庁庁舎建設状況を視察することに決定。

③ 寒冷地手当増額支給および国立大学設置要望に関する中央折衝を実施することとし、派遣時期、派遣委員等については、委員長に一任することとした。

## 厚生委員会

○6月5日 午前11時55分、第1委員会室において開議、午後零時14分散会、委員長 岩田 徳治(自民)

#### 一般議事

① 民生、衛生両部長から、部の一部機構改革について説明を聴取。

② 新川委員(社会)から厚生年金会館設置に関する中央折衝の経過について報告の後、

大石委員(社会)から、理事者の態度が遅れている理由及び折衝報告と答弁との間に開きがあることに関連

し、今日までの折衝内容、

合坪委員(社会)から、議会と執行部と同一歩調をとることの考え方

等について質疑および意見があり、民生部長、保険課長から答弁。

- ③ 委員長から、厚生年金会館の設置については、なお中央折衝の必要があるので、派遣委員、日程については、委員長に一任されたい旨をはかり、異議なくそのことに決定。

○6月27日 午前11時23分、第3委員会室において開議、午後零時15分散会、委員長 岩田 徳治(自民)

#### 一般議事

- ① 民生部長から、厚生年金会館設置に関する経過について説明の後、

大石委員(社会)から、札幌市は、文化会館を建てたい意向であり、また、厚生年金会館設置は愛知県が有望であり、さらに建設予定地の重複問題などがあり、今後の見通し、起債が5億円が認められない場合、札幌市は残7億円を出すのかどうか、およびその時期、

福島委員(自民)から、名古屋のその後の動き等について質疑、民生部長から答弁。

- ② 衛生部長から、桂沢水道における事故について説明を聴取の後、

倉増副委員長(公正ク)から、硫酸の使用状況、使用した場合の人体への影響、魚の死んだ理由、

大石委員(社会)から、水道法による硫酸使用の基準、各戸への配水直前までに沈澱の可否、定時水質検査改正の必要性、事故発生に対する対処方策

等について質疑および意見があり、衛生部長から答弁。

○7月21日 午前11時20分、議会運営委員会室において開議、午後零時25分散会、委員長 岩田 徳治(自民)

#### 付託案件の審査

議案第16号(保健所設置条例の一部を改正する条例案)を議題とし、衛生部長から説明を聴取の後、

新川委員(社会)から、支所の設置カ所を別表に規定しない理由および所長と支所長との権限区分、

松尾委員(自民)から、条例改正に伴う機構等について質疑、衛生部長から答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することに決定、委員長報告については、委員長に一任することとした。

#### 一般議事

- ① 民生部長から、厚生年金会館設置促進に関し、札幌市との折衝経過およびその後の中央情勢について説明を聴取の後、倉増副委員長(公正ク)から議会としても強力な働きかけをされたい旨の発言があり、異議なく

これを了承。

- ② 本委員会付託の請願、陳情のうち、健保関係の請願を除き、いずれも閉会中継続審査とすることに決定。

- ③ 社会福祉施設整備拡充の件ほか2件を閉会中継続調査とすることに決定。

#### 本日聴取した陳情

厚生年金会館の設置促進について

札幌市長

○7月22日 午後3時15分、第3委員会室において開議、午後3時20分散会、委員長 岩田 徳治(自民)

#### 請願の審査

請願第2号(医療保険抜本改悪反対の件)および第17号(健康保険法臨時特例法案撤回要請措置等に関する件)を一括議題とし、委員長から、本件については、昨日国会が閉会となり健保特例法案は審議未了となつたので、請願者の願意は消滅した旨をのべ、全員異議なくこれを了承。

○7月24日 午前11時22分、議会運営委員会室において開議、午前11時49分散会、委員長 岩田 徳治(自民)

#### 請願、陳情の審査

##### 陳情

第16号 長期療養患者に対する夏期救護の件

(採択)

#### 一般議事

道内厚生事情調査を2班編成をもつて実施することとし、派遣期間および派遣委員等については、委員長に一任することを決定。

## 商工労働委員会

○6月6日 午前11時17分、第4委員会室において開議、午後零時18分散会、委員長 湯田 倉治(社会)

#### 一般議事

- ① 委員長から、前回の委員会において要求のあつた資料の提出があつた旨を述べ、ついで、商工部長から企業倒産状況に関する資料について説明。

- ② 商工部長から、昭和41年度の年度末金融の実績および牛乳値上げ問題に関するその後の経過について、委員長から物価値上げ反対道民会議について報告の後、浜村委員(社会)から、委員長と部長の報告の食い違い、十分な努力方

について質疑および要望があり、商工部長から答弁。

- ③ 委員長から、道内商工労働事情調査を別紙日程により実施することとし、派遣委員については委員長に一

任されたい旨をはかり、異議なくそのことに決定、ついで、中小企業金融に関する中央折衝についてははかり、異議なく実施することに決定、派遣委員、日程等については委員長に一任することとした。つぎに、かねて依頼があつた道中小企業設備合理化促進審議会中央委員について正、副委員長が委員の委嘱を受けることとしたい旨を述べ、異議なくこれを了承。

④ 高橋(俊)委員(社会)から、失保法改正に関し、地方選挙等政治的空白時の道の動き、一層の努力方について質疑、意見および要望があり、労働部長から答弁、委員長から本件に関する中央折衝の取り扱いについて理事会に一任方をはかり、異議なくそのことに決定。

⑤ 笠島委員(社会)から、道地下資源開発(株)について従来の指導内容および考え方、役員退職金に関する道の発言内容、今後の方針、道の基本的姿勢の確立方、消費物価懇談会答申に関する資料の提出方、

委員長から、次回委員会までに道の考え方のとりまとめ方、

西村委員(自民)から、景気動向の推移に関し、合理化、流通機構等の指導の見解について質疑、意見、要望および要求があり、商工部長から答弁。

⑥ 委員長から、港湾労働者福祉センターの設置に関し、中央折衝の際あわせて要望することについてははかり、異議なくこれを了承。

○7月5日 午後3時36分、第4委員会室において開議、午後3時48分散会、委員長 湯田 倉治(社会)

#### 一般議事

① 川合委員(社会)および西村委員(自民)から、去る6月7日から10日まで実施した道内商工労働事情調査の概要について報告、異議なくこれを了承。

② 小川委員(自民)から、若年労働力確保のため道立職訓等の将来のビジョンについて質疑および要望があり、労働部長から答弁。

○7月20日 午後1時18分、第4委員会室において開議、午後1時44分散会、委員長 湯田 倉治(社会)

#### 付託案件の審査

議案第17号(北海道工鉱業開発促進条例の一部を改正する条例案)、議案第19号(北海道営有料道路事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例案)、議案第21号(北海道公営企業条例の一部を改正する条例案)、議案第20号(北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例案)、議案第22号(北海道立登別労働者保養所条例を廃止する条例案)および議案第31号(財産の処分に関する件)を順次議題とし、商工部長、企業局長

および労働部長からそれぞれ説明を聴取の後、異議なく原案のとおり可決することに決定、委員長報告については委員長に一任することとした。

#### 一般議事

① 職業訓練の拡充強化および港湾労働福祉センター設置の件について協議のため、午後1時38分休憩(休憩中、意見書案文等について協議)、午後1時42分再開、本件について要望意見書を提出することおよび案文については理事会に一任されたい旨をはかり、異議なくそのことに決定。

② 中小企業振興対策の件ほか2件について閉会中継続調査の取り扱いとすることおよび付託予定の請願について閉会中継続審査の申し出をすることについてははかり、異議なくそのことに決定。

○7月24日 午後1時24分、第2委員会室において開議、午後1時45分散会、委員長 湯田 倉治(社会)

#### 一般議事

① 委員長から、職業訓練の拡充強化および港湾労働福祉センター設置に関する中央折衝についてははかり、異議なく実施することに決定、派遣委員、日程等については、委員長に一任することとした。

② 阿部(文)副委員長(自民)から、札幌木工センターの強化対策、

高橋(俊)委員(社会)から、札幌木工センターに関し、道の貸付金と償還方法、負債状況等の資料、香港の暴動に関連し、道の香港事務所の派遣人員、財産等の状況と見直し

について質疑、要望および要求があり、商工部長から答弁。

③ 委員長から、石炭対策特別委員会から申し入れのあつた炭鉱離職者対策関係調査の協力についてははかり、異議なく委員を派遣することに決定、派遣委員については、委員長に一任することとした。

#### 本日聴取した陳情

- (1) 「失業保険改悪反対」について
- (2) 失業対策事業就労者の夏期手当引き上げについて

全日本白山労働組合北海道地方本部  
執行委員長

#### 農務委員会

○6月10日 午前11時41分、第1委員会室において開議、午後1時18分散会、委員長 堀田 毅(自民)

#### 一般議事

① 奥野(善)委員(自民)から、農家負債整理対策に関する



る中央折衝の経過について報告があり、異議なくこれを了承。

- ② 農務部長から、前回保留の農家負債整理対策実施要綱の変更意思について答弁があつた後、

笠井委員(社会)から、これ以上、道の措置は考えないと受け取つてよいかどうか、解決できる見込みについて質疑、農務部長から答弁。

- ③ 農務部長から、農作業の進捗状況およびニワトリのニューカッスル病の発生について説明を聴取の後、

朝日委員(自民)から、関係者以外の出入禁止措置を講ずる必要性、

石坂副委員長(社会)から、ニューカッスル病の症状と早期発見の方法、自主防疫のための道費助成および道自ら何らかの措置をとることの必要性、

笠井委員(社会)から、豚コレラと同様、道が助成して防疫させることの見解、菜代の負担区分、法律改正の必要性

等について質疑、意見および要望があり、農務部長、畜産課長から答弁。

- ④ 農家負債整理対策等に関する中央折衝および農業試験研究機関ならびに農業事情等調査の実施については、異議なく決定、派遣時期、派遣委員については委員長に一任することとした。

- ⑤ 42年産生産者米価に関する中央折衝については、情勢をみながら実施することを決定。

- ⑥ 新村委員(社会)から、てん菜問題等に関し、価格補給金制度に対する道の基本的考え方、

笠井委員(社会)から、米価問題に関し、農協系統は本年産生産者米価について2万2,258円を要求するよう報道されているが、妥当要求数字とどうか、農業団体の要求価格支持の有無、

小堀委員(社会)から、地域特産農業推進事業に関し、本新規事業はどのような形で下部に流れているかその現況、事前説明をしていないことに関連し議会軽視ではないか

等について質疑、意見および要望があり、農務部長から答弁。

- 6月28日 午前10時45分、第4委員会室において開議、午前11時46分散会、委員長 堀田 毅(自民)

#### 一般議事

- ① 高橋(正)委員(自民)および奥野(善)委員(自民)から、農家負債整理対策促進に関する中央折衝の概要について報告、異議なくこれを了承、ついで、農務部長から、その後の中央情勢等について報告の後、

笠井委員(社会)から、農林省案の内容、今後の見通し

について質疑、農務部長から答弁。

- ② 高橋(正)委員(自民)および作田委員(自民)から、道内における農業試験研究機関および農業事情調査の概要について報告、異議なくこれを了承。

- ③ 委員長から、42年産米価に関し、農家負債整理対策とあわせ中央折衝を実施することをはかり、異議なくそのことに決定、実施時期、派遣委員については委員長に一任することとした。

- ④ 畜産課長から、ニューカッスル病発生に関するその後の概況等について説明の後、

笠井委員(社会)から、事前検診実施の可能性および研究方、発生しやすい時期、卵移動時の消毒、ワクチン配分の方法

等について質疑および意見があり、畜産課長から答弁。

- ⑤ 酪農草地課長から、生産者乳価の決定に関し説明を聴取。

- 7月7日 午後5時32分、第3委員会室において開議、午後5時37分散会、委員長 堀田 毅(自民)

#### 副委員長の互選

- ① 常任委員の委員会所属変更に伴い、委員席の一部変更を決定。

- ② 委員長から、副委員長の互選については、奥野(善)委員(自民)の動議により、指名推選の方法により亀井委員(社会)を副委員長に選出。

- 7月21日 午後零時44分、第4委員会室において開議、午後零時47分散会、委員長 堀田 毅(自民)

#### 一般議事

- ① 農作物生育状況と農作業進捗状況に関する資料の提出があつた旨を報告。

- ② 寒地農業確立対策に関する件を閉会中継続調査とすることに決定。

- ③ 付託の請願、陳情をいずれも閉会中継続審査とすることに決定。

- 7月24日 午前10時35分、第1委員会室において開議、午後1時3分散会、委員長 堀田 毅(自民)

#### 請願、陳情の審査

##### 陳情

第19号 ニューカッスル病の防疫対策の件(採択)

#### 一般議事

- ① 酪農草地課長、畜産課長、農業経済課長、農政課長、農産園芸課長、てん菜特産課長および農業改良課長から、昭和43年度国費予算要望方針について、それぞれ説明の後、

笠井委員(社会)から、詳細な資料の提出、冷害恒久対策等との関連、

朝日委員(自民)から、本年の重点事項の考え方、

三上委員(自民)から、酪農振興方針等農政のあり方との関連、

亀井副委員長(社会)から、事業目的、現況対象等密度の高い資料の提出

について質疑、意見および要求があり、農務部長から答弁、委員長から応答。

② 農産園芸課長から、地域特産農業推進事業に関し説明の後、

笠井委員(社会)から、事業の早期着手と完了の見通し

について質疑、農産園芸課長から答弁。

③ 奥野(善)委員(自民)から、農家負債整理対策および米価対策に関する中央折衝の経過について報告、異議なくこれを了承、ついで、農務部長から借入れ金延滞状況および負債整理対策に関し説明の後、

笠井委員(社会)から、貸し付け限度最高額の推定、金額と戸数のは握、法人に対する方策、対策完遂の決意

について質疑および要望があり、農務部長から答弁。

④ 大方委員(社会)から、てん菜研究所の整備統合に対する見解、農年金制度の確立に対する見解、農協総合指導通達のその後の経緯と内容、他府県の例等、

新村委員(社会)から、農協指導に関し、中央会等との十分な連絡方

について質疑および意見があり、農務部長から答弁。

## 建設委員会

○6月6日 午前11時22分、議会運営委員会室において開議、午後零時50分散会、委員長 池田 金助(自民)

### 一般議事

① 山口委員(自民)から、本道道路整備促進ならびに治水事業促進に関する中央折衝の経過について報告、異議なくこれを了承。

② 委員長から、土木部および建築部の所管事務に関する資料の提出があつた旨を述べ、ついで、前回の委員会において保留していた両部の業務概要に関し、

井口委員(社会)から、道道における歩道、横断橋の計画、地域住民から具体的な要望の有無、箇所付けの時期、ならびに資料の提出方、

津川委員(公正ク)から、道路事業の現在の進捗、今後の進め方、踏切り等危険箇所早期対策方、国鉄との関連、国道優先についての考え方、河川補償の早期実施、道路用地買収についての考え方、国と道の買収費格差、

石畑委員(自民)から、農村における道路整備に対する考え、

野中委員(社会)から、防災街区に対する補助制度の有無、道土地取得造成事業貸付規程に基づく貸付額、予算書に関する事業の箇所別金額、42年度の事業計画、

山口委員(自民)から、国道に比し道道整備の格差、市町村道の道道昇格の見通し

について質疑、要望および要求があり、土木部長、建築部長および宅地課長から答弁、ついで、渡辺(浩)委員(社会)から、港湾、河川、道路、住宅等5カ年計画の内容、政策予算の概要に関し、事前説明の必要性および資料の提出方について発言、渡辺(省)委員(自民)から理事会で検討方について意見があり、委員長から応答。

③ つぎに、委員長から道内の建設事情調査についてばかり、渡辺(浩)委員(社会)から理事会に一任方について発言、異議なくそのことに決定。

○6月27日 午前11時35分、第1委員会室において開議、午後零時23分散会、委員長 池田 金助(自民)

### 一般議事

① 野中委員(社会)および、黒松委員(自民)から、道内における建設事情調査の経過について報告、異議なくこれを了承。

② 委員長から、前回の委員会において要求のあつた「交通安全施設等の整備計画」に関する資料の提出があつた旨を述べ、

井口委員(社会)から、42年度の事業計画、国の3カ年計画による年次計画、今後の見通しと促進方について質疑および要望があり、土木部長から答弁。

③ 委員長から、住宅問題に関し、公営住宅の市町村配分方法、森町蛸谷漁港の早急整備、全漁港に対する調査および整備方、

野中委員(社会)から、函館市のがけ崩れに関し、現地調査と早急な対策、

井口委員(社会)から、地すべり等に関し、基本的な総合対策の早急な樹立方

について質疑および要望があり、建築部長および土木部長から答弁。

### 本日聴取した陳情

札幌、帯広間道路国道指定について

札幌帯広間道路国道昇格促進期成会副会長

○7月21日 午前10時44分、第4委員会室において開議、午前11時7分散会、委員長 池田 金助(自民)

### 付託案件の審査

議案第32号(北海道空港条例の一部を改正する条例案)を議題とし、土木部長から説明の後、異議なく原案のとおり可決することに決定、委員長報告については、委員長に一任することとした。

## 一般議事

- ① 委員席の一部変更について、本会議における議席の順にならい、現在着席のとおりとすることについては、異議なくそのことに決定。
- ② 北海道における道路整備、治水事業並びに住宅建設の促進に関する要望意見書について、配付の案文によりそれぞれ提出するをはかり、異議なくそのことに決定、中央折衝の日程および派遣委員については、委員長に一任することとした。
- ③ 請願、陳情について、今後付託されるものを含め、閉会中継続審査の取り扱いとすること、および地方道整備促進の件ほか3件について、閉会中継続調査の取り扱いとすることについては、異議なくそのことに決定。

○7月24日 午前11時56分、第4委員会室において開議、午後零時48分散会、委員長 池田 金助(自民)

### 請願、陳情の審査

#### 請願

- 第3号 札幌市北の沢藻岩観光道路より真駒内に連絡する道路建設の件 (保留)
- 第11号 尻別川災害復旧工事施行の件 (採択)
- 第20号 道道昭和、石狩沼田停車場線道路改良及び除雪対策の件 (採択)
- 第21号 倶知安町地内北6線橋の架換の件 (採択)
- #### 陳情
- 第23号 道道大沼公園線の一部路線変更の件 (採択)
- 第28号 道道小樽定山溪線の改良整備の件 (採択)
- 第29号 国有崖地の地すべり対策の件 (採択)
- 第31号 海岸保全区域内海岸浸食防止護岸工事施行の件 (採択)
- 第32号 国道5号線小樽市内横断歩道橋設置の件 (採択)
- 第34号 茨戸川に調節水門と滞水排除用放水路新設の件 (一部採択)

## 一般議事

委員長から、中央折衝の日程および派遣委員に関する理事会における決定について報告、異議なくこれを了承、ついで、道内における建設事情調査については、異議なく実施することに決定、時期、派遣委員については、理事会に一任することとした。

## 農地開拓委員会

○6月5日 午後零時44分、第3委員会室において開議、午後1時29分散会、委員長 山田 勲(社会)

## 一般議事

- ① 農地開拓部長から、機構改革の内容等について説明。
- ② 農地開拓部長から、農業基盤整備費内示額、開拓部当初予算、開発予算重点要望事項について説明の後、道下委員(社会)から、内水排除事業に関し、釜加地区の内容および調査実施の主体について質疑、農地開拓部長から答弁。
- ③ 農地開拓事業推進に関する中央折衝および道内調査(2班)を実施することに決定、派遣委員等については、委員長に一任することとした。

○7月21日 午後1時56分、第4委員会室において開議、午後2時2分散会、委員長 山田 勲(社会)

## 一般議事

- ① 委員長から、畑地基盤整備事業の推進等に関する中央折衝の経過について報告があり、異議なくこれを了承。
- ② つぎに道内土地改良事業ならびに開拓事業調査実施(2班)の経過概要を報告書により報告、異議なくこれを了承。
- ③ 農地開拓事業推進に関する件ほか1件を閉会中継続調査とすることに決定。

○7月24日 午前11時28分、第3委員会室において開議、午後1時18分散会、委員長 山田 勲(社会)

## 一般議事

- ① 農地開拓部長から、赤井川村阿女鱒開拓地の調査結果について説明ののち、木南委員(共産)および影山委員(社会)から、意見および要望があつた。
- ② 農地開拓部長から、土地改良事業の事業別、地域別実績、土地改良事業の償還状況について説明ののち、道下委員(社会)から、国営事業の道および地元の負担金、道と国および道と地元との契約関係、将来の展望、伊藤(弘)委員(自民)から、第2回定例会において問題となつた千歳等の砂利採取について条例を制定して、規制および復旧費の計上を義務付けることの見解、実行可能な方途の検討方等について質疑、意見および要望があり、農地開拓部長から答弁。
- ③ 農地開拓部長から、43年度農地開拓関係国費予算重点要望事項について説明ののち、深山委員(自民)から、営農用水事業に関し、北見地区における無水地帯解消方策および見解、影山委員(社会)から、国の土地改良長期計画に関し、本年度の予算および計画との関連、ならびに年次計画等について質疑、意見および要望があり、農地開拓部長から答弁。

- ④ 43年度国費予算要望のための中央折衝を実施することとし、派遣時期および派遣委員等については委員長に一任することを決定。
- ⑤ 本南委員(共産)から、開拓営農指導員の1人当たりの担当面積および東北県との比較、開拓者との比率、開拓営農指導員にあてられている法的権限、法的根拠に基づく配置状況、開拓営農指導員の事務費等、道の予算措置内容、道の改善策の明示、江別市の角山、豊幌、美原、江別太、東野幌などの開拓農民の要求する事業の取り上げ等について次回委員会で答弁方要求があつた。

## 水産委員会

○6月6日 午前11時20分、第3委員会室において開議、午後3時15分散会、委員長 中松 英二(自民)

### 一般議事

- ① 水産部長から、水産部の機構および分掌事項等に関する説明を聴取の後、  
武藤委員(社会)から、新年度における部の運営、水産行政に対する基本的考え方と部長の抱負について質疑、水産部長から答弁。
- ② 水産部長から、第5東南丸船団の流水による海難状況と道の措置、第18福寿丸の海難と救助の状況および第8松登丸船長の連行経過と道の措置について説明、議事進行の都合により午前11時50分休憩、午後1時15分再開、休憩前の部長説明に対し、  
奈良委員(自民)から、第8松登丸に関し、早期釈放についての中央折衝、  
原委員(社会)から、第5東南丸に関連し、危険防止の方策、出漁船規模の引き下げ事実、しげに対する一管本部の見解との相違、  
田谷委員(公正ク)から、第5東南丸に関し、ソ連サルベージの使用経費に対する考え、  
武藤副委員長(社会)から、第5東南丸に関連し、救助されないときの責任、海難防止に対する基本的構え、水難救助に対する保障措置、第8松登丸に関し釈放に対する心構え、  
松浦委員(自民)から、第5東南丸に関連し、許可について推進する方向での検討方、鋼船建造の考え、海難救助の方策について質疑、意見および要望があり、水産部長から答弁。
- ③ 原委員(社会)から、トド駆除対策および漁具の被害補償措置、対空射撃場に対する漁業補償の基準と配分、行政指導の方策、沖合い底びき船による被害の状況と方策、具体的な北転の考え、安全操業に対する道の姿

### 勢と民間指導

について質疑、意見および要望があり、水産部長および漁業調整課長から答弁、議事進行の都合により午後2時50分休憩、午後3時12分再開、水産部長から、休憩前の安全操業に関する質疑に対する答弁を聴取。

○6月23日 午後1時15分、第3委員会室において開議、午後3時10分散会、委員長 中松 英二(自民)

### 一般議事

- ① 田谷委員(公正ク)から、水産関係4法案の成立促進および第8松登丸船長の釈放に関する中央折衝の経過について報告の後、原委員(社会)から、法案の事前説明について要請、委員長から応答があつて、異議なくこれを了承。
- ② 水産部長から、6月7・8日における全道海域に発生した海難状況に関し説明を聴取の後、委員長からこれ等漁船海難事故に対処するため、6月9日の理事会において見舞いおよび調査することを決定し、実施したことを報告、ついで滝沢委員(自民)、原委員(社会)および奈良委員(自民)から、それぞれ漁船海難事情調査の経過について報告、異議なくこれを了承。
- ③ 武藤副委員長(社会)から、定例記者会見の海難に関する知事談話についての見解、操業態様、船型、労務者訓練、気象条件、救助等の改善に対する考え方、海難防止対策推進要綱の基本的考え方、対策の時期、道東・北のレーダー設置、大型巡視船、ヘリコプター等の配置について緊急要請する考え、海難防止連絡協議会助成の予算措置、研修所、救助条例の考え、責任の所在、  
原委員(社会)から、小型さけ・ます漁業の実態のは握と具体的指導方策、未然防止措置の必要性、海難原因の資料、  
松浦委員(自民)から、小型船に対し航海安全のための増トンの配慮、保安措置に対する方策、船員法と別に漁船員に関する単独立法の必要性、  
奥野(一)委員(社会)から、研修所の利用、漁民所得を奨励した対策の樹立  
について質疑、意見、要望および要求があり、水産部長および漁業調整課長から答弁。

○6月26日 午前10時23分、第3委員会室において開議、午後4時12分散会、委員長 中松 英二(自民)

### 一般議事

- ① 委員長から、本日の委員会は、海難対策について業界から道漁連会長、道信漁連会長、道水産会会長、同専務、道指導漁連専務、官公庁側から、第1管区海上保安本部警備救難部長、北海海運局長の出席を願い、意見の聴取をする旨をのべ、午前10時25分休憩、(休憩

中それぞれ意見の開陳、交換を行なった。)午後4時10分再開。

- ② 海難対策に関する要望意見書の取りまとめについては、理事会に一任することとした。

○7月21日 午後2時14分、第4委員会室において開議、午後2時16分散会、委員長 中松 英二(自民)

- ① 委員席の一部を変更することに決定。  
② 付託の請願、陳情については、いずれも閉会中継続審査とすることに決定。  
③ 沿岸漁家振興対策の件を閉会中継続調査とすることに決定。  
④ 海難対策に関する要望意見書を発議することに決定。

○7月24日 午後1時17分、議会運営委員会室において開議、午後1時20分散会、委員長 中松 英二(自民)

#### 一般議事

- ① 漁船海難防止に関する要望にあわせ、抑留漁船員の釈放要請を実施することとし、派遣時期、派遣委員等を委員長に一任することに決定。  
② 道内水産事情調査のため、1班(オホーツク、太平洋側)、2班(日本海側)を視察することに決定、派遣時期、派遣委員等については、委員長に一任することとした。  
③ 北海道水産物規格調査会委員に、自民党から奈良、阿部(恵)両委員、社会党から武藤副委員長、公正クラブから田谷委員をそれぞれ推せんすることに決定。

#### 本日聴取した陳情

第5回北海道漁業協同組合長会議決議に関する実現について

北海道指導漁業協同組合連合会専務

## 文教林務委員会

○6月6日 午前11時33分、第3委員会室において開議、午後1時3分散会、委員長 渡部 勇雄(社会)

#### 一般議事

- ① 高橋(辰)委員(自民)から、5月28日から6月3日まで実施した国の文教施策ならびに本道の森林開発等に関する中央折衝の経過概要について報告、異議なくこれを了承。  
② 教育長、林務部長および学事課長から、それぞれ業務概要について説明。  
③ 改発委員(社会)から、教員の宿日直廃止に対する考え方、実現までの対策、具体的な対策、方向を明示し

た話し合い、通達の撤回等、

杉本(省)委員(社会)から、通達した範囲、地方教委による指導方法、全国的な資料の提出方、高校生の集団献血に対する指導の一貫性、

高田委員(社会)から、警備員と宿日直の関連と必要性、

田中委員(自民)から、宿日直のあり方と対処の姿勢について質疑、意見、要望および要求があり、教育長から答弁。

- ④ 委員長から、さきに中央折衝を実施した事項について、引き続き中央折衝を実施することをはかり、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程等については、委員長に一任することとした。

○6月27日 午前11時5分、第4委員会室において開議、午前11時50分散会、委員長 渡部 勇雄(社会)

#### 一般議事

- ① 西尾委員(自民)から、国の文教予算増枠に関する中央折衝の経過について報告、異議なくこれを了承。  
② 教育長から、道立岩内高等学校の火災および胆振教育局における不祥事件に関し報告および遺憾の意を表明。  
③ 委員長から、さきの委員会において要求のあつた公立学校の宿日直制に関する資料が提出された旨を述べ、財務課長から説明。  
④ 財務課長および林務部長から、第2回定例会に提案予定の予算に関し説明の後、山下委員(社会)から、林業試験地の適地性、大沢委員(自民)から、試験樹種について質疑、林政課長および造林課長から答弁。

○7月21日 午前11時38分、第3委員会室において開議、午後零時1分散会、委員長 渡部 勇雄(社会)

#### 付託案件の審査

議案第18号(北海道立学校設置条例の一部を改正する条例案)を議題とし、教育長から説明の後、山下委員(社会)から、独立校舎設置計画の有無、高田委員(社会)から、定時制通信教育独立校舎の見直し

について質疑、教育長から答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することを決定、委員長報告については、委員長に一任することとした。

#### 請願、陳情の審査

##### 陳情

第3号 北海道旭川養護学校の専用校舎新築の件  
(採択)

第4号 空知教育研修センター設立に対し道費助成の件  
(採択)

- 第14号 北海道岩内高等学校の火災復旧の件  
(採択)
- 第20号 北海道室蘭商業高等学校校舎の早期改築の件  
(採択)
- 第27号 北海道室蘭商業高等学校の校舎改築の件  
(採択)

## 特別委員会

### 総合開発調査特別委員会

#### 一般議事

- ① 委員長から、学校施設、設備の整備促進の件ほか1件について閉会中継続調査の扱いとすること、ならびに残余の陳情および今後付託される請願、陳情については、閉会中継続審査の扱いとすることについては、異議なくそのことに決定。
- ② 教育長から、公立高等学校入学者選抜方法の改善に関し説明。

○7月24日 午後零時59分、第4委員会室において開議、午後2時20分散会、委員長 渡部 勇雄(社会)

#### 一般議事

- ① 委員長から、さきの委員会において要求のあつた「小中学校の他府県の宿日直制に関する資料」の提出があつた旨を報告。
- ② 改発委員(社会)から、新聞報道による教職員の思想調査に関し、経過と内容、抗弁資料の提出について質疑、意見および要求があり、教育長から答弁、ついで、
- 山下委員(社会)から、資料の公文書としての判断、調査した校長、局長の責任、本委員会を秘密会として取扱うことについて質疑および意見があり、委員長から、理事会で協議したい旨を述べ、午後1時36分休憩、午後1時45分再開、教育長から、休憩前の質疑に対し答弁、ついで、
- 山下委員(社会)から、書式からの公文書の判断、思想調査の憲法等違反についての見解、
- 高田委員(社会)から、時点からの公文書の判断、報告書の様式および詫び状の内容の資料、
- 改発委員(社会)から、様式により提出された報告書の資料、提示の方法についての見解、
- 西尾委員(自民)から、資料を忘れてから返されるまでの経過と最終返還者、
- 田中委員(自民)から、他の局の報告書における思想調査の有無について質疑、意見および要求があり、教育長から答弁。

○6月6日 午後2時58分、第4委員会室において開議、午後3時40分散会、委員長 深山 和園(自民)

- ① 委員長から、委員席について着席のとおりとすることについては、異議なくそのことに決定。
- ② 企画部長から、部の機構、事務分掌および第2期総合開発計画の概要について説明。
- ③ 本委員会の今後の調査方針について、理事会決定のとおり取り進めることについては、異議なくそのことに決定。
- ④ 大内委員(自民)から、第2期総合開発計画と実績、地域別計画と実績、地域別投下開発予算の実績、42年度開発予算(道、市町村別負担区分等)の内容ほか4項目について資料要求があつた。

○6月23日 午前11時14分、第1委員会室において開議、午後1時1分散会、委員長 深山 和園(自民)

- 企画部長から、昭和43年度開発予算要望の主要事項について説明の後、
- 青木委員(社会)から、総体予算の見込み、要求に当たつての態度、伸び率の分析と漸減傾向、冬季オリンピックの特別会計設置、
- 川口委員(自民)から、道路公共事業に対し、道南主要道路の舗装、有料道路等整備的達成の気構え、
- 津川委員(公正ク)から、道路整備と酪農との組み合わせ、鉄道と道路の調整等、重点配分による要請、道道整備の優先折衝、国道昇格について道路審議会にはかる時期、開発道路の引き受け基準、空港寄港料に対する考え方等、
- 奈良委員(自民)から、新沖合い魚田の開発、海難防止の確立、
- 大内委員(自民)から、ローカル空港に対する将来の考え、積極的整備の促進、湖沼、河口の治水事業の考え、
- 時田委員(社会)から、道道整備促進のための特別財源措置の検討、
- 委員長から、通年施行分に対する見直し、
- 佐藤(幹)委員(自民)から、今後の有料道路に対する考え方、積極的な取り組み方等について質疑、意見および要望があり、企画部長から答弁、ついで、川口委員(自民)から、要求資料作成のため、42年度の予算および実施状況等に関し、開発局等の説明聴取方について発言、委員長から、本件に

ついて理事会において協議したい旨をはかり、異議なくそのことに決定。

○6月26日 午前11時22分、第5委員会室において開議、午後零時55分散会、委員長 深山 和暉(自民)

① 企画部長から、第2期計画とその実績等に関する資料について説明を聴取の後、

青木委員(社会)から、箇所づけ決定に対する見解、第2期計画、新産都市、低工地区の資料を区分した内容、生産所得、産業構造から見た地域格差、

井口委員(社会)から、産業成長率を出荷金額で出すことの見解、

津川委員(公正ク)から、ブロック別に実績が出ているが、施行主体との関連で地域がまたがった場合の実績の取り方、

大内委員(自民)から、開発事業費における道路、河川、海岸、田畑、森林についての掘り下げ方、低工地区の1工場当たり設備投資、就業者等、苫小牧港整備状況と工業港区計画との関連性、

大石委員(社会)から、農産物の生産所得について調整の有無、第2期計画地域別実績の人口、就業者数と生産所得の関係、追跡調査の必要性、

大沢委員(自民)から、道全体および全国の総所得の伸び率

等について質疑、意見および要望があり、企画部長から答弁。

② 委員長から、7月10日開催の北海道開発審議会および同小委員会にオブザーバーとして委員派遣については、異議なくそのことに決定、派遣委員等については、委員長に一任することとした。

○7月28日 午前11時40分、第1委員会室において開議、午後4時2分散会、委員長 深山 和暉(自民)

① 委員長から、7月11日から14日まで開催の北海道開発審議会および各小委員会の概要について報告書により報告、異議なくこれを了承。

② 企画部長から、昭和43年度開発予算要望事項等について、資料に基づき説明、午後零時30分休憩、午後1時56分再開、休憩前の説明に対し、

青木委員(社会)から、開発公共補助事業の前年対比の根拠と道負担減少の理由、単価上昇と事業量の関連、市町村負担に対する方策、オリンピック関連の別わく措置、地元負担区分の内容と地財法の関連、

大沢委員(自民)から、全道道路の国、道、市町村の比率、道路整備5カ年計画における道分の比率、パイプスの基準に該当する市町村、冬季オリンピックの基本計画の内容、組織委員会の構成と道の関与、

奈良委員(自民)から、保健所改築の国庫補助率の引

き上げ、

改発副委員長(社会)から、社会生活基盤整備の進捗率、遅れている部分に対する方策、物価上昇による実質効果の減殺、

津川委員(公正ク)から、予算要求における社会変化の即応等基本的な考え方、石狩川放水路の必要性、オリンピック予算の上置きを考え、

大石委員(社会)から、公共補助事業の単価増、オリンピック関係用地費、地元負担についての話し合い、41年度補助事業の返上分の資料提出方、

委員長から、公共事業の伸び率、直轄、補助事業の要望額が前年の割合より減少した理由、

村本(政)委員(社会)から、国際空港に対する方針と姿勢

等について質疑、意見、要望および要求があり、企画部長および調整課長から答弁。

③ 委員長から、8月中旬開催予定の北海道開発審議会にオブザーバーとして委員を派遣すること、8月下旬および9月中旬に道内開発事情を調査すること、9月上旬に関係官庁の説明を聴取すること等をはかり、異議なくそのように決定、日程等については、委員長に一任することとした。

## 石炭対策特別委員会

○6月5日 午後3時15分、第4委員会室において開議、午後4時8分散会、委員長 福島新太郎(自民)

① 委員長から、さきの委員会において要求のあつた石炭対策関係資料が配付のとおり提出があつた旨および5月27日の理事会において、鉱山保安センターの設置地域に関する協議の結果、設置地域決定についての意見を理事者に申し入れた旨を報告。

② 副知事(那須)、鉱政課長および職業安定課長から、北海道における石炭鉱業および産炭地の現状と対策ならびに炭鉱離職者の現状と対策について説明を聴取のち、

小川委員(自民)から、小平における閉山に伴う鉄道廃止に関し、前向きな対処および鉄道離職者に対する配慮、

田谷委員(公正ク)から、閉山に伴う電気、水道等の廃止に関する対策、

武藤委員(社会)から、石炭対策本部の存置、会議開催の状況および石炭鉱業に対する態度、小平における閉山に伴う私鉄、水道等の取扱い、地域住民に対する方策、炭鉱離職者滞留者に対する積極的措置、石炭需要拡大対策

等について質疑、意見および要求があり、副知事(那

須)、商工部長および労働部長から答弁。

#### 本日聴取した陳情

住吉炭鉱閉山に伴う諸対策について

小平町長

○7月21日 午後2時40分、第4委員会室において開議、午後2時59分散会、委員長 福島新太郎(自民)

① 委員長から、当面する石炭鉱業の現状について、7月25日、関係機関、団体等と石炭問題懇談会を開催することをはかり、異議なくそのことに決定、ついで、8月上旬開催予定の石炭対策全国道県議会連絡協議会に委員を派遣することをはかり、異議なくそのことに決定、派遣委員については、委員長に一任することとした、つぎに、閉会中の請願、陳情について、いずれも閉会中継統審査の取り扱いとすることをはかり、異議なくそのことに決定。

② 田谷委員(公正ク)から、小平町の炭鉱閉山による商工業振興対策に関する陳情に対する考え方、小川委員(自民)から、関連して、現地調査の上になつた施策方について質疑および要望があり、商工部長から答弁。

○7月25日 午前10時6分、第1委員会室において開議、午後4時48分散会、委員長 福島新太郎(自民)

委員長から、炭鉱離職者援護のため神奈川、福島両先進県の実態視察の実施についてはかり、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程等については、委員長に一任することとした、ついで、石炭問題懇談会のため、午前10時8分休憩(休憩中、石炭需要確保、炭鉱保安、資金、炭産地域振興等に関し、日本石炭協会道支部、道石炭鉱業協会、日本炭鉱労働組合道地本等から意見、要望等があつた。)、午後4時47分再開、直ちに散会。

### 北海道百年記念事業特別委員会

○7月22日 午後9時43分、第4委員会室において開議、午後9時54分散会、委員長 伊藤 弘(自民)

#### 正副委員長の互選

- ① 水島臨時委員長(社会)から、委員長互選の方法についてはかり、遠藤委員(社会)の動議により指名推せんの方法により、伊藤(弘)委員(自民)を委員長に選出。
- ② 委員長から副委員長互選の方法についてはかり、高橋(賢)委員(自民)の動議により指名推せんの方法により、水島委員(社会)を副委員長に選出。
- ③ 委員会運営の方法について協議のため、午後9時50分休憩、(休憩中、理事の選任および次回委員会につい

て協議)、午後9時53分再開、委員会運営について自民、社会、公正ク各1名の理事を選び、その協議により行なうことをはかり、異議なくそのことに決定、理事には、自民党から高橋(源)委員、社会党から遠藤委員、公正クラブから田子委員をそれぞれ選任。

○7月24日 午後2時33分、第1委員会室において開議、午後3時28分散会、委員長 伊藤 弘(自民)

- ① 委員長から、委員席について着席のとおりとすることをはかり、異議なくそのことに決定。
- ② 百年記念事業事務局長から、百年記念事業の概要について説明を聴取した。

### 予算特別委員会

○7月8日 午後6時5分、第4委員会室において開議、午後6時26分散会、委員長 大石 利雄(社会)

#### 正副委員長の互選

- ① 黒松臨時委員長(自民)から、委員長互選の方法についてはかり、佐藤(幹)委員(自民)の動議により指名推せんの方法により、大石委員(社会)を委員長に選出。
- ② 委員長から、副委員長互選の方法についてはかり、武藤委員(社会)の動議により指名推せんの方法により、佐々木(豊)委員(自民)を副委員長に選出。
- ③ 付託案件に対する審査日程等協議のため、午後6時9分休憩、午後6時22分再開、休憩中協議の結果、審査日程は配付の日程案のとおりとすること、質疑の方法は通告の形式により一括してこれを行なうこと、なお、一問一答を行なう場合は委員長に申し出ること、発言の順位は本会議の例によることについてはかり、異議なくそのことに決定。ついで、本委員会の運営については、自民2名、社会2名、公正ク1名計5名の理事を選び、その協議により行なうこと、なお、公明、共産両党はオブザーバーとして参加することについてはかり、異議なくそのことに決定、理事には、自民党から佐藤(幹)委員、阿部(文)委員、社会党から武藤委員、村本(三)委員、公正クラブから倉増委員を選任。

○7月10日 午前10時37分、第1委員会室において開議、午後5時5分散会、委員長 大石 利雄(社会)

- ① 委員長から、委員席について現在着席のとおりとすることをはかり、異議なくそのことに決定。
- ② 民生部所管に対する質疑に入り、渡部(五)委員(自民)から、生活保護行政に関し、保護費増加に対する各都市、支庁別の地域的特質、収入認定についてケース・ワーカーに対する指導内容、労使団交項目として取り上げたことの有無と道の対応方



策、失対就労者中における受給比率について、

青木委員(社会)から、(1)社会福祉協議会に関し、設置本来の性格、補助金適正化法との関連、法人化の見直し、(2)社会福祉現業員の充足に関し、今後の充足計画、(3)国保行政に関し、国保会計診療施設会計の41年度決算の見込み、法人保険税に早期切り換えの必要性、診療施設の赤字解消に対する所見、健保法改正に対する所信、第2期総合開発計画に対応する基準の資料提出方について、

佐藤(八)委員(自民)から、(1)心身障害者の社会復帰に関し、訓練施設の今後の計画、(2)ホーム・ヘルパー制度に関し、充実についての考え方、(3)保育行政に関し、保育所の現状と今後の措置、保母養成の今後の措置等について、

合坪委員(社会)から、社会福祉施設の配置状況に関し、設置の都市集中化傾向、対象人員と施設定員の適否、児童公園の位置の適否、社会福祉法人に対する助成策、運営の民間委託についての考え方、不足施設についての措置について

質疑、意見、要望および要求があり、民生部長から答弁、ついで、合坪委員(社会)の質疑に関連して、

渡辺(浩)委員(社会)から、(1)道社会復帰事業協会の性格、構成、内容等および道内精薄者の要収容数の算出根拠について文書回答方、(2)社会福祉施設の民間、市町村委託の適否、社会福祉施設が数字的、予算的に第2期総合開発計画の方向にそつているかについて質疑および要求があり、議事進行の都合により午後零時27分休憩、午後1時15分再開、民生部長から休憩前の渡辺(浩)委員(社会)の関連質疑に対する答弁があり、ついで、

山口委員(自民)から、(1)道身障者福祉協会に対する補助増額の意思、(2)重度身障者授産、更生援護施設に対する道負担増額の意思、(3)世帯更生資金融資わくの拡大についての見解、(4)精薄施設整備に関し、民間助成増による収容促進に対する見解、民間コロニーに対する助成についての所見、早期発見による重度化予防についての考え方について、

武藤委員(社会)から、(1)生活保護対策に関し、道予算に占める民生費の位置づけ、生活保護基準の拡大引き上げについての所見、自立更生対策についての予算上の措置および年次計画、(2)母子家庭、婦人労働者の雇用拡大に関し、企業内保育所に対する助成の意思、(3)児童手当に関し、制度化実現についての所見について、

阿部(恵)委員(自民)から、精薄コロニーに関し、施設の規模、年次計画、および財源措置と負担区分、次年度以降の国庫負担の比率、運営に当たる道社会福祉事業協会の運営基礎および負担内訳について、

西村委員(自民)から、(1)身障者対策に関し、和光学

園の拡充要請についての実情と見直し、余市町における民間精薄コロニー計画の見直しと道の援助措置、生活保護世帯、母子家庭地区の公衆浴場設置要請についての対策、身障児奨学資金制度の現状と今後の方策、(2)母子住宅に関し、保育所附設住宅の趣旨および内容、今後の増設方、(3)老人ホームに関し、特別養護老人ホームの現状と拡充方について、

高橋(鉦)委員(公明)から、生活保護に関し、運用面における指導、世帯分離の基準、社会福祉施設について国、道の施策で行なうことの見解について、

木南委員(共産)から、生活保護問題に関し、見舞金の全国的資料、最下層農家についての特別基準設定に対する所見について

質疑、意見、要望および要求があり、民生部長から答弁があつて、民生部所管に対する質疑を終結、理事者交替のため午後3時27分休憩、午後3時35分再開。

### ③ 衛生部所管に対する質疑に入り、

渡部(五)委員(自民)から、医療行政に関し、本会議における知事答弁中、道東地区の医大設置について、全体計画との関連、受け止め方、地元との話し合いの時期、辺地医療対策との関連づけについての方策について、

大方委員(社会)から、(1)家畜伝染病予防に関し、ニュー・カッスル病の人間感染の有無、家畜伝染病予防法の改正を要望する意思と具体的内容、野犬掃討の抜本的施策、登録料の是正策および総括的な条例化の考え方、(2)農薬使用に関し、有機燐剤規制についての国からの指示内容、水銀剤の取り扱いに対する基本的考え方、規制の方途等について、

佐藤(八)委員(自民)から、(1)小児疾病予防対策に関し、総合的予防研究、訓練施設に対する見解、取り上げ方および対応策、予防面についての積極的措置方、(2)辺地巡回診療に関し、総合的、能率的運用についての所見および今後の方針等について、

水島委員(社会)から、(1)新生児の取り扱い問題に関し、道の取り扱いの現状、生後1週間以内死亡の現況、(2)食品添加物の取り締りに関し、取り締りの現況、道独自の措置についての所見、(3)イシナギ肝臓中毒事件に関し、道の監督、指導の状況、環境衛生法上これらの検査、指導の方途等について

質疑、意見および要望があり、衛生部長から答弁。

○7月11日 午前10時36分、第1委員会室において開議、午後5時20分散会、委員長 大石 利雄(社会)

### ① 衛生部所管に対する質疑を続行、

西尾委員(自民)から、辺地医療対策に関し、基幹病院の具体的整備強化策と辺地医療との結びつき、旭川医大設置計画の内容と対処策、積極的な協力方、セン

ター病院と無医地区の距離、人口、交通事情等の資料提出方について、

武藤委員(社会)から、道東地区医大設置問題に関し、本会議における知事答弁についての所見、実践についての部長の決意について、

阿部(恵)委員(自民)から、道立病院、診療所の管理に関し、道立病院の今後の整備計画、保有ベッドの利用現況、あきベッドの運用方針、成人病等に対する方向づけ、診療所の医師等運営の内容について、

本南委員(共産)から、医療整備計画と進ちよく状況の資料提出方、献血方法の適正な指導、現任職員訓練所を当別保健所に設置する理由、当別町炭岱における水質汚濁についての道の対策および積極的指導、都市における厨芥処理についての対策と積極的指導について

質疑、意見、要望および要求があり、衛生部長から答弁があつて、衛生部所管に対する質疑を終結、午後零4時分休憩、午後1時5分再開。

## ② 土木部所管に対する質疑に入り、

高橋(正)委員(自民)から、(1)離島航路の整備に関し、大型化に対する今後の指導援助対策と年次計画、北海漁港の地方港湾昇格に対する見解および積極的働きかけ、運賃低減についての基本的考え方、(2)漁港のしゅんせつに関し、機械力の強化、砂防堤等の計画およびしゅんせつ船のへき地常置の考え方、(2)市町村道の昇格および除雪に関し、道道昇格基準の緩和に対する見解、除雪に対する機械貸付等の指導面の見解、遊休機械の活用、民間請負に対する所見等について、

改発委員(社会)から、交通安全施設整備に関し、道路構造令に基づく第4種道路について道道、市町村道の歩道整備状況、市街地の歩、車道分離計画の進捗、市町村道の現況は握、交通安全緊急措置法による3カ年計画中、道関係の割合、通学歩道の未成分の解消方策、計画樹立の目的、歩道除雪、融雪排水についての抜本的解決策等について、

山口委員(自民)から、(1)道路問題に関し、市町村道の道道昇格の具体的計画、札幌支笏湖線の目的、完成時期および室蘭まで延長することの見解および関係方面への働きかけ、(2)中小建設業の育成に関し、公共工事の小型化発注、民間工事における将来性、若年労働力の流出防止等健全育成についての見解等について  
質疑、意見および要望があり、土木部長から答弁、議事進行の都合により、午後2時55分休憩、午後2時59分再開、ついで、

野中委員(社会)から、港湾問題に関し、船舶の大型化に対する既存港湾の将来のビジョン、青函トンネル開通に伴う函館港に対する対応策、室蘭港拡張計画の内容、港湾行政における道の権限、漁港整備対策と積

極的な措置、(2)道路問題に関し、函館、戸井、森線の国道昇格についての見解、土砂、崖くずれ、海岸浸食に対する早期調査と対策、(3)河川改修に関し、常盤川、冷水川における現況と今後の計画等について、

青木委員(社会)から、第2期総合開発計画と土木行政に関し、道路舗装の進ちよく率と2期計画目標達成の可能性、大都市周辺の偏重、災害復旧事業について、早期復旧の所見と抜本的対策、小規模河川改修に対する抜本的改修計画、都市計画事業の指導体制と事業に対する考え方等について、

山下委員(社会)から、建設業審議会の中間答申後における推移、建設委員会で指摘した事項の消化状況、経営合理化のための許可制、協業化の具体的基準、発注バランス、関係機関の連携、中小建設企業の指導姿勢、具体的な労働者対策、労基法、社会保障、賃金未払い、孫請け禁止等元請、下請業者の責任分担、公共工事受益率の伸長策、損害査定率の改善、諸経費率の分配等についての文書回答方について、

本南委員(共産)から、(1)道路行政に関し、第2期総合開発計画の基本的考え方を3期計画に踏襲することの有無、産業構造の変動に関連した根本的理念、(2)都市問題に関し、将来の流動に対応する根本的考え、除雪について国、道、市町村の一元化等について  
質疑、意見、要望および要求があり、土木部長から答弁があつて、土木部所管に対する質疑を終結。

○7月12日 午前10時39分、第1委員会室において開議、午後4時55分散会、委員長 大石 利雄(社会)

## ① 建築部所管に対する質疑に入り、

西尾委員(自民)から、宅地造成事業に関し、宅地造成規制法に基づく指定地域における41年度の許可件数、現地検査の状況および改善勧告措置の有無と内容、宅地業者に対する指導の内容、災害の未然防止の努力方について、

野中委員(社会)から、(1)公営住宅建設に関し、新5カ年計画における地域別格差と道営分の不足数、建築費用の道費負担分、起債償還期限延長および償還完了後無償払い下げまたは家賃低減措置の考え、市町村営住宅建設に対する助成、土地取得資金貸付金の坪当たり単価の妥当性と引き上げ措置、住宅金融公庫の貸付わくの引き上げ、町村に対する公営住宅の割り当て方針、(2)札幌医大附属円山分院の暖房施設に関し、拡張計画の有無について、

阿部(恵)委員(自民)から、(1)多家族向けモデル住宅建設に関し、対象とする家族構成、部屋の大きさ、家賃、今後の計画、(2)道営社会福祉住宅に関し、対象、家賃、今後の方針、諸収入の内容、免除の具体的対象、(3)勤労者分譲住宅に関し、貸付金の具体的運用方法、

今後の計画と見直し、(4)住宅5カ年計画に関し、年次計画と現在の達成度、事業のひずみの有無および弾力的運用の内容等について、

青木委員(社会)から、(1)持ち家制度に関し、住宅5カ年計画の年次別建設基本数、42年度の建設計画戸数、民間依存の妥当性、要望戸数と実施戸数の矛盾と国、道における解消策、土地造成資金貸付の金利、期間の妥当性および引き下げ、延伸の考え、(2)建築行政に関し、建築基準法に基づく指導勧告の適正な実施、指導体制の適否、適正な人員配置、(3)公営住宅の市町村負担に関し、具体的な解消策と道単独拡大に対する所信等について、

高橋(鉦)委員(公明)から、(1)住宅5カ年計画に関し、達成度からみた公募、公団住宅の不足について国に要請する考え、長期、低利資金の貸付施策の有無、公的住宅数の算出基礎および不足分の解消策、特別低家賃住宅の建設位置と構造についての考え、(2)道営住宅家賃の不均衡に関し、是正の意思、(3)道営住宅管理人制度に関し、そのあり方と現状および弊害防止策等について  
質疑、意見および要望があり、建築部長から答弁があつて、建築部所管に対する質疑を終結。

② 委員長から、審査日程の変更についてはかり、異議なく労働部所管を先議することに決定、議事進行の都合により午後零時37分休憩、午後1時35分再開。

③ 労働部所管に対する質疑に入り、

佐藤(幹)委員(自民)から、(1)道外流出若年労働者対策に関し、事後指導、カウンセラー設置等についての所信、追跡調査に対する前向きな取り組み方、(2)事業内職業訓練に関し、奨励金の引き上げに対する所信、(3)技能高校に関し、国における検討状況等について、

池島委員(社会)から、労働災害防止対策に関し、労働災害防止委員会設置に対する所見、産業災害懇談会の運営状況および今後のあり方、長期療養者の社会復帰センター、リハビリテーション設置の考え、職業病に対する調査、研究、治療、社会復帰等一連の施設についての考え、労災病院の授産施設に対する具体的措置について、

高橋(俊)委員(社会)から、(1)炭鉱離職者対策に関し、高年齢層、未亡人に対する職場拡大の具体的対策、(2)職業訓練所に関し、施設、科目、用地等、若年労働者の確保、中高年齢層の転職に関連した具体的な計画等について

質疑、意見および要望があり、労働部長から答弁があつて、労働部所管に対する質疑を終結、理事者交替のため、午後2時43分休憩、午後2時53分再開。

④ 水産部所管に対する質疑に入り、

畑野委員(自民)から、漁業労働力に関し、地域間の

労働力需給に対する調整の考え、出かせぎ箇所での固定化、出かせぎ防止のための経営安定対策、漁業後継者の養成対策について、

杉本(省)委員(社会)から、(1)道南地方漁村振興に関し、貧困漁村の援助対策、小型ます流し網漁業の指導と具体的なてこ入れ、(2)資源保護に関し、大和堆、北樺太の漁場開発方策、人工養殖に対する試験施設、岩礁砕破、魚礁投入の効果、魚族資源開発の方途、(3)漁港整備に関し、今後の方針と施策等について、

田中委員(自民)から、(1)第3盛鵬丸漂流事件に関し、許可方法、事実判明後の措置、類似行為の有無、(2)大衆魚の消費価格に関し、価格、流通機構の安定化に対する施策、積極的な取り組み方等について、

湯田委員(社会)から、(1)海難事故防止対策に関し、積荷制限について船舶安全法第32条の適用除外規定の撤廃の働きかけまたは条例による規制の考え、海技の向上について研修所増設の考え、講習、研修の内容、道東気象レーダー設置の考えと中央折衝の有無、(2)第8松登丸だ捕事件に関し、その後の経過、北朝鮮の要求内容、網の破損事実、危険区域として行政指導の必要性、予算委員会として釈放要請方等について  
質疑、意見および要望があり、水産部長から答弁、委員長から第8松登丸船長釈放要請について理事会で検討したい旨をはかり、異議なくそのことに決定、ついで、

野村委員(公明)から、(1)漁業共済制度に関し、加入状況、掛け金、支払状況、国に対する方策、(2)漁協組の合併促進に関し、今後の年次計画、(3)海難事故防止に関し、救命設備の現況と大幅助成の考え等について、

木南委員(共産)から、第8松登丸だ捕事件に関し、同海域が操業許可の範囲内か、日ソ協会経由連絡の事実について

質疑および意見があり、水産部長から答弁、湯田委員(社会)から木南委員の発言に関し弁明、武藤委員(社会)から議事進行について発言があり、委員長から応答があつて、水産部所管に対する質疑を終結。

○6月13日 午前10時47分、第1委員会室において開議、午後5時21分散会、委員長 大石 利雄(社会)

① 委員長から、昨日の木南委員の発言に関し、正副委員長および理事会における調整の結果と第8松登丸および他の抑留漁船員を含め釈放要請について議長に申し入れすることとしたことを報告、異議なくこれを了承、ついで、審査日程の変更についてはかり、異議なく企業局所管を先議することに決定。

② 企業局所管に対する質疑に入り、

高橋(俊)委員(社会)から、(1)工業用水道事業に関し、幌別ダムの計画と現況の食い違いおよび今後の見

通し、下流取水の許可および上水道使用との関連、(2)支笏湖畔有料道路に関し、開通の時期、冬期、夜間の運営、運営管理規程の整備時期、札幌ポロピナイ間の改良工事およびゲート等施設との関連、年内開通の意図等について

質疑、意見および要望があり、企業局長から答弁があつて企業局所管に対する質疑を終結、午前11時23分休憩、午前11時24分再開。

③ 商工部所管に対する質疑に入り、

石林委員(自民)から、(1)公設小売市場に関し、物価安定対策上の効果、設置促進のため道費助成の考え、(2)商業振興対策に関し、基本的考え方、流通機構の近代化の具体的な進め方について、

青木委員(社会)から、(1)農山漁村電気施設の北電移管に関し、年次計画の内容、地域の取り上げ方の基本方針、受け入れ体制の分析、辺地負担との関連、(2)物価対策に関し、方策の重点、中小企業の基盤整備に対する指導、金利の引き下げ方策、公設市場の推進方策、(3)道産品の推奨に関し、促進に対する考え方等について

質疑、意見および要望があり、商工部長から答弁、議事進行の都合により、午後零時31分休憩、午後1時18分再開、つぎに、

小川委員(自民)から、暖房用炭の需給安定に関し、現状の認識、消費拡大の積極策について、

高橋(俊)委員(社会)から、(1)工業用水道に関し、上水道との関連に対する所見、苫小牧地区の計画と問題点の調整、(2)サハリン貿易に関し、民間経済視察団に対する考え方と指導調整方策、(3)中小企業金融に関し、お盆金融の現状と見通し、信用保証協会の代弁債増加に対する具体的内容等について、

西村委員(自民)から、(1)沿岸貿易に関し、北方経済圏との関連における所見、市場調査員の派遣およびソ連物産展の誘致の内容と見通し、(2)観光施設の充実に関し、融資条件緩和の考え、(3)中小企業金融に関し、資金の拡大と十分な浸透方等について、

高橋(鉦)委員(公明)から、中小企業育成に関し、中小企業振興事業団の効果と企業負担に対する考え方、季節融資保証料の道費一部補給の考え、経営改善指導内容の適否について

質疑、意見および要望があり、商工部長および商政課長から答弁があつて、商工部所管に対する質疑を終結、理事者交替のため午後2時34分休憩、午後2時39分再開。

④ 公安委員会所管に対する質疑に入り、

阿部(文)委員(自民)から、警察管轄区域に関し、函館市中央、西両署との区域の合理性、地元意見の聴取、(2)金属くず回収業に関する条例に関し、廃止または改

正の考え、(3)警官の制服に関し、略式制服の必要性、品質の向上、耐用年数の短縮、私服背広単価の引き上げ等について、

武藤委員(社会)から、交通事故防止に関し、免許時教養講習の考え、免許基準の考え方、個人路上教習の取り締り方針について、

田中委員(自民)から、(1)暴力犯罪の取り締りに関し、大量出所に対する基本的対策、組織からの離脱状況と具体的更生措置、(2)警察官の教養に関し、具体的向上対策、(3)捜査専従員の処遇に関し、時間的格差の防止策、物的優遇措置等について、

青木委員(社会)から、(1)施設整備に関し、派出所等の環境は掘状況と老朽庁舎の今後の解消計画、(2)待遇改善に関し、人材の道外流出の実態と原因、積極的な待遇改善の意思、(3)交通事故防止に関し、警察の主体性と責任、指導員のあり方に対する検討方等について、

改発委員(社会)から、交通事故防止に関し、違反者再教育を段階的に道警が実施する考え、死傷者の実態と潜在する事故を含めた防止策、支笏湖畔有料道路の規制に対する考え方等について、

高橋(鉦)委員(公明)から、(1)勤労青少年の非行防止に関し、現状のは握と防止策、街頭補導のあり方と警官に対する指導、補導車等施設に対する考え、(2)110番とパトカーに関し、利用状況と現場到着の迅速化方策、(3)都市周辺地域の防犯に関し、周辺地の充実強化の基本的計画等について

質疑、意見および要望があり、道警本部長、防犯部長、警務部長、交通部長および刑事部長から答弁があつて、公安委員会所管に対する質疑を終結。

○7月14日 午前10時37分、第1委員会室において開議、午後4時43分散会、委員長 大石 利雄(社会)

① 林務部所管に対する質疑に入り、

青木委員(社会)から、(1)林道事業に関し、施設整備の状況と第2期総合開発計画との関連、生産林道の制度化の理由、(2)林業構造改善事業に関し、計画と実績、各種補助率の引き上げ、融資わく拡大、関係機関の連携等について、

山下委員(社会)から、「国有林野の活用に関する法律案」に関し、法案に対する所見、審議会にはからない理由、林地荒廃、将来における転用、罰則適用の見解、適正な活用義務の範囲、延納措置についての見解、国に対する要望の意思等について

質疑、意見および要望があり、林務部長から答弁があつて、林務部所管に対する質疑を終結、午後零時1分休憩、午後1時12分再開。

② 農地開拓部所管に対する質疑に入り、

西尾委員(自民)から、(1)開拓行政のあり方に関し、

2類農家の程度、開拓経営農家振興計画の実績、3類農家に対する方策および国への働きかけ、国の新振興計画に基づく最終年次についての所見、基本的な指導姿勢、(2)土地基盤整備に関し、国の土地改良長期計画の推進方策、地元との連携についての所見、国、道、団体の有機的連携に対する見解、営農指導員の指導体制、国の計画に道の特殊事情の反映等について、

村本(三)委員(社会)から、(1)無堤防地帯対策に関し、被害に対する逆水門の必要性、小河川の現状と具体的な対策、築堤計画中の内水排除施設予定箇所での対処策、(2)内水排除に関し、国と道の連携と計画性、国と道の補助格差と指導および是正方針、釜加地区内水排除における札建、石狩川建、道との連携、方法の改革、連携強化等今後の進め方等について、

渡辺(浩)委員(社会)から、いなせ農園問題に関し、農業生産法人の要件具備、他の事業との関連、資格喪失後の農地、草地の措置と見直し、集団経営に対する今後の方針、いなせ農園の現状に対する農政上の評価、根本的な責任の所在について、

大方委員(社会)から、農地拡大方策に関し、農地造成の具体的方策、本年度の新方策の有無、農地管理事業団構想の内容、将来の具体的目標と見直し、(2)開拓パイロット事業に関し、今後の指導と措置方策、補完措置についての考え、負債処理等具体的施策についての見解、(3)開拓農協に関し、具体的な指導方針等について、

影山委員(社会)から、開拓行政に関し、現行対策と営農振興対策のつながり、農家所得計画目標の適否、負債対策において内容分析の必要性、特別立法による解消について要請する考え、解消の見直し、市町村財政圧迫の現状、営農振興計画の中央折衝経過に対する見解および関係機関との連絡について

質疑、意見および要望があり、農地開拓部長から答弁があつて、農地開拓部所管に対する質疑を終結。

○7月15日 午前10時37分、第1委員会室において開議、午後5時6分散会、委員長 大石 利雄(社会)

- ① 委員長から、7月11日の委員会における建設業審議会に関する文書回答が配付のとおり提出された旨を報告、ついで、7月12日理事会に一任された抑留漁船員の早期釈放に関し、配付の条文により議長に申し入れたい旨をはかり、異議なくそのことに決定。

- ② 農務部所管に対する質疑に入り、

高橋(正)委員(自民)から、(1)越冬用飼料確保対策に関し、公共放牧地、採草地の必要性、技術指導体制の強化、(2)農業構造改善事業に関し、補完事業の要請についての見解、(3)てん菜研究所に関し、存続強化に対する見解、(4)酪農検査事業に関し、原料乳検査の実施

状況と検査体制強化の方策等について、

湯田委員(社会)から、(1)農業改良普及員に関し、40年度決算審査時における指摘事項の是正状況、補助金適正化法との関連、(2)病害虫発生予察員に関し、配置状況、発令の状況、研究業務との兼務の是非、補助金適正化法との関連等について

質疑、意見および要望があり、農務部長から答弁、議事進行の都合により、午前11時44分休憩、午後1時53分再開、委員長から、抑留漁船員の早期釈放に関し、正副議長に申し入れをした旨を報告、ついで、

三上委員(自民)から、(1)酪農近代化計画に関し、本年の酪農安定施策の内容、酪農開発特別融資の内容と方法および積極的な推進、(2)てん菜耕作に関し、ビートパルプの道外流出の防止方策、酪農と結びつけたモデル農家設定の意思、現行原料集荷地域の妥当性と合理化の考え等について、

小堀委員(社会)から、農業協同組合の指導に関し、不振組合の不振の要因、赤字額等の内容、整備促進に対する姿勢と施策、指導育成の方途、検査による是正措置の状況、農協合併と赤字補てん措置および利子補給の考え等について、

渡辺(浩)委員(社会)から、いなせ農園に関し、経営現況と債務、事業団の実態、指導体制と内容、農園の独立性、草地改良補助金交付の経緯、再建不可能の場合の措置等について

質疑、意見および要望があり、農務部長および酪農草地課長から答弁、議事進行の都合により午後3時12分休憩、午後3時24分再開、

大方委員(社会)から、(1)本道農業振興と冷害恒久対策に関し、本道農業のビジョン樹立のため農業会議、開発審議会等の意見の集約、国に対する効率的要求のあり方、意見の統一方法等具体的な方針、北限稲作についての農業会議の建議に対する見解、高度集約栽培に対する考え方、中小家畜の所得減少傾向についての調査と対応策、地域殖産についての現況と今後の進め方、チューリップ球根の輸出不振に対する指導と方策、試験研究機関の充実強化に対する見解、(2)ニューカッスル病予防に関し、生ワクチンの野外試験の効果と施用決定の時期等について、

原委員(社会)から、(1)学校牛乳給食に関し、本年度供給価格の決定時期と考え方、補助金引き上げおよび道費助成の考え、(2)日高地方流産馬対策に関し、陳情書却下の事実と理由、国の補償についての考え、消毒等自主防疫についての道の措置および予防措置、病源菌、感染経路の究明、調査の責任主体、生ワクチン使用許可についての見解、生ワク安全試験の状況等について

質疑、意見および要望があり、農務部長および畜産課

長から答弁、午後4時39分休憩、午後5時再開、農務部長から休憩前の原委員(社会)の質疑に対し答弁、原委員(社会)から生ワク使用許可に関し再質疑があつた後、委員長から本日の議事はこの程度でとどめたい旨をはかり、異議なくそのことに決定。

○7月17日 午前10時34分、第1委員会室において開議、午後4時50分散会、委員長 大石 利雄(社会)

① 農務部所管に対する質疑を続行、

農務部長から、昨日保留した原委員(社会)の質疑に対する答弁の後、

原委員(社会)から、生ワクテン開発促進について関係方面への働きかけ、家畜防疫の応用的分野の試験研究施設の充実強化について、

五十嵐委員(公正ク)から、北信連の運営に関し、指導助言の適否、事業費の組み戻し額の増大に対する考えについて、

野村委員(公明)から、(1)道営競馬問題に関し、道における犯罪調査の有無と内容、函館競馬八百長事件の真相と善後策、知事の道政執行方針の趣旨との関連、廃止の考えと用地施設の転用方策、(2)畑作共済制度に関し、実験の結果、完全実施促進の方針と見直し等について、

新村委員(社会)から、(1)負債整理対策に関し、対策対象外の負債で固定化した場合の措置、今次対策の折衝の経過と見直し、金利、期間について解決しない場合の措置、寒地農業確立の基本対策の進捗と具体化の見直し、(2)無水農家対策に関し、具体的な解消策と達成年次等について

質疑、意見および要望があり、農務部長から答弁があつて、農務部所管に対する質疑を終結、午後零時11分休憩、午後1時13分開開。

② 教育委員会所管に対する質疑に入り、

山口委員(自民)から、(1)学校改築計画に関し、災害等復旧の特別わく措置、玄関の共用、実業校の特色等計画面に対する所見、(2)教育公務員の勤務に関し、勤務時間中における組合活動に対する指導、(3)交通教育に関し、正科として取り入れるための法的措置等について、

原委員(社会)から、(1)教育研修に関し、研究の自由性と文部省の研究集会テーマの設定に対する所見、地方教育研修所の現状と定員増の必要性、教育センターの方策、(2)学校統合に関し、適正規模、大規模学級の分散方針、学校統合計画の有無と基本姿勢、統合による効果、慎重な処置方等について、

石林委員(自民)から、(1)勤労青少年教育に関し、定時制の振興策、教師確保、独立校舎等の方策、職業訓練所、事業内訓練、青年学級による高校卒資格取得の

制度化、(2)道立美術館の運営に関し、具体的な構想、本格的美術館建設の見直し、(3)青少年の健全育成に関し、学校開放事業の具体的方針、市町村負担に対する財政援助方策等について、

青木委員(社会)から、(1)教育関係予算に関し、国の施設に対する補助の適否、期成会等の使途金のは握および算定、市町村の指導および国への要請の考え、高校一般需用費の積算基礎、標準需用額と父兄負担解消の調査結果、準公宅に対する見解と年次解消策、住宅建設資金募集に対する指導内容、旅費の積算基礎、基準改正の意思、(2)道立美術館の運営に関し、性格と運営に対する見解等について

質疑、意見および要望があり、教育長、財務課長および学校管理課長から答弁、議事進行の都合により、午後3時37分休憩、午後3時46分再開、ついで、

東委員(自民)から、育英奨学制度に関し、道全般の受給状況、道の奨学制度の現況と拡大方策、開道百年事業の一つとして育英奨学基金の制度化の考え、留学、奨学制度の考えについて、

杉本(省)委員(社会)から、(1)教員の留学に関し、中、高校の各種免許所有数と必要数、無免許授業の解消策、教員の長期実技研修の必要性、留学の目的、選定の方法、(2)特殊教育に関し、高等部の科目、人員配置と受け入れ体制、集中化による影響、教員、寮母等の優遇措置、(3)高校間口に関し、減少に対する基本的姿勢、42年の間口計画に対する所見等について

質疑、意見および要望があり、教育長から答弁。

○7月18日 午前10時35分、第1委員会室において開議、午後4時47分散会、委員長 大石 利雄(社会)

① 委員長から、7月10日および12日の委員会において要求のあつた社会復帰事業協会関係、公営住宅関係および救命設備関係の資料が配付のとおりそれぞれ提出があつた旨を報告。

② 教育委員会所管に対する質疑を続行、

佐藤(八)委員(自民)から、(1)社会教育振興に関し、社会教育主事の設置促進と人材開発の措置、施設拡充に対する助成増額の見解、社会教育委員の職務と活動状況、(2)学童保育に関し、婦人雇用増大傾向に伴う推進方策と今後の見直し等について、

影山委員(社会)から、架空産休職員の不正問題に関し、監督者としての責任と指導方策、給与台帳等の監査結果、処分までの経過と適否、事件の原因に対する判断、使途内容、配分子算の格差、行政当局と学校の関係、体制確立の方策、調査方法の適否、団体保険手数料の取り扱いに対する指導等について、

高橋(鉦)委員(公明)から、(1)父兄負担の解消に関し、法人格の援助団体の取り扱いに対する見解、教材整備

基準の内容と道の事情との合否、道立高校移管基準の更新の考え方、学校図書館の人件費に対する方策、助手の身分保証、高校図書館の事務職員配置の考え、(2)学校給食の完全実施に関し、財政援助等未実施の解消策、ミルク給食への完全切り換えの考えと具体的計画、給食費値上げ抑制の方策等について

質疑、意見および要望があり、教育長および総務課長から答弁があつて、教育委員会所管に対する質疑を終結、午後1時11分休憩、午後2時24分再開。

- ③ 委員長から、審査日程の変更についてはかり、異議なく百年記念事業事務局所管部分を先議することに決定。

- ④ 百年記念事業事務局所管に対する質疑に入り、

武藤委員(社会)から、百年記念事業に関し、準備の大要と基本原則、地域に対する配慮、事務局以外の事業予算と実施の関連、議会との協議に対する所見等について

質疑、意見および要望があり、百年記念事業事務局長および副知事(三枝)から答弁があつて、百年記念事業事務局所管に対する質疑を終結、理事者交替のため、午後2時53分休憩、午後2時57分再開。

- ⑤ 企画部所管に対する質疑に入り、

西村委員(自民)から、(1)札幌新港に関し、適地と札幌軽工業発展のための有機的促進に対する見解、(2)青函トンネルに関し、道の協力方策等について、

村本(三)委員(社会)から、(1)基地行政に関し、島松地区住民の墓参道通行制限に対する見解および代替え道路等検討の有無、演習通報の迅速化、演習被害に対する取り組み方と実態調査の有無、海上自衛艦の艀路寄港に対する見解、基地周辺整備法に基づく住民負担に対する見解、都道府県の位置づけおよび国に対する働きかけと住民に対する指導体制の強化、(2)洪水調節ダムに関し、総体的計画、石狩川水系被害防止の基本的計画、放水路開さくの考え、千歳川の太平洋側切り換え計画についての所見、道内洪水調節ダムの実情と計画、漁川ダム建設に対する見解等について、

佐藤(幹)委員(自民)から、(1)地域開発制度行政連絡協議会に関し、道の対処姿勢、(2)本道の人口動向に関し、過密、過疎の格差は正に対する考えおよび具体的対策について

質疑、意見および要望があり、企画部長から答弁。

- 7月19日 午前10時40分、第1委員会室において開議、午後4時50分散会、委員長 大石 利雄(社会)

- ① 企画部所管に対する質疑を続行、

合坪委員(社会)から、公害対策に関し、道の基本的考え方、苦情処理件数の潜在化、審議会答申に基づく指導措置、排水パトロールについての考え方、工場に

対する改善措置、融資の状況および非課税指導の有無、公害が発生しているが申し立て者のない場合の措置、河川排水許可条件を守らないときの措置、研究機関に対する助成策と今後の方針、条例制定の考えと時期、核エネルギーの取り扱い規制について国への働きかけ等について、

渡辺(浩)委員(社会)から、(1)開発予算に関し、伸び率の低下傾向と国土開発上における道の位置づけ、補助事業の増加傾向と実務上の見解、地域格差は正のため特質を生かした方策、(2)社会開発に関し、第2期総合開発計画中の遅れ、道央偏重に対する見解、住宅建設新5カ年計画と2期計画の差異および第3期計画の方向づけ、2期計画の4ブロック別進捗よく状況のは握と対処策、2期計画外の残事業促進計画等について、

青木委員(社会)から、青函トンネルおよび小樽旭川間電化に関し、現状と推移、電化利用債消化の現況、促進要請の考えについて、

木南委員(共産)から、(1)資本自由化に関し、基本的方策、道地方経済懇談会の内容、本道に対する影響、(2)土地利用に関し、第2期総合開発計画における基地政策の取り扱い、宅地化試算の考え等について

質疑、意見および要望があり、企画部長および公害課長から答弁があつて、企画部所管に対する質疑を終結、午後1時15分休憩、午後2時27分再開。

- ② 総務部所管に対する質疑に入り、

亀井委員(社会)から、旧旭川警察署跡地売り払いに関する資料(売り払い理由ほか3件)に関し委員会として要求されたい旨の発言があり、委員長からこれをはかり、異議なくそのことに決定、ついで、

西尾委員(自民)から、(1)地方行政の推進に関し、地方制度に関する改正の現況と国に対する要請の考え、支庁の組織、制度の改善の意思、地方行政連絡協議会の実態と効果、(2)職員研修に関し、職員研修所の運営方針、海外視察後の実態と対策等について、

武藤委員(社会)から、道費のむだづかいに関し、異動時の辞令交付のあり方、せん別、送別会の自粛改善の決意、単身赴任の是正、退職幹部職員の再就職先の是非、部長等秘書の合理化、自動車借り上げの合理化、人事異動の際のあいさつ状の簡素化について、

松浦委員(自民)から、遊覧観光ボート業に関し、貸しボートの規制、貸し主の責任、安全性、復元性の研究、救助施設、監視パトロール等の方策に対する見解および調査、考慮方について、

野中委員(社会)から、地域別予算の不均衡に関し、ブロック別の予算の実態、補助金、交付金の配分基準、道税負担と補助金等のアンバランス、予算配分と道税負担のブロック別資料の提出方について、

阿部(文)委員(自民)から、外事行政に関し、組織、

機構の検討および強化、渉外労務行政との統合に対する見解、仏、露等翻訳専門職の強化、職員の海外研修の増員と長期化、外国語の庁内研修の考え、ソ連領事館設置場所の決定に対する協力について  
質疑、意見、要望および要求があり、総務部長から答弁。

○7月20日 午前10時38分、第1委員会室において開議、午後6時20分散会、委員長 大石 利雄(社会)

① 委員長から、昨日の委員会において要求のあつた旧旭川警察署跡地処分に関する資料の提出があつた旨を報告。

② 総務部所管に対する質疑を続行、

亀井委員(社会)から、提出資料に関し、評価調書ほか2件を補足提出されたい旨発言、委員長から要請、総務部長から了承の発言があり、ついで、

渡辺(浩)委員(社会)から、財政運営に関し、社会開発について、予算上の推移と内容、道施策の中で全国水準を上回っているものの有無、教育予算について純道費、市町村、都府県の比較した数字の有無、積極的な方策、補助事業等における超過負担解消のため、国、道、市町村の負担区分の確立、各種団体に対する補助の規制と零細補助金の整理に対する見解、財政調整基金について、取りくずしに関し地財法適用区分の適否、積み立ての方針および取りくずし目的の明示、炭鉱所在地市町村の財政について、現状と措置方策および財政援助の考え方、市町村財政の強化等について

質疑、意見および要望があり、総務部長から答弁、議事進行の都合により、午後零時19分休憩、午後1時34分再開、

青木委員(社会)から、(1)超過負担の解消に関し、現在の対策と将来の方策、(2)財産売り払いに関し、地名、種目、面積、価格等計上の内容、積算基礎、(3)地方公営企業に関し、その実態と赤字解消策、道単独でのこ入れ等新方策の必要性、(4)共同自家用電気施設の北電移管に関し、補助対象外としたものの理由、地元負担の内容、計画当初と最終移管の場合における負担の不均衡を是正する考え、(5)教職員の旅費に関し、積算の基礎と今後の措置、(6)旧旭川警察署跡地売却の経緯、市関係者の陳情の事実等について

質疑、意見および要望があり、総務部長から答弁、山下委員(社会)から議事進行について発言、委員長から応答、引き続き、青木委員(社会)から陳情の事実関係について質疑、総務部長および総務部次長(浅井)から答弁、ついで、青木委員(社会)から、副知事(三枝)の出席方について発言、委員長から応答、山口委員(自民)から、青木委員の質問中不穏当な箇所があるので、速記録調査のうえ委員長において善処されたい旨の発言、

また武藤委員(社会)から、理事会においてはかられたい旨の発言があり、委員長から応答があつて午後3時14分休憩、午後3時54分再開、青木委員(社会)から弁明、山口委員(自民)の了解発言があり、引き続き、

青木委員(社会)から、6月2日の陳情の状況と事実関係、断つた時点と連絡の方法、契約の当事者、土地価格、売却先決定の経緯、部外精通者の評価の具体的内容等について

質疑および意見があり、副知事(三枝)、総務部長および管財課長から答弁、委員長から、午前中の委員会において要求のあつた旧旭川警察署跡地の契約に関する資料の提出があつた旨を報告、ついで、

亀井委員(社会)から、(1)土地交換に関し、40年決算委員会における質疑中、等価交換の限度の適否についてその後の検討結果と考え方、(2)道有財産処分に関し、旧旭川警察署跡地の売り払いについて、分割納入を認めている根拠と理由、随意契約とした理由、見積り合せの有無、市との話し合い経緯、評定調書の裏付けおよび今後の取り扱い、議員の資料要求に対する道の提出基準、旭川市提出の陳情書の取り扱い方、今後の円滑な処理方法等について、

木南委員(共産)から、(1)自衛官募集に関し、札幌、小樽における推せん用はがき配布の事実とその中止を自衛隊へ申し入れる意思、(2)国民健康保険に関し、掛金、給付面の市町村間の格差に対する是正措置、(3)道職員住宅に関し、将来における充足計画の内容、上級、下級職員の入居格差の解消等について

質疑、意見および要望があり、総務部長および管財課長から答弁があつて、総務部所管に対する質疑を終結。

○7月21日 午前10時41分、第1委員会室において開議、午後零時38分散会、委員長 大石 利雄(社会)

① 総括質疑に入り、

新村委員(社会)から、農家負債整理対策に関し、現状に対する方策と解決の方途、法改正が実現しない場合の措置と金利3分以内において負債を整理する所信、選挙公約との関連、道の利子補給についての考え方、特別立法または自創法改正のための努力の意思等について、

池島委員(社会)から、労働災害および職業病対策に関し、労災防止の対策と措置に対する見解および積極的姿勢、使用者に対する教育、職業病を含めた今後の進め方、治療と社会復帰のためのリハビリテーション設置に対する所信について、

青木委員(社会)から、旧旭川警察署跡地処分に関し、市関係者の陳情の事実、市議会における決議および陳情に対する考え方、公益、公共性に対する見解、価格決定に至る経過の適否等について、



木南委員(共産)から、外国領海附近出漁漁船に対する指導に関し、領海附近を漁業許可範囲とした法的根拠、第8松登丸事件の解決の方途と今後における領海3カイリ説の根拠、危険区域出漁船に対する指導等について

質疑、意見および要望があり、知事から答弁があつて、総括質疑を終結。

- ② 委員長から、付託案件に対する意見調整を各派代表者会議において行ないたい旨をはかり、異議なくそのことに決定。

○7月22日 午後4時3分、第1委員会室において開議、午後4時10分閉会、委員長 大石 利雄(社会)

- ① 委員長から、付託案件に対する各派代表者会議の意見調整の結果については、意見の一致を見なかつた旨を報告の後、議案第1号ないし第11号、第23号ないし第26号および報告第8号を一括議題とし、起立による採決の結果、起立者多数にて、議案については原案可決、報告については承認議決とすることに決定、ついて、木南委員(共産)から、少数意見を留保する旨発言、つぎに、村本(三)委員(社会)から、議案第1号について、次の5項目の意見を委員長報告に挿入されたい旨の動議が提出され、賛成あつて動議成立、続いて高橋(鉦)委員(公明)から、議案第1号について、次の3項目の意見を委員長報告に挿入されたい旨の動議が提出され、賛成あつて動議成立、両動議を一括議題とし、起立による採決の結果、起立者多数にて両動議を可決、委員長報告については、委員長に一任することとした。

- ② 委員長から、付託案件に対する審査終了のあいさつがあつて閉会。

## 意 見

(村本(三)委員動議提出分)

- 1 無医地区の解消には、なお一層の努力が必要であり、特に医師の確保については、特別の措置を講ずべきである。
- 2 補助金の支出に当たっては、直接道民生活と密着し、かつ、効果的なものに限るべきである。
- 3 道有財産の売払いに際しては、その用途の検討および払下げ方法の適正化等慎重に配慮すべきである。
- 4 農家負債整理対策については、積極的施策を講ずべきである。
- 5 出漁漁民の安全操業については、海難防止対策を含めて積極的に指導すべきである。

(高橋(鉦)委員動議提出分)

- 1 本道畑作農家経営の確立を図るため、すみやかに価格安定並びに共済制度の実現を図るよう努力すべきである。

- 2 重要水防地区の防災対策に当たっては、特に河川の改修、改良並びに建築、補強等の工事をすみやかに実施すべきである。

- 3 陸砂利採取の許可に当たっては、農林地の保全、災害防止並びに砂利業者の健全育成の見地から、適切なる規制措置を講ずべきである。



## 全国都道府県議会議長会

○7月26日 赤坂プリンスホテルにおいて臨時会を開催、まず代表世話人（愛知県議長）のあいさつの後、役員を選任に入り、役員選考委員会決定のとおり、会長は広島、副会長は北海道、福島、神奈川、静岡、兵庫、山口、高知、長崎の各道県議長を選任決定、新会長のあいさつの後、第50回定例会開催地の群馬県議長からあいさつがあつて閉会した。

○7月26日 赤坂プリンスホテルにおいて地方財政委員会を開催、まず、正副委員長を選任に入り、選考委員による選考のとおり、委員長に神奈川県議長、副委員長に岩手、奈良、福岡各県議長を選任、ついで本委員会の今日までの経過と当面の問題について協議し、次のとおり決定した。

- 1 継続審議となつている国と地方の行政事務再配分に伴う財源配分、また最近における社会経済情勢の変更に対処する今後の地方自治行政のあり方の問題については、国の第12次地方制度調査会が審議することになつているので、同調査会の審議状況と見合つて検討する。
- 2 新たに取り上げる問題は、委員長から全国に照会して問題の提出を求め、改めて委員会を開いて検討する。

## 全国都道府県議会離島振興促進協議会

○7月25日 都道府県会館において総会を開催、会長（長崎県議長）および来賓のあいさつの後、協議に入り、まず離島振興に関する要望書（案）を原案のとおり決定、つぎに今後の運動方針を会長に一任したのち、41年度収支決算を承認、ついで役員の変更に入り、会長に長崎、副会長に宮城、新潟、愛知、兵庫、広島、愛媛、鹿児島、監事に山形、島根県各議長を選任決定。

## 新産業都市建設促進道県議会協議会

○7月25日 全共連ビルにおいて総会を開催、代表世話人（岡山県議長）からあいさつ、臨席来賓のあいさつがあり、ついで来賓と委員間で質疑応答があつた後、明年度政府予算編成における要望事項と本会今後の運動方針等を協議、その結果、とりまとめた要望事項を原案のとおり決定し要望書として関係方面に提出するとともに、その取り扱いを代表世話人に一任、また、本会今後の運動方針については、今後臨機の措置を代表世話人に一任と決定、ついで、本会41年度収支決算および規約の一部改正を原案どおり承認、または決定した後、本会役員の変更については、現役員全員が留任することに決定。

## 都道府県議会議員共済会

○7月26日 赤坂プリンスホテルにおいて代議員会を開催、会長（広島県議長）のあいさつの後、全議事務局長から共済会現況について報告があり、異議なくこれを承認、ついで議事に入り、41年度共済会収支決算報告を認定、つぎに欠員中の監事に東海北陸ブロックから選任することとし、当該ブロックにて選任の上、通告することに決定。

## 全国都道府県議会豪雪災害対策協議会

○7月27日 グランドホテルにおいて総会を開催、会長（新潟県議長）のあいさつ、来賓のあいさつの後、協議に入り、「43年度における豪雪災害対策について要望（案）」を原案のとおり決定、つぎに今後の運動方針を会長に一任することならびに41年度収支決算の承認を決定、役員の変更については全員再任することを決定して閉会した。

## 全国都道府県議会畜産振興対策協議会

○7月27日 グランドホテルにおいて総会を開催、会長（北海道議長）のあいさつに引き続き、全議第一調査部長から活動状況の概要について報告、来賓のあいさつの後、協議に入り、畜産振興に関する要望書（案）を一部修正の上決定、つぎに本会の今後の運動方針を会長に一任することならびに41年度収支決算の承認を決定、最後に役員の変更に入り、現役員を再任することに決定して閉会した。

## 渉外関係都道府県議会議長会

○7月28日 グランドホテルにおいて総会を開催、会長(神奈川県議長)あいさつの後、全議局長から、活動状況の概要について報告があり、これを了承、ついで来賓あいさつの後、協議に入り、「防衛施設周辺整備対策に関する要望書(案)」を原案のとおり決定、つぎに今後の運動方針を会長に一任することならびに41年度収支決算の承認を決定、役員の変更については、予め役員会で協議したとおり、東京都の顧問を取り止め、副会長とすることとし、動議により、会長に神奈川県議長、その他の役員は会長指名により選任することとして、それぞれ選任決定して閉会。

## 全国道県議会国有林野開放対策協議会

○7月28日 グランドホテルにおいて総会を開催、会長(福島県議長)および来賓のあいさつの後、協議に入り、国有林野の活用に関する法律案の成立要望についての決議を可決、ついで今後の運動方針を会長に一任することならびに41年度収支決算の承認を決定、役員の変更については全員再任することに決定して閉会した。

## 北海道東北6県議会議長会

○6月1・2日の両日 宮城県において第32回北海道、東北6県議会議長会を開催、福島県議会議長から、第31回議決事項の処理および結果について報告があり、異議なくこれを了承、ついで議案の審議に入り、いずれも原案のとおり可決して、関係方面に要望することとした。(次回開催地に岩手県と決定。)

- 1 東北縦貫自動車道の基本計画整備計画を全線について策定完了し建設の促進について
- 2 農業生産基盤の整備促進について
- 3 失業保険法の一部改正案に伴う短期循環受給者の給付日数の削減について
- 4 特定第3種および第3種漁港の国庫負担率引上げについて
- 5 地方道の整備促進について
- 6 畜産振興について
- 7 小中学校教職員定数標準法の改正方について
- 8 林道国庫補助率の引上げについて
- 9 奥羽本線および羽越本線の複線化の促進について
- 10 公立学校施設整備に対する第3次5カ年計画の樹立

と国庫負担事業量の拡大について

- 11 農業構造改善事業の昭和43年度実施希望地域の全面实施と次期対策の確立について
- 12 国立重症心身障害児(者)施設の設置について
- 13 東北横断自動車道酒田線の建設促進について
- 14 国民年金特別融資金枠の拡大について
- 15 東北縦貫自動車道の建設について
- 16 東北新幹線の建設について





## 昭和42年度全国都道府県当初予算と 昭和40年度全国都道府県決算の概要

### はじめに

この資料は、全国議長会事務局が、例年、年度当初において全国都道府県議会から送付された昭和42年度予算書および昭和40年度決算書にもとづき、全国都道府県財政の動向などを知るために作成したものである。なお、42年度当初予算は、本年4月15日の統一地方選挙により18府県の知事、東京、茨城を除く44道府県の議会議員が改選された関係もあつて、骨格または暫定予算となつている。

### 第1 昭和42年度全国都道府県一般会計の 当初予算に関する概要

本年度の予算は前にも述べたとおり、42年4月15日に18府県の知事、44道府県の議員が統一地方選挙により改選される事情にあつたことから、次のように骨格または暫定予算が生まれ、全国的に通観する概況は殆んどその意義を失うので、この際はこれを省略し今回資料として作成した当初予算関係は下記会計等の予算総額をまとめるに止めた。

骨格予算編成 北海道、青森、茨城、山梨、長野、福井、  
大阪、岡山、鳥取、島根、愛媛、大分、佐  
賀、宮崎、熊本 (以上15道府県)  
暫定予算編成 三重、福岡、鹿児島 (以上3県)

### 第2 昭和40年度全国都道府県決算に関する概要

#### A 一般会計について

##### (1) 概 要

昭和40年度の地方財政は経済界の不況に伴う深刻な影響から、歳入面では地方税収入が国税収入と同様に伸び悩み、地方交付税は国税3税の減収からいずれも大幅な減収が見込まれた。一方、歳出面では、地方公務員の給与改定、災害発生等による財政需要の増大に加え、この年とられた国債発行という国の景気回復策に基づく公共事業優先実施の要請による財政需要がさらに増大する等の事情にあつた。

このため政府は、この年度における地方財政対策として次の措置を講じたのである。

(イ) 地方税の減収については公共事業関係地方債枠を400億円増額する。

(ロ) 国税3税の落ち込みについては地方交付税交付金は減額せず、昭和40年度当初交付税額どおりとする。

(ハ) 地方公務員の給与改定財源としては、地方交付税及び譲与税特別会計で300億円を前借し、地方交付税交付金として交付団体に交付する。

以上の状況にあつた昭和40年度の全国都道府県一般会計決算の総額の概算は次のとおりである。

(イ) 歳入総額の前年度比は形式的には3,279億円増(本年度2兆7,500億円、前年度2兆4,221億円)、歳出も、3,219億円増(本年度2兆7,018億円、前年度2兆3,799億円)、収支差引において482億円の剰余となる。

(ロ) 上記の収支残額には、事業繰越に伴う繰越額等158億円を含むので、この額を差引くと実質的な繰越額は324億円(前年度210億円)となり、その前年度比は114億円の増である。黒字決算は43道府県で、黒字額は335億円、赤字決算は3県(長野、三重、福岡)で、赤字額は11億円である。

(ハ) この決算の歳入面には、公共事業推進のため、在来一般財源で支弁する経費の肩替財源として特別に措置された都道府県公共事業債350億円を含むので、この金額を歳入面から差引くと収支残は逆に26億円の不足となり、これら実質収支の状況を都道府県別に見ると次表のとおりであり、結果として、赤字22道府県(赤字額181億円)、黒字24道府県(黒字額155億円)となる。

昭和40年度都道府県一般

都道府県名		一般会計歳入 歳出差引額 (円)	翌年度へ繰り越すべき財源 (円)				
			継次 繰越	費 越額	繰越 明許 額の	事故繰越額	計
東 北	北海道	3,955,537		31,111	41,654	50,399	123,164
	青森	945,960	△	3,028	58,040	0	55,012
	岩手	359,695		5,289	131,259	1,250	137,798
	秋田	534,081		17,568	21,221	19,541	58,330
	宮城	701,778		0	355,488	75,187	430,675
	北山福	525,944		0	103,965	525	104,490
	福島	931,543		1,519	157,706	0	159,225
関 東	東京都	1,673,277		0	0	0	0
	神奈川県	5,693,612		942,317	336,311	452,182	1,730,810
	千葉県	615,505		8,979	160,165	250,080	419,224
	茨城県	1,197,783		0	52,789	3,000	55,789
	栃木	833,183		0	19,899	31,247	51,146
	埼玉	1,066,835		115,144	23,055	38,608	176,807
	群馬	1,174,327		0	460,504	0	460,504
	山梨	744,214		0	0	241,150	241,150
長野	△ 207,564		0	63,080	0	63,080	
新潟	1,765,122		0	884,622	(支払繰延) 424,949	1,309,571	
東 海 ・ 北 陸	愛知県	2,794,732		0	902,949	16,739	919,688
	三重	141,801		0	0	652,313	652,313
	静岡県	1,268,428		0	0	0	0
	岐阜	2,138,489		0	1,619	11,091	12,710
	富山	507,921		289	354,971	0	355,260
	石川	520,646		0	307,460	4,107	311,567
福井	935,288		0	0	0	0	
近 畿	京都府	1,200,652		0	347,957	0	347,957
	大阪府	2,312,988		0	1,723,698	0	1,723,698
	兵庫県	1,967,695		0	1,155,545	78,534	1,234,079
	奈良	694,262		0	230,852	0	230,852
	和歌山	539,078		0	345,646	2,627	348,273
滋賀	586,722		0	104,458	0	104,458	
中 国	広島	619,045		0	58,548	137,120	195,668
	岡山	522,829		22,354	47,234	104,431	174,019
	鳥取	411,341		116	22,260	0	22,376
	島根	750,110		0	192,760	4,316	197,076
山口	481,765		0	339,670	0	339,670	
四 国	香川県	323,201		0	137,393	0	137,393
	徳島	309,700		2,284	193,019	892	196,195
	高知	390,980		0	70,087	0	70,087
	愛媛	405,730		0	112,124	0	112,124
福岡	345,333		142,675	513,786	0	656,461	

会計における実質収支額調

(単位 千円)

実質収支 (イ) - (ロ) (ア)		基金繰入額	公共事業債	再差引実質収支 (イ)-(ロ)	
剰余額	不足額		発行額 (イ)	剰余額	不足額
3,832,373	—	—	920,000	2,912,373	—
890,948	—	185,916	140,000	750,948	—
221,897	—	—	170,000	51,897	—
475,751	—	—	160,000	315,751	—
271,103	—	—	330,000	—	58,897
421,454	—	—	190,000	231,454	—
772,318	—	—	260,000	512,318	—
1,673,277	—	—	8,400,000	—	6,726,723
3,962,802	—	—	1,600,000	2,362,802	—
196,281	—	—	640,000	—	443,719
1,141,994	—	—	360,000	781,994	—
782,037	—	—	340,000	442,037	—
890,028	—	—	910,000	—	19,972
713,823	—	—	440,000	273,823	—
503,064	—	—	100,000	403,064	—
—	270,644	—	560,000	—	830,644
455,551	—	—	570,000	—	114,449
1,875,044	—	—	2,500,000	—	624,956
—	510,512	—	590,000	—	1,100,512
1,268,428	—	—	1,300,000	—	31,572
2,125,779	—	—	500,000	1,625,779	—
152,661	—	—	300,000	—	147,339
209,079	—	104,540	280,000	—	70,921
935,288	—	—	210,000	725,288	—
852,695	—	—	1,000,000	—	147,305
589,290	—	—	4,500,000	—	3,910,710
733,616	—	—	1,790,000	—	1,056,384
463,410	—	—	130,000	333,410	—
190,805	—	—	290,000	—	99,195
482,264	—	—	220,000	262,264	—
423,377	—	—	1,060,000	—	636,623
348,810	—	—	390,000	—	41,190
388,965	—	—	90,000	298,965	—
553,034	—	—	130,000	423,034	—
142,095	—	—	530,000	—	387,905
185,808	—	—	220,000	—	34,192
113,505	—	—	130,000	—	16,495
320,893	—	—	160,000	160,893	—
293,606	—	—	300,000	—	6,394
—	311,128	—	1,260,000	—	1,571,128

九 州	大 佐 長 宮 熊 鹿	分 賀 崎 崎 本 島	342,032	0	176,261	4,944	181,205
			701,419	0	178,837	0	178,837
			676,477	0	263,854	14,420	278,274
			952,187	0	136,458	0	136,458
			1,548,329	0	1,047,667	0	1,047,667
			1,355,601	0	78,508	480	78,988
合	計	48,255,613	1,286,617	11,913,379	2,620,132	15,820,128	

(2) 歳入の概要 (第8表参照)

歳入総額2兆7,500億円は上記概要において述べたとおり、地方税収入の伸び悩み、特別事業債の発行等により財政構成は前年度に比し地方税、地方譲与税、地方交付税等自主財源の歳入の総額に占める比重が低下 (本年度50%、前年度

56%) し、反対に国庫支出金と都道府県債の占める比重が上昇 (本年度35%、前年度33%) している。このことは財政規模の伸びをささえる財源の中心が、従来の一般財源から国庫依存財源と地方債に移ったことが注目される。この状況を主な科目別に見ると次表のとおりである。

区 分	昭 和 40 年 度		昭 和 39 年 度		備 考
	決 算 額 千円	総額に占める割合 %	決 算 額 千円	総額に占める割合 %	
税 方 税	848,394,089		767,373,533		
地 方 譲 与 税	45,615,892		39,841,132		
地 方 交 付 税	480,649,424		432,195,241		
(以上小計)	1,374,659,405	50	1,239,409,906	51	
国 庫 支 出 金	820,096,144		709,036,544		
都 道 府 県 債	145,504,805		87,281,921		
(以上小計)	965,600,949	35	786,318,461	33	
そ の 他	409,778,728	15	396,343,700	16	
合 計	2,750,039,082	100	2,422,072,067	100	

(3) 歳出の概況 (第9表参照)

歳出総額2兆7,018億円は、概要において述べたとおり、地方公務員の給与改定、災害の発生に伴う復旧事業費の増額特に公共事業の強力な推進等による歳出の増加から、この決算を構成している科目を上位順に見ると教育費、土木

費、農林水産業費、警察費および総務費であり、このうち土木費、農林水産業費の総額に占める割合の前年度比において上回ったことが目立っている。

この状況を主な科目別にみると次のとおりである。

区 分	昭 和 40 年 度		昭 和 39 年 度		備 考
	決 算 額 千円	総額に占める割合 %	決 算 額 千円	総額に占める割合 %	
教 育 費	812,310,784	30.1	722,460,134	30.4	
土 木 費	575,070,464	21.3	498,799,092	21.0	
農 林 水 産 業 費	285,413,170	10.6	243,287,866	10.2	
警 察 費	195,037,394	7.2	170,703,603	7.2	
総 務 費	171,676,398	6.3	153,669,020	6.5	
そ の 他	662,215,259	24.5	590,947,600	24.7	
合 計	2,701,783,469	100	2,379,867,315	100	

(4) 議会費の概況 (第10表参照)

議会費の決算総額は87億7,300百万円であり、前年度の86

億500万円に比較すると1億6,800万円増となっている。議会費決算の内容は当然のことながら議会報酬と旅費がその



160,827	—	—	160,000	827	—
522,582	—	—	110,000	412,582	—
398,203	—	—	200,000	198,203	—
815,729	—	—	190,000	625,729	—
500,662	—	—	200,000	300,662	—
1,276,613	—	—	170,000	1,106,613	—
33,527,769	1,092,284	290,456	35,000,000	15,512,710	18,077,225

大部分を占めるものであるが、議会費決算総額の一般会計決算に占める全国平均の割合は3.2/100であり、これを前年度(3.6/100)に比較すると0.4/100低くなっている。

これらの状況を都道府県別の一覧表で示すと次表のとおりである。

昭和40年度議会費決算の一般会計決算に占める歩合調

(単位 千円)

都道府県名		議会費決算額 (A)	一般会計歳出決算額 (B)	歩合 (A)/(B) %	備 考
東 北	北海道	428,657	156,075,892	2.7	
	青森	154,027	40,166,096	3.8	
	岩手	142,547	42,312,253	3.4	
	秋田	143,935	40,457,998	3.6	
	宮城	173,567	44,399,706	3.9	
	山形	130,824	37,478,494	3.5	
	福島	180,573	56,818,649	3.2	
関 東	東京都	599,134	429,524,817	1.4	
	神奈川県	397,023	85,040,293	4.7	
	千葉県	189,648	55,897,166	3.4	
	茨城県	169,601	49,714,175	3.4	
	栃木県	149,154	37,315,305	4.0	
	埼玉県	208,723	56,129,796	3.7	
	群馬県	152,024	39,189,743	4.0	
	山梨県	122,402	24,517,411	5.0	
	長野	178,038	61,393,496	2.9	
	新潟	187,756	90,811,999	2.1	
東 海	愛知県	342,944	91,926,064	3.7	
	三重県	159,542	40,746,425	3.9	
	静岡県	228,012	67,292,825	3.4	
	岐阜県	128,058	42,696,682	3.0	
	富山県	137,493	34,162,891	4.0	
	石川県	119,571	32,619,549	3.7	
北 陸	福井県	123,592	31,619,194	3.9	
	近畿				
近 畿	京都府	177,260	41,403,206	4.3	
	大阪府	481,095	147,010,613	3.3	
	兵庫県	405,109	86,384,943	4.2	
	奈良県	125,657	21,766,787	5.8	
	和歌山	140,694	33,088,055	4.3	
	滋賀県	115,134	26,628,073	4.3	

中 国	広 島 山	島 山 取 根 口	195,990	58,285,468	3.4
			144,527	44,369,781	3.3
			101,766	22,354,869	4.5
			116,377	33,589,990	3.5
			153,665	42,329,390	3.6
四 国	香 徳 高 愛	川 島 知 媛	119,125	25,125,987	4.7
			102,945	27,082,265	4.0
			117,781	32,787,268	3.6
			142,343	38,026,904	3.7
九 州	福 大 佐 長 宮 熊 鹿	岡 分 賀 崎 崎 本 島	275,010	85,945,035	3.2
			148,135	37,005,642	4.0
			113,778	27,049,933	4.2
			153,798	42,903,378	3.6
			150,293	36,074,280	4.2
			164,526	48,468,106	3.4
180,685	55,796,577	3.2			
合 計			8,772,538	2,701,783,469	3.2
備 考	3%未満のもの		4 都道府県		
	3%以上のもの		26府県		
	4%以上のもの		14府県		
	5%以上のもの		2 県		

#### B 特別会計について（第11表参照）

特別会計の会計数554を前年度の551と比べると3会計を増加している。この会計に属する決算の総額は歳入 3,135億円、歳出 2,888億円であり、差引 247億円の残となつているが、この残のうちには事業繰越に伴う繰越額等44億円を含んでいるので、実質収支の残額は 203億円である。

特別会計設置の状況を都道府県別に多いところから拾つてみると、福岡の25会計を最高に富山120、徳島19、広島、長崎各18、愛知、岡山各16、神奈川、高知、愛媛各15会計の順である。

#### C 公営企業会計について（第12表参照）

この会計に属する事業数は前年度比22増の 159事業である。各事業種別総体の経営状況(収益的収支と資本的収支)

を概観すると、収益的収支においては電気、病院、埋立地造成の各事業は黒字であるが、その他の各事業はいずれも赤字となつており、資本的収支においては軒なみの赤字で、しかも赤字額は年々増加している。(自治省調によると、40年度決算における企業会計の累積赤字は市町村分を含め948億円と推計されている)。政府はこのような地方公営企業の赤字経営を改善するため、第51国会(昭和41年)で地方公営企業法を改正し、地方公営企業の合理的、能率の運営の改善をはかるとともに、過去の累積赤字を計画的に解消するための財政再建債の発行を認めて、利子補給等の措置を講ずることとした。

昭和40年度の都道府県における公営企業の経営状況は次表のとおりである。

都道府県公営企業の経営状況(収益的収支と資本的収支の調) (昭和40年度決算)

(単位 千円)

企業種名	企業 会計数	収益的収支			資本的収支		
		収入額	支出額	収支差引額	収入額	支出額	収支差引額
電気事業	29	20,507,975	18,597,167	1,910,808	16,092,745	22,047,625	△ 5,954,880
病院事業	45	36,112,519	35,446,628	665,891	5,752,403	7,071,929	△ 1,319,526
工業用水道事業	23	4,223,739	4,469,907	△ 246,168	20,026,061	22,799,038	△ 722,977
上水道事業	12	26,346,743	32,689,321	△ 6,342,578	43,440,855	49,074,345	△ 5,633,490

埋立、土地造成 事業	24	5,976,383	5,883,539	92,844	86,664,615	90,510,499	△ 3,845,884
その他事業 (うち東京交通 事業)	26 (1)	39,467,679 (15,239,841)	44,380,268 (20,299,960)	△ 4,912,589 (△ 5,060,119)	43,700,115 (1,798,251)	54,228,826 (4,718,387)	△ 10,528,711 (△ 2,920,136)
合 計	159	132,635,038	141,466,830	△ 8,831,792	217,676,794	245,732,263	△ 28,005,468

## む す び

昭和40年度の地方財政の決算上の概況は以上のとおりであり、これら結果を要約するとこの年度においては、国庫財政の運営が国債政策に転じたことから、地方財政の運営もその影響を受け、歳入面の財源は従来的一般財源から国庫依存財源に移るとともに地方債が増加したこと、また、歳出面では、公共事業の優先的な実施から、単独事業は相当抑制されたこと等が、特記すべきことと思われる。

これらのことから、地方財政の構造が変化し弾力性を欠くことになり、今後の地方財政の運営については、さらに一段の工夫と努力が必要であろう。

(第1表)

## 昭和42年度全国都道

款 別			都 道 府 県 税	地 方 譲 与 税	地 方 交 付 税	分 担 金 及 び 負 担 金
都 道 府 県 別						
北 海 道	道 森	38,811,209	3,251,000	39,042,000	1,441,939	
		6,660,898	1,144,284	14,079,489	554,552	
		6,465,305	1,531,824	15,966,978	440,960	
		5,281,000	1,206,000	15,627,000	553,084	
		12,000,000	1,200,000	12,400,000	644,416	
秋 田 県	城 形	6,166,249	1,226,000	14,830,000	743,522	
		10,122,000	2,004,000	19,755,000	918,496	
東 北 道	奈 良 県	295,587,811	646,163	—	2,933,046	
		64,980,234	279,848	—	747,486	
		21,500,000	1,400,000	8,200,000	1,370,374	
		10,869,615	1,700,000	15,200,000	1,253,646	
		10,599,000	1,350,000	11,598,000	433,647	
		23,949,104	1,297,603	8,500,000	934,992	
		11,695,637	1,218,935	10,889,233	684,957	
		3,757,757	560,219	8,455,894	133,265	
山 梨 県	野 淵	12,914,000	1,666,000	15,963,000	1,835,513	
		15,395,000	2,070,000	21,640,000	1,624,899	
愛 知 県	知 重	63,500,000	1,630,000	1	562,219	
		2,766,263	—	5,187,308	275,978	
		35,770,000	1,410,000	2,100,000	1,888,351	
		13,200,000	1,591,000	10,765,000	475,935	
		8,459,068	995,305	9,977,000	898,684	
富 山 県	山 川 井	8,201,931	873,860	8,515,000	775,400	
		4,887,452	748,727	8,580,000	597,247	
京 都 府	都 阪	23,478,518	1,009,000	4,400,000	336,359	
		101,400,000	272,000	—	476,714	
		49,604,763	1,989,605	6,213,000	1,133,598	
		4,750,000	675,000	8,210,000	202,384	
		8,732,937	933,543	8,206,891	782,409	
滋 賀 県	山 賀	5,945,000	837,000	8,390,000	676,933	
		25,335,392	1,904,465	6,275,825	1,499,740	
広 島 県	鳥 山	12,734,155	1,672,126	11,045,504	618,022	
		2,908,000	704,043	8,883,000	398,709	
		3,598,516	1,269,000	11,271,000	509,188	
		13,689,896	1,398,560	9,470,000	687,746	
香 川 県	川 島	6,170,000	600,000	8,164,000	520,694	
		4,071,715	694,000	11,162,000	320,068	
		4,231,237	1,097,000	11,933,000	97,888	
		7,373,793	1,102,486	12,178,061	1,030,407	
福 岡 県	岡 分	10,624,422	—	7,846,000	179,636	
		5,774,000	1,050,000	12,200,000	446,942	
		3,786,686	550,000	9,204,659	269,749	
		7,414,696	838,575	15,237,010	562,494	
		5,787,597	1,080,000	11,350,000	244,040	
熊 本 県	崎 本	8,008,145	661,561	14,845,816	338,432	
		1,885,223	—	9,515,652	299,487	
合 計		1,011,144,224	51,358,732	483,272,321	34,354,247	
1 千 分 比	平 均	21,981,396	1,116,494	10,505,920	746,831	
		344	18	165	12	

備考 1 本予算には同時議決の追加予算を含めた。以下第7表まで同様。

2 本予算のうち北海道、茨城、山梨、長野、福井、大阪、岡山、鳥取、島根、愛媛、大分、佐賀、宮崎、熊本

府県一般会計歳入予算（当初予算）（その1）

（単位 千円）

使用料及び手数料	国庫支出金	財産収入	寄附金	繰入金
3,601,234	70,625,427	1,499,569	36,478	958,445
925,996	17,025,193	515,389	4,388	7,302
918,549	16,673,454	650,121	1	235,171
941,870	17,098,815	464,192	206,438	126,419
1,201,407	15,705,970	564,854	3,150	10,500
1,000,874	16,107,889	369,281	91,360	67,260
2,281,950	23,676,535	849,805	178,959	502,522
13,607,021	79,729,368	2,973,723	10,035	55,988,827
1,481,743	20,921,901	478,684	11,027	1,482,862
1,496,479	18,516,462	875,182	163,685	1,441,949
1,516,781	16,611,147	758,090	246,733	185,525
1,206,836	15,139,817	963,483	515,382	628,617
1,919,671	19,098,007	538,410	765,761	1,213,100
1,554,391	15,024,329	147,565	212,716	404,688
798,089	14,176,442	301,969	32,239	—
2,123,458	22,059,995	517,537	172,342	145,074
2,162,928	41,817,496	715,765	492,539	224,519
2,380,227	26,864,318	405,986	660,141	3,267,000
316,786	5,015,597	154,102	144,419	—
2,561,942	24,503,181	418,642	101,875	48,252
1,735,469	15,334,562	331,583	328,287	15,993
1,612,434	12,714,054	238,743	66,276	24,212
691,249	11,288,280	524,867	49,829	216,539
604,377	11,540,077	192,281	160,356	48,534
881,646	12,518,557	236,763	22,560	48,307
4,318,379	35,990,129	2,370,621	38,000	920,197
1,951,090	26,437,451	464,538	7,356	4,726,640
711,663	9,508,669	344,534	50,000	124,892
774,085	10,929,545	1,046,219	58,333	7,139
795,675	9,895,204	196,534	90,109	3,650
1,592,494	20,968,810	621,033	215,861	36,299
1,385,439	15,755,931	667,608	42,680	27,578
545,542	8,319,348	221,860	155,065	84,466
579,983	14,165,893	267,481	149,437	16,820
1,039,177	15,061,511	442,868	570,120	268,875
706,833	9,260,302	233,379	67,781	4,485
710,150	12,266,979	314,649	84,401	22,769
675,100	13,043,168	340,298	522,516	35,687
916,062	13,158,806	266,872	34,825	227,839
516,494	12,491,897	50,731	—	100
953,243	13,085,118	289,677	2,500	21,270
708,202	9,241,306	132,377	36,668	17,519
1,130,610	17,113,191	249,579	43,465	340,884
1,143,629	12,827,106	270,199	130	328,320
1,281,703	17,947,739	572,989	17,386	10,654
370,860	10,772,557	120,357	1,732	—
72,329,820	868,027,533	25,170,989	6,865,341	73,887,700
1,572,387	18,870,164	547,195	149,247	1,606,254
25	296	9	2	25

の14道府県は骨格予算、また三重、福岡、鹿児島 の3県は暫定予算である。以下第7表まで同様。

昭和42年度全国都道

款 別		繰 越 金	諸 収 入	都 道 府 県 債	そ の 他
都道府県別					
北 海 道	青 森 手 田 城 形 島	100	9,253,412	3,546,000	—
		1	1,059,916	1,196,000	—
		1	1,517,704	902,000	—
		217,000	1,268,654	4,611,000	臨時地方特例交付金 1,000
		1	2,064,805	1,301,000	—
		—	1,577,165	1,030,500	—
		—	2,010,465	1,306,250	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
東 奈 京 川 葉 城 木 玉 馬 梨 野 瀉	東 奈 京 川 葉 城 木 玉 馬 梨 野 瀉	—	39,442,966	49,820,000	助成交付金 23,040
		25,626	9,004,350	1,265,500	—
		200,000	3,306,453	2,010,000	—
		369,949	4,633,486	1,399,000	—
		500,000	2,777,218	1,001,000	—
		250,986	5,676,825	2,281,000	—
		1	4,061,466	796,000	—
		1	430,878	693,000	—
		1	3,979,061	2,418,000	—
		1,012,089	4,552,891	5,016,500	—
愛 三 静 岐 富 石 福	知 重 岡 阜 山 川 井	1,550,000	8,891,261	1,760,000	—
		—	1,511,529	—	—
		1,000,000	3,503,757	3,462,000	—
		1,000,000	1,342,171	1,117,000	—
		150,000	1,767,624	1,984,000	—
		1	3,108,724	2,416,000	—
		1	1,064,878	987,500	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
京 大 兵 奈 和 滋	都 阪 庫 良 山 賀	1,000,000	2,525,539	764,000	—
		1,000	15,391,960	6,331,000	—
		127,678	2,663,916	5,261,000	—
		430,000	1,659,858	1,365,000	—
		1	2,574,551	1,770,000	—
		10,000	3,234,895	765,000	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
広 島 島 山	鳥 山 取 根 口	450,000	3,503,062	2,681,500	—
		1,000	1,528,714	1,459,000	—
		80,000	1,775,967	755,000	—
		1	1,230,022	725,000	—
		1	1,537,301	2,167,000	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
香 徳 高 愛	川 島 知 媛	1	1,634,223	777,000	—
		1	1,061,075	1,073,000	—
		9,350	2,239,400	724,000	—
		1	948,848	630,000	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
福 大 佐 長 宮 熊 鹿	岡 分 賀 崎 崎 本 島	—	1,594,334	—	—
		100	1,362,150	515,000	—
		100	984,734	318,000	—
		52,000	4,396,136	574,000	—
		30,000	1,076,979	812,000	—
		—	1,648,222	509,000	—
		—	904,132	—	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
合 計	8,466,992	173,283,677	122,294,750	24,040	
1 県 平 均	184,065	3,767,036	2,658,582	523	
千 分 比	3	59	42	—	

府県一般会計歳入予算（当初予算）（その2）

（単位 千円）

昭和42年度予算額合計 A	昭和41年度予算額合計 B	比 較	
		増 減 (A-B)	比 率 A/B
172,066,813	169,578,612	2,488,201	1.015
43,173,408	40,970,373	2,203,035	1.054
45,302,068	41,957,778	3,344,290	1.080
47,602,472	40,211,775	7,390,697	1.184
47,096,103	43,049,130	4,046,973	1.094
43,210,100	38,082,430	5,127,670	1.135
63,605,982	55,874,270	7,731,712	1.138
540,762,000	472,443,000	68,319,000	1.145
100,679,261	89,353,685	11,365,576	1.127
60,480,584	53,611,878	6,868,706	1.128
54,743,972	54,028,401	715,571	1.013
46,713,000	40,189,000	6,524,000	1.162
66,425,459	59,832,500	6,592,959	1.110
46,689,918	41,143,477	5,546,441	1.135
29,339,753	23,680,435	5,659,318	1.239
63,793,981	58,662,859	5,131,122	1.087
96,724,626	85,347,771	11,376,855	1.133
111,471,153	93,646,331	17,824,822	1.190
15,371,982	43,794,042	△28,422,060	0.351
76,968,000	68,785,000	8,183,000	1.119
47,237,000	44,778,000	2,259,000	1.050
38,887,400	35,957,180	2,930,220	1.081
36,681,680	33,089,443	3,592,237	1.109
29,411,430	33,365,454	△3,954,024	0.881
47,221,249	41,226,291	5,994,958	1.145
166,880,000	156,710,000	10,170,000	1.065
100,580,635	91,750,000	8,830,635	1.096
28,132,000	24,408,000	3,724,000	1.153
35,815,653	33,792,137	2,023,516	1.060
30,840,000	27,423,000	3,417,000	1.125
65,084,481	61,877,837	3,206,644	1.052
46,937,757	48,823,171	△1,885,414	0.961
4,831,000	23,612,000	△1,219,000	1.052
33,782,341	33,016,964	765,377	1.023
46,333,055	45,757,314	575,741	1.013
28,138,698	26,517,980	1,620,718	1.061
31,780,807	28,000,676	3,780,131	1.135
34,948,644	32,515,506	2,433,138	1.075
37,868,000	38,043,000	△175,000	0.995
33,303,614	90,447,498	△57,143,884	0.368
35,700,000	37,629,000	△1,929,000	0.949
25,250,000	26,628,000	△1,378,000	0.948
47,952,640	37,227,780	10,724,860	1.288
34,950,000	37,898,000	△2,948,000	0.922
45,841,647	51,233,991	△5,392,344	0.895
23,870,000	55,850,000	△31,980,000	0.427
2,930,480,366	2,812,020,969	118,459,397	1.042
63,706,094	61,130,891	2,575,203	—
1,000	—	—	—

(第2表)

## 昭和42年度全国都道府県

款別		議 会 費	総 務 費	民 生 費	衛 生 費	
都道府県別						
北 海 道	道	490,357	13,758,413	8,109,497	6,123,272	
	森	171,370	1,837,775	2,875,476	2,165,631	
	手	181,445	2,084,780	2,690,513	1,941,507	
	田	159,155	1,972,062	2,406,782	1,682,251	
	城	192,746	2,482,981	2,663,063	2,094,940	
	形	159,607	2,241,070	1,550,655	1,679,485	
青 岩 宮 山 福	島	201,938	2,715,029	2,626,292	2,740,772	
	東 奈 京	川	784,672	31,163,692	17,040,149	39,166,622
		葉	458,183	10,408,157	3,586,386	4,623,880
		城	214,601	2,331,951	2,183,962	2,405,306
		木	171,869	3,780,128	2,361,057	2,472,618
		玉	167,310	2,954,051	1,931,256	1,954,406
馬		254,525	5,986,773	2,163,366	2,819,821	
神 茨 栃 埼 群 山 長 新	馬	160,889	2,447,544	1,696,425	2,014,098	
	梨	137,157	1,366,288	1,075,547	1,094,108	
	野	190,939	3,290,626	2,771,116	2,500,734	
	潟	253,711	2,751,460	3,079,838	3,004,003	
	愛 三 静 岐 富 石 福	知	364,496	10,122,971	4,010,852	3,975,550
		重	62,957	1,657,954	661,200	608,560
岡		256,962	3,609,361	1,974,652	618,054	
阜		133,292	2,857,670	1,699,626	1,913,217	
山		164,092	1,820,687	1,066,572	1,417,340	
川		179,620	2,145,741	1,550,621	999,023	
京 大 兵 奈 和 滋	井	143,982	1,482,938	911,482	867,327	
	都 阪 庫 良 山 賀	都	195,414	4,280,519	1,416,363	1,345,373
		阪	539,469	12,581,903	3,645,542	5,753,921
		庫	497,485	9,066,174	2,923,973	4,391,270
		良	141,093	1,977,899	1,254,833	910,901
		山	165,566	2,127,443	1,772,872	1,371,807
賀		137,915	2,169,784	1,495,934	885,610	
広 岡 島 島 山	島	255,339	3,040,548	2,996,487	2,452,911	
	山	180,131	2,608,352	2,479,020	2,429,974	
	取	128,248	1,363,609	1,317,868	1,010,397	
	根	128,861	2,111,140	1,595,535	1,362,589	
	口	173,930	2,160,063	1,955,520	2,216,299	
	香 徳 高 愛	川	137,311	1,576,638	1,660,125	1,350,435
島		114,655	1,641,097	2,228,570	1,720,355	
知		137,490	1,795,861	3,196,848	1,857,501	
媛		161,898	1,876,067	2,643,614	1,740,590	
福 大 佐 長 宮 熊 鹿		岡	102,154	1,516,613	3,432,121	1,765,276
		分	143,160	1,299,002	1,844,613	1,687,600
	賀	127,351	1,060,104	1,628,917	1,225,977	
	崎	180,000	2,749,019	3,328,401	2,077,316	
	本	153,249	1,467,989	1,583,878	1,651,084	
	島	193,760	2,571,016	3,611,949	2,465,594	
見	鹿	69,595	811,141	1,166,344	1,126,535	
	計	9,689,949	179,122,083	121,805,712	135,081,840	
1	県 平 均	210,651	3,893,958	2,647,950	2,936,562	
千	分 比	3	61	42	46	

備考 1 3月31日までに議決された補正分を含む。

2 下記の都道府県については、一部款項の統合分離を行なった。

北海道=総務費(総務費、企画費)、農林水産業費(農業費、農地開拓費、林業費、水産業費)、土木費(土木



一般会計目的別歳出予算 (当初予算) (その1)

(単位 千円)

労働費	農林水産業費	商工費	土木費	警察費
2,013,844	32,657,579	5,963,782	26,375,650	7,825,807
606,261	6,418,151	716,173	6,211,892	2,202,357
310,745	8,271,683	906,151	6,591,360	1,945,943
436,593	7,415,038	1,158,282	10,905,886	2,121,063
625,459	6,491,845	939,909	7,986,515	3,056,841
441,118	6,368,539	1,281,955	8,640,504	2,013,653
1,540,295	9,381,795	1,409,757	11,015,376	2,785,557
9,267,330	2,436,256	23,374,144	140,007,843	64,775,667
2,447,697	5,764,815	4,801,016	24,188,832	10,783,194
311,211	8,404,641	2,544,803	12,782,865	3,928,919
452,229	7,531,575	2,202,619	8,525,961	2,989,157
725,079	6,814,714	1,809,886	8,139,725	2,461,789
600,761	6,596,191	2,814,914	13,530,223	4,487,103
608,882	6,530,484	3,403,981	8,944,683	2,529,943
156,580	4,467,995	346,718	4,003,476	1,309,536
696,397	8,593,590	2,436,352	12,195,598	2,838,697
778,606	13,581,826	2,630,521	19,674,475	3,534,205
1,187,911	12,686,545	3,478,106	23,917,477	10,439,205
174,363	1,698,835	595,672	2,806,660	824,349
2,732,595	11,237,100	1,904,409	16,741,158	4,734,625
340,039	6,922,514	1,294,403	10,158,977	2,571,159
540,556	6,033,923	1,510,554	8,350,315	1,942,867
368,798	4,986,959	2,088,519	8,089,700	1,843,814
295,841	3,564,814	607,767	6,649,689	1,436,403
1,619,809	2,888,579	1,247,474	7,569,096	6,480,448
2,545,433	5,930,061	9,122,715	49,837,950	19,808,966
1,763,532	6,910,304	3,854,841	18,053,072	10,006,775
634,980	2,806,611	1,010,058	6,613,448	1,594,981
558,031	4,576,800	1,425,848	7,967,133	1,917,675
302,954	4,955,082	1,286,386	6,028,737	1,780,017
1,971,908	6,420,532	2,278,219	14,500,497	4,083,974
961,532	5,444,009	1,039,010	7,465,420	2,866,020
216,500	3,528,838	1,275,373	5,433,215	1,190,323
260,052	4,560,067	768,198	6,433,942	1,502,655
582,089	4,900,334	896,115	8,765,892	3,157,536
585,611	3,299,207	682,537	5,391,532	1,773,887
456,441	4,309,056	597,447	6,789,154	1,598,403
458,765	5,333,107	752,067	6,265,608	1,523,462
250,594	4,221,301	775,921	6,667,309	2,336,046
1,865,754	2,542,069	1,037,019	3,823,256	3,112,051
653,747	4,526,132	854,594	6,142,356	1,943,756
572,160	3,668,202	741,216	3,306,842	1,500,367
667,000	5,874,273	1,658,609	8,976,598	3,367,160
421,655	5,566,125	651,673	6,487,327	1,830,698
442,118	7,385,243	513,232	6,216,368	2,740,202
218,724	3,721,380	209,704	5,630,275	1,066,578
45,668,579	298,224,719	102,898,649	610,799,887	224,563,833
992,795	6,483,146	2,236,927	13,278,259	4,881,822
15	102	35	208	77

費、建築費)  
 東京=総務費(総務費、徴税費)、衛生費(衛生費、清掃事業費)、土木費(首都整備計画費、住宅費、土木費、港湾費)、警察費(警察費、消防費)、教育費(教育費、学務費)、産業経済費は農林水産業費と商工費

昭和42年度全国都道府県

款 別			教 育 費	災 害 復 旧 費	公 債 費	諸 支 出 金
都道府県別						
北 青 岩 秋 宮 山 福	海	道	53,928,359	6,756,571	5,145,305	898,377
		森	15,507,127	2,895,318	1,579,137	16,740
		手	17,576,842	1,025,079	1,356,074	399,946
		田	14,934,432	2,132,573	1,881,135	367,220
		城	16,978,222	1,296,699	2,141,883	115,000
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	奈	形	15,353,178	1,731,068	1,532,162	182,106
		島	24,401,477	2,587,628	1,832,073	307,993
		京	90,167,181	—	65,730,525	56,687,919
		川	29,632,488	1,423,476	1,202,137	1,209,000
		葉	22,455,166	352,752	1,961,917	552,490
愛 三 静 岐 富 石 福	知	城	20,738,121	760,922	2,211,716	516,000
		木	16,682,972	1,623,148	1,379,437	29,227
		玉	23,728,534	932,322	1,893,715	517,211
		馬	15,593,826	1,390,912	1,335,617	12,634
		梨	8,620,616	5,830,374	847,020	64,338
京 大 兵 奈 和 滋	歌	野	22,025,194	2,463,505	2,814,521	926,712
		濁	28,697,746	13,556,315	4,224,972	946,948
		知	35,489,078	931,789	2,846,303	1,960,870
		重	5,597,212	574,929	104,291	—
		岡	25,743,698	2,516,298	4,355,609	473,479
京 大 兵 奈 和 滋	歌	泉	15,704,909	938,318	2,257,871	400,000
		山	11,530,474	2,100,561	2,346,534	2,925
		川	10,254,820	2,064,432	2,119,633	—
		井	8,277,912	3,383,107	1,740,788	7,380
		都	17,257,236	1,066,815	1,617,170	206,953
廣 岡 鳥 島 山	島	庫	47,475,703	207,536	—	8,130,801
		良	36,688,954	2,481,320	3,842,915	—
		山	8,439,650	1,120,300	1,423,313	178,933
		賀	10,489,972	1,167,755	2,225,719	9,032
		賀	8,975,793	1,507,839	1,273,374	10,575
香 德 高 愛	川	島	22,592,964	1,838,523	2,509,217	113,362
		取	17,333,867	1,766,364	2,295,436	18,622
		根	7,569,037	475,050	1,157,387	135,155
		口	10,203,342	3,557,704	1,276,178	2,078
		口	16,672,425	2,191,448	2,497,839	143,565
福 大 佐 長 宮 熊 鹿	見	川	9,913,853	803,820	873,512	80,230
		島	9,966,020	883,830	1,431,379	14,400
		知	10,071,489	1,495,129	1,857,966	183,351
		媛	14,613,977	1,047,836	1,527,847	—
		岡	13,156,378	582,158	138,765	—
合	計	分	13,755,769	1,091,797	1,698,152	39,322
		賀	9,536,990	590,163	1,262,448	9,263
		崎	17,209,570	616,258	1,218,436	—
		本	11,892,308	1,502,562	1,721,352	5,100
		島	16,562,217	1,053,867	1,890,857	175,224
千	分	比	7,743,970	966,324	57,727	1,251
		合	887,763,068	87,282,494	148,637,364	76,071,737
		1	19,299,197	1,897,446	3,231,247	1,653,733
千	分	比	303	30	51	26

に分離した。

茨 城=総務費(総務費、企画開発費)

愛 知=農林水産業費(農林水産業費、農地費)、土木費(土木費、建築費)

一般会計目的別歳出予算 (当初予算) (その2)

(単位 千円)

予備費	その他	昭和42年度予算額 合計 A	昭和41年度予算額 合計 B	比較増減 (A-B)
20,000	—	172,066,813	169,578,612	2,488,201
30,000	—	43,173,408	40,970,373	2,203,035
20,000	—	45,302,068	41,957,778	3,344,290
30,000	—	47,602,472	40,211,775	7,390,697
30,000	—	47,096,103	43,049,130	4,046,973
35,000	—	43,210,100	38,082,430	5,127,670
60,000	—	63,605,982	55,874,270	7,731,712
160,000	—	540,762,000	472,443,000	68,319,000
150,000	—	100,679,261	89,353,685	11,325,576
50,000	—	60,480,584	53,611,878	6,868,706
30,000	—	54,743,972	54,028,401	715,571
40,000	—	46,713,000	40,189,000	6,524,000
100,000	—	66,425,459	59,832,500	6,592,959
20,000	—	46,689,918	41,143,477	5,546,441
20,000	—	29,339,753	23,680,435	5,659,318
50,000	—	63,793,981	58,662,859	5,131,122
10,000	—	96,724,626	85,347,771	11,376,855
60,000	—	111,471,153	93,646,331	17,824,822
5,000	—	15,371,982	43,794,042	△ 28,422,060
50,000	—	76,968,000	68,785,000	8,183,000
45,000	—	47,237,000	44,978,000	2,259,000
60,000	—	38,887,400	35,957,180	2,930,220
20,000	—	36,681,680	33,089,443	3,592,237
20,000	—	29,411,430	33,365,454	△ 3,954,024
30,000	—	47,221,249	41,226,291	5,994,958
100,000	—	166,880,000	156,710,000	10,170,000
100,000	—	100,580,635	91,750,000	8,830,635
25,000	—	28,132,000	24,408,000	3,724,000
40,000	—	35,815,653	33,792,137	2,023,516
30,000	—	30,840,000	27,423,000	3,417,000
30,000	—	65,084,481	61,877,837	3,206,644
50,000	—	46,937,757	48,823,171	△ 1,885,414
30,000	—	24,831,000	23,612,000	1,219,000
20,000	—	33,782,341	33,016,964	765,377
20,000	—	46,333,055	45,757,314	575,741
10,000	—	28,138,698	26,517,980	1,620,718
30,000	—	31,780,807	28,000,676	3,780,131
20,000	—	34,948,644	32,515,506	2,433,138
5,000	—	37,868,000	38,043,000	△ 175,000
30,000	—	33,303,614	90,447,498	△ 57,143,884
20,000	—	35,700,000	37,629,000	△ 1,929,000
20,000	—	25,250,000	26,628,000	△ 1,378,000
30,000	—	47,952,640	37,227,780	10,724,860
15,000	—	34,950,000	37,898,000	△ 2,948,000
20,000	—	45,841,647	51,233,991	△ 5,392,344
10,000	奄美群島振興費 1,070,452	23,870,000	55,850,000	△ 31,980,000
1,800,000	1,070,452	2,930,480,366	2,812,020,969	118,459,397
39,130	23,271	63,706,094	61,130,891	2,575,203
1	—	1,000	—	—

静 岡=総務費 (総務費、企画調整費)  
 大 阪=土木費 (土木費、建築費)  
 奈 良=商工費 (商工費、観光費)

(第3表)

## 昭和42年度全国都道府県一般

税 種 目			都道府県別	都道府県民税	事 業 税	不動産取得税	都道府県 たばこ消費税
都道府県別	税 種	目					
北青 岩秋 宮山 福	海	道	8,484,769	12,481,770	1,665,571	2,827,457	
		森	1,396,682	1,659,530	235,303	603,536	
		手	1,386,648	1,869,197	283,553	513,502	
		田	1,228,984	1,467,506	217,968	488,782	
		城	2,567,000	4,291,000	457,000	800,000	
		形	1,365,692	1,774,127	238,779	523,795	
		島	1,917,929	3,442,596	351,166	838,986	
		京	78,224,910	98,719,524	7,516,800	8,082,001	
		川	15,933,132	29,819,267	3,508,562	2,584,154	
		葉	5,200,000	7,300,000	1,000,000	1,400,000	
東神 千次 栴埜 群山 長新	奈	城	2,239,091	3,725,206	324,465	958,639	
		木	2,031,402	3,500,962	348,521	755,610	
		玉	6,050,940	9,904,862	1,015,231	1,423,051	
		馬	2,200,662	4,480,245	321,267	799,970	
		梨	690,000	1,110,000	130,000	337,000	
		野	2,702,000	4,752,344	444,000	843,000	
		潟	3,335,664	5,857,074	702,595	1,030,302	
		知	13,442,086	30,300,834	2,259,665	2,551,077	
		重	266,163	1,205,961	76,748	211,135	
		岡	6,253,000	14,332,000	1,024,000	1,495,000	
愛三 静岐 富石 福	山	川	2,680,903	4,883,792	329,645	776,277	
		井	1,736,402	3,457,316	324,492	459,012	
		都	1,754,960	2,793,040	326,210	478,550	
		阪	1,041,210	1,668,050	121,820	339,870	
		大	5,889,973	9,972,177	682,829	1,301,828	
		兵	22,362,200	52,040,800	4,534,000	4,442,000	
		奈	12,982,242	20,804,965	2,556,983	2,320,137	
		和	1,246,200	1,381,500	259,200	435,500	
		滋	1,593,210	3,240,857	315,000	584,619	
		歌	1,185,800	2,038,000	239,200	396,600	
広岡 鳥島 山	島	山	5,468,581	11,038,709	1,490,029	1,124,390	
		取	2,672,963	4,829,892	518,717	782,724	
		根	571,661	746,238	111,226	229,939	
		口	773,310	1,163,356	147,913	302,005	
		香	2,853,707	6,095,973	448,683	724,489	
香德 高愛	川	島	1,288,000	2,344,100	236,700	473,600	
		知	818,487	1,263,215	174,685	437,113	
		媛	890,697	1,317,386	176,888	358,353	
		福	1,577,832	3,025,659	322,627	539,307	
福大 佐長 宮熊 鹿	岡	分	1,928,403	4,523,774	473,674	647,302	
		賀	1,305,793	1,685,297	326,724	470,825	
		崎	890,291	1,111,740	194,196	315,630	
		本	1,802,085	2,368,653	358,604	636,791	
		島	1,035,467	2,031,253	277,516	428,544	
		千	1,741,634	2,236,940	444,314	723,467	
		鹿	216,041	544,056	116,142	212,988	
合	計	235,224,806	390,600,743	37,629,211	49,008,857		
1	都道府県平均額	5,113,583	8,491,321	818,026	1,065,410		
千	分 比	233	386	37	48		
自	治省見込額	225,478百万円	431,438百万円	42,019百万円	62,070百万円		

会計歳入予算中 税収入額調 (その1)

(単位 千円)

娯楽施設利用税	料理飲食等消費税	自動車税	鋳区税	狩猟免許税
437,252	3,521,513	2,962,358	152,777	20,007
85,044	574,862	777,903	37,037	4,205
47,371	386,011	768,837	44,890	11,459
41,169	402,482	489,808	67,699	6,060
130,000	904,000	1,086,000	10,000	8,000
47,284	526,757	717,902	30,499	4,408
90,426	699,465	992,691	35,895	13,495
1,760,220	17,809,010	16,140,322	4,804	6,081
1,133,532	3,412,648	4,517,985	3,302	14,289
750,000	1,148,900	1,950,000	20,100	17,500
455,459	477,931	1,371,206	11,608	26,904
246,291	1,000,474	1,195,144	8,872	13,532
727,091	686,762	2,390,068	8,125	14,237
147,176	932,216	1,353,581	7,655	16,800
60,000	321,000	560,000	3,000	9,000
143,000	977,000	1,474,000	10,000	15,781
90,966	1,406,512	1,184,188	37,303	8,834
871,791	3,188,773	5,565,291	4,491	11,955
60,625	170,489	414,260	6,226	—
736,000	4,335,000	2,905,000	7,000	22,000
224,195	1,004,135	1,491,337	23,729	12,607
88,951	607,349	765,650	4,607	1,745
104,130	1,182,160	765,140	3,750	2,990
70,050	348,890	578,420	5,681	2,735
414,438	1,913,451	1,864,863	5,093	7,400
1,321,200	5,569,400	6,177,790	540	4,940
1,125,650	2,761,853	3,328,181	10,688	12,864
159,600	305,700	611,200	2,600	6,100
157,235	1,096,511	823,600	4,454	7,215
90,500	416,200	601,900	7,040	9,390
299,454	1,649,354	1,750,641	7,890	8,339
133,373	821,718	1,119,394	14,373	8,598
47,476	444,082	291,150	3,429	2,360
34,556	382,115	331,190	8,969	447,206
199,015	816,477	825,012	15,326	8,094
83,800	480,500	522,100	570	1,950
54,149	242,121	417,232	3,134	3,927
50,004	352,632	472,641	9,512	11,177
101,528	536,415	583,739	11,962	6,910
198,054	683,548	1,001,457	20,410	—
71,291	685,728	492,453	9,783	6,991
75,371	316,680	391,621	14,501	3,182
96,693	725,891	576,308	26,735	4,812
94,896	413,840	624,817	9,283	8,147
114,854	858,506	863,168	10,971	9,331
27,467	195,313	243,461	3,380	—
13,498,648	67,692,374	76,331,009	749,693	843,557
293,449	1,471,573	1,659,370	16,298	18,338
13	67	76	1	1
15,093百万円	69,246百万円	72,821百万円	768百万円	416百万円

昭和42年度全国都道府県一般

税 種 目		軽油引取税	入 猟 税	旧法による税	固定資産税
都道府県別					
北 青 岩 秋 宮 山 福	海 道 森 手 田 城 形 島	6,242,265	15,469	1	—
		1,282,800	3,996	—	—
		1,144,530	9,305	1	1
		865,042	5,500	—	—
		1,740,000	7,000	—	—
		933,045	3,961	—	—
		1,663,154	11,186	—	65,011
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	奈 京 川 葉 城 木 玉 馬 梨 野 瀧	10,228,300	4,341	10,081	49,902,343
		3,666,344	10,072	—	376,947
		1,900,000	13,500	—	800,000
		1,256,200	20,704	—	2,202
		1,487,701	10,491	—	—
		1,688,569	10,527	1	29,640
		1,376,731	12,600	—	46,714
		530,000	7,757	—	—
		1,540,000	12,875	—	—
		1,692,293	7,351	1	41,917
愛 三 静 岐 富 石 福	知 重 岡 阜 山 川 井	4,860,895	9,155	1	433,986
		195,114	—	—	159,542
		4,630,000	17,000	—	214,000
		1,518,511	10,167	1	226,978
		862,994	1,392	1	149,157
		788,691	2,310	—	—
		708,604	2,122	—	—
京 大 兵 奈 和 滋	都 阪 庫 良 山 賀	1,020,725	5,737	4	—
		4,937,000	3,620	10	6,500
		3,617,234	9,964	2	74,000
		437,600	4,800	—	—
		903,759	6,474	1	1
		953,400	6,970	—	—
広 岡 鳥 島 山	島 山 取 根 口	2,353,185	6,669	—	138,151
		1,825,023	7,380	—	—
		431,377	2,287	1	26,774
		3,944	3,952	—	—
		1,411,927	7,130	—	284,063
香 徳 高 愛	川 島 知 媛	737,000	1,680	—	—
		542,249	3,968	—	1
		581,266	10,681	—	—
		660,745	6,869	200	—
福 大 佐 長 宮 熊 鹿	岡 分 賀 崎 崎 本 島	1,147,800	—	—	—
		712,969	6,146	—	—
		470,719	2,755	—	—
		814,089	4,035	—	—
		855,697	8,137	—	—
		996,435	8,525	—	—
		326,375	—	—	—
合 計		78,542,301	326,560	10,306	52,977,928
1 都道府県平均額		1,707,441	7,099	224	1,151,694
千 分 比		78	—	—	52
自治省見込額		85,491百万円	342百万円	—	3,407百万円

会計歳入予算中 税収入額調 (その2)

(単位 千円)

法定外普通税	その他	昭和42年度合計 A	昭和41年度合計 B	比較	
				増減 (A-B)	比率 A/B×100
—	—	38,811,209	32,160,773	6,650,436	120.7
—	—	6,660,898	5,183,551	1,477,347	128.5
—	—	6,465,305	5,303,117	1,162,188	121.9
—	—	5,281,000	4,591,740	689,260	115.0
—	—	12,000,000	9,500,000	2,500,000	126.3
—	—	6,166,249	4,867,600	1,298,649	126.6
—	—	10,122,000	7,751,500	2,370,500	130.6
—	7,179,074	295,587,811	255,604,703	39,983,108	115.6
—	—	64,980,234	54,238,732	10,741,502	119.8
—	—	21,500,000	17,000,000	4,500,000	126.5
—	—	10,869,615	9,020,387	1,849,228	120.5
—	—	10,599,000	9,053,476	1,545,524	117.1
—	—	23,949,104	20,235,200	3,713,904	118.4
—	—	11,695,637	10,200,000	1,495,637	114.7
—	—	3,757,757	3,188,758	568,999	117.8
—	—	12,914,000	10,800,000	2,114,000	119.6
—	—	15,395,000	12,612,321	2,782,679	122.1
—	—	63,500,000	51,000,000	12,500,000	124.5
—	—	2,766,263	10,580,587	△ 7,814,324	26.1
(薬引取税) 17,723	—	35,970,000	27,843,000	8,127,000	129.2
—	—	13,200,000	10,800,000	2,400,000	122.2
—	—	8,459,068	6,883,829	1,575,239	122.9
—	—	8,201,931	6,793,651	1,408,280	120.7
—	—	4,887,452	4,343,389	544,063	112.5
(自動車取得税) 400,000	—	23,478,518	19,395,218	4,083,300	121.1
—	—	101,400,000	87,110,000	14,290,000	116.4
—	—	49,604,763	40,668,249	8,936,514	122.0
—	—	4,850,000	3,802,000	1,048,000	127.6
—	—	8,732,937	7,203,987	1,528,950	121.2
—	—	5,945,000	4,905,000	1,040,000	121.2
—	—	25,335,392	20,062,322	5,273,070	126.3
—	—	12,734,155	9,624,705	3,109,450	132.3
—	—	2,908,000	2,253,206	654,794	129.1
—	—	3,598,516	2,962,871	635,645	121.5
—	—	13,689,896	11,859,906	1,829,990	115.4
(自動車取得税) 111,434	—	6,170,000	4,950,000	1,220,000	124.6
—	—	4,071,715	3,128,398	943,317	130.2
—	—	4,231,237	3,316,044	915,193	127.6
—	—	7,373,793	6,740,253	633,540	109.4
—	—	10,624,422	30,073,792	△ 19,449,370	35.3
—	—	5,774,000	5,060,000	714,000	114.1
—	—	3,786,686	3,499,332	287,354	108.2
—	—	7,414,696	6,338,540	1,076,156	117.0
—	—	5,787,597	4,403,135	1,384,462	131.4
—	—	8,008,145	6,530,290	1,477,855	122.6
—	—	1,885,223	5,481,455	△ 3,596,232	34.4
529,157	7,179,074	1,011,144,224	878,925,017	132,219,207	115.0
11,503	156,067	21,981,396	19,107,066	2,874,330	—
1	7	1,000	—	—	—
525百万円		1,009,114百万円	805,104百万円		

(第4表) 昭和42年度全国都道府県一般会計における地方債の現在高等に関する調

## 1 地方債の現在高等に関する調

(単位 千円)

区 分 都道府県名	40年度末 現在高	41年度末 現在高見 込額 A	42年度中の増減見込額		42年度末 現在高見 込額 B	対前年比 増加率 (B/A ×100)	42年度一般 会計予算 C	割合 (B/C ×100)
			起債見込額	元金償還 見込額				
北海道	28,044,548	35,018,345	3,546,000	2,574,756	35,989,589	102.8	172,066,813	20.9
	9,487,215	12,115,385	1,196,000	783,445	12,527,940	103.4	43,173,408	29.0
	8,383,449	9,847,114	902,000	715,570	10,033,544	101.9	45,302,068	22.1
	10,203,339	12,367,332	4,611,000	1,118,835	15,859,497	128.2	47,602,472	33.3
	11,402,275	14,149,370	1,301,000	1,144,938	14,305,432	101.1	47,096,103	30.4
	8,798,613	10,656,936	1,097,100	842,542	10,911,494	102.4	43,210,100	25.3
青森県	11,211,412	13,112,870	1,306,250	1,020,089	13,399,031	102.2	63,605,982	21.1
	89,911,463	147,567,388	55,462,000	6,155,969	196,873,419	133.4	540,762,000	36.4
	7,157,141	8,993,105	1,265,500	546,425	9,712,180	108.0	100,679,261	9.6
	11,693,252	14,513,066	2,010,000	1,021,976	15,501,090	106.8	60,480,584	25.6
	12,877,811	15,048,976	1,347,000	1,187,244	15,208,732	101.1	54,743,972	27.8
	8,442,441	9,289,528	1,001,000	724,886	9,565,642	103.0	46,713,000	20.5
茨城県	11,113,326	14,559,525	2,281,000	916,376	15,924,149	109.4	66,425,459	24.0
	8,256,438	9,675,671	796,000	731,535	9,740,136	100.7	46,689,918	20.9
	4,863,641	6,246,127	699,000	410,255	6,528,872	104.5	29,339,753	22.3
	17,647,960	21,598,696	2,418,000	1,304,322	22,712,374	105.2	63,793,981	35.6
	25,084,142	32,138,826	4,930,500	2,174,238	34,895,088	108.6	96,724,626	36.1
	栃木県	18,591,650	21,629,367	1,760,000	1,533,212	21,856,155	101.0	111,471,153
17,411,850		19,928,703	—	67,400	19,861,303	99.7	15,371,982	129.2
27,104,877		33,697,533	3,462,000	2,437,129	31,276,841	92.8	76,768,000	40.6
15,251,529		17,447,556	1,217,000	1,147,900	17,516,656	100.4	47,237,000	37.1
14,252,105		16,057,769	1,984,000	1,184,438	16,857,331	105.0	38,887,400	43.3
12,202,269		14,862,919	2,416,000	1,062,056	16,216,863	109.1	36,681,680	44.2
群馬県	9,941,556	10,939,056	987,500	881,106	11,045,450	101.0	29,411,430	37.6
	10,442,750	12,006,312	764,000	845,249	11,925,063	99.3	47,221,249	25.3
	27,906,305	39,926,129	8,931,000	1,114,374	47,742,755	120.0	166,880,000	28.6
	23,132,359	29,831,141	5,261,000	1,760,759	33,331,382	111.7	100,580,635	33.1
	8,572,438	10,150,044	1,623,000	821,650	10,951,394	107.9	28,132,000	38.9
	11,590,890	13,715,164	1,770,000	1,342,470	14,142,694	103.1	35,815,653	39.5
埼玉県	7,431,056	8,321,014	765,000	716,679	8,369,335	100.6	30,840,000	27.1
	15,401,076	19,295,718	2,681,500	1,204,881	20,772,337	107.7	65,084,481	31.9
	12,859,450	15,565,474	1,459,000	1,267,390	15,757,084	101.2	46,937,757	33.6
	5,456,684	6,912,506	755,000	709,058	6,958,448	100.7	24,831,000	28.0
	8,023,676	9,582,238	725,000	638,437	9,677,593	101.0	33,782,341	28.6
	12,617,684	15,319,038	2,617,000	1,422,359	16,063,679	104.9	46,333,055	34.7
千葉県	5,793,540	7,153,650	777,000	411,000	7,519,650	105.1	28,138,698	26.7
	7,148,485	8,823,578	1,073,000	705,162	9,191,416	104.2	31,780,807	28.9
	9,673,952	11,250,947	724,000	1,030,214	10,944,733	97.3	34,948,644	31.3
	9,135,250	10,867,913	630,000	839,546	10,658,367	98.1	37,868,000	28.1
東京都	24,032,812	28,661,026	—	44,905	28,616,121	99.8	33,303,614	85.9
	9,449,507	11,599,569	515,000	943,249	11,171,320	96.3	35,700,000	31.3
	8,038,874	9,472,233	318,000	697,687	8,310,431	87.7	25,250,000	32.9
	8,119,958	9,198,500	574,000	628,280	9,144,220	99.4	47,952,640	19.1
	9,852,066	11,697,493	812,000	949,412	11,560,081	98.8	34,950,000	33.1
	10,903,511	12,843,751	509,000	1,168,145	12,184,606	94.9	45,841,647	26.6
神奈川県	9,460,337	11,692,963	1,780,000	839,947	12,633,016	108.0	23,870,000	52.9
	合 計	654,376,962	835,347,564	132,603,350	51,787,495	911,944,533	109.2	2,930,480,366

## 備考

静岡、島根、佐賀の(41年度末現  
在高見込額 + 42年度中の  
起債見込額) - (42年度中の元  
金償還見込額) が(42年度末現  
在高見込額) と一致しないのは、一  
般会計債の一部を他会計債へ、また他会計債の一部を一般会計債へ振替えた等のため。



2 地方債の現在高等に関する調の内訳

(1) 普通債 [(2) 災害復旧債……略 (3) その他債……略]

(ア) 普通債の昭和41年度末現在高見込額 (その1)

(単位 千円)

区分 都道府県名	土 木	農 林 水 産	教 育	公 営 住 宅	民 生	
北海道 北青森 秋宮山 福	道	12,305,538	3,801,971	2,367,128	—	40,442
	森	2,725,297	1,026,889	1,026,632	—	—
	手	4,270,526	1,140,820	863,482	128,043	—
	田	2,283,489	694,084	744,678	—	—
	城	4,065,866	678,183	1,368,463	249,122	(労働を含む) 136,956
	形	4,565,230	367,307	743,409	—	51,420
東京都 東神奈 千茨 栃埼 群山 長新	島	4,632,335	882,437	1,149,229	362,965	26,649
	京	75,758,372	—	16,770,554	—	—
	川	3,539,820	412,912	1,172,928	—	101,164
	葉	7,463,340	758,527	1,490,411	475,712	—
	城	1,713,917	520,175	943,762	450,379	16,851
	木	3,687,828	797,976	988,102	232,144	76,953
愛知県 三静 岐富 石福	玉	8,457,341	(農林) 309,115	985,580	—	—
	馬	4,576,515	1,006,433	762,875	251,270	—
	梨	1,983,179	1,088,562	378,022	397,609	—
	野	6,632,662	2,425,159	938,439	1,292,648	—
	潟	15,513,030	2,538,912	1,005,561	—	15,000
	知	3,846,280	1,193,624	1,200,508	2,355,825	—
大阪府 京大 兵奈 和滋	重	3,136,986	790,557	937,322	139,263	—
	岡	5,384,962	1,604,141	1,760,521	238,261	221,551
	阜	8,468,734	1,089,304	759,542	—	20,000
	山	6,391,519	1,257,020	812,938	109,583	(厚生) 48,855
	川	5,411,795	785,732	838,921	253,017	—
	井	3,334,887	597,291	708,323	37,183	—
京都府 京大 兵奈 和滋	都	4,744,811	467,188	948,648	512,158	—
	阪	10,556,608	9,453,958	1,342,072	7,629,137	—
	庫	11,194,716	(農業土木) 55,457	2,835,364	—	—
	良	1,200,147	483,830	911,246	395,620	—
	山	4,326,868	1,345,160	871,157	105,839	—
	賀	2,523,569	855,082	619,850	197,871	30,000
広島県 香徳 高愛	島	8,219,667	897,622	1,731,744	(住宅) 2,014,247	119,970
	山	3,867,626	1,122,444	753,492	290,915	—
	取	2,678,727	432,357	646,709	79,659	145,084
	根	2,278,959	752,299	896,795	85,505	44,632
	口	4,391,410	420,446	1,085,644	—	25,246
	川	2,216,617	265,823	1,006,356	304,423	(労働を含む) 43,295
福岡県 福大 佐賀 長宮 宮熊 鹿	島	4,171,382	756,588	698,136	195,125	82,728
	知	3,111,000	647,241	1,124,903	42,485	—
	媛	4,898,669	548,337	813,468	120,120	54,108
	岡	12,746,388	803,540	2,291,192	2,114,169	—
	分	4,261,518	1,022,167	785,757	369,601	—
	賀	4,319,537	647,197	752,178	309,061	67,987
鹿児島県 福大 佐賀 長宮 宮熊 鹿	崎	2,655,709	647,705	993,788	328,674	44,582
	崎	4,197,155	1,089,115	1,105,346	252,717	327,189
	本	3,303,573	991,175	800,654	—	(労働を含む) 13,813
	島	1,992,166	993,975	1,219,304	231,993	—
	合	304,006,270	50,465,837	64,951,133	22,552,343	1,754,475

備考 (1) 北海道の「土木」は、土木と建築の各債を、また「農林水産」は農務、農地開拓、林務および水産の各債を合計した。

(2) 秋田は、「その他」に港湾整備を含む。

(3) 東京は、普通債に災害復旧が含まれていたため別建てとした。

(ア) 普通債の昭和41年度末現在高見込額 (その2)

区分			労働	衛生	警察	総務	観光		
都道府県名									
北海道	青森	道	67,361	132,836	403,535	2,050,950	—		
		森	(失対) 27,886	9,108	132,669		—		
		手	—	—	—		—		
		田	—	—	—		—		
宮城県	山形	道	—	456,329	188,074	379,124	—		
		城	255,292	757,667	25,643		—		
		形	258,248	405,852	48,638		—		
		島	—	—	—		—		
静岡県	東	京	(社会及労働施設)	30,558,673	(保健衛生) 6,643,141	(消防を含む) 4,171,137	—	—	
			川	107,552	102,365	538,932	—	—	
			(社会及労働施設)	110,378	—	330,000	—	—	
			葉	4,594	15,000	210,000	—	—	
			城	156,112	57,996	105,597	—	—	
			木	—	—	393,416	481,000	—	
			玉	—	—	—	—	—	
			馬	(社会労働)	82,277	138,952	—	—	—
			梨	(社会労働)	260,822	(保健衛生) 38,224	89,000	—	—
			野	32,308	44,081	133,262	142,809	—	
愛知県	三	知	(社会労働)	601,288	—	—	—	—	
			重	—	—	—	—	—	
			岡	60,000	5,040	115,200	—	—	
			阜	—	—	67,610	—	—	
岐阜県	富	山	川	8,505	—	115,220	—	370,694	
			井	(失対) 10,319	—	—	—	—	
			—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—		
兵庫県	大	都	阪	240,094	—	100,944	—	—	
			庫	(社会労働施設)	542,915	(保健衛生) 1,014,751	1,045,495	—	—
			良	—	—	387,707	—	—	
			山	—	—	—	—	—	
滋賀県	廣	島	山	53,774	1,918	322,290	489,331	—	
			取	75,000	(厚生福祉) 295,090	128,785	—	—	
			根	—	—	—	—	—	
			口	189,785	8,845	76,429	—	—	
徳島県	香	島	知	547,731	47,763	85,000	236,950	—	
			媛	—	21,492	73,126	101,833	—	
			—	5,326	—	95,000	—	—	
			—	3,508	—	(消防を含む) 198,564	—	—	
福井県	大	岡	(社会及労働施設)	832,470	(保健衛生施設) 9,575	260,000	—	—	
			分	161,222	173,071	—	—	—	
			賀	—	40,192	—	—	—	
			崎	29,444	370,622	147,062	206,421	—	
			崎	4,027	—	20,000	—	—	
			本	—	—	22,371	—	—	
鹿島郡	鹿	島	—	—	—	—	—		
			—	125,292	25,000	—	—		
合	計	35,406,718	11,017,962	10,388,307	4,088,418	370,694			

- (4) 静岡は、「その他」に文化施設を含む。
- (5) 兵庫は、「その他」に戦災復旧、準公営企業を含む。
- (6) 岡山は、「その他」に戦災復旧を含む。
- (7) 島根は、「その他」に一般を含む。

(単位 千円)

商	工	直	轄	交	付	県	庁	舎	そ	の	他	計
	450,000											21,619,761
											829,473	5,777,954
											800,137	7,203,008
	201,000	1,323,549		715,200							1,289,694	7,050,694
								439,950				7,783,943
												7,145,092
												7,766,353
(産業経済)	101,133										8,569,536	142,572,546
											850,000	6,825,673
											1,122,333	11,750,701
	82,984										305,329	4,180,007
	77,323										343,519	6,529,211
												10,703,775
											435,935	7,033,028
	107,335							229,039			95,000	4,392,640
	135,951											11,784,289
												19,560,914
		2,714,000									598,119	12,509,644
		3,174,547									1,005,322	9,183,997
	141,679	6,077,817		1,441,533							50,000	17,100,705
	50,000										942,602	11,397,792
								155,000			752,212	10,021,546
											916,067	8,205,532
		854,188									530,645	6,183,097
												7,053,843
(産業経済)	540,892							40,000				30,035,030
											951,287	18,179,197
											734,381	4,819,974
	72,312										1,094,750	7,214,285
											565,261	4,331,651
												13,850,563
								329,856			255,567	7,118,785
											1,011,257	4,993,793
											739,075	5,072,324
	50,000										88,108	6,465,034
												4,753,958
	40,986											6,141,396
											672,229	5,698,184
											309,987	6,971,820
												25,059
												19,057,334
											599,092	7,879,456
											108,398	6,444,944
	255,531											5,679,538
											265,653	7,726,154
	110,000	1,852,350		683,078				1,000,000				8,667,014
											23,440	4,721,170
	2,417,126	15,996,451		2,839,811				5,834,882			25,066,922	557,157,349

(8) 愛媛は、「その他」に準公営企業を含む。

(9) 宮崎は、「その他」に新産都市を含む。

(4) 普通債の昭和42年度中の増減見込額 (その1)

都道府県名	区分	土 木		農 林 水 産		教 育		公 営 住 宅		
		A	B	A	B	A	B	A	B	
北海道	海	道	1,359,000	621,592	257,000	355,240	146,000	148,292	—	—
		青森	119,000	127,591	94,000	34,449	100,000	82,941	—	—
		岩手	186,000	189,227	48,000	61,870	163,000	35,939	21,000	5,231
		秋田	3,277,000	123,157	201,000	45,882	—	38,615	—	—
		宮城	490,000	265,727	30,000	55,318	150,000	69,959	—	13,950
		山形	340,000	440,088	—	56,535	85,000	21,195	—	—
青森県	福	島	404,000	238,842	58,000	37,202	—	75,824	38,000	13,926
		東	31,400,000	3,393,244	—	—	1,592,000	746,027	—	—
		神奈	756,000	208,375	—	21,014	—	36,144	—	—
		千葉	1,075,000	294,864	400,000	33,611	160,000	100,029	69,000	27,000
		茨城	108,000	114,754	49,000	25,676	30,000	30,821	28,000	27,535
		栃木	326,000	196,581	—	39,693	40,000	42,167	32,000	6,518
東京都	新	群馬	1,354,000	345,211	(農林) 30,000	21,076	350,000	35,163	—	—
		山梨	75,000	214,965	100,000	70,913	30,000	30,350	40,000	21,575
		長野	173,000	120,143	118,000	61,197	—	17,981	22,000	14,896
		新潟	627,000	396,358	262,000	116,504	120,000	37,594	338,000	49,705
		愛知	2,545,000	721,808	435,000	116,921	140,000	50,772	—	—
		三重	523,000	181,220	121,000	20,754	—	159,367	200,000	67,192
岐阜県	福	石川	—	12,400	—	—	—	600	—	600
		岐阜	408,000	300,701	145,000	65,052	60,000	46,994	—	8,527
		富山	709,000	482,601	104,000	69,970	100,000	34,272	—	—
		山梨	878,000	322,710	78,000	81,190	70,000	20,008	44,000	1,281
		石川	1,234,000	345,838	118,000	32,993	20,000	63,217	35,000	7,916
		福井	429,600	173,014	83,900	39,510	—	47,246	—	1,058
大阪府	歌	京都	339,000	258,948	40,000	20,676	—	47,208	121,000	10,095
		兵庫	2,443,000	83,118	(農林土木) 521,000	254,193	—	50,658	2,184,000	98,388
		奈良	2,084,000	558,988	80,000	9,772	1,073,000	78,143	—	—
		和歌山	167,000	91,652	67,000	39,238	203,000	44,672	99,000	8,747
		滋賀	907,000	199,780	120,000	81,424	130,000	57,849	77,000	11,675
		京都	300,000	137,752	73,000	46,491	50,000	36,706	27,000	6,745
愛知県	島	岡	1,246,000	317,851	40,000	38,593	212,000	67,979	(住宅) 504,000	53,972
		山梨	447,000	328,223	195,000	106,456	40,000	39,536	56,000	9,383
		山梨	229,000	203,944	24,000	25,066	60,000	58,069	15,000	3,068
		山梨	56,000	109,392	49,000	38,602	152,000	60,272	—	2,256
徳島県	高	愛	1,013,000	465,649	139,000	42,779	424,000	71,286	—	—
		香	205,000	156,539	20,000	13,286	70,000	39,049	101,000	13,768
		徳島	261,000	290,737	54,000	68,449	120,000	32,300	37,000	8,291
		高松	63,000	170,841	50,000	33,097	105,000	61,515	—	1,585
福岡県	鹿	児	350,000	364,466	—	21,493	—	41,018	15,000	2,422
		福	0	12,497	0	3,171	0	2,791	—	—
		佐賀	275,000	201,435	—	74,279	—	58,224	32,000	13,264
		長崎	38,000	257,150	25,000	84,382	—	36,549	27,000	14,345
熊本県	鹿	鹿	298,000	171,002	58,000	36,947	—	62,332	—	18,356
		宮崎	75,000	335,110	45,000	69,842	150,000	38,017	40,000	6,197
		熊本	319,000	260,178	40,000	65,245	—	67,279	—	—
		鹿	205,000	106,123	135,000	50,227	300,000	56,700	80,000	5,725
合 計		60,115,600	14,912,386	4,506,900	2,686,278	6,445,000	3,079,669	4,282,000	555,192	

Aは、42年度中起債見込額 Bは、42年度中元金償還見込額をあらわす。

(単位 千円)

民 生		勞 働		衛 生		警 察		
A	B	A	B	A	B	A	B	
	2,365		24,215		6,371	48,000	14,218	
		(失対)	10,476		337		9,309	
(労働を含む)	9,346			50,000	8,006		1,073	
23,000	1,833	23,000	22,562	41,000	33,005		801	
	1,057	98,000	36,249	130,000	41,188		1,362	
		(社会及労働施設)	10,770,000	1,103,885	(保健衛生) 2,800,000	347,009	(消防を含む) 1,450,000	274,432
	1,770		2,577		2,223	195,000	3,860	
		(社会及労働施設)	10,232				5,000	
	1,678		809				680	
	2,906		16,664		1,812	20,000	2,751	
							22,728	
		(社会労働)	3,211		6,871			
		(社会労働)	60,000	18,781	(保健衛生)	2,112		2,000
80,000	418		2,692		7,587	20,000	2,606	
		(社会労働)	60,000	28,520				
	4,199	90,000			224	50,000	7,032	
(厚生)	1,844		1,658			0	4,512	
		(失対)	5,777				1,911	
			29,628					
		(社会及労働施設)	0	47,851	(保健衛生)	211,000	17,950	377,000
						160,000	25,480	
	418						9,339	
							769	
(厚生福祉)	16,500	20,000	14,126	80,000	440	93,000	10,915	
	52,708		6,874			45,000	3,501	
	4,696							
	1,466	60,000	4,526		757		1,429	
2,000	812	22,000	6,148			(消防を含む)	15,000	
							8,932	
(労働を含む)	1,894	160,000	13,362		2,762	30,000	680	
50,000	2,728		5,326		4,581	20,000	2,807	
			3,508			(消防を含む)	23,000	
	755					(消防を含む)	1,480	
							29,972	
		(社会及労働施設)	13,933	(保健衛生施設)	0	927		
	8,136				42,018			
	863		11,425		1,507			
(労働を含む)	60,000		4,027		55,044	30,000	4,702	
	5,108						631	
					21,525	25,000		
231,500	116,602	11,363,000	1,449,042	3,312,000	604,736	2,601,000	457,474	

(1) 普通債の昭和42年度中の増減見込額 (その2)

区 分 都道府県名	総務		観光		商工		直轄	
	A	B	A	B	A	B	A	B
北海道								
青森	600,000	89,940				112,500		
岩手							452,000	43,934
宮城		10,516						
山形								
福島								
茨城					(産業経済) 400,000	110		
栃木								
群馬	200,000	27,604			45,000	3,350		
山梨					72,000	1,012		
長野		4,070			100,000	4,300		
新潟					186,000	1,103		
愛知							528,000	41,890
三重					28,000	1,826		157,886
岐阜			80,000	22,735	50,000	0		
富山							175,000	23,101
石川								
福井								
山梨	200,000				(産業経済) 0	42,751		
長野								
新潟					38,000	1,080		
秋田		59,698						
山形								
福島						3,769		
茨城								
栃木	60,000	20,651						
群馬		5,753				1,519		
山梨								
長野								
新潟								
富山	60,000	8,760			23,000	5,056		
石川								
福井								
山梨								
長野								
新潟								67,207
合計	1,120,000	226,992	80,000	22,735	942,000	178,376	1,155,000	334,018

(単位 千円)

交 付		県 庁 舎		そ の 他		計	
A	B	A	B	A	B	A	B
						2,410,000	1,374,733
					46,586	313,000	311,689
				270,000	51,757	688,000	344,024
	193,998			101,000	132,875	4,031,000	578,461
			38,628			720,000	462,007
						512,000	586,535
						728,000	445,650
				7,050,000	24,488	55,462,000	5,889,195
					36,538	951,000	312,501
				240,000	14,069	1,944,000	484,805
				42,000	10,203	257,000	212,156
				100,000	21,681	563,000	334,123
						2,006,000	452,794
				150,000	19,033	395,000	356,836
			7,390		4,000	313,000	235,689
				30,000		1,537,000	627,354
						3,406,000	907,977
				100,000	32,663	1,532,000	531,606
							13,600
	338,563			(文化施設債) 100,000	2,507	881,000	933,511
				50,000	50,732	1,013,000	642,087
		150,000	2,272	32,000	25,138	1,332,000	480,747
				90,000	66,475	1,497,000	516,439
					21,991	688,500	313,626
						500,000	367,188
						5,725,000	512,317
		190,000	39,204	125,000	71,323	3,923,000	875,321
			19,199	552,000	11,266	1,088,000	214,774
				130,000	21,260	1,364,000	371,988
						488,000	229,961
						2,211,500	566,502
			58,062		34,366	783,000	639,109
					132,017	398,000	426,860
				(一般) 70,000	32,608	556,000	251,308
				239,000	5,349	1,615,000	604,724
						586,000	261,991
						602,000	417,165
						241,000	290,977
			17,133			365,000	484,014
			9,011		11,369		
							19,386
			15,618		15,344	307,000	434,115
			1,883	16,000	40,920	106,000	444,872
						469,000	374,487
			6,990		32,521	370,000	499,378
	123,842		8,480			359,000	597,970
				(失対)	8,320	745,000	248,620
	656,403	340,000	223,870	9,487,000	977,399	105,981,000	26,481,172

(ウ) 普通債の昭和42年度末現在高見込額 (その1)

区 分			土 木	農 林 水 産	教 育	公 営 住 宅
都 道 府 県 名						
北 海 道	青 森 県	道 森 手 田 城 形 島	13,042,946	3,703,731	2,364,836	—
		1,086,440	1,043,691	—		
		4,267,299	1,126,950	990,543	143,812	
		5,437,332	849,202	706,063	—	
		4,290,139	652,865	1,448,504	235,172	
		4,465,142	310,772	807,214	—	
		4,797,493	903,235	1,073,405	387,039	
東 神 奈 川 茨 栃 埼 群 山 長 新	京 葉 城 木 玉 馬 梨 野 潟	京 川	103,765,128	—	17,616,527	—
		4,087,445	391,898	1,136,784	—	
		8,243,476	1,124,916	1,550,382	517,712	
		1,707,163	543,499	942,941	450,844	
		3,817,247	758,283	985,935	257,626	
		9,466,130	(農林) 318,039	1,300,417	—	
		4,436,550	1,035,520	762,525	269,695	
		2,036,036	1,145,365	360,041	404,713	
		6,863,304	2,570,655	1,020,845	1,580,943	
		17,336,222	2,856,991	1,094,789	—	
愛 三 静 岐 富 石 福	知 重 岡 阜 山 川 井	知 重	4,188,060	1,293,870	1,041,141	2,488,633
		3,124,586	790,557	936,722	138,663	
		5,492,261	1,684,089	1,773,527	229,734	
		8,695,133	1,123,334	825,270	—	
		6,946,809	1,253,830	862,930	152,302	
		6,299,957	870,739	795,704	280,101	
		3,591,473	641,681	661,077	36,125	
京 大 兵 奈 和 滋	都 阪 庫 良 山 賀	都 阪	4,824,863	486,512	901,440	623,063
		12,916,490	9,720,765	1,291,414	9,714,749	
		12,719,728	(農業土木) 125,685	3,830,221	—	
		1,275,495	511,592	1,069,574	485,873	
		5,034,088	1,383,736	943,308	171,164	
		2,685,817	881,591	633,144	218,126	
広 岡 島 島 山	島 山 取 根 口	島 山	9,147,816	899,029	1,875,765	(住宅) 2,464,275
		3,986,403	1,210,988	753,956	337,532	
		2,703,783	431,291	648,640	91,591	
		2,225,567	762,697	988,523	83,249	
		4,938,761	516,667	1,438,358	—	
		—	—	—	—	
香 徳 高 愛	川 島 知 媛	川 島	2,265,078	272,537	1,037,307	391,655
		4,141,645	742,139	785,836	223,834	
		3,003,159	664,144	1,168,388	40,900	
		4,884,203	526,844	772,450	132,698	
福 大 佐 長 富 熊 鹿	岡 分 賀 崎 崎 本 島	岡 分	12,733,891	800,369	2,288,401	2,114,169
		4,335,083	947,888	727,533	388,337	
		3,318,272	587,815	715,629	321,716	
		2,782,707	668,758	931,456	310,318	
		3,937,045	1,064,273	1,217,329	286,520	
		3,362,395	965,930	733,375	—	
		2,091,043	1,078,748	1,462,604	306,268	
		—	—	—	—	
合 計		348,427,369	52,286,459	68,316,464	26,279,151	



(単位 千円)

民 生		労 働		衛 生		警 察	
	38,077		43,146		126,465		437,317
	—	(失対)	17,410		8,771		123,360
	—		—		—		—
(労働を含む)	127,610		—		498,323		187,001
	72,587		255,730		765,662		24,842
	25,592		319,999		494,664		47,276
	—	(社会及労働施設)	40,224,788	(保健衛生)	9,096,132	(消防を含む)	5,346,705
	99,394		104,975		100,142		730,072
	—	(社会及労働施設)	100,146		—		325,000
	15,173		3,785		15,000		209,320
	74,047		139,448		56,184		122,846
	—		—		—		370,688
	—	(社会労働)	79,066		132,081		—
	—	(社会労働)	302,041	(保健衛生)	36,112		87,000
	94,582		29,616		36,494		150,656
	—	(社会労働)	632,768		—		—
	217,352		150,000		4,816		158,168
(厚生)	20,000		—		—		63,098
	47,011		6,847		—		113,309
	—	(失対)	4,542		—		108,332
	—		210,466		—		100,311
	—	(社会及労働施設)	495,064	(保健衛生)	7,280		1,397,015
	—		—		1,207,801		538,368
	29,582		—		—		—
	—		—		—		32,198
(厚生福祉)	133,542		59,648		81,478		404,375
	242,382		68,126		—		170,284
	140,388		—		—		—
	43,166		245,259		8,088		75,000
	26,434		135,659		95,000	(消防を含む)	195,441
	—		—		—		—
(労働を含む)	41,401		694,369		45,001		114,320
	130,000		—		16,911	(消防を含む)	90,319
	—		—		—	(消防を含む)	116,520
	53,353		—		—	(消防を含む)	168,592
	—		832,470		8,648		260,000
	—	(社会及労働施設)	147,289	(保健衛生施設)	131,053		—
	59,851		—		38,685		—
	43,719		18,019		315,578		172,360
(労働を含む)	380,515		—		—		20,000
	8,705		—		—		21,740
	—		—		103,767		50,000
	2,164,463		45,320,676		13,430,136		12,531,833

(ウ) 普通債の昭和42年度末現在高見込額 (その2)

区 都道府県名		分	総務	観光	商工	直轄
北青 岩秋 宮山 福	海	道	2,561,010	—	337,500	—
		森	—	—	—	—
		手田	—	—	—	1,731,615
東神 千茨 枳崎 群山 長新	奈	京	368,608	—	201,000	—
		川	—	—	—	—
		葉城	—	—	—	—
愛三 静岐 富石 福	奈	木	—	—	501,023	—
		玉	—	—	—	—
		馬	653,396	—	124,634	—
京大 兵奈 和滋	歌	梨	—	—	—	—
		野	138,739	—	148,311	—
		鴻	—	—	203,035	—
廣岡 鳥島 山	歌	知	—	—	—	3,200,110
		重	—	—	167,853	3,174,547
		岡	—	427,959	100,000	5,919,931
香德 高愛	児	山	—	—	—	—
		川	—	—	—	—
		島	200,000	—	—	—
福大 佐長 宮鹿	児	山	—	—	—	—
		取	—	—	—	—
		根	429,633	—	109,232	—
合	計	口	—	—	—	—
		川	216,299	—	—	—
		島	156,080	—	39,467	—
合	計	媛	—	—	—	—
		岡	—	—	—	—
		分	257,661	—	273,475	—
合	計	崎	—	—	—	—
		本	—	—	—	—
		島	—	—	110,000	1,785,143
合	計	4,981,426	427,959	3,180,750	16,817,433	

(単位 千円)

交 付	県 庁 舎	そ の 他	計
—	—	—	22,655,028
—	—	782,887	5,779,265
—	—	1,018,380	7,546,984
521,202	—	1,257,819	10,503,233
—	401,322	—	8,041,936
—	—	—	7,070,557
—	—	—	8,048,703
—	—	15,595,048	192,145,351
—	—	813,462	7,464,172
—	—	1,348,264	13,209,896
—	—	337,126	4,224,851
—	—	421,838	6,758,088
—	—	—	12,256,981
—	—	566,902	7,071,192
—	221,649	91,000	4,469,951
—	—	30,000	12,693,935
—	—	—	22,058,937
—	—	665,456	13,510,038
1,102,970	—	1,005,322	9,170,397
—	—	147,493	17,048,194
—	—	941,870	11,768,705
—	302,728	759,074	10,872,799
—	—	939,592	9,186,093
—	—	508,654	6,557,971
—	40,000	—	7,186,655
—	—	—	35,247,713
—	1,102,083	709,785	21,226,876
—	715,182	1,635,484	5,693,200
—	—	674,001	8,206,297
—	—	—	4,589,690
—	—	—	15,495,561
—	271,804	221,201	7,262,676
—	—	949,240	4,964,933
—	—	945,467	5,377,016
—	—	82,759	7,475,310
—	—	—	5,077,967
—	—	—	6,326,231
—	655,096	—	5,648,207
—	300,976	(単公営企業) 13,690	6,852,806
—	—	—	19,037,948
—	583,474	491,684	7,752,341
—	106,515	175,474	5,323,957
—	—	—	5,774,051
—	258,663	432,431	7,596,776
559,236	991,520	—	8,428,044
—	—	15,120	5,217,550
2,183,408	5,951,012	33,576,523	635,875,062

都道府県別	科 目	議 会 費										小 計	給 料
		報 酬	職 員 手 当	旅 費	報 償 費 及 び 賃 金	交 際 費	需 用 費	負 担 金 補 助 金	備 蓄 金 購 入 費	品 費	そ の 他		
北海道	道 森 手 田 城 形 島	164,520	58,953	108,325	230	11,100	1,000	27,836	—	410	372,374	39,579	
		64,620	17,771	36,243	96	1,700	842	1,107	—	99	122,478	18,112	
		64,620	17,771	28,089	—	1,500	—	1,268	—	—	113,248	21,881	
		62,100	17,078	28,790	60	1,500	1,210	1,306	—	364	112,408	20,242	
		100,897	—	33,884	100	3,700	—	4,420	1,100	—	144,101	20,235	
		61,957	17,078	33,984	35	3,000	—	—	—	—	116,054	17,744	
東 奈	京 川 葉 城 木 玉 馬 野 瀧	306,870	—	64,246	3,600	8,500	20,497	85,118	—	35,880	524,711	86,234	
		181,851	57,088	48,111	—	12,000	—	—	—	—	299,050	38,558	
		124,115	—	25,728	—	4,470	—	350	—	—	154,663	25,186	
		74,268	20,328	22,866	510	4,000	2,550	1,440	—	116	126,078	22,424	
		87,368	—	31,788	—	2,500	144	—	—	—	121,800	18,898	
		107,532	31,319	35,476	—	4,000	—	2,439	—	141	180,907	24,207	
		65,520	23,478	18,183	—	2,800	4,359	—	1,334	619	116,293	18,902	
		90,908	—	37,513	—	3,300	—	—	—	—	131,721	24,626	
		98,105	26,945	62,106	—	3,000	477	—	355	124	191,112	20,286	
		静 岐 富 石 福	岡 卓 山 川 井	113,610	43,715	—	—	—	—	—	—	2,921	160,246
54,360	19,026			18,341	—	3,000	2,396	1,549	—	315	98,987	15,809	
77,877	—			21,003	—	3,500	7,391	6,244	4,050	620	120,685	19,442	
59,232	16,434			21,849	290	2,000	4,472	3,868	—	2,156	110,301	15,312	
70,506	—			25,470	1,207	2,000	6,774	1,070	114	750	107,891	17,344	
京 大 兵 奈 和 滋	都 阪 庫 良 山 賀	77,304	21,259	29,929	1,100	2,500	4,258	1,960	—	—	138,310	25,587	
		280,953	—	93,136	9,489	7,000	—	14,048	—	210	404,836	48,527	
		222,329	—	78,738	2,000	8,000	34,096	17,600	—	360	363,123	35,928	
		68,009	—	24,015	480	3,000	10,236	1,067	2,210	2,327	111,344	16,700	
		58,860	16,104	25,211	700	3,500	2,592	979	—	9,914	117,860	22,365	
		58,458	15,758	17,837	3,535	2,000	7,844	1,078	1,033	4,338	111,881	14,432	
広 岡 鳥 島 山	島 山 取 根 口	96,720	26,598	48,520	400	6,000	—	—	—	286	178,524	28,179	
		66,360	18,249	34,919	131	3,100	7,213	1,505	1,383	3,311	136,171	21,720	
		48,420	13,316	20,792	100	3,500	—	—	—	76	86,204	15,966	
		50,760	13,959	22,500	—	3,500	—	—	—	82	90,801	14,593	
		85,680	—	29,006	250	3,220	2,500	7,976	—	—	128,632	20,578	
香 高	川 知	73,117	—	21,313	—	3,000	—	—	—	84	97,514	17,567	
		51,060	14,042	24,970	—	4,200	—	—	—	—	94,272	18,391	
福 大 佐 長 宮 熊 鹿	岡 分 賀 崎 崎 本 島	39,880	10,967	9,732	—	2,300	680	8,655	—	1,470	73,684	15,905	
		61,140	16,814	19,780	76	3,280	—	1,274	—	—	96,364	23,664	
		66,402	—	18,288	100	3,000	—	906	—	82	88,778	17,232	
		84,609	—	27,830	867	4,110	420	1,460	—	375	119,671	18,311	
		56,880	15,642	26,415	—	2,500	—	2,937	334	—	104,708	18,731	
		69,120	19,008	29,730	—	3,500	3,000	—	—	93	124,451	23,078	
23,560	6,446	10,113	76	1,600	3,478	3,961	—	800	50,034	7,952			
41 都 道 府 県 計		3,750,458	597,025	1,348,822	25,682	153,880	138,797	204,721	12,540	68,748	6,300,673	955,747	
41 都 道 府 県 均 額		91,475	14,562	32,898	626	3,753	3,385	4,493	306	1,677	153,675	23,311	
千 分 比		424	68	152	3	17	16	23	1	8	712	108	
山 愛 三 德 愛	梨 知 重 島 媛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

備考 41都道府県合計は、山梨とも5県（予算の内容が議会費と事務局費に区分されていない。）を除いたものである。

道府県議会費予算（当初予算）

（単位 千円）

事		務			局				費		昭和42年	昭和41年	比較増減 （△減）	比率 A/B
職	員	旅	報	交	需	負	補	備	品	そ	小	算		
手	当	費	償	際	用	担	金	備	購	他	計	額	額	
			及	費	費	助	交	付	入			合	合	
			び									計	計	
			賃									A	B	
			金											
28,571	8,200	1,224	500	19,327	32	5,941	14,069	117,983	490,357	428,806	61,551	1.14		
11,429	2,445	1,152	10	7,260	20	2,651	5,813	48,892	171,370	147,233	24,137	1.16		
18,845	5,017	1,252	—	10,782	18	4,633	5,769	68,197	181,445	153,770	27,675	1.18		
11,932	1,957	256	—	4,380	20	3,451	4,509	46,747	159,155	149,348	9,807	1.07		
11,227	1,650	936	—	7,900	—	2,710	3,987	48,645	192,746	171,837	20,909	1.12		
9,932	3,866	700	—	7,991	1,054	229	2,037	43,553	159,607	143,040	16,567	1.12		
11,173	3,302	1,126	120	3,340	—	1,659	3,184	43,535	201,938	188,161	13,777	1.07		
51,946	11,138	260	450	54,405	842	3,851	50,835	259,961	784,672	716,910	67,762	1.09		
28,227	7,202	4,560	—	22,588	48,229	3,353	6,416	159,133	458,183	405,576	52,607	1.13		
13,195	2,869	1,412	120	7,784	1,587	2,667	5,118	59,938	214,601	183,313	31,288	1.17		
11,543	2,800	—	—	5,573	9	2,980	462	45,791	171,869	154,647	17,222	1.11		
9,624	3,066	1,129	—	7,318	1,350	435	3,690	45,510	167,310	155,619	11,691	1.08		
12,405	4,448	569	160	20,993	55	3,714	7,067	73,618	254,525	216,659	37,866	1.17		
10,130	4,008	524	50	4,841	1,360	491	4,290	44,596	160,889	145,243	15,646	1.11		
14,367	845	1,724	—	12,067	1,780	2,250	1,559	59,218	190,939	178,217	12,722	1.07		
12,022	4,520	1,091	—	13,527	2,137	3,648	5,368	62,599	253,711	201,479	52,232	1.26		
—	32,885	492	—	12,010	6,467	4,568	9,605	96,716	256,962	218,911	38,051	1.17		
8,507	1,385	50	5,000	4,252	23	1,315	2,964	34,305	133,292	130,167	3,125	1.02		
11,805	1,308	694	—	5,073	—	118	4,967	43,407	164,092	151,417	12,675	1.08		
7,836	1,073	121	—	5,264	110	3,649	5,954	39,319	149,620	135,852	13,768	1.10		
8,841	1,108	706	—	4,221	—	1,000	2,871	36,091	143,982	135,384	8,598	1.06		
14,692	585	1,349	—	5,776	35	1,800	7,280	57,104	195,414	179,274	16,140	1.09		
33,410	486	1,205	—	34,807	—	1,700	14,498	134,633	539,469	490,356	49,113	1.10		
24,492	2,572	4,999	—	6,978	2,053	879	56,461	134,362	497,485	418,460	79,025	1.19		
8,799	1,000	652	—	405	—	—	2,193	29,749	141,093	131,351	9,742	1.07		
11,769	797	1,311	—	5,473	—	1,375	4,616	47,706	165,566	137,160	28,406	1.21		
7,822	1,602	—	—	498	—	65	1,615	26,034	137,915	107,616	30,299	1.28		
16,252	3,353	4,063	—	10,391	1,443	4,520	8,614	76,815	255,339	205,116	50,223	1.24		
12,780	3,296	1,829	—	1,480	—	12	2,843	43,960	180,131	161,985	18,146	1.11		
8,169	1,090	225	—	7,543	945	2,601	5,505	42,044	128,248	103,707	24,541	1.24		
7,320	2,700	161	—	8,780	1,156	400	2,950	38,060	128,861	109,257	19,604	1.18		
9,933	1,493	945	60	5,854	—	2,726	3,709	45,298	173,930	148,105	25,825	1.17		
8,486	2,187	1,631	—	3,735	1,196	1,700	3,295	39,797	137,311	123,027	14,284	1.12		
9,037	3,653	726	—	4,307	1,537	2,029	3,538	43,218	137,490	121,503	15,987	1.13		
6,394	1,216	504	—	2,657	—	50	1,744	28,470	102,154	270,332	△ 168,178	0.38		
12,045	2,322	320	150	4,192	—	92	4,011	46,796	143,160	146,230	△ 3,070	0.98		
9,314	2,368	221	—	5,798	—	184	3,456	38,573	127,351	120,053	7,298	1.06		
10,017	3,253	328	200	11,217	24	9,577	7,402	60,329	180,000	160,939	19,061	1.12		
10,788	3,599	2,239	—	9,298	—	231	3,655	48,541	153,249	144,838	8,411	1.06		
11,783	4,037	276	—	13,255	11,426	5,400	10,054	69,309	193,760	185,067	8,693	1.05		
3,925	836	141	50	2,994	—	310	3,353	19,561	69,595	178,879	△ 109,284	0.39		
540,784	147,537	43,103	6,870	386,334	74,908	90,964	301,866	2,548,113	8,848,786	8,154,844	693,942	1.09		
13,190	3,598	1,051	168	9,423	1,827	2,219	7,363	62,149	215,824	198,899	—	—		
62	17	5	1	44	9	11	31	288	1,000	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	137,157	133,902	23,255	1.20		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	364,496	351,103	13,393	1.04		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	62,957	158,735	△ 95,778	0.40		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	114,655	104,489	10,166	1.10		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	161,898	161,897	1	1.00		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,689,949	9,044,970	664,979	1.07		

科 都道府県別	目	特別会計の総額		左の内						
		会計数	歳入出 予算額	母子福祉 事業費	災害救助 基金	収事業 益費	病院費	印刷所費	学実 習費	校 費
北青 岩秋 宮山 福	海 道 森手 田城 形島	8	13,335,968	104,670	—	2,377,705	3,101,904	—	—	—
		9	1,554,460	28,366	—	—	52,429	—	—	—
		5	976,057	44,552	—	—	—	—	—	—
		7	1,106,764	34,359	—	—	—	—	—	125,793
		7	3,158,407	32,371	—	—	—	—	—	—
		6	1,566,949	50,421	—	—	—	—	—	—
13	3,998,961	50,328	—	—	17,136	920,627	44,764	—	—	
東神 千茨 栃埼 群山 長新	奈 京川 葉城 木玉 馬梨 野潟	10	85,786,723	179,300	—	52,676,300	—	—	—	—
		14	17,265,684	92,489	51,189	11,212,001	—	—	—	—
		13	11,332,307	29,857	—	6,426,635	—	—	—	—
		13	15,856,323	42,500	—	2,572,699	—	54,416	—	—
		12	4,710,188	32,389	—	2,568,143	—	—	—	—
		10	20,818,923	32,951	—	13,929,819	—	—	—	—
		14	3,042,411	46,622	—	52,393	704,950	—	—	—
		8	2,316,939	22,400	—	16,527	—	—	—	—
		8	3,288,616	57,469	—	—	—	—	44,773	—
9	3,018,921	54,000	—	8,987	—	—	—	158,102		
愛三 静岐 富石 福	知重 岡山 阜山 川井	14	14,958,415	57,550	29,453	6,273,000	—	99,913	—	—
		7	586,757	7,840	—	—	—	21,333	—	—
		13	7,590,375	51,700	—	—	—	—	—	55,000
		10	1,884,917	31,100	1,053	—	371,915	—	—	—
		20	6,571,054	28,740	—	—	—	—	—	113,423
		6	3,450,997	27,494	—	—	2,026,678	—	—	—
13	909,477	17,527	—	1,343	—	—	—	—		
京大 兵奈 和滋	都阪 庫良 山賀	10	8,021,852	31,098	—	4,671,020	2,099,877	—	—	—
		12	18,947,199	37,636	—	—	1,316,584	106,872	—	—
		14	26,475,570	69,264	—	—	3,693,929	342,863	—	—
		10	4,882,271	23,266	—	—	2,079,126	1,875,160	—	—
		14	6,714,031	28,817	—	—	2,225,979	1,309,895	50,276	—
		11	7,818,842	37,933	—	—	6,052,685	29,566	15,160	—
広岡 鳥島 山	島山 取根 根口	18	5,789,091	56,826	—	—	—	52,839	—	—
		17	4,811,894	36,900	—	—	—	85,988	57,138	—
		13	922,059	29,873	—	—	—	—	69,540	—
		13	1,414,770	29,700	—	—	—	20,763	—	—
		14	2,965,014	48,440	—	—	29,185	637,081	34,943	—
香徳 高愛	川島 知媛	14	6,175,308	56,078	—	—	—	32,310	—	—
		20	2,982,202	29,200	8,214	—	—	41,436	73,702	—
		13	15,788,211	28,703	—	—	836,276	35,445	60,077	—
		15	1,815,352	55,950	5,535	—	—	35,011	28,856	—
福大 佐長 宮宮 熊鹿	岡分 賀崎 崎本 島	19	725,860	30,488	621	30,393	56,330	—	—	—
		6	3,023,915	25,560	—	—	—	—	—	—
		14	784,609	26,500	323	—	—	29,688	—	—
		13	1,301,762	44,176	—	—	—	—	29,827	—
		13	1,155,414	31,450	—	—	—	24,547	67,231	—
		8	1,050,333	44,447	—	—	—	96,087	165,653	—
10	482,102	53,533	—	—	—	—	13,054	—		
合 1都 道府 平均	計 都道府 県額	540	353,134,254	2,012,833	208,535	120,403,659	12,210,318	843,531	1,004,342	
12	7,676,832	43,757	4,533	2,617,471	265,442	18,338	21,834	—		

府 県 特 別 会 計 予 算 (当初予算)

(単位 千円)

重 要 会 計 別 内 訳									
林 野 費	農 業 改 良 費	用 品 調 達 費	中 小 企 業 振 興 資 金	財 政 調 整 資 金	土 地 取 得	港 湾 整 備	道 路 整 備	住 宅 事 業	そ の 他
5,479,224	368,683	—	724,782	—	—	—	—	—	1,179,000
5,206	80,568	—	188,017	—	—	9,008	—	—	1,190,866
—	288,203	—	239,483	—	14,072	—	—	—	389,747
—	123,510	—	236,835	—	—	—	—	—	586,267
368,310	144,782	—	245,805	—	—	367,139	—	—	2,000,000
—	160,570	722,197	468,515	—	—	—	—	—	165,246
—	296,983	—	—	—	96,910	975,431	200,000	697,219	699,563
—	20,800	2,588,000	1,110,500	20,694,533	6,793,000	1,233,690	—	—	490,600
251,783	78,821	—	748,698	—	530,100	—	—	3,993,374	307,229
143,220	251,639	—	3,779,210	49,970	—	—	334,610	—	317,166
46,438	208,947	347,837	512,899	—	11,704,800	272,299	—	—	93,488
241,649	250,758	—	902,264	—	—	—	388,911	—	326,074
—	151,037	—	796,460	—	4,565,220	—	—	133,266	1,177,273
77,846	202,027	—	711,625	—	104,968	—	180,000	—	961,980
—	177,454	—	195,331	—	—	—	—	—	1,905,227
316,417	162,865	—	564,618	—	—	—	—	—	2,142,474
115,600	287,304	—	2,177,027	—	215,154	2,747	—	—	—
385,256	250,063	—	2,270,518	387,000	—	—	1,311,090	2,226,493	1,668,079
—	2,405	—	385	—	—	—	—	—	554,794
200,500	62,600	688,050	1,410,000	—	1,000,000	641,370	259,000	2,310,000	912,155
—	116,999	134,952	955,942	—	20,000	—	—	34,133	218,823
44,087	85,310	—	661,923	—	—	366,932	305,000	100	4,965,539
—	66,547	—	1,020,685	—	—	—	—	—	309,593
35,678	32,788	85,306	233,086	—	90,649	75,581	—	—	337,519
158,302	66,700	314,820	485,650	—	—	—	—	—	194,385
—	117,619	2,058,000	2,554,992	—	—	—	—	952,409	11,803,087
191,267	131,245	179,020	10,596,511	—	3,576,362	—	63,648	6,914,260	717,201
—	70,283	—	397,848	—	—	—	51,740	—	384,848
—	119,631	1,319,400	564,895	—	—	109,733	230,060	13,803	741,542
—	85,647	305,000	318,550	—	—	—	—	—	974,301
138,038	216,076	—	898,783	—	2,797,114	259,208	357,300	—	1,012,907
52,240	171,474	346,044	910,397	—	1,409,021	997,541	—	—	745,151
88,509	106,312	107,199	223,116	—	—	—	34,620	—	262,890
21,298	82,688	146,797	597,520	—	94,492	—	225,000	—	196,512
—	113,125	132,507	382,128	—	—	—	—	224,092	1,363,513
—	167,835	—	349,492	—	1,658,997	—	—	—	3,910,596
127,759	150,284	336,482	292,876	8,893	1,313,000	166,821	65,712	10,051	1,357,772
194,688	187,206	483,979	149,964	—	64,000	518,684	—	—	13,229,189
84,019	150,521	221,400	401,266	—	299,963	67,771	400,000	21,088	43,972
129,037	14,360	—	1,565	38,916	200	—	—	33,005	390,945
188,056	77,425	347,259	212,324	—	2,173,291	—	—	—	—
—	78,135	—	143,434	120,803	69,198	—	30,796	3,361	282,371
141,563	70,229	—	321,212	—	—	—	—	—	399,390
329,572	181,185	—	227,417	—	160,576	—	—	295,365	133,436
—	155,607	19,228	234,748	—	—	—	—	—	334,563
—	61,800	—	754	—	80,000	13,407	250,000	404	9,150
9,555,562	6,447,050	10,883,477	40,420,050	21,300,115	38,831,087	6,077,362	4,687,487	17,862,423	60,386,423
207,729	140,153	236,597	878,697	463,046	844,154	132,117	101,902	388,314	1,312,748

都 道 府 県 名	取 益 の 取 支			資 本 の 取 支		
	収入額	支出額	収 支 差 引 額	収入額	支出額	収 支 差 引 額
電 気 事 業						
北 青 海 道	347,168	340,591	6,577	143,199	238,365	△ 95,166
岩 手 道	157,987	137,650	20,337	0	38,498	△ 38,498
秋 田 道	1,218,616	1,072,281	146,335	836,078	1,271,802	△ 435,724
山 形 道	830,516	813,177	17,339	310,000	524,401	△ 214,401
	942,817	915,142	27,675	6,944	329,084	△ 322,140
東 奈 京 道	499,398	457,730	41,668	30,620	160,380	△ 129,760
神 奈 川 道	2,757,377	2,739,908	17,469	11,450	849,063	△ 837,613
栃 木 道	566,161	559,365	6,796	45	194,154	△ 194,109
埼 群 馬 道	336,690	330,292	6,398	430	90,859	△ 90,429
	1,625,769	1,510,552	115,217	1,292,024	1,730,967	△ 438,943
山 梨 道	1,351,569	1,211,528	140,041	24,420	396,853	△ 372,433
長 野 道	639,020	608,620	30,400	1,659,056	1,820,513	△ 161,457
新 潟 道	1,114,532	1,012,397	102,135	1,059,845	1,458,957	△ 399,112
三 富 山 道	1,190,419	1,084,224	106,195	50	445,861	△ 445,811
	1,206,701	1,086,803	119,898	2,321,400	2,682,500	△ 361,100
石 川 道	103,031	105,118	△ 2,087	1,873,355	1,894,541	△ 21,186
福 井 道	546,592	508,983	37,609	1,001	144,963	△ 143,962
京 兵 庫 道	181,706	168,380	13,326	10	47,754	△ 47,744
和 歌 山 道	93,880	92,130	1,750	10	28,960	△ 28,950
	273,565	272,365	1,200	100	61,799	△ 61,699
岡 山 道	730,477	694,727	35,750	221,020	495,198	△ 274,178
鳥 取 道	325,399	297,081	28,318	393,135	494,348	△ 101,213
島 根 道	359,286	332,162	27,124	831,434	961,351	△ 129,917
山 德 島 道	442,955	432,566	10,389	20,000	131,326	△ 111,326
	977,372	831,767	145,605	100	361,780	△ 361,680
高 知 道	563,358	524,587	38,771	10,080	196,955	△ 186,915
愛 媛 道	728,066	728,066	0	15,050	267,444	△ 252,394
福 岡 道	100,500	100,500	0	—	—	—
大 宮 道	1,078,976	911,047	167,929	7,000	380,329	△ 373,329
熊 本 道	2,280,274	2,159,741	120,533	586,588	1,628,566	△ 1,041,978
	626,939	578,642	48,297	0	287,529	△ 287,529
計 (31 事 業)	24,196,116	22,618,122	1,577,994	11,654,444	19,615,140	△ 7,960,696
病 院 事 業						
青 森 道	907,295	986,900	△ 79,605	181,429	161,449	△ 10,020
岩 手 道	4,830,480	4,840,020	△ 9,540	617,419	821,820	△ 204,401
秋 田 道	927,887	927,887	0	177,955	179,955	△ 2,000
山 形 道	411,507	411,507	0	1,900	14,800	△ 12,900
	1,058,587	1,091,461	△ 32,874	32	28,012	△ 27,980
福 井 道	1,282,755	1,300,851	△ 18,096	18,133	16,770	1,363
東 奈 京 道	6,290,536	6,290,536	0	362,130	661,000	△ 298,870
神 奈 川 道	1,652,242	1,652,242	0	388,391	611,376	△ 222,985
埼 群 馬 道	455,848	455,848	0	18,000	46,220	△ 28,220
千 葉 道	726,487	770,406	△ 43,919	18,861	22,125	△ 3,264
栃 群 馬 道	109,751	109,741	10	6,646	4,290	2,356
埼 群 馬 道	198,348	200,258	△ 1,910	12	11,843	△ 11,831
山 形 道	450,660	451,585	△ 925	1,760	18,242	△ 16,482
山 形 道	482,560	482,560	0	0	4,667	△ 4,667
山 形 道	612,986	619,696	△ 6,710	259,945	294,739	△ 34,794



府県公営企業会計予算 (当初予算) (その1)

(単位 千円)

都 道 府 県 名	収 益 的 収 支			資 本 的 収 支						
	収入額	支出額	収差引額	収入額	支出額	収差引額				
新愛愛三静	知知	潟①	4,259,028	4,267,028	△	8,000	339,860	517,696	△	177,836
		②	490,607	597,351		106,744	35,000	35,000		0
		③	813,711	1,022,918	△	209,207	202,614	202,614		0
		重	623,025	623,025		0	9,390	29,672	△	20,282
		岡	958,159	944,628		13,531	15,000	61,434	△	46,434
岐富石石福	川川井	阜山①	994,332	982,513		11,819	191,928	216,796	△	24,868
		②	849,957	869,160	△	19,203	167,411	195,198	△	27,787
		③	295,543	295,543		0	46,484	46,484		0
		④	93,393	93,393		0	13,981	13,981		0
		⑤	397,891	397,891		0	150,010	199,732	△	49,722
福京大大大	井阪阪阪	②都	152,424	152,424		0	18	1,493	△	1,475
		①	147,826	174,453	△	26,627	30,626	3,999		26,627
		②	1,125,941	1,230,465	△	104,524	99,529	99,529		0
		③	631,118	664,038	△	32,920	90,560	90,560		0
兵和広岡鳥	歌	庫山	2,347,464	2,340,077		7,387	381,307	500,409	△	119,102
		島	178,778	178,778		0	7,090	7,090		0
		山	969,450	969,450		0	43,938	89,738	△	45,800
		取	124,208	123,373		835	771	4,026	△	3,255
			573,067	576,280	△	3,213	168,045	204,233	△	36,188
島山香徳高		根口川島知	609,096	609,716	△	620	30,000	63,962	△	33,962
			481,177	481,177		0	31,980	43,661	△	11,681
			704,581	704,581		0	238,044	273,690	△	35,646
			737,835	735,735		2,100	0	34,950	△	34,950
愛福大大大佐	分分	媛岡①	1,276,310	1,276,310		0	200,700	256,187	△	55,487
		②	414,260	414,260		0	178,622	179,690	△	1,068
		③	592,328	573,140		19,188	0	30,833	△	30,833
		④	101,577	101,577		0	0	1,400	△	1,400
		⑤	457,383	457,383		0	11,015	28,860	△	17,845
長宮熊鹿	児	崎崎本島	556,702	556,702		0	36	36,280	△	36,244
			1,413,001	1,385,045		27,956	38,526	111,487	△	72,961
			157,866	157,866		0	0	2,567	△	2,567
			309,426	309,426		0	88,731	101,482	△	12,751
計	(49 事業)	45,691,652	46,331,766	△	640,114	5,405,216	7,202,422	△	1,797,206	
工 業 用 水 道 事 業										
北青宮山福	海	道森城形島	—	—		—	705,665	706,000	△	335
			88,235	147,386	△	59,151	11,719	11,719		0
			42,619	116,238	△	73,619	18	52,793		52,775
			74,174	108,832	△	34,658	35,092	35,092		0
東千次崎群		京葉城玉馬	179,090	219,361	△	40,271	184,993	184,993		0
			378,200	916,500	△	538,300	4,269,800	4,269,800		0
			401,610	358,009	△	43,601	451,005	494,606	△	43,601
			29,284	99,456	△	70,172	1,559,363	1,559,363		0
			181,250	181,250		0	510,684	551,979	△	41,295
	118,279	105,693		12,586	0	28,386	△	28,386		

昭和42年度全国都道

都 道 府 県 名	収 益 の 収 支			資 本 の 収 支			
	収入額	支出額	収差引額	収入額	支出額	収差引額	
新愛三静大	240,095	223,226	17,869	9,051	71,581	△ 62,530	
	457,519	931,997	△ 474,448	985,011	1,207,614	△ 222,603	
	724,988	825,062	△ 100,074	95,100	177,458	△ 82,358	
	420,291	529,283	△ 108,992	2,887,834	2,995,284	△ 107,450	
	1,172,302	1,172,302	0	4,431,705	4,683,762	△ 252,057	
兵和広岡鳥	508,990	471,100	37,890	422,135	582,270	△ 160,135	
	321,100	321,040	60	4,000	106,300	△ 102,300	
	214,031	318,030	△ 103,999	572,501	573,765	△ 1,264	
	191,080	201,746	△ 10,666	1,651,434	1,651,434	0	
	—	—	—	994,715	994,715	0	
島山徳高愛	—	—	—	134,100	134,100	0	
	1,127,348	1,021,767	105,581	50	262,010	△ 261,960	
	—	—	—	1,370,923	1,370,923	0	
	42,849	46,122	△ 3,273	61,944	63,229	△ 1,285	
	169,160	169,160	0	454,663	488,478	△ 33,815	
福大宮	6,200	19,288	△ 13,088	6,149	961	5,188	
	117,800	108,807	8,993	210,000	240,447	△ 30,447	
	28,571	168,467	△ 139,896	56,662	132,186	△ 75,524	
計	(28 事業)	7,236,065	8,780,092	△ 1,544,027	22,076,316	23,631,248	△ 1,554,932
上 水 道 事 業							
東神千茨埼	35,099,000	35,099,000	0	35,359,000	43,049,000	△ 7,690,000	
	3,727,714	3,647,816	79,898	2,844,801	3,550,126	△ 705,325	
	2,817,471	2,817,471	0	3,207,500	3,748,324	△ 540,824	
	45,358	70,860	△ 25,502	591,390	591,390	0	
	—	—	—	1,498,946	1,498,946	0	
長愛三京大奈	183,664	311,198	△ 127,534	877,952	877,952	0	
	448,026	550,504	△ 102,478	—	—	—	
	1,800	1,800	0	697,895	697,895	0	
	44,516	103,770	△ 59,254	107,029	71,500	35,529	
	2,440,298	3,036,298	△ 596,000	6,767,010	6,927,370	△ 160,360	
	—	—	—	1,663,700	1,663,700	0	
計	(11 事業)	44,807,847	45,638,717	△ 830,870	53,615,223	62,676,203	△ 9,060,980
埋立および土地造成事業							
秋山東千	43,359	49,384	△ 6,025	—	—	—	
	36,746	23,630	13,116	40,242	76,363	△ 36,121	
	212,700	84,700	128,000	19,654,300	19,654,300	0	
葉	—	—	—	29,120,813	29,120,813	0	
	—	—	—	13,418,012	13,418,012	0	
埼群山長新	1,059,135	1,058,633	502	1,230,001	2,232,404	1,002,403	
	952,021	886,227	65,794	285,301	1,433,173	△ 1,147,872	
	1,392	1,392	0	20,022	20,000	22	
	953,401	953,299	102	750,001	1,668,906	△ 918,905	
	392,639	322,639	70,000	1,605,791	1,875,191	△ 269,400	

府県公営企業会計予算（当初予算）（その2）

（単位 千円）

都道府県名	収益的収支			資本的収支		
	収入額	支出額	収支差引額	収入額	支出額	収支差引額
愛知①（内陸用地造成）	1,308,145	1,286,700	21,445	2,296,922	2,842,000	△ 545,078
愛知②（臨海工業地帯造成）	1,782,532	2,099,480	△ 316,948	6,343,309	6,842,520	△ 499,211
愛知③（土地区域造成）	4,725,165	4,332,370	392,795	5,811,696	9,841,797	△ 4,030,101
愛知④（住宅地造成）	211,182	192,201	18,981	843,000	2,058,148	△ 1,215,148
愛知⑤（宅地造成）	—	—	—	236,000	660,591	△ 424,591
鳥取（埋立事業）	—	—	—	288,142	288,142	0
愛媛（土地区域造成）	—	—	—	520,527	520,527	0
福岡（工業用地造成）	370,000	370,000	0	14,778	14,778	0
福岡（工業用地造成）	—	—	—	45,000	188,700	△ 143,700
計（19事業）	12,048,417	11,660,655	387,762	82,523,857	92,756,365	△ 10,232,508
その他の						
青森（鉄道専用線事業）	41,000	57,478	△ 16,478	21,880	21,880	0
秋田（観光施設事業）	86,311	198,198	△ 111,887	454,734	454,734	0
山形（方場通）	63,039	68,464	△ 5,425	—	—	—
東京①（屠会事業）	241,784	241,784	0	0	10,800	△ 10,800
東京②（交通事業）	16,605,246	22,937,600	△ 6,332,354	1,828,960	3,784,490	△ 1,955,530
東京③（高速電車）	3,972,227	5,085,960	△ 1,113,733	35,627,240	37,041,460	△ 1,414,220
東京④（水道事業）	14,166,000	14,166,000	0	40,920,321	43,834,000	△ 2,913,679
東京⑤（中央卸売市場）	2,166,230	2,166,230	0	2,498,011	2,842,041	△ 344,030
神奈川①（公営企業資金運用）	1,978,773	70,079	1,908,694	2,517,245	2,335,495	△ 181,750
神奈川②（相模川高度利用）	—	—	—	49,100	49,100	0
神奈川③（相模川総合開発）	169,993	169,993	0	59,600	59,600	0
千葉（医薬品製造）	907,456	907,456	0	0	107,728	△ 107,728
千葉（観光施設）	45,614	45,614	0	10,101	10,101	0
千葉①（有線道路）	92,829	165,256	△ 72,427	23,620	11,251	12,369
千葉②（有線道路）	347,751	505,444	△ 157,693	10	291,548	△ 291,538
山梨②（温泉住宅事業）	22,675	17,714	4,961	0	4,645	△ 4,645
長野①（住宅道路）	550,039	547,655	2,384	2,577,989	3,003,157	△ 425,168
長野②（観光施設）	219,350	307,644	△ 88,294	731,000	731,000	0
長野③（観光施設）	364,575	349,868	14,707	1,238,601	1,277,095	△ 38,494
長野④（方光ス事業）	255,660	300,722	△ 45,062	266,300	285,238	△ 18,938
新三福大和歌山①（有線道路）	—	—	—	380,001	380,000	1
新三福大和歌山②（有線道路）	24,581	64,864	△ 40,233	190,854	173,040	17,814
新三福大和歌山③（有線道路）	—	—	—	275,500	275,500	0
新三福大和歌山④（住宅地区開路）	—	—	—	24,696,653	24,696,653	0
新三福大和歌山⑤（有線道路）	31,046	62,035	△ 30,989	31,000	22,951	8,049
和歌山②（住宅事業）	127,319	127,319	0	120,000	343,000	△ 223,000
滋賀①（有線施設）	172,160	169,818	2,792	0	127,881	△ 127,881
滋賀②（長崎港整備）	—	—	—	11,421	11,421	0
滋賀③（交通事業）	100,739	90,390	10,349	2,258,000	2,333,263	△ 75,263
滋賀④（交通事業）	1,705,693	1,626,429	79,264	153,080	323,401	△ 170,321
宮城①（骨材製造）	63,054	75,671	△ 12,617	33,572	33,815	△ 243
宮城②（観光有線道路）	35,117	47,474	△ 12,357	7,000	16,487	△ 9,487
計（32事業）	44,556,711	50,573,109	△ 6,016,398	116,981,793	124,892,775	△ 7,910,982
合計（170事業）	178,536,808	185,602,461	△ 7,065,653	292,256,849	330,774,153	△ 38,517,304

(第8表)

## 昭和40年度全国都道

款 都道府県別	都道府県税	地方譲与税	地方交付税	分担金及び 負担金	使用料及び 手数料	国庫支出金	財産収入	
北海道 青森 秋田 宮城 山形 福島	道	31,097,578	2,665,421	39,451,575	1,245,898	3,359,350	63,355,447	1,660,517
	森	5,025,572	1,035,139	13,902,744	615,452	880,379	15,629,119	531,103
	手	5,116,222	1,217,599	15,569,773	431,173	853,188	15,396,793	661,104
	田	4,448,423	940,132	14,700,297	466,723	871,687	14,696,313	531,936
	城	9,163,720	1,001,581	12,035,099	729,330	923,567	14,810,524	771,020
	形	4,750,178	1,029,052	13,487,340	546,499	875,834	13,263,622	411,530
東海 神奈川 千代田 茨城 埼玉 群馬 山梨 長野	京	238,551,618	390,084	—	4,400,072	11,831,635	65,849,325	2,133,421
	葉	52,894,535	175,908	—	624,602	1,334,364	16,541,228	572,887
	城	16,590,001	1,094,961	9,413,370	1,438,025	1,451,320	16,485,803	858,475
	木	9,114,793	1,323,990	13,651,992	1,219,358	1,313,710	15,426,048	494,519
	玉	8,431,401	1,057,965	9,755,745	218,586	1,134,599	11,265,487	879,442
	馬	18,833,631	1,010,344	7,805,542	1,088,452	1,692,828	16,278,655	368,590
愛知 三重 静冈 岐阜 富山 石川 福井	知	10,021,336	946,353	9,224,619	498,644	1,481,466	11,637,117	161,435
	重	3,293,601	476,473	8,136,790	175,358	720,956	9,402,154	299,666
	岡	10,893,543	1,467,497	15,188,200	1,019,230	1,841,193	21,656,476	632,653
	阜	12,715,948	1,610,340	21,193,477	1,769,369	2,014,846	39,337,921	305,795
	山	52,734,490	698,620	—	328,929	2,237,081	21,876,597	1,732,964
	川	10,569,137	1,019,642	9,057,852	1,072,612	1,029,436	12,244,532	722,453
关东 三浦 茨城 栃木 群馬 山梨 福井	井	27,434,180	1,193,559	3,540,600	1,734,064	2,416,831	20,614,222	563,607
	山	10,416,412	1,316,901	10,128,008	341,422	1,697,942	13,408,707	490,606
	川	6,779,371	776,107	8,712,430	736,187	1,463,112	11,554,320	257,984
	井	6,639,659	751,863	7,152,339	801,846	689,953	11,557,400	262,892
	井	4,380,234	632,257	7,653,406	851,968	558,155	13,029,326	471,022
	井	19,210,795	808,821	4,137,898	249,306	774,837	11,449,173	324,812
关西 大阪 兵库 奈良 和歌山 滋贺	阪	86,958,314	187,729	—	1,325,581	3,373,993	28,819,424	1,386,908
	庫	38,305,064	1,468,343	6,252,776	1,944,638	1,691,813	24,081,969	449,093
	良	3,901,297	540,054	7,309,822	151,653	588,769	7,368,902	179,286
	山	7,186,681	730,641	8,152,863	864,899	735,460	10,209,774	996,929
	賀	4,908,658	667,143	7,028,657	625,433	730,639	8,575,920	462,729
	賀	19,210,795	808,821	4,137,898	249,306	774,837	11,449,173	324,812
中国 大阪 兵库 奈良 和歌山 滋贺	島	18,880,873	1,455,880	7,051,201	1,130,733	1,567,671	19,350,960	643,707
	山	8,954,645	1,257,677	11,379,072	763,408	1,234,474	16,060,611	356,451
	取	2,300,615	564,845	7,802,023	299,554	532,229	7,689,288	544,732
	根	2,844,900	1,022,152	10,705,658	538,538	594,268	14,152,921	266,543
	口	11,675,119	1,124,913	8,254,491	1,068,742	984,439	14,611,209	400,228
	口	11,675,119	1,124,913	8,254,491	1,068,742	984,439	14,611,209	400,228
四国 香川 徳島 高松 愛媛	川	4,673,380	519,964	7,078,436	511,004	703,870	8,423,609	199,608
	島	3,141,628	601,261	9,746,980	281,781	707,143	10,361,748	263,187
	媛	3,287,233	958,204	10,606,744	111,207	598,002	12,731,432	539,332
	媛	6,467,782	967,831	12,099,995	760,795	862,810	13,796,560	247,305
福井 大分 佐賀 長崎 宮崎 熊本 鹿儿岛	岡	27,969,206	1,287,411	15,235,149	582,134	1,610,418	30,556,253	598,084
	分	4,749,469	948,520	11,945,373	638,112	1,142,617	13,520,184	366,514
	賀	3,230,313	496,099	9,119,079	434,064	572,348	10,927,616	320,513
	崎	6,176,078	725,052	13,063,835	569,385	964,941	15,912,987	347,180
	崎	4,346,532	907,255	11,836,128	328,899	1,021,994	13,802,610	380,632
	本	6,050,347	1,276,263	14,925,226	590,435	1,191,290	18,194,263	707,624
九州 鹿儿岛	島	5,062,077	1,499,991	18,632,069	625,894	1,002,026	23,939,835	865,396
	島	5,062,077	1,499,991	18,632,069	625,894	1,002,026	23,939,835	865,396
合計	848,394,089	45,615,892	480,649,424	37,740,644	67,955,126	820,096,144	27,523,337	
1都道府県 平均額	18,443,350	991,650	10,448,901	820,449	1,477,285	17,828,177	598,333	
千分比	308	17	175	14	25	298	10	

備考 東京都の諸収入は、諸収入、助成交付金、御下賜金の合計額である。

府県一般会計歳入決算

(単位 千円)

寄附金	繰入金	繰越金	諸収入	都道府県債	昭和40年度 歳入決算額 合 (A)	昭和40年度 歳出決算額 合 (B)	比較増減△ (A-B)
94,766	434,212	4,074,664	7,897,801	4,694,200	160,031,429	156,075,892	3,955,537
15,372	373,254	437,511	1,145,411	1,521,000	41,112,056	40,166,096	945,960
40,563	449,121	462,312	1,553,100	921,000	42,671,948	42,312,253	359,695
150,145	163,364	448,863	1,748,196	1,826,000	40,992,079	40,457,998	534,081
56,732	707,753	335,413	2,195,245	2,371,500	45,101,484	44,399,706	701,778
146,964	101,582	429,130	1,361,707	1,601,000	38,004,438	37,478,494	525,944
288,557	625,523	763,777	1,796,529	1,536,000	57,750,192	56,818,649	931,543
87,011	42,929,844	1,235,397	31,816,437	31,973,250	431,198,094	429,524,817	1,673,277
14,635	1,506,494	5,377,930	8,714,822	2,976,500	90,733,905	85,040,293	5,693,612
143,960	2,043,877	699,232	3,789,647	2,504,000	56,512,671	55,897,166	615,505
303,566	262,773	1,377,780	4,593,429	1,830,000	50,911,958	49,714,175	1,197,783
577,691	125,230	866,179	2,550,163	1,286,000	38,148,488	37,315,305	833,183
638,093	1,004,220	941,868	5,509,408	2,025,000	57,196,631	56,129,796	1,066,835
475,703	352,192	952,091	3,538,114	1,075,000	40,364,070	39,189,743	1,174,327
72,852	—	422,068	1,446,707	815,000	25,261,625	24,517,411	744,214
303,844	219,904	—	3,856,892	4,106,500	61,185,932	61,393,496	△ 207,564
713,661	142,943	1,763,921	4,098,900	6,910,000	92,577,121	90,811,999	1,765,122
800,669	991,000	2,659,571	6,760,875	3,900,000	94,720,796	91,926,064	2,794,732
889,686	6,533	82,100	2,222,243	1,972,000	40,888,226	40,746,425	141,801
322,137	65,297	1,016,173	3,770,751	5,889,832	68,561,253	67,292,825	1,268,428
463,043	538,877	1,604,969	1,653,284	2,775,000	44,835,171	42,696,682	2,138,489
85,287	39,468	99,779	1,754,919	2,411,848	34,670,812	34,162,891	507,921
56,944	124,016	192,757	2,506,420	2,404,000	33,140,195	32,619,549	520,646
302,191	90,581	715,304	2,108,038	1,762,000	32,554,482	31,619,194	935,288
49,817	3,538	934,646	2,267,215	2,393,000	42,603,858	41,403,206	1,200,652
20,718	2,444,736	2,015,466	12,851,982	9,938,750	149,323,601	147,010,613	2,312,988
87,831	4,145,432	1,493,215	1,871,139	6,561,325	88,352,638	86,384,943	1,967,695
4,000	14,964	617,856	687,446	1,097,000	22,461,049	21,766,787	694,262
95,408	101,936	444,695	2,406,847	1,701,000	33,627,133	33,088,055	539,078
86,426	5,756	312,475	2,898,959	912,000	27,214,795	26,628,073	586,722
178,752	39,499	1,062,310	3,907,427	3,635,500	58,904,513	58,285,468	619,045
70,753	41,331	483,861	1,516,327	2,774,000	44,892,610	44,369,781	522,829
102,810	6,379	359,894	1,436,841	2,127,000	22,766,210	22,354,869	411,341
104,470	3,524	676,762	1,959,364	1,471,000	34,340,100	33,589,990	750,110
561,960	141,929	285,605	1,249,520	2,453,000	42,811,155	42,329,390	481,765
151,989	81,391	361,380	1,473,557	1,271,000	25,449,188	25,125,987	323,201
216,272	25,565	268,450	857,950	920,000	27,391,965	27,082,265	309,700
629,525	170,052	242,169	1,793,348	1,511,000	33,178,248	32,787,268	390,980
54,758	240,000	429,686	1,307,742	1,198,000	38,432,634	38,026,904	405,730
102,493	186,789	402,354	3,174,077	4,586,000	86,290,368	85,945,035	345,333
250,096	303,727	417,391	1,375,071	1,690,600	37,347,674	37,005,642	342,032
78,193	6,692	364,216	852,219	1,350,000	27,751,352	27,049,933	701,419
60,367	534,645	843,573	3,526,812	855,000	43,579,855	42,903,378	676,477
130	472,996	684,941	1,436,350	1,808,000	37,026,467	37,074,280	952,187
26,492	445,162	1,348,250	2,263,083	2,998,000	50,016,435	48,468,106	1,548,329
72,027	506,568	1,191,585	1,587,710	2,167,000	57,152,178	55,796,577	1,355,601
10,049,359	63,220,669	42,199,569	161,090,024	145,504,805	2,750,039,082	2,701,783,469	48,255,613
218,464	1,374,362	917,382	3,501,957	3,163,148	59,783,458	58,734,423	1,049,035
4	23	15	58	53	1,000	—	—

(第9表)

## 昭和40年度全国都道

款 都道府県別	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水 産業費	商工費	土木費
北海道	428,657	12,677,493	7,980,130	5,890,225	2,268,574	31,397,032	5,152,029	24,119,625
青森	154,027	1,886,318	2,444,905	2,023,280	579,858	7,089,024	733,410	6,553,434
岩手	142,547	2,659,345	2,182,501	1,735,383	338,868	8,448,418	802,266	6,761,353
宮城	143,935	1,932,785	2,078,823	1,546,291	440,619	5,933,748	941,502	7,967,501
秋田	173,567	2,940,169	2,569,884	2,135,461	618,384	6,580,244	1,228,491	8,318,808
山形	130,824	2,346,542	1,412,082	1,523,775	350,030	4,828,178	995,803	7,556,207
福島	180,573	3,252,425	2,487,057	2,306,666	1,520,152	8,177,796	871,134	11,534,942
東京都	599,134	24,216,363	14,265,119	30,620,894	7,548,954	2,209,908	18,233,663	120,389,074
神奈川	397,023	10,267,765	2,941,261	3,878,071	2,022,969	5,221,925	5,441,701	19,026,838
千葉	189,648	2,898,620	2,082,691	2,261,111	360,921	7,663,002	2,598,801	12,035,597
茨城	169,601	3,746,448	2,063,998	2,234,581	468,306	7,450,821	1,831,854	9,255,584
栃木	149,154	2,939,053	1,529,617	1,867,456	680,255	4,752,938	2,016,097	5,970,325
埼玉	208,723	4,704,485	1,792,356	2,449,699	610,824	5,450,194	2,632,386	13,497,464
群馬	152,024	2,467,126	1,433,546	1,670,045	539,504	4,815,781	3,183,770	7,176,386
山梨	122,402	1,369,898	916,472	1,207,963	161,723	4,333,200	1,102,187	3,955,435
長野	178,038	2,967,029	2,284,876	2,138,790	709,782	7,722,227	2,535,508	13,103,187
新潟	187,756	2,482,052	2,550,186	2,614,656	590,314	11,663,847	2,002,457	21,949,536
愛知県	342,944	7,972,711	2,432,246	3,361,915	1,077,257	9,497,534	4,113,822	20,409,358
三重	159,542	2,581,421	1,611,382	1,612,588	523,289	4,949,311	771,793	9,020,152
岐阜	228,012	3,308,383	1,626,258	2,379,626	443,045	9,486,742	2,196,445	13,829,555
静岡県	128,058	4,109,800	1,182,204	1,583,674	275,227	5,998,671	1,078,268	8,843,064
富山	137,493	1,416,046	883,516	1,125,228	485,516	5,182,010	1,352,635	6,588,547
石川	119,571	1,562,263	1,154,531	1,064,994	349,394	4,040,146	1,719,375	6,764,743
福井	123,592	1,901,171	898,045	870,558	378,821	4,138,890	1,146,970	7,061,021
大阪府	177,260	3,767,741	1,233,757	1,219,191	1,782,394	2,502,158	966,456	6,276,517
兵庫県	481,095	11,724,430	2,926,728	4,975,416	2,322,454	8,619,427	8,319,310	45,522,711
奈良	405,109	8,066,608	2,667,803	3,417,147	1,575,046	5,688,179	3,162,138	15,134,157
和歌山	125,657	1,017,300	896,114	777,197	434,385	2,060,797	533,892	5,129,830
滋賀	140,694	2,104,607	1,353,932	1,193,654	549,176	4,491,813	1,013,413	6,927,148
京都府	115,134	2,227,892	1,229,896	736,844	224,733	4,256,222	1,056,653	4,679,183
広島県	195,990	2,702,295	2,437,542	2,193,140	1,526,030	6,228,499	2,947,301	12,491,143
岡山	144,527	2,347,113	2,025,834	2,076,595	939,234	4,952,066	1,113,520	7,829,188
鳥取	101,766	1,406,307	1,194,475	859,322	178,245	3,239,596	1,164,866	4,573,999
島根	116,377	1,731,862	1,568,937	1,286,982	286,891	4,093,166	1,049,515	6,151,530
山口	153,665	1,927,990	1,691,395	2,031,238	559,828	4,692,053	1,046,681	9,337,981
香川県	119,125	1,632,903	1,342,260	1,181,793	552,837	3,166,406	779,298	4,570,184
徳島	102,945	1,113,056	1,763,280	1,585,495	359,751	3,592,800	511,093	6,015,367
高松	117,781	1,478,168	2,604,105	1,718,625	376,863	4,698,600	741,648	6,208,741
愛媛	142,343	2,385,503	2,377,202	1,699,079	287,025	4,424,417	1,063,178	6,993,664
福大	275,010	3,978,644	8,547,251	4,947,321	4,651,649	5,125,753	1,933,820	11,258,360
大佐	148,135	1,495,033	1,543,059	1,690,574	729,248	5,192,203	863,956	7,551,045
長崎	113,778	1,269,588	1,466,769	1,285,124	558,885	4,101,643	850,260	4,124,888
宮崎	153,798	2,806,913	2,844,281	2,011,393	659,319	5,585,769	1,676,037	7,235,748
熊本	150,293	1,708,683	1,765,410	2,016,520	510,677	5,741,216	749,398	7,804,120
鹿兒島	164,526	3,283,672	3,126,897	2,171,892	475,039	7,434,462	928,889	7,465,432
鹿児島	180,685	2,894,379	3,112,966	2,978,265	616,759	8,554,338	836,042	10,101,802
合計	8,772,538	171,676,398	112,523,579	124,155,737	43,499,054	285,473,170	97,989,731	575,070,464
1都道府県平均額	190,707	3,732,096	2,446,165	2,699,038	945,632	6,205,938	2,130,212	12,501,532
千分比	3	63	41	46	16	106	36	213

備考

下記の都道府県については一部款項の統合分離を行なった。

- (1) 北海道=総務費(総務費、企画費)、土木費(土木費、建築費)、農林水産業費(農業費、農地開拓費、林業費、水産業費)
- (2) 東京=総務費(総務費、徴税費)、衛生費(衛生費、清掃事業費)、土木費(首都整備費、住宅費、土木費、港湾費)、警察費(警察費、消防費)、教育費(教育費、学務費)なお産業経済費は、農林水産業費と商工費に分離した。

府県一般会計歳出決算

(単位 千円)

警察費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	その他	昭和40年度 決算額合計 (A)	昭和39年度 決算額合計 (B)	比較増減 △ (A)-(B)
8,199,758	47,215,087	6,312,860	3,539,863	894,559	—	156,075,892	137,196,430	18,879,462
1,846,370	13,400,629	2,121,467	1,715,098	158,276	—	40,166,096	35,460,250	4,705,846
1,669,722	15,460,262	492,171	1,147,351	472,066	—	42,312,253	38,183,302	4,128,951
1,825,915	13,500,707	2,515,871	1,432,663	197,638	—	40,457,998	35,811,543	4,646,455
2,821,354	14,731,076	472,845	1,510,988	298,435	—	44,399,706	38,835,572	5,564,134
1,722,153	13,547,819	1,766,019	1,186,862	112,200	—	37,478,494	33,164,600	4,313,894
2,369,006	20,487,976	1,664,435	1,636,952	329,535	—	56,818,649	49,662,946	7,155,703
51,946,082	73,601,000	—	42,526,485	43,368,141	—	429,524,817	383,268,257	46,256,560
8,850,810	25,037,254	378,451	769,229	806,996	—	85,040,293	75,705,317	9,334,976
3,291,001	19,937,209	628,040	1,516,220	434,305	—	55,897,166	46,775,332	9,121,834
2,632,338	17,464,406	671,026	1,628,212	97,000	—	49,714,175	43,687,633	6,026,542
2,041,452	13,878,595	382,991	1,107,372	—	—	37,315,305	33,012,187	4,303,118
3,491,187	19,333,328	450,621	1,368,945	139,594	—	56,129,796	49,386,692	6,743,104
2,185,190	14,136,018	216,543	1,213,810	—	—	39,189,743	34,207,013	4,982,730
1,124,244	8,116,568	1,361,823	627,887	67,609	—	24,517,411	21,183,984	3,333,427
2,373,470	20,266,767	3,771,175	2,009,394	1,333,253	—	61,393,496	54,938,257	6,455,239
3,176,700	24,933,508	15,373,606	2,531,109	756,272	—	90,811,999	74,591,123	16,220,876
8,656,439	29,331,822	1,079,898	2,330,709	1,319,409	—	91,926,064	85,470,886	6,455,178
2,079,167	13,023,698	1,654,407	2,741,868	17,807	—	40,746,425	36,093,280	4,653,145
3,942,493	23,445,424	2,095,211	3,102,167	1,209,464	—	67,292,825	60,754,600	6,538,225
2,084,399	12,962,493	2,043,620	1,794,555	612,649	—	42,696,682	37,798,428	4,898,254
1,673,600	10,235,316	2,820,616	1,907,859	—	線上充用金 354,509	34,162,891	31,200,342	2,962,549
1,549,640	9,631,830	3,341,527	1,321,535	—	—	32,619,549	29,172,608	3,446,941
1,207,961	7,314,235	5,292,209	1,285,721	—	—	31,619,194	26,539,327	5,079,867
5,395,745	15,200,011	1,595,874	1,228,102	58,000	—	41,403,206	35,500,114	5,903,092
16,925,672	41,440,349	352,211	—	3,400,810	—	147,010,613	130,576,015	16,434,598
8,277,311	30,830,857	4,760,940	2,399,648	—	—	86,384,943	72,952,895	13,432,048
1,316,135	6,904,671	1,311,928	1,175,124	47,641	観光費 36,116	21,766,787	19,945,238	1,821,549
1,601,625	10,055,110	1,811,651	1,735,232	110,000	—	33,088,055	28,724,001	4,364,054
1,470,409	8,006,857	1,566,406	1,057,844	—	—	26,628,073	23,154,206	3,473,867
3,262,769	19,628,278	2,795,925	1,825,827	50,729	—	58,285,468	48,454,809	9,830,659
2,533,680	14,558,867	4,299,885	1,517,275	31,997	—	44,369,781	39,814,391	4,555,390
954,756	6,890,969	903,656	843,226	43,686	—	22,354,869	19,879,489	2,475,380
1,312,312	9,799,168	5,216,144	857,841	119,265	—	33,589,990	28,397,328	5,192,662
2,684,776	14,077,494	2,135,712	1,962,637	27,940	—	42,329,390	38,686,871	3,642,519
1,412,361	8,654,936	1,013,554	629,752	70,578	—	25,125,987	21,995,339	3,130,648
1,324,272	8,408,292	1,050,047	1,230,253	25,614	—	27,082,265	24,112,492	2,969,773
1,307,646	8,727,497	2,833,907	1,357,679	616,008	—	32,787,268	29,471,907	3,315,361
2,167,203	13,542,635	1,685,823	1,258,832	—	—	38,026,904	34,235,667	3,791,237
7,518,173	32,475,151	2,468,846	2,624,550	140,507	—	85,945,035	77,242,784	8,702,251
1,758,925	13,175,602	1,231,427	1,343,033	283,402	—	37,005,642	32,892,021	4,113,621
1,331,122	8,686,655	2,193,271	1,051,208	16,742	—	27,049,933	24,734,447	2,315,486
2,825,407	14,730,656	1,457,405	916,652	—	—	42,903,378	38,072,651	4,830,727
1,708,855	11,004,765	1,610,111	1,283,318	20,914	—	36,074,280	30,382,783	5,691,497
2,595,172	16,241,300	3,124,762	1,280,976	175,087	—	48,468,106	41,227,858	7,240,248
2,592,617	18,227,637	2,347,990	1,083,334	458,894	在養用品 振興費 1,810,869	55,796,577	47,314,100	8,482,477
195,037,394	812,310,784	104,674,907	110,075,197	58,323,022	2,201,494	2,701,783,469	2,379,867,315	321,916,154
4,239,943	17,658,930	2,275,541	2,392,939	1,267,892	47,858	58,734,423	51,736,245	6,998,178
72	301	39	41	22	1	1,000		

(3) 茨城=総務費(総務費、企画開発費)

(4) 愛知=農林水産業費(農林水産費、農地費)、土木費(土木費、建築費)

(5) 静岡=総務費(総務費、企画調整費)

(6) 大阪=土木費(土木費、建築費)

都道府県別	科目	議 会 費										小 計	給 料
		報 酬	職員手当	旅 費	報償費及 び賃金	交際費	需用費	負担金補 助交付金	備 品 購入費	その他			
北海道	道森手	150,329	53,916	102,602	226	14,993	895	—	—	451	323,412	33,070	
青森	岩手	55,003	16,138	31,684	57	1,990	57	1,192	—	65	106,186	15,297	
岩手	秋宮	57,142	15,983	21,447	—	2,363	—	1,078	—	—	98,013	15,815	
宮城	富田	58,210	16,242	25,705	122	2,949	1,310	1,107	—	439	106,084	16,719	
秋田	宮城	91,837	—	30,283	702	3,200	—	4,405	—	1,107	131,534	16,825	
山形	形島	55,545	15,484	18,640	12	4,040	—	—	—	—	93,721	15,143	
福島	福島	72,371	20,175	34,416	90	3,500	7,210	1,253	465	592	140,072	16,698	
東京都	京川	257,442	—	11,286	—	4,998	7,547	76,343	—	34,241	391,857	67,574	
神奈川	千葉	155,436	51,225	40,082	—	12,660	—	—	—	—	259,403	29,848	
茨城	栃木	109,386	—	17,116	—	4,463	—	300	—	—	131,265	20,947	
栃木	栃木	69,171	18,744	22,740	1,544	4,000	7,037	1,275	—	75	124,586	19,689	
群馬	埼玉	84,608	—	21,949	—	2,467	138	—	—	—	109,162	15,461	
埼玉	埼玉	94,048	28,141	24,653	—	4,500	—	2,251	—	—	153,593	19,910	
長野	長野	62,958	22,571	18,239	—	3,585	3,911	—	1,500	596	113,360	15,589	
新潟	新潟	90,948	—	33,170	—	3,296	—	—	—	—	127,414	21,413	
新潟	新潟	70,685	19,265	43,189	—	3,300	372	—	285	267	137,363	16,490	
静岡県	岡阜	100,015	38,500	—	—	—	—	—	—	2,237	140,752	21,064	
岐阜	富山	52,860	18,470	16,936	179	3,200	1,961	1,360	162	289	95,417	13,049	
富山	石川	63,801	—	17,099	248	3,500	2	7,372	375	8,665	101,062	16,704	
石川	石川	49,852	12,791	15,509	202	2,000	3,466	4,553	—	2,010	90,383	12,619	
福井	福井	58,660	—	25,597	360	2,000	5,805	1,206	2,220	1,039	96,887	13,130	
大阪府	大阪	71,854	19,595	28,094	1,250	2,500	5,369	1,271	—	—	129,933	19,978	
兵庫県	兵庫	250,445	—	89,085	7,625	7,958	—	12,291	—	—	367,404	42,296	
奈良	奈良	205,181	—	70,385	10,173	9,000	28,888	1,516	—	122	325,265	27,381	
和歌山	和歌山	63,874	—	17,202	576	2,774	11,480	968	2,750	1,938	101,562	13,567	
滋賀	滋賀	62,699	—	25,162	879	2,999	—	873	—	57	92,669	17,964	
滋賀	滋賀	42,934	11,732	11,152	3,472	1,700	7,462	899	3,172	10,179	92,702	12,554	
広島県	島山	74,790	20,592	29,381	267	5,848	—	—	—	217	131,095	24,373	
山口	山口	56,527	15,553	21,379	1,250	2,800	5,704	1,249	2,327	1,720	108,509	18,215	
島根	島根	36,915	10,203	16,804	248	3,500	—	—	—	—	67,670	13,672	
岡山	山口	41,361	11,401	23,284	—	3,500	—	—	—	54	79,600	11,880	
山梨	山梨	72,776	—	24,261	3,760	3,767	2,700	8,080	—	—	115,344	16,591	
香川県	香川	64,287	—	18,967	—	2,421	—	—	—	55	85,730	14,478	
高知県	高知	43,633	12,039	20,802	—	4,200	—	—	—	—	80,674	15,262	
福岡県	福岡	115,615	31,611	36,418	—	8,280	2,804	11,722	—	5,327	211,777	28,078	
佐賀	佐賀	51,643	13,811	22,788	85	4,448	—	1,282	—	—	94,057	20,470	
長崎	長崎	58,187	—	13,986	67	2,500	—	2,388	—	55	77,183	14,200	
熊本	熊本	80,499	—	22,493	1,861	3,852	255	1,363	—	225	110,548	15,135	
宮崎	宮崎	56,880	15,642	24,172	—	2,500	—	2,857	—	—	102,051	16,308	
鹿児島	鹿児島	63,341	17,468	25,199	—	3,750	5,635	—	—	72	115,465	19,579	
鹿児島	鹿児島	71,520	19,668	29,185	125	4,000	6,254	5,768	—	75	136,595	20,466	
41都道府県合計		3,445,268	546,960	1,142,541	35,380	169,301	116,262	156,222	13,256	72,169	5,697,359	815,501	
41都道府県平均額		84,031	13,341	27,867	863	4,129	2,836	3,810	323	1,760	138,960	19,890	
千分比		436	69	145	4	21	15	20	2	9	721	103	
山梨県	山梨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
愛知県	愛知	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
三重県	三重	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
愛媛県	愛媛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
全国合計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1都道府県平均額		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

備考 山梨など5県は議会費と事務局費に区分されていないので本表の科目別の集計はこれを除く41都道府県についてのみ行なった。



道府県議会費決算

(単位 千円)

職員手当	事務局費								昭和40年度	昭和39年度	比較増減△
	旅費	報償費及び賃金	交際費	需用費	負担金補助交付金	備品購入費	その他	小計	決算額合計(A)	決算額合計(B)	
26,346	9,423	1,358	497	15,107	2,103	4,136	13,205	105,245	428,657	413,800	14,857
16,441	1,507	882	26	6,298	20	1,522	5,848	47,841	154,027	141,756	12,271
9,643	3,912	682	—	7,768	99	2,299	4,316	44,534	142,547	122,912	19,635
10,246	1,790	273	—	4,071	20	642	4,090	37,851	143,935	128,721	15,214
9,244	2,001	1,132	—	7,536	—	2,794	2,501	42,033	173,567	150,141	23,426
8,308	2,851	644	—	6,392	1,077	782	1,906	37,103	130,824	120,920	9,904
9,459	2,950	726	120	3,187	15	4,747	2,599	40,501	180,573	164,064	16,509
41,864	3,810	158	454	49,341	767	3,165	40,144	207,277	599,134	734,319	△ 135,185
23,543	5,667	4,527	—	17,132	41,118	11,232	4,553	137,620	397,023	388,594	8,429
11,040	2,984	2,143	108	12,681	1,438	2,852	4,190	58,383	189,648	192,129	△ 2,481
9,260	3,433	—	—	8,831	8	3,427	367	45,015	169,601	164,948	4,653
7,939	2,507	915	—	5,720	1,147	3,618	2,685	39,992	149,154	152,180	△ 3,026
10,439	4,050	1,073	160	13,597	41	398	5,462	55,130	208,723	214,902	△ 6,179
8,229	3,275	470	—	5,682	2,030	547	2,842	38,664	152,024	149,761	2,263
12,649	655	1,194	—	9,064	1,408	2,342	1,899	50,624	178,038	171,332	6,706
10,980	4,199	915	—	10,103	1,751	1,072	4,883	50,393	187,756	183,750	4,006
—	34,114	985	5,000	13,757	5,527	2,593	4,220	87,260	228,012	227,645	367
6,886	1,286	159	—	5,681	11	1,373	4,196	32,641	128,058	119,915	8,143
8,856	1,129	603	—	4,842	—	242	4,055	36,431	137,493	135,973	1,520
6,843	712	39	—	3,033	106	1,645	4,191	29,188	119,571	112,526	7,045
6,618	816	311	—	3,759	—	100	1,971	26,705	123,592	112,014	11,578
12,725	474	1,103	—	5,927	12	665	6,443	47,327	177,260	176,112	1,148
30,012	450	714	—	27,151	—	2,065	11,003	113,691	481,095	480,703	392
20,011	1,599	1,506	—	7,571	12	1,456	20,308	79,844	405,109	419,517	△ 14,408
7,262	936	597	—	295	—	—	1,438	24,095	125,657	106,294	19,363
9,649	1,636	1,464	—	7,248	—	6,168	3,896	48,025	140,694	119,200	21,494
6,773	1,275	—	—	466	—	20	1,344	22,432	115,134	92,017	23,117
16,089	2,479	2,729	—	8,212	1,218	2,504	7,291	64,895	195,990	193,022	2,968
11,164	2,976	1,509	—	192	—	11	1,951	36,018	144,527	140,724	3,803
7,037	970	180	—	6,777	908	420	4,132	34,096	101,766	104,288	△ 2,522
10,517	2,223	83	—	8,083	1,074	604	2,313	36,777	116,377	106,568	9,809
8,330	1,800	874	—	5,670	—	2,189	2,867	38,321	153,665	142,170	11,495
7,391	2,133	1,018	—	3,088	1,096	1,427	2,764	33,395	119,125	117,886	1,239
7,658	2,715	849	—	4,071	1,243	2,495	2,814	37,107	117,781	119,348	△ 1,567
16,015	4,770	1,032	—	7,469	—	1,649	4,220	63,233	275,010	271,241	3,769
10,183	4,148	440	119	6,090	—	8,704	3,924	54,078	148,135	131,520	16,615
6,791	2,603	235	—	6,616	24	1,748	4,378	36,595	113,778	110,349	3,429
9,857	2,833	60	200	7,436	24	3,067	4,638	43,250	153,798	155,532	△ 1,734
9,144	4,072	1,879	—	9,165	—	3,829	3,845	48,242	150,293	136,625	13,668
9,843	3,948	329	—	5,404	1,244	2,321	6,393	49,061	164,526	167,651	△ 3,125
10,639	1,878	300	100	3,607	—	952	6,148	44,090	180,685	173,940	6,745
481,923	138,989	36,090	6,784	344,120	65,541	93,822	222,233	2,205,003	7,902,362	7,767,009	135,353
11,754	3,390	880	166	8,393	1,599	2,288	5,420	53,780	192,740	189,439	3,301
61	18	5	1	43	8	12	28	279	1,000	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	122,402	112,991	9,411
—	—	—	—	—	—	—	—	—	342,944	342,418	526
—	—	—	—	—	—	—	—	—	159,542	151,194	8,348
—	—	—	—	—	—	—	—	—	102,945	100,262	2,683
—	—	—	—	—	—	—	—	—	142,343	130,738	11,605
—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,772,538	8,604,612	167,926
—	—	—	—	—	—	—	—	—	190,707	187,057	3,650

区 分 都 道 府 県 別	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度へ繰り越すべき財源				実 質 収 支 額
				継続費通 次繰越額	繰越明許 費繰越額	事故繰越 繰越額	計	
北海道	6,711,783	6,588,383	123,400	0	0	0	0	123,400
青森	1,631,656	1,530,900	100,756	0	0	0	0	100,756
岩手	888,174	815,402	72,772	0	0	0	0	72,772
秋田	1,056,586	1,005,480	51,106	0	0	0	0	51,106
宮城	2,463,882	1,905,279	558,603	0	365,054	0	365,054	193,549
山形	1,119,866	1,073,637	46,229	0	0	0	0	46,229
福島	4,219,495	3,711,762	507,733	19	107,206	0	107,225	400,508
東 京	76,671,155	74,132,438	2,538,717	0	0	0	0	2,538,717
神奈川	16,009,934	14,530,906	1,479,028	0	25,260	146,380	171,640	1,307,388
千 葉	12,958,203	12,621,626	336,577	18,353	0	0	18,353	318,224
茨 城	10,429,802	7,919,933	2,509,869	0	322,914	0	322,914	2,186,955
栃 木	2,762,324	2,613,491	148,833	0	0	72,685	72,685	76,148
埼 群 馬	19,497,617	18,704,712	792,905	0	0	0	0	792,905
山 梨	2,868,172	2,794,647	73,525	0	0	0	0	73,525
新 潟	2,575,128	2,365,601	209,527	0	0	0	0	209,527
野 鴫	3,085,469	2,296,706	788,763	0	0	0	0	788,763
鴻 野	2,221,869	1,801,011	420,858	0	0	0	0	420,858
愛 知	13,291,725	11,588,235	1,703,490	0	172,575	280,000	452,575	1,250,915
三 重	2,483,102	2,418,940	64,162	0	0	0	0	64,162
静 岡	3,917,712	3,777,292	140,420	0	0	0	0	140,420
岐 阜	1,879,197	1,749,439	129,758	0	0	0	0	129,758
富 山	4,362,697	3,678,677	684,020	0	0	0	0	684,020
石 川	3,435,717	3,368,720	66,997	0	10,000	0	10,000	56,997
福 井	1,147,737	1,012,140	135,597	0	0	0	0	135,597
京 都	8,219,821	7,862,222	357,599	0	0	0	0	357,599
大 阪	16,818,686	12,095,367	4,723,319	0	1,971,918	0	1,971,918	2,751,401
兵 庫	21,342,306	20,365,511	976,795	0	64,163	0	64,163	912,632
和 歌 山	3,529,272	3,375,489	153,783	0	0	0	0	153,783
滋 賀	7,015,208	6,697,458	317,750	0	93,545	0	93,545	224,205
滋 賀	6,839,601	6,669,114	170,487	0	0	0	0	170,487
広 島	6,388,728	5,113,865	1,274,863	102,544	2,133	3,058	107,735	1,167,128
岡 山	5,820,663	5,536,043	284,620	131,690	0	8,116	139,806	144,814
鳥 取	971,942	940,557	31,385	0	0	0	0	31,385
島 根	1,404,875	1,332,121	82,754	0	0	0	0	82,754
山 口	5,938,794	5,794,681	144,113	0	0	0	0	144,113
香 川	6,871,505	6,499,033	372,472	0	289,569	0	289,569	82,903
高 知	1,629,276	1,288,209	341,067	0	8,310	0	8,310	332,757
愛 媛	6,246,339	5,963,848	282,491	0	0	0	0	282,491
愛 媛	1,463,589	1,260,155	203,434	0	99	0	99	203,335
福 岡	3,811,173	3,510,619	300,554	0	0	0	0	300,554
大 分	3,450,277	3,268,777	181,500	0	53,138	0	53,138	128,362
佐 賀	1,228,116	1,155,477	72,639	0	0	0	0	72,639
長 崎	2,709,042	2,415,799	293,243	0	136,255	0	136,255	156,988
宮 崎	1,643,949	1,525,712	118,237	0	0	0	0	118,237
熊 本	1,363,617	1,284,296	79,321	0	0	0	0	79,321
鹿 児 島	1,161,862	882,510	279,352	0	0	0	0	279,352
合 計	313,557,643	288,832,220	24,725,423	252,606	3,622,139	510,239	4,384,984	20,340,439
1都道府 県平均額	6,816,471	6,278,961	537,509	549	78,742	1,109	95,326	442,183

道府県特別会計決算

(単位 千円)

基金繰入額 (自治法第233条の2によるもの)	左のうち各都道府県に共通する会計の設置状況 (○印)														会計数	
	福祉事業費	福祉事業費	農業改良資金	中小企業振興資金	災害救助基金	病院費	林野費	用品調達費	収益事業費	用地	印刷所費	学校実習費	港湾	財政調整資金		総合開発
0	○	○	○	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	○	7
1,728	○	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
0	○	○	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	5
0	○	○	○	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	12
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
0	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7
1,728	46	46	46	14	7	25	21	18	24	18	10	16	5	19	554	
38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	

(第12表)

## 昭和40年度全国都道

都 道 府 県 名	収 益 の 収 支			資 本 の 収 支		
	収入額	支出額	収支引額	収入額	支出額	収支引額
電 氣 事 業						
北 青 岩 秋 山 神 橋 埼 群 山	349,354 157,208 1,204,734 660,841 857,478 1,736,552 629,182 333,423 1,020,465 1,285,362	349,866 Δ 137,783 1,069,946 632,705 781,317 1,573,753 587,827 330,359 934,295 1,107,528	512 19,425 134,788 28,136 76,161 162,799 41,355 3,064 86,170 177,834	1,093 0 327,454 781,536 552,330 3,671,925 422 3,056 2,324,673 306,955	116,009 Δ 36,852 Δ 679,060 Δ 913,774 Δ 842,807 Δ 4,020,237 Δ 102,251 Δ 74,652 Δ 2,687,312 Δ 792,012 Δ	114,916 36,852 Δ 351,606 132,238 290,477 348,312 171,829 71,596 362,639 485,057
長 新 三 富 福 京 兵 和 岡 鳥	643,004 1,215,891 1,070,906 922,920 430,016 181,990 99,077 98,153 632,459 338,974	595,456 973,708 983,759 769,996 571,973 Δ 170,691 86,816 88,894 525,579 291,284	47,548 242,183 87,147 152,924 141,957 11,299 12,261 9,259 106,880 47,690	1,268,925 173,674 732,598 1,349,499 269,785 199 141 — 818,812 86,317	1,433,795 Δ 526,178 Δ 1,102,644 Δ 1,411,052 Δ 363,388 Δ 49,177 Δ 15,935 Δ 20,961 Δ 935,122 Δ 182,928 Δ	164,870 352,504 370,046 61,553 98,603 48,978 15,794 20,961 116,310 96,611
島 山 徳 高 愛 福 大 官 熊	338,496 204,075 979,281 537,666 737,000 311,037 984,028 1,899,084 649,319	332,482 140,994 843,190 524,671 733,990 266,381 887,093 1,755,510 549,321	6,014 63,081 136,091 12,995 3,010 44,656 96,935 143,574 99,998	489,700 565,000 7,782 134,513 1,118 27 519,824 1,703,574 1,813	589,472 Δ 618,352 Δ 312,939 Δ 285,533 Δ 243,443 Δ 76,503 Δ 940,994 Δ 2,429,524 Δ 169,719 Δ	99,772 53,352 305,157 151,020 242,325 76,476 421,170 725,950 167,906
計 (29 事 業)	20,507,975	18,597,167	1,910,808	16,092,745	22,047,625 Δ	5,954,880
病 院 事 業						
青 岩 秋 宮 山 福 東 神 千 茨	833,966 3,717,824 774,725 246,160 801,356 1,076,009 4,101,756 1,255,128 342,283 646,026	813,678 3,672,886 776,450 Δ 258,423 Δ 768,417 1,022,567 4,029,833 1,253,012 327,081 645,655	20,288 44,938 1,725 12,263 32,939 53,442 71,923 2,116 15,202 371	32,482 709,453 226,849 4,000 261 183,782 491,922 286,670 6,320 56,092	46,521 Δ 845,750 Δ 232,081 Δ 18,051 Δ 38,144 Δ 223,331 Δ 662,786 Δ 398,195 Δ 49,470 Δ 88,690 Δ	14,039 136,297 5,232 14,051 37,883 39,549 170,864 111,525 43,150 32,598
橋 埼 群 山 長 新 愛 愛 三 靜	105,279 177,736 383,464 394,104 493,354 3,333,791 445,977 587,511 527,112 730,619	93,511 169,356 378,138 365,677 486,764 3,209,097 508,392 Δ 684,589 Δ 521,715 701,925	11,768 8,380 5,326 28,427 6,590 124,694 62,415 97,078 5,397 28,694	2,772 6,148 470 36 114,551 674,752 5,640 234,966 33,758 20,110	5,920 Δ 14,497 Δ 18,825 Δ 13,278 Δ 131,830 Δ 723,045 Δ 13,044 Δ 217,438 Δ 41,401 Δ 104,518 Δ	3,148 8,349 18,355 13,242 17,279 48,293 7,397 17,528 7,643 84,408
岐 富 石 福 福 大 大 大	687,158 711,001 263,466 384,174 143,640 549,670 312,365 903,504	650,756 711,397 Δ 256,572 337,310 137,296 550,940 Δ 317,219 Δ 967,981 Δ	36,402 396 6,894 46,864 6,344 1,270 4,854 64,477	142,728 48,659 46,601 307 365 48,791 163,953 209,932	166,801 Δ 64,570 Δ 56,972 Δ 19,157 Δ 10,886 Δ 48,673 Δ 163,939 287,225 Δ	24,073 15,911 10,371 18,850 10,521 118 14 77,293

府県公営企業会計決算 (その1)

(単位 千円)

都道府県名	収益的収支			資本的収支		
	収入額	支出額	収差引額	収入額	支出額	収差引額
兵和	1,970,367	1,893,207	77,160	232,995	315,692	△ 82,697
歌	138,836	143,461	△ 4,625	39,172	36,979	△ 2,193
庫山	806,185	768,409	37,776	32,232	87,518	△ 55,286
島山	109,778	103,341	6,437	910	5,780	△ 4,870
取根	410,428	460,390	△ 49,962	183,952	152,850	△ 31,102
口川	365,742	353,157	12,585	61,108	79,218	△ 18,110
香徳	388,062	380,352	7,710	57,252	84,249	△ 26,997
高	561,040	517,300	43,740	127,559	135,879	△ 8,320
知	647,384	622,791	24,593	102,558	127,416	△ 24,858
	728,097	705,271	22,826	503,204	479,781	△ 23,423
愛福	1,051,187	1,047,889	3,298	228,749	266,973	△ 38,224
大	1,014,243	1,011,493	2,750	225,144	257,034	△ 31,890
佐	535,291	483,578	51,713	279	38,679	△ 38,400
宮	403,250	392,983	10,267	36,518	65,060	△ 28,542
熊	1,197,734	1,099,109	98,625	73,095	153,181	△ 80,086
鹿	144,628	140,262	4,366	1,531	7,043	△ 5,512
児	711,109	706,998	4,111	33,768	73,559	△ 39,791
計	36,112,519	35,446,628	665,891	5,752,403	7,071,929	△ 1,319,526
工業需用水道事業						
北宮	—	—	—	675,072	578,914	96,158
海	92,100	112,802	△ 20,702	37,695	38,276	△ 581
山	84,251	102,632	△ 18,381	31,132	31,956	△ 824
福	156,717	193,802	△ 37,085	81,030	95,569	△ 14,539
東	461,032	558,233	△ 97,201	2,487,970	3,951,346	△ 1,463,376
千	168,525	151,194	17,331	2,675,479	2,107,045	568,434
埼	133,919	110,635	23,284	791,751	769,017	22,734
群	71,227	69,160	2,067	310,818	990	309,828
新	213,257	203,319	9,938	119,083	165,945	△ 46,862
愛	379,558	518,501	△ 138,943	1,797,658	1,418,667	378,991
三	590,611	582,544	8,067	2,725,770	2,328,526	397,244
大	506,874	484,847	22,027	4,755,201	5,363,848	△ 608,647
兵	293,860	181,633	112,227	252,140	360,145	△ 108,005
和	159,204	155,137	4,067	690,818	792,946	△ 102,128
歌	78,421	114,498	△ 36,077	1,488,132	1,505,820	△ 17,688
島	—	—	—	320,228	383,636	△ 63,408
山	—	—	—	136,304	135,054	1,250
取	539,206	501,439	37,767	1,315,987	1,415,885	△ 99,898
根	—	—	—	342,526	365,119	△ 22,593
口	—	—	—	750	51,514	△ 50,764
知	—	—	—	—	—	—
媛	155,634	173,223	△ 17,589	—	—	—
重	14,403	14,403	0	714,739	713,727	1,012
阪	101,950	103,459	△ 1,509	187,286	184,592	2,694
庫	22,990	138,446	△ 115,456	88,492	40,501	47,991
山	—	—	—	—	—	—
島	—	—	—	—	—	—
取	—	—	—	—	—	—
根	—	—	—	—	—	—
口	—	—	—	—	—	—
知	—	—	—	—	—	—
媛	—	—	—	—	—	—
計	4,223,739	4,469,907	△ 246,168	22,026,061	22,799,038	△ 772,977
上水道事業						
東	18,559,320	25,175,855	△ 6,616,535	32,405,445	37,726,686	△ 5,321,241
神	2,948,434	2,669,384	278,050	2,068,175	2,378,475	△ 310,300
千	2,012,779	1,817,512	195,267	2,153,786	2,385,736	△ 231,950
茨	25,786	40,862	△ 15,076	36,111	19,245	16,866
埼	—	—	—	665,045	416,709	248,336
長	59,787	88,416	△ 28,629	907,881	799,633	108,248
愛	367,628	417,309	△ 49,681	603,536	540,185	63,351
三	—	—	—	21,101	17,958	3,143
静	336,454	289,111	47,343	247,693	349,685	△ 101,992
京	16,967	77,079	△ 60,112	105,166	61,584	43,582
大	1,813,321	1,944,729	△ 131,408	4,020,911	4,109,201	△ 88,290
岡	207,267	169,064	38,203	206,005	269,248	△ 63,248
計	26,346,743	32,689,321	△ 6,342,578	43,440,855	49,074,345	△ 5,633,490

昭和40年度全国都道府県公営企業会計決算 (その2)

(単位 千円)

都 道 府 県 名	収 益 的 収 支			資 本 的 収 支		
	収入額	支出額	収 支 差 引 額	収入額	支出額	収 支 差 引 額
<b>埋 立 ・ 土 地 造 成 事 業</b>						
秋田(土地造成事業)	79,863	55,401	24,462	354,416	374,241	△ 19,825
山形(用地造成事業)	18,830	17,647	1,183	103,433	92,485	10,948
立川(埋立事業)	—	—	—	18,621,838	19,542,686	△ 920,848
神奈川(内陸工業地帯土地造成)	—	—	—	441,591	791,898	△ 350,307
千葉(臨海地域土地造成)	31,277	31,277	0	19,583,637	20,474,952	△ 891,315
埼玉(宅地造成事業)	345,206	334,598	10,608	509,172	850,044	△ 340,872
群馬(用地造成事業)	169,350	143,641	25,709	596,285	909,547	△ 313,262
山梨(用地造成事業)	—	—	—	9,036	7,959	1,077
長野(用地造成事業)	438,669	410,219	28,450	576,373	1,084,071	△ 507,698
新潟(土地造成事業)	—	—	—	2,449,726	1,473,369	976,357
愛知①(内陸用地造成事業)	1,715,478	1,635,079	80,399	1,542,501	3,436,806	△ 1,894,305
愛知②(臨海用地造成事業)	1,447,818	1,845,575	△ 366,757	4,010,390	4,517,505	△ 507,115
静岡①(宅地造成事業)	1,399,688	1,292,264	107,424	1,804,985	2,134,323	△ 329,338
大阪①(臨海工業地帯造成)	—	—	—	11,797,165	13,047,764	△ 1,250,599
大阪②(住宅地区開発事業)	—	—	—	18,958,892	17,119,900	1,838,992
和歌山①(土地造成和山地区)	—	—	—	1,766,603	1,019,992	746,611
和歌山②(土地造成和山地区)	296,124	115,238	180,886	—	—	—
和歌山③(土地造成海木材地区)	—	—	—	1,250,951	1,145,798	105,153
和歌山④(土地造成海木材地区)	—	—	—	949,579	606,865	342,714
岡山(宅地開発事業)	480	0	480	0	514,140	△ 514,140
鳥取(埋立事業)	—	—	—	316,214	322,775	△ 6,561
愛媛(土地造成事業)	—	—	—	557,212	590,557	△ 33,345
福岡①(臨海工業用地造成)	3,600	3,600	0	459,616	451,222	8,394
熊本(工業用地造成事業)	—	—	—	5,000	1,600	3,400
計 (24 事業)	5,976,383	5,883,539	92,844	86,664,615	90,510,499	△ 3,845,884
<b>そ の 他 事 業</b>						
北海道(林野事業)	3,584,925	3,232,543	352,382	530,242	1,590,424	△ 1,060,182
青森(新産業都市建設事業)	228,470	237,839	△ 9,369	1,061,195	998,256	62,939
秋田(観光施設事業)	64,042	135,990	△ 71,948	362,426	293,982	68,444
山形(下水道事業)	—	—	—	25,360	5,130	20,230
東京①(下水道事業)	9,143,953	9,837,722	△ 693,769	23,934,643	25,795,082	△ 1,860,439
東京②(交通事業)	15,239,841	20,299,960	△ 5,060,119	1,798,251	4,718,387	△ 2,920,136
東京③(高速電卸市場)	3,595,490	4,174,378	△ 578,888	8,863,285	8,698,104	165,181
東京④(中央卸市場)	1,331,635	1,306,547	25,088	695,257	997,014	△ 301,757
東京⑤(屠場会計)	300,124	294,915	5,209	67	33,452	△ 33,385
神奈川①(公営企業資金等運用)	847,768	74,121	773,647	1,129,809	4,181,514	△ 3,051,705
神奈川②(相模川総合開発事業)	89,330	89,330	0	1,276,297	1,309,058	△ 32,761
千葉(医薬品製剤事業)	892,208	636,268	255,940	—	435,252	△ 435,252
埼玉(観光施設事業)	—	—	—	210,078	200,685	9,393
山梨①(有料道路事業)	196,175	256,643	△ 60,468	761,146	813,098	△ 51,952
山梨②(温泉住宅事業)	13,938	6,925	7,013	—	2,000	△ 2,000
長野①(住宅事業)	1,559,576	1,539,210	20,366	837,043	1,199,160	△ 362,117
長野②(有料道路事業)	129,201	141,833	△ 12,632	1,091,231	1,148,391	△ 57,160
長野③(観光施設事業)	347,800	169,760	178,040	404,174	831,099	△ 426,925
長野④(有料道路事業)	244,930	265,742	△ 20,812	408,169	419,186	△ 11,017
福井(有料道路事業)	—	—	—	20,000	0	20,000
和歌山(有料道路事業)	14,715	32,140	17,425	—	2,835	△ 2,835
滋賀(有料道路事業)	163,788	149,562	14,226	11	130,801	△ 130,790
高知(観光施設事業)	—	—	—	5,778	5,532	246
長崎(交通事業)	1,458,292	1,453,420	4,872	200,653	334,411	△ 133,758
宮崎(骨材製造事業)	—	—	—	85,000	79,343	5,657
熊本(観光有料道路事業)	21,478	45,420	23,942	—	6,630	△ 6,630
計 (26 事業)	39,467,679	44,380,268	△ 4,912,589	43,700,115	54,228,826	△ 10,528,711
合 計 (159 事業)	132,635,038	141,466,830	△ 8,831,792	217,676,794	245,732,262	△ 28,005,468

## 6月のメモ

- 1 ○貝殻島周辺コンブ漁解禁。
- 2 ○外資審議会、資本自由化を答申。
- 5 ○中東、全面戦争状態に突入、アラブ連合、イスラエル軍激突。
- 6 ○道、開道百年記念塔を野幌に建設決定。
- 7 ○国連、中東安保理即時停戦を満場一致で決議。
- 8 ○金山ダム完成式。
- 9 ○東京地裁、国会デモ制限は不当、政府異議の申立。
- 14 ○衆議院議員横路節雄氏、心筋こうそくで急逝。
- 16 ○水産庁、B区域サケ・マス23日で打ち切りを指示。  
(割り当て達成～昨年上回る好調な操業)
- 17 ○中国、水爆実験に成功した旨を発表。  
○道開発局、本道酪農の現況まとめる。  
(20頭階層は赤字、多頭化の傾向急テンポ)
- 21 ○明治100年記念事業、本道の森林公園真駒内に決定。
- 22 ○通産省、産炭地振興5カ年計画方針をまとめる。  
(コンビナート検討、石狩、釧路地域中心に)
- 24 ○鉄道建設公団、本年度の工事計画を発表。  
(本道関係11線、青函トンネル来年末調査終了)
- 25 ○日本総人口、来月にも1億人突破、世界で7番目。  
(総理府推計)  
○道議石坂幸次氏逝去。
- 26 ○在外財産補償決まる、総額1,925億円、年令制限設けず1人2万～16万円。  
○第9次南極観測21隊員決まる、越冬隊最大の規模、隊長村山雅美。
- 27 ○国会会期を21日間延長。  
○企画庁、昭和41年度、国民生活白書を発表。
- 28 ○米価審議会ことしの麦価を答申。  
○第2回定例道議会開く、会期25日間。  
○厚生省、本年度の国立、国定公園の施設整備実施計画決める。
- 30 ○佐藤首相韓国へ出発。  
○農林省、41年中の農業総産出額と生産農業所得の概算結果を発表、前年より1割増。

## 7月のメモ

- 2 ○自治省、41年度地方公営企業の決算をまとめる、累積赤字1,200億円を越す。
- 3 ○警察庁、今年前半(1～6月)の全国交通事故を発表、事故件数21万8,493件(昨年同期の15.9%増)。
- 4 ○道農務部、水稲管理で特別報出ず、成否決める低温対策、深水かんがいなど指導。
- 5 ○道水産部、道漁業近代化事業計画を決める、総額5億900万円。
- 7 ○建設省、建設白書を閣議に報告。
- 9 ○西日本集中豪雨で被害続出、死者、ゆくえ不明347人。
- 10 ○鉱山保安対策調査団が来道。  
○道、開拓営農振興計画指定地域を決める(44地区)。
- 11 ○厚生省、保育所緊急整備5カ年計画を実施、本道20カ所新增設。
- 13 ○気象審議会、気象近代化で答申、拡充に5年計画、レーダー網広げ常時観測。  
○樋口哲男議員逝去。
- 16 ○政府、本年産、生産者米価きめる、19,521円(150キロ当たり)前年比9.19%増(新積み上げ方式で)。  
○流通センター建設基本方針きまる、札幌市大谷地に50年度完成の目標。
- 17 ○農林省、41年度の農業調査を発表、7万6,000戸が離農、雇われ兼業増大。
- 19 ○運輸省、海運白書を発表、外航船大量建造必要、さらに体質強化を。  
○遠藤英吉氏(渡島管内)道議繰り上げ当選。
- 21 ○企画庁、42年度の経済白書を発表、福祉社会建設に力点。  
○第55回特別国会閉会。  
○労働部、新卒の道外流出防止対策図る(雇用条件向上)。
- 22 ○第2回定例道議会閉会。
- 25 ○労働省、労働白書を発表、労働力不足さらに深刻化、大手、中小の賃金労働時間格差再び拡大。  
○厚生省、乳児死亡原因調査をまとめる(低生活水準ほど高い)。
- 27 ○第56臨時国会開く。  
○文部省、教員の勤務実態調査を発表、超勤は月10時間(小学校)
- 28 ○厚生省、41年の簡易生命表を発表、男68.35歳、女73.6歳。
- 29 ○文部省、学校公害の実態調査結果を発表、公立学校の4.4%(2,000校)が、大気汚染、騒音。

昭和42年 8月20日発行

北海道議会時報 (第19卷)  
(第7・8号)

編集 北海道議会事務局調査課

発行 北海道議会事務局